

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和元年11月27日（水曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	11
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	11
6. 日程第2 会期の決定	11
7. 日程第3 市長あいさつ	11
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第80号から議第118号まで）	15
9. 日程第5 提案理由の説明	15
10. 日程第6 陳情の報告（陳第1号から陳第6号まで）	26
11. 日程第7 委員長報告	26
12. 決算特別委員長報告	27
13. 日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第60号から議第68号まで）	32
14. 日程第9 議長辞職について	34
15. 日程第10 議長選挙	36
16. 日程第11 副議長辞職について	38
17. 日程第12 副議長選挙	39
18. 散 会	41
19. 令和元年11月28日（木曜日）	45
20. 議事日程（第2号）	45
21. 開 議	47
22. 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	47
23. 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果 報告	48
24. 日程第3 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及 び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の辞任 報告	49
25. 日程第4 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員 及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の 選任	49

26. 日程第 5	議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会 正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員 会正副委員長互選結果報告	50
27. 日程第 6	有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	51
28. 散 会		52
29. 令和元年 1 2 月 9 日 (月曜日)		55
30. 議事日程 (第 3 号)		55
31. 開 議		58
32. 日程第 1 一般質問		58
33. 松本憲二議員 質問		58
34. 近松恵美子議員 質問		71
35. 徳村登志郎議員 質問		83
36. 田畑久吉議員 質問		94
37. 散 会		102
38. 令和元年 1 2 月 1 0 日 (火曜日)		105
39. 議事日程 (第 4 号)		105
40. 開 議		108
41. 日程第 1 一般質問		108
42. 坂本公司議員 質問		108
43. 北本将幸議員 質問		119
44. 前田正治議員 質問		139
45. 吉田憲司議員 質問		153
46. 散 会		176
47. 令和元年 1 2 月 1 1 日 (水曜日)		179
48. 議事日程 (第 5 号)		179
49. 開 議		182
50. 日程第 1 一般質問		182
51. 吉田真樹子議員 質問		182
52. 西川裕文議員 質問		191
53. 古奥俊男議員 質問		200
54. 江田計司議員 質問		212

55. 日程第 2	議案及び陳情の委員会付託	224
56. 散 会		228
57. 令和元年 12 月 23 日 (月曜日)		231
58. 議事日程 (第 6 号)		231
59. 開 議		237
60. 日程第 1	委員長報告	237
61. 総務委員長報告		237
62. 建設経済委員長報告		244
63. 文教厚生委員長報告		248
64. 日程第 2	質疑・議員間討議・討論・採決 (議第 80 号から議第 114 号まで、陳第 1 号)	258
65. 日程第 3	閉会中の継続審査の件	265
66. 日程第 4	市長提出議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決) (議第 115 号から議第 118 号まで)	265
67. 日程第 5	議員派遣の件	267
68. 日程第 6	意見書案上程 (意見書案第 2 号)	268
69. 日程第 7	意見書案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決) (意見書案第 2 号)	269
70. 日程第 8	決議案上程 (決議案第 1 号)	269
71. 日程第 9	提案理由の説明	270
72. 日程第 10	決議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決) (決議案第 1 号)	271
73. 日程第 11	地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠 選挙	271
74. 閉 会		274
75. 署名欄		275

**令和元年第3回玉名市議会定例会会期日程表**  
(会期 11月27日から12月23日までの27日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	27	水	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 陳情の報告 決算特別委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決
11	28	木	午前10時	本会議	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告
11	29	金		休 会	
11	30	土		休 会	(市の休日)
12	1	日		休 会	(市の休日)
12	2	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
12	3	火		休 会	
12	4	水		休 会	
12	5	木		休 会	
12	6	金		休 会	
12	7	土		休 会	(市の休日)
12	8	日		休 会	(市の休日)
12	9	月	午前10時	本会議	一般質問
12	10	火	午前10時	本会議	一般質問
12	11	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び陳情の委員会付託
12	12	木		休 会	
12	13	金	午前10時	委員会	総務委員会
12	14	土		休 会	(市の休日)
12	15	日		休 会	(市の休日)
12	16	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	17	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
12	18	水		休 会	
12	19	木		休 会	
12	20	金		休 会	
12	21	土		休 会	(市の休日)
12	22	日		休 会	(市の休日)
12	23	月	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 2 7 日 (水)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

令和元年11月27日（水曜日）午前10時00分開会

#### 開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第80号から議第118号まで）

- 議第80号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第89号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第90号 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について
- 議第91号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第92号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第95号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第96号 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第97号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第98号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議第99号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第100号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第103号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第107号 指定管理者の指定について
- 議第108号 指定管理者の指定について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 指定管理者の指定について
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 議第112号 指定管理者の指定について
- 議第113号 指定管理者の指定について
- 議第114号 市道路線の認定について
- 議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第118号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 陳情の報告  
(陳第1号から陳第6号まで)
- 陳第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情
- 陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情
- 陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情
- 陳第5号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情

日程第7 委員長報告

1 決算特別委員長報告

日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第60号から議第68号まで)

議第60号 平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第61号 平成30年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第62号 平成30年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第63号 平成30年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 平成30年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第65号 平成30年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第66号 平成30年度玉名市水道事業会計決算

議第67号 平成30年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第68号 平成30年度玉名市農業集落排水事業会計決算

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

(議第80号から議第118号まで)

議第80号 専決処分事項の承認について 専決第4号

令和元年度玉名市一般会計補正予算(第4号)

議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算(第5号)

議第82号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第83号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第84号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

議第86号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第2号)

議第87号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)



- 議第 8 8 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 8 9 号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 9 0 号 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について
- 議第 9 1 号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第 9 2 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 3 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 4 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 5 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 6 号 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 7 号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 8 号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 9 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 0 号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 1 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 4 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 5 号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 6 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 1 0 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 3 号 指定管理者の指定について

- 議第 1 1 4 号 市道路線の認定について
- 議第 1 1 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 陳情の報告  
(陳第 1 号から陳第 6 号まで)
- 陳第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 2 号 梅林地区における公民館新設に関する陳情
- 陳第 3 号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情
- 陳第 4 号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情
- 陳第 5 号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情
- 陳第 6 号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情
- 日程第 7 委員長報告  
1 決算特別委員長報告
- 日程第 8 質疑・議員間討議・討論・採決  
(議第 6 0 号から議第 6 8 号まで)
- 議第 6 0 号 平成 3 0 年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 6 1 号 平成 3 0 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 6 2 号 平成 3 0 年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第 6 3 号 平成 3 0 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 6 4 号 平成 3 0 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 6 5 号 平成 3 0 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 6 6 号 平成 3 0 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 6 7 号 平成 3 0 年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第 6 8 号 平成 3 0 年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 日程第 9 議長辞職について
- 日程第 1 0 議長選挙
- 日程第 1 1 副議長辞職について
- 日程第 1 2 副議長選挙

散 会 宣 告

+++++

出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	松 本 留美子 さん	事務局 次長	荒 木 勇 君
次長 補 佐	松 野 和 博 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	西 山 俊 信 君	企画経営部長	水 本 明 子 さん
市民生活部長	村 崎 信 介 君	健康福祉部長	竹 村 昌 記 君
産業経済部長	松 本 忠 光 君	建設 部 長	前 田 慎 一 郎 君
企 業 局 長	松 本 優 一 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	西 村 則 義 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二階堂 正 一 郎 君		

午前10時01分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

一瀬重隆君、赤松英康君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月20日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月23日までの27日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月23日までの27日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

令和元年第3回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、何かと御多忙の中、御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、誠にありがたく厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まず、先月12日に記録的な大雨をもたらした台風19号によりまして、東日本の広

い範囲で河川の氾濫、堤防の決壊などで甚大な被害が出て、犠牲となった多くの皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、今もなお避難生活を送っておられる方々に心より御見舞いを申し上げたいというふうに存じます。

本市といたしましては、熊本地震の際に御支援いただいた福島県相馬市に対し、飲料水や食糧の支援をさせていただいたところであり、被害に遭われた地域の1日も早い復興を願うばかりであります。

そして、この秋も国や社会に対する功労者を対象に、全国で4,113人の方が叙勲を受章されました。そのうち玉名市の関係では、旭日双光章に元市会議長の高村四郎氏、瑞宝双光章に元学校薬剤師の田尻洋子氏の2名が受章されており、栄えある叙勲を受けられた皆様に心よりお喜びとお祝いを申し上げたいと存じます。

平成から令和へと時代が移り半年が過ぎ、先月22日には天皇陛下の即位礼正殿の儀が執り行なわれ、今月10日には祝賀パレードで日本中が賑わっておりました。

今、改めて時代の移り変わりを実感しているところであり、また、新たな気持ちで市政を前進させなければならないと思うところでもあります。

このような中、1999年から2010年までの「平成の大合併」で合併した旧町村地域の人口減少のスピードが合併しなかった近隣の小規模町村を上回るという調査結果が出ており、中心部と周辺部で人口の増減に大きな差があると報道されました。

本市におきましては、旧4市町すべてで減少しており、旧岱明町が最も減少率が低かったとのことでしたが、人口減少は避けられない問題であり、中心部の活性化はもとより、本市の基幹産業であります農水産業の振興や教育、福祉の充実などに力を入れることで、少しでも減少率を抑えていくことが少子高齢化に対応するために必要なことであろうと思います。

最近における市政の動向について申し上げますと、まず初めに、今月7日に東京都文京区と住民交流や文化・スポーツ交流、観光・産業の振興、災害時の支援を目的として、相互協力に関する協定を締結したわけですが、調印式に先立ち、文京区議会から視察団の受け入れに、議長をはじめ特別委員会を含めた各委員長の皆様に御対応をいただき、誠にありがとうございました。この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。

そして先月26日に東京都立川市で開催された箱根駅伝予選会では、同じく本市とスポーツを通じた地域経済の活性化に関する連携協定を締結しております筑波大学が6位となり、26年ぶりに本戦の出場権を獲得いたしました。

筑波大学陸上部は9月2日から4日まで、本市で合宿をされ、桃田運動公園や高低差の激しい小岱山防火林道を使った走り込みを行ない、金栗先生のお墓参りの際には墓前で箱根駅伝への復活を誓ったということでもあります。箱根駅伝の創設に尽力された金栗

先生のスピリットを受け継ぎ、箱根駅伝への復活を果たした筑波大学陸上競技部を、玉名市も全力で応援してまいりたいと思いますので、皆様方の応援もよろしく願いいたします。

そして、いよいよ今月30日から女子ハンドボール世界選手権大会が開幕いたします。本市が2020東京オリンピックのホストタウンとして登録しておりますアンゴラ共和国の女子ハンドボールチームも来日し、世界選手権を戦うこととなっております。諸事情によりまして、今大会でのテストキャンプはできませんでしたが、来熊時のお出迎えや市民応援団を結成してのアンゴラチームの応援、また、国際交流協会主催のポルトガル語教室やアンゴラ料理教室などで、2020東京オリンピックに向けての市民の機運を高めていく取り組みを行なってまいりたいと思っております。

さらには年が明けて、2020年になりますと県北初のフルマラソン大会であります「第1回玉名いだてんマラソン大会」これを2月23日に「いちごマラソン大会」と同時に開催いたします。既に選手の応募も予定しておりました2,000名を超えており、開催に向けて万全の体制で選手の皆様方をお迎えできるように、しっかりと準備に力を入れているところでございます。

2020年は、いだてんマラソンを皮切りに、東京オリンピックの開催と本市にとりましても、スポーツイヤーとして全国に玉名市の情報をしっかりと発信してまいりたいというふうに思っております。

さて、NHK大河ドラマ「いだてん」の放送も残り3回となりました。約1年間この「いだてん」を核としたさまざまなPR活動や情報発信を行なってまいりましたが、その効果が今後どのように展開していくのか、また、先ほど申しあげました筑波大学との連携協定、箱根町との連携協定、そして、東京都文京区との連携協定など、金栗四三氏とのつながりにおいて締結した相互協力に関する締結を今後どのように活用し、発展させていくかということも、これからの課題でありますし、大きく期待をしているところでもあります。

残りわずかな放送ではございますが、この大河ドラマ「いだてん」の放送を決して一過性のものでせず、そして金栗先生の功績を玉名市民の誇りとして語り継いでいくことができるよう、今後もPR活動に取り組み、玉名市の知名度をさらに高めてまいりたいと思います。

このような中、おかげさまで市長に就任して2年が経過し、折り返し地点を過ぎたわけでございますが、最近では市民会館の姿もだんだんとその全容が見えてきて、順調に事業が進んでいることが見て取れます。

そのほか、これまでに新玉名駅前駐車場の有料化を実施し、新駅周辺の整備については、土地区画整備事業を含めた面的整備としての検討を開始いたしております。また、

子ども医療費の現物給付の実施や小中学校トイレの洋式化を年度ごとに実施し、今年度は玉名中学校、伊倉小学校、八嘉小学校の洋式化を行ない、あわせて避難所としての桃田運動公園総合体育館のトイレの洋式化を行いました。

さらには今後、各種証明書のコンビニ交付の導入や光ブロードバンド未整備地区の整備についても、国の補助を受け実施する運びといたしております。また、そのような事業の進捗には、見えないところでの職員の努力、自己研鑽があつてのことでもあると思います。特に土木部門での橋梁メンテナンス事業においては、職員自らが必要な資格を取得し、高度な知見と技術力に基づいて、小規模な橋の補修を市役所職員だけで完遂することができる体制を構築したことで、橋梁の措置完了率を全国平均18%のところを玉名市は88%まで完了させ、あわせて大幅なコスト削減も実現しております。国土交通省からもインフラメンテナンス大賞を受賞するなど、全国的にも注目されることとなり、私といたしましても大変誇らしく思う次第であります。

このように一つ一つの事業に真摯に取り組み、まだまだ多くの課題を残していることも承知しておりますが、市民、そして議員各位と意見を交わし、御理解を得ながら、そして職員の英知を結集して子どもからお年寄りまで、すべての市民が笑顔で安心して暮らせるまち、市民が郷土に誇りを持ち、未来に向けて夢と希望を持てる魅力あるまちを目指して施策を推進してまいり所存でございますので、何とぞ議会の皆様方の今後とも御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

以上、最近における市政の動きの一端を申し上げましたが、本会議に提案しておりますものは、補正予算関係として専決処分1件、予算案としまして令和元年度一般会計補正予算ほか、特別会計補正予算8件について御提案いたしております。

初めに、令和元年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分でございますが、市の貴重な財源となっておりますふるさと寄附金につきまして、いだけん効果と魅力ある返礼品により、全国各地から玉名市を応援しようと寄附金が寄せられており、この場をお借りし心から御礼を申し上げます。

皆様方からの多くの応援をいただき、本年度見込んでおりました寄附額を9月末で超えてしまい、10月及び11月の返礼品代など、必要経費の不足を生じ、早急に対応する必要があり補正を行なったものであります。今後も玉名の魅力を発信し、寄附金の増及び地域産業の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、令和元年度一般会計補正予算(第5号)の主なものでございますが、東京2020オリンピックの開催に当たり、オリンピックの象徴である聖火が2020年3月12日ギリシャにおいて採火され、ギリシャ国内を8日間リレーし、3月20日に日本に到着、そして宮城県、岩手県、福島県の順に2日間ずつ「復興の火」として展示されたあと、3月26日福島県より日本全国47都道府県を回るオリンピック聖火リレーがスタート

いたします。熊本県では5月6日に出発し県内を巡り、5月7日に玉名市に聖火がまわりますが、この聖火リレーの運営などに係る東京オリンピック聖火リレー事業負担金を計上いたしております。そのほか人事院勧告に基づく職員給与等の調整を計上いたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして、よろしく御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第80号から議第118号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第80号専決処分事項の承認について、専決第4号、令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第118号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案39件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） おはようございます。

私のほうからは、補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております予算関係資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第80号専決処分事項の承認について、専決第4号、令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、11月1日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。

内容につきましては、ふるさと納税推進事業によるふるさと寄附金が、新たなポータルサイトをふやしたことや返礼品の新しい品目の追加による充実などにより、大幅に寄附額が伸びており、10月、11月の2カ月分の返礼品代などの必要経費の不足を生じ、早急に対応する必要があったため補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,906万円を追



加し、総額を353億2,817万9,000円といたすものでございます。

まず、歳入を申し上げますと、18款寄附金は、ふるさと寄附金で2億300万円の追加、19款繰入金は、財政調整基金繰入金5,394万円の減額で、今回の財源調整分でございます。

歳出につきましては、2款総務費は1億4,906万円で、キラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業に係る返礼品代などの委託料の追加でございます。

続きまして、議第81号から7ページの議第89号までの補正予算関係9件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。

初めに、議第81号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,626万1,000円を追加し、総額を357億444万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は1億4,232万6,000円の追加で、市民会館建設事業に係る社会資本整備総合交付金の現年度及び過年度分の追加交付でございます。

16款県支出金は1,532万7,000円の追加で、農事組合法人伊倉の共同利用機械整備に対し、事業費の2分の1が補助されるくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金などでございます。

2ページでございます。

18款寄附金は2億3,750万円の追加で、12月から3月までの4カ月分のふるさと寄附金の見込みによる追加などでございます。

19款繰入金は1億203万2,000円の減額で、財政調整基金繰入金を減額し、今回の補正の財源調整を行なうものでございます。

21款諸収入は4,810万4,000円の追加で、平成30年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算分などでございます。

22款市債は、3,503万6,000円の追加で、防災行政無線デジタル化工事の子局増設に係る防災無線等整備事業債の追加などでございます。

次に、歳出についてでございますが、各款について人事院勧告に基づく職員給与等の改定により、人件費1,464万6,000円の追加を計上しております。

1款議会費は59万7,000円の追加、2款の総務費は1億7,858万1,000円の追加で、キラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業で、ふるさと寄附金に係る返礼品代などの経費に係る委託料の追加などでございます。

3款民生費は1億1,958万4,000円の追加で、児童扶養手当の支給回数の変更に伴う追加、10月から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、運営費として不足する利用者負担額分を負担する認定こども園給付費負担金などでございます。

4款衛生費は、301万8,000円の追加、6款農林水産業費は1,851万4,000円の追加で、農事組合法人伊倉の共同利用機械の整備に対するくまもと土地利用型農業競争力強化事業支援事業補助金などでございます。

7款商工費は、107万3,000円の追加、8款土木費は、162万2,000円の追加、9款消費費は2,804万9,000円の追加で、防災行政無線デジタル化工事の追加で、地元の要望によります屋外拡声子局9カ所の増設等を行なうものでございます。

10款教育費は2,522万3,000円の追加で、スポーツ大会の開催などに対しまして、日本スポーツ振興センターが費用の一部を助成するスポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴う金栗杯玉名ハーフマラソン大会補助金の追加、東京オリンピック聖火リレー事業負担金は、県内を巡り5月7日に玉名に聖火がまいますが、この聖火リレーの運営などに係る県実行委員会への負担金の追加、来年2020年2月23日に開催いたします玉名いだてんマラソン2020、そして同時開催の第43回いちごマラソン大会での参加者の臨時駐車場と会場までのシャトルバス運行費をいちごマラソン大会補助金へ追加するものなどでございます。

第2表繰越明許費につきましては、くまもと県北病院敷地内に建設予定の病児・病後児保育施設整備事業ほか2件の限度額を設定いたすものでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、2ページから3ページになりますが、議会だより印刷業務ほか13件の期間及び限度額を設定いたすものでございます。

また、第4表地方債補正につきましては、防災無線等整備事業ほか1件の限度額を変更いたすものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

続きまして、議第82号令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ757万7,000円を追加し、総額を91億319万6,000円とするもので、歳出につきましては、1款総務費は国保オンライン資格確認等対応に伴うシステム改修委託料の追加などとそれに伴う国民健康保険制度関係業務事業費補助金の追加でございまして。

4ページをお願いいたします。

次に、議第83号令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、総額を8億9,243万8,000円とするもので、歳出につきましては、4款諸支出金は過年度保険料還付金未申請分の償還金とそれに伴う熊本県後期高齢者医療連合会からの過年度分保険料還付金の追加などでございます。

議第84号令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,781万6,000円を追加し、総額を78億2,810万円とするもので、保険者機能強化推進交付金の交付決定に伴う介護給付費等準備基金への積み立てでございます。

第2表債務負担行為につきましては、短期集中型通所サービス事業業務ほか1件の期間及び限度額を設定いたすものでございます。

5ページをお願いいたします。

次に、議第85号令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、総額を4,043万円とするもので、人事院勧告に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第86号令和元年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、総額を2億5,665万2,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第87号令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2条収益的支出の補正につきましては、25万2,000円を追加し、総額を8億670万9,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第88号令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、29万8,000円を追加し、総額を16億3,328万8,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

第3条の資本的支出の補正につきましては、3,638万6,000円を追加し、総額

を11億4,636万3,000円とするもので、国庫補助金の追加内示により、令和2年度で予定しておりました立願寺ポンプ場建設事業を一部前倒して行なうものでございます。

第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を変更いたすものでございます。

7ページをお願いいたします。

最後に、議第89号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、9万円を追加し、総額を4億773万1,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

第3条の資本的支出の補正につきましては、390万円を追加し、総額を3億1,437万4,000円とするもので、横島町地区機能強化マンホールポンプ改修工事を行なうものでございます。

第4条企業債の補正につきましては、農業集落排水事業債の限度額を変更いたすものでございます。

以上、主な内容について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 副市長 村上隆之君。

〔副市長 村上隆之君 登壇〕

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第90号から議第114号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第90号玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定についてでございますが、玉名市伊倉ふれあいセンターの設置及び管理について条例を制定をするものでございます。

内容といたしましては、玉名市伊倉隣保館を大規模改修し、隣保館機能と玉名市伊倉児童センターの機能等を集約した玉名市伊倉ふれあいセンターを新たに設置するため、その設置について定めるとともに、事業、開館時間、使用料、その他必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項におきまして、玉名市伊倉児童センター条例及び玉名市隣保館条例

を廃止するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第91号玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設及び職員の欠格条項の適正化に伴いまして、12本の条例につき、その適用を受ける職員の範囲等に変更が生じますことから所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は一部を除き令和2年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第92号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて議員の期末手当を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の172.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第93号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の172.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第94号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで

ございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の172.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第95号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴い及び国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、地方公務員法の改正による職員の欠格条項の適正化に伴いまして、条例中で引用しております法律の規定が削除されますことから、所要の改正を行なうものでございます。

また、12月に支給します職員の勤勉手当の支給月数を0.975に0.05月分引き上げますとともに、若年層の職員の給料月額を平均で0.1%引き上げる改定をあわせて行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、給料月額の引き上げにつきましては、平成31年4月1日から、勤勉手当につきましては令和元年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、前条において引き上げました勤勉手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振りますとともに、会計年度任用職員制度の創設に伴う、所要の改正を行なうものでございます。

附則といたしまして、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

議第96号玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市天水石けん加工施設及び行政財産の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市天水石けん加工施設及び行政財産につきまして、その使用料を改定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日以後

の使用料について適用するものでございます。

29ページをお願いいたします。

議第97号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは住民基本台帳の閲覧等に係る手数料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、条例で規定されております住民基本台帳の閲覧、住民票の謄抄本の交付、印鑑証明書の交付など、22の手数料につきまして、現行の200円から300円に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

30ページをお願いいたします。

議第98号玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市福祉センター等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市福祉センター、玉名市岱明コミュニティセンター、玉名市岱明ふれあい健康センターなど、9つの公の施設につきまして、その使用料を改定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の各施設の使用料について適用するものでございます。

47ページをお願いいたします。

議第99号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長しますとともに、卒園後の受け皿として企業主導型保育事業所及び認可外保育施設を連携施設として位置づけるなど、所要の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

49ページをお願いいたします。

議第100号玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市大衆浴場等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市大衆浴場、玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘など、10施設につきましてその使用料を改定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の各施設の使用料について適用するものでございます。

また、附則第12項におきまして、玉名市税条例の一部改正といたしまして、玉名市草枕温泉てんすいの使用料の改定に伴う入湯税免除規定の整備を行なうものでございます。

63ページをお願いいたします。

議第101号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市消防団員の欠格事項の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、この条例で定めております成年被後見人又は被保佐人は消防団員になることができないとする旨の規定の削除を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

64ページをお願いいたします。

議第102号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小天東小学校の閉校に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、小学校の学校再編により、玉名市立小天東小学校が玉名市立小天小学校に統合され閉校しますことから、条例別表中の小天東小学校の規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

65ページをお願いいたします。

議第103号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市教育センターの組織を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、本市の実態に応じた研究をするため、研究部の整備を行ないますとともに、職務が終了した運営委員長、運営副委員長及び専任研究員の職を廃止し、新たに相談活動を行なう教育相談員の職を設置するため所要の改正を行なうものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

66ページをお願いいたします。

議第104号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正及び玉名市公民館の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。



内容としたしましては、玉名市中央公民館、岱明町公民館、横島町公民館、天水町公民館につきまして、その使用料を改正するものでございます。

また、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、現在非常勤の特別職として規定しております公民館長が会計年度任用職員となりますことから、所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則としたしまして、この条例は一部を除き公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の公民館の使用料について適用いたすものでございます。

70ページをお願いいたします。

議第105号玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容としたしましては、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、会計年度任用職員として任用します上下水道事業職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則としたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

71ページをお願いいたします。

議第106号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、これは一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

内容としたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が熊本縣市町村総合事務組合規約第3条第1号に規定する職員の退職手当に関する事務を共同処理させるため、熊本縣市町村総合事務組合に加盟しますことから、同規約の一部を変更するものでございます。

なお、附則としたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、72ページから79ページまでをお願いいたします。

議第107号から議第113号までの指定管理者の指定についてでございますが、これらは各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容としたしましては、管理を行なわせる施設は、議第107号が玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターでございまして、令和2年4月1日から令和5

年3月31日までを指定の期間として、一般財団法人玉名市自治振興公社を。

議第108号が玉名市福祉センターでございまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを指定期間として社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を。

議第109号が玉名市岱明ふれあい健康センターでございまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を。

議第110号が玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」でございまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を。

議第111号が玉名市大衆浴場でございまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までを指定の期間としまして、株式会社やましょう不動産を。

議第112号が、玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場でございまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までを指定の期間としまして、株式会社池田建設を。

議第113号が玉名市農産物直売所郷〇市でございまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを指定の期間として、天水町農産物直売所協議会てんすい郷〇市をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

80ページをお願いいたします。

議第114号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回新たに認定する路線は、下河原川原南大門線で、境川左岸の市道が集中豪雨により冠水し、通行不能となった場合の重大な代替路となるため、市道に認定するものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 私のほうからは、本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の82ページから85ページまでをお願いいたします。

議第115号から議第118号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員4人の任期が令和2年3月31日をもちまして任期満了となるため、現委

員の松木幸美氏の後任に引き続き同氏を、前田敏朗氏の後任に前田日出男氏を、木村總子氏の後任に引き続き同氏を、濱崎光邦氏の後任に引き続き同氏を、それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

以上、4件の人事案件について、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 陳情の報告（陳第1号から陳第6号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「陳情の報告」を行ないます。

陳第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情

陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情

陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情

陳第5号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情

以上、陳情6件が今回提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、陳情の報告を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

これより、先の第2回定例会において、決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第60号平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第68号平成30年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案9件を、一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 嶋村 徹君。

[決算特別委員長 嶋村 徹君 登壇]

○決算特別委員長（嶋村 徹君） ただいまから、決算特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

今般の決算特別委員会は10月23日、24日の2日間にわたり審査を行ないました。

委員会に付託されました案件は、議第60号平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第68号平成30年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の議案9件であります。

以下、各決算議案の審査経過について、御報告申し上げます。

まず、議第60号平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額336億834万5,813円、歳出決算額326億6,987万809円で、歳入歳出差引額は9億3,847万5,004円となり、翌年度繰越額1億159万2,000円を差し引いた実質収支額は8億3,688万3,004円となっております。

執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等の説明と、各課における主要な施策の成果について、詳細な説明のあと、質疑応答に移りました。

主な質疑について申し上げます。まず、歳入ですが、執行部からの説明の後、委員から、「市税の滞納分はすべて予算化しているのか」との質疑があり、執行部から、「滞納繰越分と現年度分の滞納見込額を予算化している」との答弁でした。

委員から、「住宅新築資金等貸付金の滞納分の今後の見込みは」との質疑があり、執行部から、「41名について償還が終わっておらず、現在も引き続き徴収の努力を続けている」との答弁でした。

委員から、「市税の滞納者にはどのような通知を送り、どのような徴収の仕方をしてしているのか」との質疑があり、執行部から、「年間を通して督促をし、その後に催告書を送付している。また、滞納者の納税相談に応じ、納付計画を立てていただくが、納税相談に来られない場合や計画を履行できない場合には、財産等の調査、家宅捜索を行ない、法律に基づき差し押さえを適正かつ厳格に実施している」との答弁で、歳入については、このほか「生活保護費返還金・徴収金収入、地方交付税額の推移、合併算定替縮減の影響、経常収支比率・将来負担比率、市民税・軽自動車税・入湯税の推移、不納欠損処理の要件、滞納相談の内容」など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出についてですが、委員から、「職員自主研究グループの活動補助金を交付

しているグループの活動状況は」との質疑があり、執行部から、「職員5名のグループが補助金申請し、活動している。報告書の提出には至っていないが、実地調査、基礎研究を続けている」との答弁でした。

委員から、「定住促進補助金の交付対象者の内訳は。また、今後の方向性は」との質疑があり、執行部から、「平成30年度41件の地域別内訳は、荒尾玉名地域16件、熊本市12件、県内のその他の地域6件、福岡県3件、九州その他が4件であった。また、年代別では20代8件、30代24件、40代6件、50代1件、60代1件、70代1件であった。今後については、令和2年度まで現在の補助金制度を実施し、それ以降の第3次の定住促進補助事業の内容については、検討を進めたい」との答弁でした。

委員から、「嘱託員報酬はいつから現在の額なのか」との質疑があり、執行部から、「均等割年10万円、戸数1戸当たり2,000円は、平成17年10月の合併当時から変わっていない。見直しを検討したこともあったが、他市の状況や嘱託員の意向を踏まえ変更に至らなかった」との答弁でした。

委員から、「子ども医療費の助成額の推移は。また、受診状況ごとに各種事業の効果等の分析は行なっているのか」との質疑があり、執行部から、「平成30年10月現物給付方式移行後は、前年比で毎月1.2倍程度の伸びとなっている。現在では、分析は行なっていないが、今後推移を見ながら分析を行なっていきたい」との答弁でした。

委員から、「玉名市の自殺率は県内平均より高いが、自殺防止の取り組みは」との質疑があり、執行部から、「電話予約による臨床心理士による個別相談を実施しており、今後も継続して実施したい。そのほか、関係機関対象の研修会の開催を予定している。また、今年度自殺対策の計画を策定予定であり、個人情報を含むため、慎重に取り扱う必要があるが、自殺者が減るよう努力していきたい」との答弁でした。

委員から、「金婚表彰の対象者に市から個別に案内できないか」との質疑があり、執行部から、「市が個人個人の戸籍を調査することはできないので、婚姻日等を把握することができない。したがって申込制となるが、申込期限を過ぎた方は次年度での表彰を案内している」との答弁でした。

委員から、「市営団地の入居率は」との質疑があり、執行部から、「老朽化のため新規の入居を受け付けてない大倉団地、一本松団地以外は基本的にほぼ満室である」との答弁でした。

委員から、「農業次世代人材投資事業について、離農した場合は補助金返還が必要だったのか」との質疑があり、執行部から、「この離農者については、補助金の返還義務はない」との答弁でした。

また、委員から、消費生活相談事業に関連し、「相談業務は課ごとではなく、連携しチームで対応してほしい」との意見がありました。

委員から、「緊急情報等の伝達手段として有効である安心メールの登録数拡大の取り組みは」との質疑があり、執行部から、「広報たまな等での周知とあわせ、会合などに出向いて登録の呼びかけを行なうなど、より一層の取り組みを行ないたい」との答弁でした。

委員から、「市内の高校、大学を避難所として使用することはあるのか」との質疑があり、執行部から、「市内の高校、大学を二次避難所に指定しており、避難所を一次避難所だけでは収容できない場合などは、避難所として使用することになる」との答弁でした。

委員から、「自主防災組織の活動状況は」との質疑があり、執行部から、「自主防災組織の組織率は高くなったが、活動が少ないのが実情である。避難訓練等を積極的に実施している地域もあり、各地区で活動が活発になるよう働きかけを行ないたい」との答弁でした。

そのほか、歳出に関しては、「職員の公用車事故と免許証の確認、国際交流の現状、マイナンバーカードへの旧姓表記、職員の旧姓使用、老人クラブの現状と支援、市道栗ノ尾石橋線の工事範囲、小学校の研究指定校」など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第60号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第61号平成30年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額94億5,691万6,637円、歳出決算額89億7,381万4,305円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は4億8,310万2,332円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「市が直接実施している特定保健指導等の業務をアウトソーシングする考えは」との質疑があり、執行部から、「現在、臨時職員を含め、市職員が業務を行なっているが、効果が出てきている事業である。アウトソーシングがよいのか、現状の体制がよいのか、効果等を見ながら検討していきたい」との答弁でした。

委員から、「保険給付費は減少しているのか」との質疑があり、執行部から、「被保険者数、医療費総額ともに減少している。高齢化により被保険者が後期高齢者医療保険に移っている」との答弁でした。

そのほか、「収入未済額の推移、基金への積み立て、特定保健指導の1回当たりのコスト・対象者の推移・指導内容、保険者努力支援制度」などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第61号については、全員異議なく原案のとおり認定することと決しました。

次に、議第62号平成30年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額8億7,444万6,863円、歳出決算額8億7,178万9,763円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は265万7,100円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「死因上位である肺炎を防ぐことにもなるので、歯科検診受診率が向上するよう取り組んでほしい」との要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第62号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第63号平成30年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額77億829万9,727円、歳出決算額74億752万3,225円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は3億77万6,502円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「介護保険料の次回の見直しの予定は」との質疑があり、執行部から、「保険料、給付費とともに増加傾向にあり、算定の結果次第でアップの可能性がある」との答弁でした。

委員から、「介護予防・日常生活支援総合事業の不用額の要因は」との質疑があり、執行部から、「利用者が増加傾向にあったため、さらなる増加を見込んで予算を組んだが、想定ほど利用者がふえなかったため」との答弁でした。

そのほか、「介護保険の認定率」などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第64号平成30年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額3,275万6,179円、歳出決算額2,974万7,543円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、300万8,636円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「管理している浄化槽の総数は何基か」との質疑があり、執行部から、「平成30年度で177基である」との答弁でした。

委員から、「収入未済額の要因は」との質疑があり、執行部から、「使用料の滞納分であり、督促や集金の手続きを行なっている」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第64号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第65号平成30年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額6億1,627万7,151円、歳出決算額5億6,125万7,970円で、

歳入歳出差引額は、5,501万9,181円となっており、翌年度繰越額4,300万円を差し引いた実質収支額は、1,201万9,181円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「現在の基金残高では、今後の維持管理費を賄えないと思うが、不足する分はどうするのか」との質疑があり、執行部から、「基金が不足した場合は、一般財源にて維持管理を行なう」との答弁でした。

委員から、「鉄道・運輸機構に補償金を追加してもらうことはできないのか」との質疑があり、執行部から、「追加のお願いをする予定はない」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第65号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第66号平成30年度玉名市水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億3,187万4,350円、収益的支出は7億4,894万2,315円で、資本的収入は582万4,137円、資本的支出は5億5,921万4,351円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「昨年度から利益剰余金が約3億円減少した要因は。また、来年度も減少するのか」との質疑があり、執行部から、「資本的収入額が資本的支出額に不足する額を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんし、まだ不足する場合は、剰余金である積立金を取り崩している。昨年度の様子が毎年度続けば剰余金である積立金は3億円ずつ減少していく」との答弁でした。

委員から、「水道施設への非常用発電設備の設置状況は」との質疑があり、執行部から、「主要な施設への設置は完了しており、停電が発生しても、長いところで3日以上、短いところでも1日以上稼働し、給油することでさらに長時間の稼働が可能である」との答弁でした。

そのほか、「損益勘定留保資金」などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第67号平成30年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は15億557万1,316円、収益的支出は14億1,412万4,747円で、資本的収入は10億1,584万4,641円、資本的支出は15億6,966万8,089円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、「利益剰余金は毎年減少しているのか」との質疑があり、執行部から、「水道事業と同様に剰余金である積立金は毎年度減少しており、毎年度1億円程度の取り崩しを予定している」との答弁でした。

委員から、「利益剰余金の一部を有価証券で運用する考えは」との質疑があり、執行



部から、「水道事業とあわせて、有価証券での運用を検討していきたい」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第67号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第68号平成30年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は4億1,677万2,674円、収益的支出は3億9,766万5,450円で、資本的収入は1億5,848万1,000円、資本的支出は2億9,546万1,022円となっております。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決（議第60号から議第68号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第8、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） 皆さんこんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、ただいま決算特別委員長の報告がありました議案の中で、議第60号平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第61号平成30年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、以上の決算認定につきましては、反対をいたします。

平成29年度までは国保事業の赤字解消として玉名市は一般会計から法定外の繰入を行なって、国保税の増税を押さえてきました。平成30年度から国保事業は市と県が共同で運営することになり、玉名市は一般会計からの法定外繰入を中止しました。その結

果、平成30年度の国保税は1人当たり平均3,300円の増税となりました。国保税が高いのはもともとは国が国庫負担金を減らし続けたのが大きな原因であります。国保加入者はその多くが年金生活者や所得が低い層でありまして、国保税は大きな負担となっております。一般会計繰入の中止は市民生活に大きな影響があります。厚生労働省は国保税の値上げを押さえたり、引き下げをしたりするために一般会計から国保会計に市が独自の公費の繰入を行なうことに対して、国からの予算を減らすペナルティを準備しております。しかし、厚生労働省は公費繰入が自治体の判断で可能だと国会では答弁しております。全国的には条例を通じて公費繰入を行ない、子どもや生活困窮者などの国保税を独自に減免する制度を設けた市町村があります。玉名市も国の言いなりでなく、市民生活を守る防波堤の役割、地方自治の本旨を十二分に発揮することを求めて、私はこの2件の認定に反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号 平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第61号 平成30年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

以上、決算議案2件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第62号 平成30年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第63号 平成30年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 平成30年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第65号 平成30年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第66号 平成30年度玉名市水道事業会計決算

議第67号 平成30年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第68号 平成30年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第62号から議第68号までの決算議案7件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第62号から議第68号ま

での決算議案7件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第60号 平成30年度玉名市一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第60号に対する委員長の報告は、認定であります  
が、異議があります。

議第60号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を  
求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第60号については、原案の  
とおり認定することに決定いたしました。

議第61号 平成30年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について採  
決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第61号に対する委員長の報告は、認定であります  
が、異議があります。

議第61号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を  
求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第61号については、原案の  
とおり認定することに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 2時34分 開議

○副議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議長 中尾嘉男さんから議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題にいたし  
たいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日  
程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第9 議長辞職について

○副議長（近松恵美子さん） 日程第9、「議長辞職について」を議題といたします。

なお、議長 中尾嘉男さんは、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として当該事件の審議に参加いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 荒木 勇さん。

[議会事務局次長 荒木 勇君 登壇]

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして朗読いたします。

令和元年11月27日、玉名市議会副議長近松恵美子殿。玉名市議会議長中尾嘉男。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（近松恵美子さん） これより、中尾嘉男さんの議長辞職について採決いたします。

お諮りいたします。中尾嘉男さんの議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、中尾嘉男さんの議長辞職については、許可することに決定いたしました。

中尾嘉男さんの入場を許可します。

[中尾嘉男君 入場]

○副議長（近松恵美子さん） この際、前議長の中尾嘉男さんから退任のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。

21番 中尾嘉男さん。

[21番 中尾嘉男君 登壇]

○21番（中尾嘉男君） ただいま私の辞職願、採決いただきましてありがとうございます。2年間就任しまして、議会改革ということで、二代表制のを中心に考えながら議会の皆さんの後押しをもらいながら、2年全うすることができました。本当にありがとうございました。

また、今後は議会が市民にとってすばらしい議会となるように頑張っていく所存でございます。どうか今後ともよろしく願いしときます。

[拍手]

○副議長（近松恵美子さん） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

---

午後 3時25分 開議

○副議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長の辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、この際、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 議長選挙

○副議長（近松恵美子さん） 日程第10、「議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（近松恵美子さん） ただいまの出席議員数は20名であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（近松恵美子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（近松恵美子さん） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（近松恵美子さん） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 荒木 勇さん。

〔議会事務局次長 荒木 勇君 登壇〕

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

坂本公司議員、吉田真樹子議員、吉田憲司議員、一瀬重隆議員、赤松英康議員、古奥俊男議員、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、近松恵美子副議長。

○副議長（近松恵美子さん） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（近松恵美子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（近松恵美子さん） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂本公司さん、吉田真樹子さん、松本憲二さん、嶋村徹さん、以上の諸君を指名いたします。

よって、4人の立ち会いを願います。

[坂本公司君、吉田真樹子さん、松本憲二君、嶋村徹君 開票立ち合い]

[事務局職員により開票・点検]

○副議長（近松恵美子さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票。

有効投票中、中尾嘉男さん10票、内田靖信さん9票、徳村登志郎さん1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、中尾嘉男さんが議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました中尾嘉男さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

中尾嘉男さん。

[中尾嘉男君 登壇]

○議長（中尾嘉男君） 皆さんありがとうございます。

また再び議長という職責に支持をもらい、本当にありがとうございます。深くお礼を申し上げます。

今まで2年間この議会改革をやってくる中で、すべてがまだ道半ばであります。残りの2年間でこれを道を開いてきちっとした形でやっていく所存でございます。これにはどうか議員さんの力強い後押しをやってもらわなければ実現できません。どうか皆さんよろしくお願ひしときます。

また、執行部の皆さん、市長初め二元代表制ということで、また、議会の立場を尊重しながら申し上げますけれども、議案の中身については両輪で行くこともありますので、どうか末永くよろしくお願ひします。

これで終わります。ありがとうございました。

[拍手]

○副議長（近松恵美子さん） それでは、中尾嘉男議長、議長席にお着きください。

[副議長 近松恵美子さん 自席に着席]

[議長 中尾嘉男君 議長席に着席]

○議長（中尾嘉男君） これより議長の職務をとらせていただきます。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

---

午後 4時15分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長 近松恵美子さんから副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 副議長辞職について

○議長（中尾嘉男君） 日程第11、「副議長辞職について」を議題といたします。

なお、副議長 近松恵美子さんは、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として当該事件の審議に参加いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

[議会事務局次長 荒木 勇君 登壇]

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして朗読いたします。

令和元年11月27日、玉名市議会議長中尾嘉男殿。玉名市議会副議長近松恵美子。辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） これより、近松恵美子さんの副議長辞職について採決いたします。

お諮りいたします。近松恵美子さんの副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、近松恵美子さんの副議長辞職については、許可することに決定いたしました。

近松恵美子さんの入場を許可します。

[近松恵美子さん 入場]

○議長（中尾嘉男君） この際、前副議長の近松恵美子さんから退任のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） 皆さん2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

いろんな経験させていただきましたけれども、思い出に残るのは、議会改革を進めてきたことです。ただランキング上がり、少し形はできましたけれども、魂が入るのはこれからだなというふうな気がしております。そういう意味で、これから一議員としてさらなる議会改革、そしてそれが本当に市民の福祉、安心して暮らせるまちになる議会改革が進んでいきますように、また、尽力していきたいと思っております。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

[拍手]

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

---

午後 4時45分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、副議長の辞職に伴い、副議長が欠員となりましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行ないたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第12 副議長選挙

○議長（中尾嘉男君） 日程第12、「副議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（中尾嘉男君） ただいまの出席議員数は20名であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中尾嘉男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（中尾嘉男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 荒木 勇さん。

〔議会事務局次長 荒木 勇君 登壇〕

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

坂本公司議員、吉田真樹子議員、吉田憲司議員、一瀬重隆議員、赤松英康議員、古奥俊男議員、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、近松恵美子議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、田畑久吉議員、中尾嘉男議長。

○議長（中尾嘉男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中尾嘉男君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂本公司君、吉田真樹子さん、松本憲二君、嶋村徹君、以上の諸君を指名いたします。

よって、4人の立ち会いをお願いします。

〔坂本公司君、吉田真樹子さん、松本憲二君、嶋村徹君 開票立ち合い〕

〔事務局職員により開票・点検〕

○議長（中尾嘉男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票。

有効投票中、多田隈啓二君10票、松本憲二君9票、徳村登志郎君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、多田隈啓二君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました多田隈啓二君が議場におられますので、本席から

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

多田隈啓二君。

[多田隈啓二君 登壇]

○副議長（多田隈啓二君） 皆さんありがとうございます。

玉名市議会副議長、選任いただきまして本当にありがとうございます。

今、中尾議長とともに、議長を支えながら、何よりも一番大事なのはこの皆さんが一致団結して、この議会改革2年目、今、政策コンテストっております。その中でどうやって改革していくのか、そして結果を残す時期だと思っております。ぜひ、皆さんのお知恵を借りながら、そしてチーム一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（中尾嘉男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明28日は、定刻より会議を開き、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時02分 散会

第 2 号

1 1 月 2 8 日 (木)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

令和元年11月28日（木曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

日程第3 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の辞任報告

日程第4 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第5 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第6 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

散会宣告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君

21番 中尾嘉男君

22番 田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	西山俊信君	企画経営部長	水本明子さん
市民生活部長	村崎信介君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	松本忠光君	建設部長	前田慎一郎君
企業局長	松本優一君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午後 1時14分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任」を行ないます。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、総務委員会委員に、坂本公司議員、吉田真樹子議員、松本憲二議員、近松惠美子議員、前田正治議員、森川和博議員、私、中尾嘉男、以上、7名の諸君を。

建設経済委員会委員に、一瀬重隆議員、赤松英康議員、古奥俊男議員、多田隈啓二議員、江田計司議員、田畑久吉議員、以上、6名の諸君を。

文教厚生委員会委員に、吉田憲司議員、北本将幸議員、徳村登志郎議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、作本幸男議員、以上、7名の諸君を。

議会運営委員会委員に、北本将幸議員、徳村登志郎議員、内田靖信議員、近松惠美子議員、作本幸男議員、森川和博議員、田畑久吉議員、以上、7名の諸君を、それぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任されました。

この際、各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、正副委員長の互選のため休憩し、議長において委員会を招集いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い、委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

総務委員長、近松恵美子さん。総務副委員長、松本憲二君。

建設経済委員長、田畑久吉君。建設経済副委員長、古奥俊男君。

文教厚生委員長、内田靖信君。文教厚生副委員長、嶋村徹君。

議会運営委員長、徳村登志郎君。議会運営副委員長、北本将幸君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 3時49分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

---

午後 5時09分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第3 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の辞任報告

日程第4 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任

日程第5 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第3 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の辞任報告**

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の辞任報告」を行ないます。

先ほど、議会改革推進特別委員会委員8名全員から、また、議会広報広聴特別委員会委員8名全員から、また、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員8名全員から辞任願が提出されました。

委員会条例第14条の規定に基づき、議長において、辞任を許可いたしましたので、御報告いたします。

\*\*\*\*\*

**日程第4 議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任**

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま欠員となっております特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、議会改革推進特別委員会委員に、吉田憲司議員、一瀬重隆議員、多田隈啓二議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、近松恵美子議員、田畑久吉議員、以上、8名の諸君を。

議会広報広聴特別委員会委員に、坂本公司議員、吉田真樹子議員、赤松英康議員、古奥俊男議員、北本将幸議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、嶋村徹議員、以上、8名の諸君を。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員に、吉田真樹子議員、一瀬重隆議員、古奥俊男議員、北本将幸議員、江田計司議員、近松恵美子議員、森川和博議員、田畑久吉議員、以上、8名の諸君をそれぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会改革推進特別委員会委員、議会広報広聴特別委員会委員及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会委員に選任されました。

この際、特別委員会におかれましては、正副委員長の互選のため休憩し、議長におい



て委員会を招集いたします。

特別委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い、委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 5時14分 休憩

---

午後 5時59分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第5 議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

議会改革推進特別委員長、多田隈啓二君。議会改革推進特別副委員長、西川裕文君。

議会広報広聴特別委員長、北本将幸君。議会広報広聴特別副委員長、赤松英康君。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長、江田計司君。有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別副委員長、一瀬重隆君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、議会改革推進特別委員会正副委員長、議会広報広聴特別委員会正副委員長及び有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 6時00分 休憩

---

午後 6時09分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第6 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

以上、日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙」を行ない  
ます。

荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町をもって組織する有明広域行政  
事務組合の議会の議員については、有明広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定によ  
り、構成市町の議会において、当該構成市町の議会の議員のうちから、選挙することと  
なっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数17名に対し、玉  
名市選出の議員数は5名と定められております。

現在、玉名市選出の組合議員の5名のうち1名が辞職に伴い欠員となっておりますの  
で、同規約第5条第3項の規定により補欠選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によ  
り指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。指名の方法については、議長において  
指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から有明広域行政事務組合議会議員に西川裕文議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました西川裕文議員を有明広域行政事務組合議会議  
員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西川裕文議員が有明広域行政事務組合議会議員に  
当選されました。

ただいま有明広域行政事務組合議会議員に当選されました西川裕文議員が議場におら

れますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明29日から12月8日までの10日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、明29日から12月8日までの10日間休会することに決定いたしました。

12月9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、12月2日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時14分 散会

第 3 号

1 2 月 9 日 (月)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

令和元年12月9日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 2 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）
- 4 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
  - 1 市長の公約（マニフェスト）の進捗について
    - （1）市長就任2年を終え、選挙時のマニフェストの進捗状況は
  - 2 広域連携の取り組みについて
    - （1）施設使用の広域的取り組みの考えは
    - （2）施設建設の広域的取り組みの考えは
- 2 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
  - 1 子どもたちが育つ環境の整備について
    - （1）大野小学校、睦合小学校の学童保育の過密解消策を考える必要があるのではないか
    - （2）タマにゃん教室のよりよい環境を考えるべきではないか
  - 2 公的施設における除草剤の使用状況について
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）
  - 1 地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について
    - （1）債務負担行為の積極的な活用について
    - （2）公共工事へのゼロ市債の活用について
    - （3）公共工事の柔軟な工期の設定について
    - （4）公共工事の速やかな繰り越し手続きについて
  - 2 市民の福祉・健康を守るための施策について
    - （1）乳幼児健診における小児がんの早期発見について

- (2) ロタウイルスワクチンの定期接種開始に向けた取り組みについて
- (3) 肺炎球菌ワクチン定期接種の年度末における再通知について
- (4) 胃がん発症予防につながるピロリ菌検査の導入について
- (5) 補聴器の公的助成について

4 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）

- 1 玉名大俵まつり（俵ころがしレース）事業の経済的成果について
  - (1) 玉名市内のどのような分野にどんな経済効果があったのか
- 2 生活道路（里道、公衆用道路等）の改良・改善について
  - (1) 市民生活に一番密着した身近な生活道路の改良、積極的な対策を
- 3 市道の管理体制、対策について
  - (1) 安心・安全な市道の管理対策は万全か
- 4 非正規職員の待遇改善、その方向性について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

- |     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 坂本 公 司 君   | 2番  | 吉 田 真樹子 さん |
| 3番  | 吉 田 憲 司 君  | 4番  | 一 瀬 重 隆 君  |
| 5番  | 赤 松 英 康 君  | 6番  | 古 奥 俊 男 君  |
| 7番  | 北 本 将 幸 君  | 8番  | 多田隈 啓 二 君  |
| 9番  | 松 本 憲 二 君  | 10番 | 徳 村 登志郎 君  |
| 12番 | 西 川 裕 文 君  | 13番 | 嶋 村 徹 君    |
| 14番 | 内 田 靖 信 君  | 15番 | 江 田 計 司 君  |
| 16番 | 近 松 恵美子 さん | 18番 | 前 田 正 治 君  |
| 19番 | 作 本 幸 男 君  | 20番 | 森 川 和 博 君  |
| 21番 | 中 尾 嘉 男 君  | 22番 | 田 畑 久 吉 君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠 員（2名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

- |        |            |        |           |
|--------|------------|--------|-----------|
| 事務局 長  | 松 本 留美子 さん | 事務局 次長 | 荒 木 勇 君   |
| 次長 補 佐 | 松 野 和 博 君  | 書 記    | 古 閑 俊 彦 君 |
| 書 記    | 入 江 光 明 君  |        |           |

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	西山俊信君	企画経営部長	水本明子さん
市民生活部長	村崎信介君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	松本忠光君	建設部長	前田慎一郎君
企業局長	松本優一君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

2019年大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」もいよいよ最終話を迎えますが、新春2月には初の「玉名いだてんマラソン2020」が開催されます。そのような中、我々市議会は、玉名いだてんマラソンを後押しするためPRジャンパーを新調いたしました。議会、執行部、一体となってさらなる気運の盛り上がりにつながるよう、今定例会も特別に一般質問の期間中PRジャンパーを本会議の出席者全員で着用し、会議に臨むことといたしております。

引き続き、玉名市の魅力を遺憾なくPRしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 皆さんおはようございます。9番、自友クラブの松本でございます。

今、議長からありましたように、この白いジャンパーが金栗特別委員会で2月23日に行なわれます、いちごマラソンと同日開催のいだてんマラソン、フルマラソンに向けて、市議会も一体感をもって、そのマラソンを応援しようということで、新しく新調したジャンパーでございます。後ろにもちゃんと「玉名市議会」と入っております。少しちょっと議場の中ではちょっと暑いかなというふうに思いますけれども、これを着て、一般質問と常任委員会をやるというふうなことになることになっております。

ことは、もう本当に大きく変わったのが平成から令和ということで、元号が大きく変わって、そしてまた、天皇が即位を、新しい天皇が即位をされたということで元号が新たに変わりました。また、心機一転私たちも本当に身の引き締まる思いで、市政にしっかり取り組んでいきたいなというふうにも思ってますし、そんな中で、元号が変わった中ですが、夏には大雨が降って、関東から東北まで非常に大きな災害をもたらしたということで、数名の方、お亡くなりになっておられますし、また、その被災された方々もまだ復興には、まだ全然至っていないと。復旧にもまだ至っていないという状



況が、本当に続いている中で、新年を迎えられるわけですけれども、私たちも玉名市にとっては災害もなく、無事に過ごせているということが本当に幸せなところではありませんけれども、着実に前に進んでいかないといけないというふうな思いで、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番最初に、市長は、今、藏原市長は6年前に1回市長選に立候補されて、そのときは惜しくも涙をのまれましたけれども、2年前にまた、その6年前のその悔しさと、そしてまた、その4年間しっかり玉名市を外部から見つめられて、2年前に新しい選挙マニフェストですね、公約ですね、公約を発表されて2年前に市長選に見事勝利をされ、今、約2年間が、市長に座られて2年間が過ぎております。

ちょっと持って来てみました。2年前の選挙公報ですね、市長選の選挙公報。ここに市長が「玉名はもっと輝ける10年ビジョンのまちづくり」というのが一番大きな課題として、結局選挙に臨まれました。その中で、小さい文字でいろいろ公約が書かれてあります。まだ2年しかたっておりませんので、なかなか公約をすべて実現というのは、なかなか難しいというのは、私も正直わかっています。しかしながら、その選挙マニフェストというのは、ちょうど今議会の開会1日前、26日の日に早稲田大学マニフェスト研究所の所長であります元三重県知事、そしてまた総務大臣までされた北川先生のほうで、議会に対しての勉強会がありました。そしてまた、市役所の職員に対しての研修会ということで、勉強会があっているようですけれども、その市議会の勉強会でも、その北川先生がおっしゃるのには、やっぱりマニフェストというのをやっぱり掲げて、やっぱりそれがその選挙の争点になってくる。やっぱりそれはしっかり実現していくということが一番大事ですよということもおっしゃいました。そしてまた、議会はやっぱりそこをきっちりどれくらい進んでいるのかということのきっちり検証をしていくというのも議会の役目ですよということもおっしゃいました。そんな中で、今回市長の2年前に掲げられたその公約がどれくらい進捗をしているのか。それとまた、このいっぱい何個かマニフェストを上げておられる中で、この2年間で自分が重視してここにしっかり取り組んできたよということもまず、お聞きしたいというふうに思っております。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

松本議員の御質問にお答えします。

私が市長に就任いたしましたして、2年が経過いたしましたけれども、選挙時に掲げておりました公約については、限られた予算の中で早期に着手可能なものや優先度の高いものから順次実施しているところでございます。

その中で、主なものの達成状況や進捗状況を申し上げますと、子育て世帯からの長年

の要望でありました子ども医療費助成の現物給付を昨年10月に開始し、多くの保護者の方から喜びの声をいただいているところです。また、学童保育の拡充につきましても平成30年度中に玉名町校区、築山校区、それから岱明地区に学童4クラブを順次増設し、保護者の就労支援や児童の健全育成に寄与しております。小中学校のトイレ洋式化については、平成30年度に玉名町小学校、築山小学校、岱明中学校に合計21基を、今年度には伊倉小学校、八嘉小学校、玉名中学校に合計16基を設置し、あわせて避難所となる桃田運動公園総合体育館にも17基を設置いたしております。また、高齢者の移手段の確保として乗り合いタクシーの拡充を掲げておりましたが、本年10月から睦合地区と豊水地区にエリア拡大を実施したところでございます。

企業誘致の推進につきましても昨年11月からプロポーザルによる学校跡地を利用した事業者の募集を開始し、また、本年3月には企業立地促進条例というものを制定し、奨励金メニューの拡充や奨励金の交付対象となる業種の拡大や要件の緩和を図ったところでございます。

あわせて、産業用地開発支援事業に関する要綱を制定し、民間活力を導入した官民連携による産業用地の整備のための新制度も創設をいたしております。

そのほかにも、新玉名駅周辺整備など検討を進めているものなどもございますけれども、これまでの2年間の公約に係る取り組みについて主なものを述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長のほうから答弁をいただきました。

子ども医療費は、現物給付というふうになっておりますし、洋式化というのは、ちゃんとここに、マニフェストに書いてあるとおり、しっかりできております。この小児科の24時間医療体制は、私も病院議員をさせていただいている中で、24時間は多分来年度の4月から、多分中央病院のほうで実施をされるというふうにも病院のほうから聞いておりますし、一つずつ着実にこの公約、マニフェストが達成されているのかなというふうにも思います。

食料品の移動販売のほうもマルエイさんのお力添えで、今できている。玉名駅周辺整備は、今、非常に力を注がれて、今、計画準備に入っているかというふうに思っております。

その企業誘致もちゃんと三ツ川、あそこは三ツ川になるんですかね、三ツ川のほうに民間活力ということで、されておるといような状況ですけれども、2年たって、今、市長のほうから、私が掲げた公約で主なものということであったんですけれども、じゃあ、今後2年間、多分、市長の思いとしては10年ビジョンというふうに分で掲げら

れておると。今、市長になって2年、あと残りの2年、まだ4年しかたないわけですよ。そのあともしっかり見据えた中で10年ビジョンというふうなその言葉を用いて、市長のその立場で、10年ビジョンということで発信をされているわけですので、今後この2年で自分の1期目の地盤、その基盤ですかね、基盤、礎となる部分であとの2年間で、どういう面にしっかり力を入れて、この玉名というのを作り上げていこうというふうに思ってるかというのを伺いたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

今後2年間の公約に係る取り組みにつきましては、小中学校のトイレの洋式化においては、継続的に取り組みます。洋式化率の低い学校や整備数が少ない学校を優先的に学校再編の進捗状況や児童数などを勘案しながら順次整備していくことといたしております。また、乗り合いタクシーエリア拡大についても、令和2年度には梅林、小田地区での運用開始を目指しております。その後も順次エリアを拡大し、進めていきたいと考えています。また、あわせて、運転免許返納者へのタクシー代の補助につきましても、令和2年度の実施に向けて準備検討を進めているところです。これらの取り組みの着実な実施をもって、高齢者の移動手段の確保というものをしっかりと図りながら、住み慣れた地域で元気に暮らしていただける環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、企業誘致の推進につきましては、先ほど申し上げましたとおり、制度的な環境は整備をいたしましたので、今後は本来目標である企業誘致の実現に向けて、積極的な誘致活動を進めてまいりますし、新玉名駅周辺整備においても、本年度中に実施計画を策定するということとしておりますので、その後は、その整備方針に従って着実に整備を進めていくことといたしております。

そのほかにも公約に掲げておりました取り組みはございますけれども、限られた予算の中で、優先度が高く、そして準備が整ったものから順次実施してまいりたいと考えておりますし、あわせて、その公約を含めたところで、昨年「笑顔をつくる10年ビジョン」を策定しておりますので、今後も10年ビジョンに掲げる「市民の笑顔が人を呼び込むまち」この実現に向けて、各種施策の強力な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長のほうから今後2年間の取り組みということで、答弁をいただきました。

今、答弁をいただいたのは、この公約に添った部分、2年前のですね、公約に添った

部分でのその進捗状況ということで、通告をしておいて、じゃあ、今後の2年ということも通告の中でしておったんですけれども、これちょっと通告してなかったんですけれども、2年間、結局、市長をされて、その公約以外の部分で「ああ、こういうところはやっぱりもうちょっと玉名はやっぱり力を注いでいかんといかん。」とかという思いが多分、出てきてらっしゃるのではなかろうかというふうにも思うんですけれども、そういった面というのは、今、2年間実務に当たられて、ちょっとこういうところは一番最初の選挙公約ではなかなか言ってなかったけれども、こういう点にしっかりやっぱり取り組んでいかなんというか、取り組んでいきたいよなという思い。この公約以外です。新たになんか思われた部分というのがもしあったらお聞かせ願いたいなというふうに思いますけれども、いいですか。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 公約以外のということでの再質問にお答えをいたします。

10年ビジョンの中で掲げております、これは公約にもありましたが、市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化という3本柱で、それぞれの物事を進めていきたいというところで、それは公約の中にもあったかと思えますけれども、特に市民生活の安定の中における健康と福祉のまちづくりというものは、やはり就任してからより強くその部分を感じておりますし、実は、その公約で掲げる以前から、私自身が民間で青年会議所の理事長時代には、健康と福祉の里づくり構想という提言書までまとめ上げた経緯もありますので、そこは公約に反映していなかったかどうかちょっとわかりません。マニフェスト、ローカルマニフェストであれば、これまでの議会でもお話ししておりますけれども、数値目標であるとか、期限であるとか、金額、概算予算規模まで含めて明示して選挙をやるわけですけれども、決してそういう形ではなくパブリックプロミスというんですかね、パブリックコミットメント。一般的な公約であるものですから、例えば、チラシであるとか、先ほど選挙公報であるとか、いろんなものが反映をしておりますので、一概に言ってなかったかなというふうに、今ちょっと戸惑っている部分もありますけれども、その健康と福祉のまちづくりというものは、より一層強力で推進していくべきものだと考えておりますし、そこにあわせて、今回も議員の皆様方にも大河ドラマいだてん金栗先生の機運をどんどん、どんどん盛り上げていくべく、また、ユニフォームも新調していただいたことに心から感謝を申し上げたいというふうに思いますけれども、この金栗先生のいだてんの取り組みというものもあとからぼんと入ってきたものでありますので、これは当然、ことしこれだけ盛り上がって、確かに今週末にはドラマが終わり、1月13日にはドラマ館も閉館しますけれども、玉名市役所としてイベント続きできましたが、そういった形もイベントも必要ではありますけれども、そういう中でも着実に金栗先生のこのいだてんを柱に据えた、中心に据えたまちづくりという

ものを今後どのような展開をしていくべきなのかということも、今協議をしていますし、これは一過性にせず継続的に進んでいく取り組みでありますので、そこ今からどういうふうにしかりとこれまでいって、金栗先生は全国的に有名になりましたけれども、金栗先生イコールくまもとは一定の範囲で認知されていると思います。その中で、金栗先生イコール玉名、そして金栗先生とともに玉名の知名度を上げていくということが非常に重要なことだというふうに思っておりますので、そういったところにどのような取り組みを行っていくかということを重要視しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） やっぱり健康と福祉のその充実と、その取り組みの充実と。それとそのやっぱりその金栗先生をやっぱり柱にそういう観光であったりいろんなそのことに取り組んでいくという、今、市長の答弁だったですけど、KANAKURI体操もつくっていただきましたし、金哲彦先生のほうにつくっていただきましたし、それを市民にしかり広げて、市民にまずやっぱりその体操がどういうものなのかと、はっきり言って申しわけありませんけども、私もまだちょっとKANAKURI体操というのがどういうものなのかというのが、ちょっとまだわかりませんので、その辺も議員もしかりKANAKURI体操を覚えて、毎日1回はそのKANAKURI体操ができるような体制をちょっととっていかんといかんというふうに思っております。

本当、今、寿命がもう100歳という年齢、100歳の方が本当に玉名市でも100名以上いらっしゃるということもありますし、そんな中で健康と福祉には十分力を入れていただきたいというふうなものもあります。しかしながら、前回も言いましたように道路網の整備であったりだとか、玉名町小学校、玉名女子高等学校の周辺は空き家がものすごくふえてきてますし、緊急車両も通れないというような道路網になっております。本当災害が東北の3.11、もう8年ぐらい前になりますけれども、それから毎年のように日本列島各地で災害が起こっております。そんなこともしかり頭の中にもう、市長入っておられると思いますけれども、やっぱり市民の生命、財産、それと健康、やっぱり守っていくには、そういうハード面のところもしかりやっぱり整備をしていかないと、なかなか守れないと。そしてまた、安心な生活ができないというような面があると思いますので、その辺もしかり考えていらっしゃるとは思いますが、私のほうから再度お願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 次に、私は広域連携での取り組みということで質問をさせていただきます。

これは施設の利用、今回は12月に条例のその改正ということで、手数料の見直しということで上程をされておりますけれども、いろんな福祉センターとか、コミュニティセンター、ふれあい健康センターとか、いろんなところがあるんですけれども、よく玉の湯であったりとか、天水の草枕温泉、いろんなところがあるんですけれども、そこで市内の人、市外の人とって自動販売機で料金が若干変わると、100円ぐらい、多分使用料が変わるんですかね、そういうのも今度この条例改定があるんですけれども、そこをもう全体的に撤廃をして、同一料金で利用促進を図ったほうが、私はいいのかなというような考えをもっておりますので、この質問をさせていただくわけです。

今の施設使用のその料金の設定がある程度この条例によって定められているというようところで、そのこの施設利用の広域的な取り組みの考えはということで、今、執行部がこの12月にこの料金見直しの条例改定が出てきたものですから、急遽このようなちょっと質問をさせていただきたいと思います。施設利用の広域的取り組みの考えはということで、まず1番目に質問をさせていただきます。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

〔企画経営部長 水本明子さん 登壇〕

○企画経営部長（水本明子さん） おはようございます。

松本議員お尋ねの施設利用の広域的取り組みについての御質問にお答えいたします。

本市の公共施設で使用料を徴収しているものは、玉名市福祉センターなどの福祉施設や玉名市総合体育館などの社会体育施設などがございます。これらの中で、使用料金に市内、市外と区分を設けておりますのは、岱明ふれあい健康センターや横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」、草枕温泉てんすいなどでございます。他の多くの施設では、市内外の料金区分は設けておりません。

近隣の町の状況について申し上げますと、菊水ロマン館や和水町三加和温泉ふるさと交流センター、玉東総合福祉健康センターふれあいの丘は、町内外の料金区分は設けておられません。一方で、長洲町総合スポーツセンター、南関町南の関うから館、玉東町の町民体育館、武道館などでは、町内外で料金区分を設けておられる状況でございます。

議員御指摘のとおり、公共施設の使用料金から市内外の区分をなくすことで、市外者の利用がふえ、施設の収入が増すのではないかという御意見を十分に承知いたしております。しかしながら、それぞれの施設につきましては、設置目的や建設費、維持管理費が異なりますし、近隣市町村との比較など、さまざまな観点から、市内、市外の区分を設定している経緯がございます。これらの現状を踏まえるとともに、各施設の市内外の利用状況等の動向を見極めながら、今後既存の設定を継続するかどうか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、企画部長のほうからあったんですけれども、答弁がありましたけれども、その各近隣の町村でも分けられている部分と、分けられていない部分というのがあると。玉名市の場合も市民会館だったりというのは、市内、市外というのは全然問わずになっているというふうにお話を聞いております。私はてっきり玉名市民会館あたりは、市内と市外の人を使うので料金の格差があるのかなと思ったら、ちょっとそこはなかったんで、そうなんですということ、全体的に私はそういうふうに市内と市外が区分されてるのかなというふうに思ってたらそうではないと。しかしながら、今、広域というのは玉東町の焼却場であったりとか、長洲町のクリーンパークファイブですかね、その辺であったりとか、もちろん消防署、消防署関係はもう広域で、2市4町で運営をされてるわけですけれども、そういった面からしても、ずっと荒尾、玉名地域ということでは、人口がやっぱりずっと減っていくわけですよね、そんな中で、やっぱりそこはお互いその施設を十分町民とか市民だけで利用していくんじゃないかと、広域的に利用していくというようなその考えをもったほうがゆくゆく、後々そういうその施設利用の大幅な拡大にもなるんじゃないかならうかと。

今、部長のほうから他の市町の動向を見ながら、近隣の市町村の動向を見ながら玉名市も十分考えていくというふうな答弁であったんですけれども、まず、玉名のほうから呼びかけようとか、こういう考えをもってるんですけれども玉名市は。どうですかと近隣の市町村に呼びかけをするというような考えというのはないですか。それは部長ではちょっと答弁しにくいですか。そこはやっぱり市長のほうが答弁しやすいんですかね。答弁ができればお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 松本議員の再質問にお答えいたします。

ほかの市町とのいわゆる料金を統一させるといったことかと思えます。

まず、施設の使用料の設定でございますが、ほかの市町におかれましても本市と同様で、それぞれさまざまな検討の上に使用の料金を設定されておられることと推察申し上げます。

これまで施設料金を統一するといったテーマで近隣の市町と意見交換など行なったことはございませんので、今後そのような機会があれば意見交換ですとか、検討を図ってまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長のほうから、前向きな答弁というふうに、私はとらえました。ぜひ、そのような機会を、ぜひ、つくっていただいて、全体的にやっぱり玉

名、その地域、荒玉地域でそういう料金の統一化がもし図られれば、せつかくいであって結局、この玉名市と和水町、南関町はこのいであってつながりということもあります。そして二千年の米づくりでは和水町とうち、玉名市では連携もしっかりとれてるような状況もあります。そしてまた、今度沿岸道路では長洲町との連携が玉名市ではしっかりとれていると。荒尾市、長洲町、玉名市ということで、連携が沿岸道路の建設にしてもそういう連携が結局とれてるわけですので、新幹線つながりでは、もちろん玉東町から沿線上に伸びていると。やっぱり玉名バイパスも玉東町のほうからスムーズに結局、これのような体制ができていうような面からいえば、もう2市4町も本当きっちりした連携がとれている。そしてまた、消防本部も今度新しく結局建ちますし、そういう面で有明のその広域的なやっぱり取り組みというのにしっかりと前向きに検討をしていたきたいというふうに思います。

じゃあ、2番目に施設建設の広域的な取り組みの考えということで、質問をさせていただきたいんですけども、本年、令和元年、県民総合体育大会ですかね、それが宇城市、宇土市、美里町を中心に9月14日、15日に行なわれて、総合で7位という結果がありました。いよいよ令和2年、来年はこの荒玉地域でその県民体育祭が開催を、されるわけですけども、一応、予定では9月19日、20日のこの2日間というふうな開催ということで伺っております。この施設建設ということで、今回、やっぱり取り上げているわけですけども、開会式は多分400メートルのやっぱりトラックをもっている荒尾市のほうであるのかなというふうに思います。ちょうどここに市長のその公約の中にも、プロスポーツの試合ができる、ここには桃田運動公園と書いてあるんですけども、ここはちょっとあとの部分はちょっと省略をいたしまして、プロスポーツの試合ができる施設建設もしたいなというふうな思いをもっておられたんだろうと思いますけれども、しかしながら、よく400メートルのトラックは玉名市にもない、そしてまたサッカー場、人工芝、全天候型のサッカー場もないというようなのがその高寄市長のときからずっと言われてきていて、高寄市長のときもそのサッカー場建設に意欲的に取り組まれましたけれども、建設までは至らなかったという面があります。そんな中で、広域的なこの建設というのは、ちょうどハンドボールの世界大会が今熊本であっておりますけれども、ちょうど私、この前、山鹿市のほうにちょっと試合を見に行ってきました。これは米づくり二千年の連携ということで、今、3市、菊池市と山鹿市と玉名市と、議員の合同研修会というのもあっておりますので、せつかく山鹿市が会場になっておりますので、そこにもちょっと足を運んで見ようということで行ったんですけども、山鹿市には体育館とグラウンドとサッカー場、そして野球場まで備えた一体的なその総合施設がどんと大きくできているわけですけども、それを結局、玉名市に私はつくれということはいけません。それは莫大なお金がかかります今は。だからグラウンド、400



メートルのトラックは荒尾市がもっています。しかしながらまだ泥です。泥のままのグラウンドです。今、玉名郡市中体連は、もう多分もう何年前からですかね、ずっと荒尾市のほうで開催がなされて、しかしながら、かわいそうだなと思うのが、泥で玉名郡市の大会で争って、県大会は今、KKウイングであってるんで、あそこはタータンで、全部スパイクの歯（けん）から全く違うわけですよ、じゃあ、こっちで練習をしようと、県大会に向けて練習をしようと思っても、そういう施設すらない。やっぱりそれが子どもたちにとってもやっぱり非常に子育て支援の部分から欠けているんじゃないか。やっぱり玉名郡市一体で、荒玉郡市一体で、広域的にそういう子育て支援だったりと、そういう競技場の整備というのを広域で、連携で進めて、荒尾には荒尾が400メートルのトラックをもっているんで、お金を荒玉郡市で、全部で出しあってそこにタータンをはって、ちゃんと応援のスタンドから整備をする。そうしてじゃあ、体育館でいえば、福廣、バドミントン、今、世界で2位ですかね、世界ランクの福廣ペアの廣田さんのほうが和水町出身ということで、今、応援旗もいっぱいあってますね、和水町のほうにはですね。やっぱりあそこはスカイドームもってます。じゃあ、もう一個、もし体育館を建てるのであれば、バドミントンとか卓球に専用の空調設備をもったそういう施設を広域で建てる。やっぱり持ち場持ち場で南関町にはどういふのを立てる、玉東町はもともと武道が盛んだから、じゃあ、武道場を結局、立てるだとかですね、じゃあ、長洲町にはクリーンファイブのところにサッカー場。泥なんですけれども、そこを全天候型に変える。じゃあ、サッカー場としては、ラグビーも含めた中で4面ぐらい欲しいから、じゃあ、長洲町に2面つくったら、じゃあ、玉名市のほうに2面つくるだとかですね、そういうそのいろいろなやりとりをしながら、そういう施設をつくる。そしてまた、このせっかくうちも玉名市民会館が来年オープンをします6月にですね、ちょうどうちが大体800人ぐらい。そして長洲町の未来館さんが600人ぐらいの収容、やっぱりここをみんな1,200人は荒尾市の文化センターがあります。ちゃんとそういう使い分けというのをきっちり連携で話し合ってやっていくというようなことも非常に重要じゃないかというふうに思います。その施設建設の広域的なその取り組みということで、どういふ考えをお持ちなのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 議員御質問の施設建設の広域的な取り組みの考えでございますけれど、まず、本市の公共施設に関する方針をお答えいたします。

本市におきましては、公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直しなどの検討を行ない、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、平成24年度に玉名市公共施設適正配置計画を作成しております。計画のほうでは、5つの柱を掲げ、その中の一つであります旧合併市町を越えて、施設重視ではなく、機能重視により施設

の共用化、複合化を促進することとしております。市民サービスを維持、向上させながら必要な機能を提供しております。特に、地域の特性やニーズに応じた効率的な公共施設の更新や維持管理に努めております。

今、議員がおっしゃいましたグラウンドとかスポーツ関係のほうを申されましたけれども、スポーツの施設に関してはまだ具体的な例はございませんけれども、箱物においては、天水市民センターなどの集約等も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 松本議員の施設建設の広域的取り組みの考えについて、私のほうからお答え申し上げます。

現在、広域的視点に立った組織、団体といたしましては、2市4町で構成する有明広域行政事務組合や玉名市が中心市宣言をし、玉東、和水、南関の3町と平成28年8月に協定を締結いたしました玉名圏域定住自立圏がございます。

議員御承知のとおり、有明広域行政事務組合では、玉名斎場や東部環境センター、クリーンパークファイブ、第1、第2衛生センター、消防施設を建設し、運営を行なっているところでございます。また、地方独立行政法人くまもと県北病院機構が、現在建設中でありますくまもと県北病院につきましても、広域的視点で建設をされる施設であると考えております。現在のところ、有明広域行政事務組合等におきまして、例えば、陸上競技場等のこれまでと異なる形態の施設整備につきましても、検討がなされていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、建設部長の前田部長と企画部長の水本部長からそれぞれ答弁があったわけですがけれども、公共施設に関しては、いろんな統廃合をなされて複合施設ということで、きっちり少しずつでもやっぱり数を減らしながら機能重視の建設にちゃんと取り組んでいるというのは、私たちも十分承知をしているところではあります。

しかしながら、その前田部長がおっしゃるように、スポーツ関係で、スポーツ施設のことではまだ一切検討には着手をしていないということが、今、答弁の中であって、水本部長のほうからもそういうふうな答弁だったんですけれども、今、ちょうど水本部長のほうから病院の話が出たんですけれども、病院が厚生労働省があまりにも病院の名称まで出して、そういうところは合併をなさいたいなのが新聞にも報道されて、いろんな批判を受けているんですけれども、病院のことでいいますと、本当に今まで地方交付税の算定措置で玉名の中央病院だったときは30%の補助しかなかったんですけれども、この地域医療センターと合併をいたしまして40%の補助、建設費も40%、それ

からずっと運営に対しても40%の補助ということで、補助率が10%上がったわけですよ、しかしながら、もしこれを単独で建てかえてたのであれば30%から25%、5%補助が落とされるというような状況になってたわけです。だからやっぱり中央病院と医師会としっかり綿密に話し合っ、合併をして40%の有利なその補助事業のほうに組み込んだほうがいいのではなかろうかということで、そういう建設に至ったわけですが、そのスポーツ施設であったりとか、今からまた、そのもし建てかえが必要なその公共施設でも、やっぱり地域連携で広域な連携でそういう施設を建設であったりとかしていかないと、やっぱりどこでも財政的に非常に苦しい状況に、多分なっていると思うんですよ。今のところはその話し合う場が一切設けられてなかったということなんですけれども、やっぱり平成17年に平成の大合併ということで、合併特例債というような、甘い、甘いそのあれが降ってきたじゃないですか。お国のほうからですね、多分、またどこかで大きな合併がひょっとしたら令和の大合併がまたあるかもしれませんけれども、その以前にこういう荒玉地域では、もう前もって、ちょうどその北川先生の勉強会で地方創生のあり方が2020年から、また新たな取り組みに変わりますよということでお話がありました。まち・ひと・しごと創生が不調に終わったということで、2020年からまた新たな取り組みということが始まるというようなのお聞きした場合に、やっぱりこれは広域でそういう話し合いをしながら、公共施設の利用であったりとか、建設に関しても広域的なその取り組み、スポーツ施設でもそうだと思うんですけれども、やっぱりそういうのを推進していく、そこにはどうしてもその首長さんたちの一人一人のもちろん考えがあるとは思いますが、そこで藏原市長には、やっぱり2市4町では、財政面でも、人口的にも一番、その玉名市が大きいものですから、やっぱりそこは一番多分、年齢的には一番若い、そして首長経験も和水町の町長よりはちょっと長いんでしょうかね、ちょっと長いんですよ、にはなるんですけれども、そこはリーダーシップをとっていただいて、そういうその話し合いの場、職員さん、委員さんたちが事務レベルで話し合うその場をぜひ、つくっていただきたいというふうに思いますけれども、そういう考えというか、その辺はどういうふうに思ってるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

ちょっと2つ分けて、まず、料金区分のほうについては、先ほど担当部長が申し上げましたとおり、いくつかの施設で設定はしておりますけれども、市内外の区分をなくして、料金統一を行なうときに、市外区分の高い料金で設定した場合には、玉名市民にとっては負担増になるということで、なかなか理解を得にくくなるのが考えられますし、市内区分のほうに、低い料金に設定したときには、利用者が思うほどふえなかった場合

には、減収ということで、維持管理に支障を来す恐れも考えられますので、施設の所管課を中心に、慎重に検討をしていきたいというふうに思っております。

そして、施設建設の広域的な取り組みにつきましては、各自治体でどのような施設を整備したいのか、それぞれでニーズも建設意欲も、恐らく異なっているというふうに思います。国が、先ほど議員もおっしゃられたとおり、来年度に向け、第二期まち・ひと・しごと創政総合戦略の策定を進めておりますけれども、多くの地方自治体において、人口減少の歯どめがかからない中で、各自治体がさまざまな施策を掲げて、持続可能な自治体運営が、今、求められています。

本市におきましても、国の動向を十分注視をしながら、近隣市町や有明広域行政事務組合等との情報交換を積極的に行なってまいりたいと思っておりますし、実は、先ほどから料金のほうにしても、施設の整備にしても、所管課レベル、実務者レベルではまだ協議はなされていないものの、2市4町首長同士では、そういった話を今、やっております。なかなか先ほどから申し上げるとおり、いろんなどころのすりあわせというのは非常に難しいことがあるんだろうと思いますが、やはり広域的圏域としてのとらえ方の中で、施設の整備だけではなく、先ほどスポーツ施設の話もありましたけれども、それだけではなく、公共交通など含めた市民福祉の問題もそこに持ち込んで、議論をしてみたほうがいいのではないかと、私は思っているところでもあります。そういったところで、首長同士では話はしているところですが、まだまだ実務レベルではこれからだというふうに思っています。

10年ビジョンの中でも、行政運営の進化の取り組み項目の中に、先ほど申し上げた広域連携の強化というものを掲げております。地域を越えたさまざまな取り組みを推進することで、サービス提供の可能性がどんどん拡大し、ひいては市民の皆様が笑顔になっていただけるのではないかとというふうに思っております。今後も、すべての市民が笑顔で暮らせる町を目指して、行政運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうか議員の皆様方の御理解と御協力をお願いしたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 市長のほうから答弁をいただいたわけですが、首長の会合では、そういう話も出てますよということなんですけども、ちょっと先日、玉東町の前田町長とちょっと会う機会がありまして、玉東町は今度新しく病院が建ったら、そのバスですね、バスを玉東町のほうから無料で走らせるよという話がありました。ちょうどあの玉名を通っていくけんが、そこの沿線の方々は乗せてやってもよかよという話も、ちょっと笑い話でされたわけですが、今、ちょうど市長がおっしゃられたように、そういうその公共施設のそういうのも広域的に連携を図って、それとまた

道路網の整備ですよね、道路網の整備もしかりその広域的に、せっかく玉名には新幹線の駅は14市町村だったのですかね、17市町村だったのですかね、そういうのを結局、何と言いますか、協力があって新玉名駅が建設された。それと荒尾市文化センターのほうもちょっとお話を聞きましたところ、広域的な取り組みをしていくんで、文化センターということで建設がなされたと、人口からしたら1,200人規模のホールというのはなかなかできなかったんだけど、広域的な取り組みということで、1,200人の荒尾市文化センターが建設されたというところの話も聞いております。そういった面から考えれば、本当の意味で広域的な連携をしっかりとっていただいて、そのスポーツ施設であったり、公共施設であったり、福祉のサービスであったり、そういう面も含めた中で道路網の整備、また、菊水インターと南関インターと、この玉名地域には2つのインターチェンジも九州自動車道でありますし、沿岸道路も通るといような話も着実に進んでおります。そういった中で、今後は本当玉名市だけで考えていくのではなくて、来年はその県民祭も2市4町でしっかり運営をしていかなければならないということで、そういう担当課も今年度はちゃんとつくっておられますので、それをきっかけに広域的連携をしっかりと頭の中に入れていただいて、そういう取り組みにしっかりと、熊本県で一番にこの荒玉地域がそういう取り組みをやっているよ、ましてやそういう多分補助メニューでもいっぱいその拡大ができると思っています。補助メニューがいっぱいそのいろんな面に当てはまってくる部分が広くなってくるのかなというふうにも、私は感じておりますので、その辺にしっかりと力を入れられて、本当市長が言われる市民の笑顔が見れるような市政づくりにしっかりと取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） おはようございます。新生クラブの近松です。

質問に入ります前に、アフガニスタンで復興と平和活動に人生をかけて活動されてこられた中村哲先生が凶弾に倒れられたことに深い悲しみとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

では、通告にしたがいまして、まず、子どもたちが育つ環境の整備についてから始めたいと思います。

まず、この子どもたちが育つ環境の整備について、私の頭の中に描いている風景があります。それは埼玉県にありますさくら・さくらんぼ保育園というものがあります。10数年前に行ってきました。数年前に文教厚生委員会で行った保育園のもっと奥にあるんですけれども、園庭には5メートルでしょうか、かなり大きな土の山がありまして、子どもたちはどろんこになりながら小さなバケツに水を入れて、その山を登っていました。そして土の山のとっぺんからバケツの水を流し、その水の流れが大きくなると子どもながら川のようになります。それを楽しんで、また、その中で泥遊びをしておりました。また、ゼロ歳の子ども、歩けない子どももその土の山をはって登ります。そのことで手足が強くなり、脳も発達していくということです。そんな遊びをして1日を過ごす保育園でした。きのう調べてみましたら定員90名の保育園で、土地面積は5,912平方メートル、建物面積は750平方メートルでした。園庭だけでもちゃんと計算してませんが、多分国の基準の20倍以上はあるんじゃないかと思われまます。それは「子育て＝錦を織るしごと」という本を書かれた斎藤公子先生がつくられた保育園で、その姉妹園が全国各地にあります。この近くでは、大牟田にありまして、そこの保育園は毎日リュックに着替えを詰め込んで登園し、山や川で遊びふけるという自然保育をしている保育園でございます。その保育こそ、今の子どもたちに必要とされる保育であると気づいた岱明の保育士さんが、もう何年になりますでしょうか、30年近く前のことだと思いますけれども、公立保育園をやめて、そこの保育園の保育士として働くようになったことから、岱明でもさくら・さくらんぼ保育が紹介されることとなり、保護者も見学に行ったり、また、地元でこの保育園のドキュメンタリー映画の上映がなされたりと大騒ぎの時期がありました。また、その園では保育の質を子どもの絵で判断していました。子どもに自由にいっぱい絵を描かせて、その絵を見て、この子は遊びが足りないとか、それからテレビの影響を受けているからもっと早く帰るんじゃないかと、保育園で遊ばせなさいとか、そういう指導をなさっておりましたので、その絵の診断のときには、保護者も保育士もどきどきしていたものでした。また、山や川で遊ぶ子どもたちの表情は生き生きとしていまして、管理されて指示に従う子どもたちとは非常に様相が違います。

このような保育園、自然いっぱいのところを走り回って、土とそして太陽と水の中で育つ子ども、こういう保育園が一つでも玉名に欲しいと、私は議員になってからずっとこれを私の強い思いとしておりましたけれども、なかなか念願叶わず、そして立願寺に建つという話があったときに、しめたと。あそこなら森があるから、この保育園に近いものができるかもしれないとおどりましたんですけれども、災害によくないということで、

あそこもあきらめることとなり、私の議員としての思いというのはなかなか実現できないのかなというふうにあきらめきって、このところおりました。

ところが何とでございます。この4月に民営化した大野保育園がまさにこのような保育を目指しております。私も設備的には公立保育園だったところですから、遊び場も狭いですし、雲泥の差ではございますけども、いろんなものを片づけて木登りもできるようにしてありますし、縄ばしごをつけて、そして塀の上を歩いて塀遊びをしたり、そしてこの間も寒いときでしたけども裸足で空き缶に泥を詰め込んで、たくさんの子どもが泥遊びをしておりました。気が済むまで遊ばせるんだそうでございます。本当にこの身近なところに、こういう保育が始まったということで、私も少し希望がでてきたところでございます。そして何と保護者の1人が、「保育が変わったら子どもが生き生きして、やさしくなり、やる気が出てきました。」という書き込みがフェイスブックにあったのです。また、園の先生からは、「昼寝もしっかりするし、よく食べるようになった。」と、そしてまた、コミュニケーションがうまくできず、いわゆる軽い障害があるんじゃないかということで、廊下でごろごろしていてみんなと遊べなかった子どもも全く変わらないように遊ぶようになったと、そういうふうなお話もありました。

また、別な話ですけども、私の父は生ゴミを堆肥にして野菜をつくる、つまり無農薬、無化学肥料での野菜づくりを仲間とともにしています。そこでは、微生物を殺すような薬物は使っていませんので、畑の中には微生物がいっぱいとなっております。そこににんじんの収穫体験で保育園の年長の子どもたちを招待いたしましたら、それはまた別の保育園だったんですけども、園の先生が「いつも問題を起こすちょっと障害がある子どもが、きょうはみんなと調和していて、全く問題を起こさない。」と言われたのです。やはり土の力、自然の中で遊ぶということが、こんなに子どもの心と体をすこやかにするのかと、また、ここで再確認したことでございます。

きょうは学童とタマにゃん教室ということで、保育園の話ではないんですけども、保育であろうと学童であろうと、学校に行けない子どもたちであろうと、時代の変化にあったというか、時代の変化で取り残されたもの、忘れられたものに着目しなくてはならないのではないかと、私は思っております。

今の子どもが育つ環境で、注目しなくてはならないのは、つまり非常に変化しているものは何かというと長時間保育です。一昔前、私が子どもを育てるころというのは、保育園というのは大半の子が9時ごろ来てました。皆さんも御存じだと思いますけども、おじいちゃんおばあちゃんがのんびりと保育園に連れてきて、そして4時ごろ迎えに来るとするのは当たり前みたいな世界でございました。そして4時から家に帰ってのんびりおじいちゃん、おばあちゃんと、また、親と庭で、そして畑で遊ぶという生活だったと思います。しかし、今の子どもたちは、早い子どもは8時前、7時からですかね、保

育が。7時から夜の7時までありますね、人生の大半をほとんど保育園で過ごすということでございます。つまり、保育園以外の経験が非常に少ないということです。そして、もう一つ、長期間保育ということです。以前は、三つまでは家で育てようと、そういう言葉がありまして、3歳未満というのは非常に少なかったわけでございます。そしてまた、働いている親も、母親もパートが多く、フルタイムというのは非常に少なかった時代でございますが、今はもう、1歳で預けるのは当たり前、私の孫もそうではございますけれども、それがもうどんどん、どんどん早くなってきたということです。つまり、長時間保育、そして長期間保育、子どもはほとんど保育園のあの園舎の中で育つと、園舎の中でしか経験ができないと、そういうふうな子どもが育っていると、そういうのが今の現状でございます。

ですから、自然とのふれあいが非常に少ない、運動会用のきれいな園庭のわずかな砂で遊ぶ程度であって、それも時間も少なく、管理された禁止と命令の中で時間を過ごして育つというのが今の子ども達の現状ではないかと思えます。これを今は自然欠乏症という言葉が出てきております。盛んに自然欠乏症ということが言われておりますけれども、この症状は、物事に集中できない、落ち着きがなくてじっとしてられない、友だちとうまく遊べない、まさに学校現場で多発している問題です。ですから学童においても、不登校対策においても、自然の中での豊かな遊びの必要性を声高らかに市民に知らせる必要があると、私は思います。

先ほど申しました保育園においては、長時間保育、長期間保育を終えた子どもたちが学校に行き、さらにまた学童に行きということで、ずっと一つの施設の中で育つ、つまり自然の中で自分の自由意志で遊ぶということが、管理されてないところで遊ぶということが、そういう機会が非常に減っているということが現代の子どもでございませう。

ということで、今から学童保育の問題に入ります。

岱明の学童保育は、当初、岱明幼稚園とおおとり幼稚園が委託を受けておりましたが、学童の数も少なく、当時非常に補助が少なく赤字状態だったこともあり、その後おおとり幼稚園がもうしませんということで、岱明幼稚園が4つの小学校の学童を引き受けざるを得なくなって今日に至っているという経過でございます。

そしてまた、当時は10数名、20名弱だったと思いますが、子どもは多かったんですけれども、学童の子どもは10数名だったと思いますけれども、時代の趨勢で学童保育を希望する家庭がどんどん、どんどん、どんどんふえてきたため、今は高道小学校の空き教室でも一つ、鍋小学校においても一つできておりますけれども、大野小学校と睦合小学校においては空き教室がないということで、特に大野小学校においては、児童の増加に伴い普通教室ももう足りなくなると、あと2教室近いうちにどうにかしなくてはならないという事態において、学童保育も出なければいけなくなりました。そこで困った市の



担当者がいろいろ、いろいろ御尽力くださいまして、ようやく旧睦合農協を改装したとこに睦合と大野の学童保育を開設したわけでございます。とりあえずそれで収まり、その当時はありがたかったのですが、大野小学校も思いがけず、毎年毎年2クラスになってきているというそのような状況で、さらに働く母親の増加もあり、かわいそうなほど密集したところで過ごしているということでございます。

あちこち見ますと、築山もそうですし、どこも密集したところで過ごしているところが多いわけでございますけども、やはり学校の空き教室を利用しているときには雨の日とか遊べないときは体育館を借りて遊ぶことができます。また、敷地内の空き地で遊ぶこともできます。ところがこのように学校から離れたところで空き地がないところで学童をしますと、例えば、振替休日の日、雨の日でしたら、本当に動く場所もないところに1日中いないといけない、そのような状況でございます。以前から私は大野小学校は敷地が広いから、敷地内に学童保育を築山なり、玉名町小なり、つくったほうがよいのではないかということをおっしゃっていただきましたけども、市としましては、4小学校が統合する計画があるから、それが決まってからということをおっしゃったように毎回毎回言われておりました。しかし、私の考えるに、岱明の4つの小学校が統合し、必要になるのは、もう20年もかかるのではないかと、20年でできるかどうかかわからないという見通しだと思います。鍋小学校は多少減ってきておりますけども、大野小学校は今のところふえてきているというような状況でございますし、とてもとても統合するような状況ではございません。この20年の間にその子どもたちはずっと狭いところで、人生の大切な子ども時間を過ごすわけでございます。建設はすぐには取りかかれないのであれば、とりあえず健康センターの診察室を今少しきれいに整理しているようでございますので、今まで診察台とか、それから椅子とかテーブルとかを置いてあったものを片付けて、そこを一部屋つくって、そこを学童保育に使わせたらいいのではないかというふうに、私は思います。やはり先々、市長としてのお考えがあると思いますけど、3年間社協にまた指定管理委託をするということでございますので、その3年でも2年でも、そこにまず広いところに子どもを入れると、自然環境としては公園が近くにあるわけですし、何よりもあそこは広いトレーニングルームがあります、そして都合がいいことに学童に来る子どもたちは、3時か4時、それから6時くらいの間ですので、ちょうど一般の方が、例えば、1時から3時半まで使うとか、それから夜の部は7時から借りるということですね、ちょうど空いた時間ですので、子どもたちを思う存分走り回って遊ばせることができます。そういうことで、また、学童保育は家賃を払うこともできますので、ただ無駄に使わせるというわけではなく、家賃収入も入ってきます。そういうことで学童保育に来る子どもたちが今までみたいな小さいときから野原で駆け回って育てられてる子どもでしたら、学童の2時間、あの狭いところで暮らすということも考えられますけども、

小さいころからずっと閉じ込められて長い間育ってる子どもたちですので、本当にその体力、気力にあった広さを保障して、思う存分力を発揮させてやる気を出させてあげたいというふうに思います。そういうところで市としての考えをお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

〔健康福祉部長 竹村昌記君 登壇〕

○健康福祉部長（竹村昌記君） 近松議員の大野小学校、睦合小学校の学童保育の過密解消策を考える必要があるのではないかについてお答えいたします。

大野小学校区と睦合小学校区の学童クラブは、平成29年度までは大野小学校の余裕教室で実施していましたが、児童数の増加に伴い、学校内での実施が困難となり、急遽市の予算により旧JA玉名睦合支所を改修整備いたしました。平成30年度から現学童施設で運営されており、倉庫の活用や近くの睦合小学校の体育館などを使用することで、子どもたちの遊び場などに利用されております。今後も国の基準に基づき、児童1人当たりの面積基準等を確保した上で、児童数の推移を視野に入れ、利用希望者の動向を確認しながら、子どもの安全と安心を考え、学校や保護者、運営法人とも相談し、岱明ふれあい健康センター等の活用も含めて考えてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 睦合小学校も利用しているということでしたけど、雨の日が困るんですね、雨の日に傘を差して、土砂降りの日にあそこまで行くというのが困るんですけど、学校の中にある場合には、学校の中を歩いて体育館に行けるので、学校の空き教室にある子どもたちはとても助かっているということでした。

よく、国の基準を満たしているからということをおっしゃるけれども、私が調べました建設協会の研究論文では、学童保育においては生活の場と遊びの場が必要であろうと、当然だと思いますけど、学童保育自体、国の基準では1.65平方メートルだと思いますけども、人間的な生活をするには、生活場には1.8平方メートルぐらいが必要であろうと、そしてさらに遊びの場には両手を広げてぶつかからない程度の広さが必要であろうと、そういうふうな研究がされております。そして、どのくらい学童保育において広さが必要かということは、児童館と併設しているかとか、児童公園と隣接しているかとか、こういう条件で全く違います。当然でございますけども、そういう意味で睦合と大野の学童ももしかしたら国の基準には入っているのかもしれないですけど、児童館もないと、そして公園がすぐ側にあるわけでもない、遊べる、走り回れるところがないと、本当に50センチぐらいでしょうか、畳4分の1畳のところにじっとしなきゃいけないみたいな状態ですね、多少歩く空間はありますけども、議会休日のときに雨が降って、畳4分の1畳のところに1日いなきゃいけないとしたら、これは刑務所より悪いんじゃないかな

というふうに見ていて思いました。

ある女性の言葉が心に残りました。この状況を見た人が、「大人はどうして自分が嫌なことでも子どもにはさせるのだろうか。」とつぶやきました。私たちは仕事が終わったあと、ご飯ができるまで2時間4分の1畳のところで座っておしゃべりして待っててねと言われたらどんな気持ちになるのでしょうか。子どもはほかの方法を知りませんから黙っていますけども、子どもの発達にとってどうかということを考えていただきたいなと思います。

私が、こだわるのは、実は、私の娘が埼玉県にいるんですけども、たしか土地が50坪か60坪、50万円か60万円するんですね、その辺ですね、坪50万円か60万円のところの学童保育の混雑ぶりと、坪5万円の学童保育の混雑ぶりが同じなんですよ、これ田舎に住んで意味がないじゃないかと、私は思うんです。だから、役所は国の基準をクリアしているということを金過剰にしますけども、新宿でもできる学童保育を考えて、国の基準というのはあくまでも最低の、人間として生きていける最低の基準じゃないかなと、私は思っております。そういうところでぜひ、10分の1の土地の価格は、それなりのやり方があって、だからこそ田舎は魅力があると、田舎で住みませんか、定住促進を進めていけるんじゃないかなというふうに思いますので、また、検討して下さるということですので、大いに期待しております。よろしく願いいたします。

次は、そっちですかね。こっち。

○議長（中尾嘉男君） そっち。

○16番（近松恵美子さん） 次は、タマにゃん教室についてです。

まず、タマにゃん教室、不登校の子どもさんが通っているところですけども、情報を共有したいのでちょっと現状をお伺いしたいと思います。

まず、1番、不登校の子どもの数は。何回も尋ねましたけども、今度別な方から1年に30日以上欠席を不登校児童ということになっているが、これは私も知っていたんですけど、ちょっと頭が痛いから行かない、行けないと言ってますとか、おなか痛いから今日休みますとか、いわゆる不定愁訴の場合にはカウントされないということを知りましたので。また、教室には入れなくて、保健室登校も一応、登校することでカウントされないんだろうと思いますけども、とりあえず、病欠も含んで、このような不定愁訴みたいな病欠も含んで、不登校の子どもの数は、今はどのくらいおられるのかお尋ねします。

そしてさらに、つまり50日以上欠席は何人とか、そういう区分での欠席もお伺いします。つまりどのくらい長期間休んでいる子がいるのかということを知りたいと思いますので、日数別の人数をお伺いいたします。

そして、2番、このように長期間休んでいる子どもたちは、家でどんな生活をしてい

るのか。つまりフリースクールに行っている子が何人であるとか。家に昼間1人で家にいる子は何人であるか。親と一緒にいる子は何人であるとか、その生活についてお尋ねしたいと思います。

3番は、不登校の子どもたちの進路について、わかる範囲でお伺いしたいです。その子たちが進学するのが何人であるとか、そのまま引きこもり状態になってる子は何人であるとか、それをどのように把握しているのかをお伺いしたいと思います。私の知り合いの子どもは、不登校のまま高校に行ったんですけども、やはり1カ月ぐらいでやめて家におりますので、そういう子どももまだいるかと思えますけども、わかる範囲でお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの近松議員のお尋ねにお答えしてまいります。

近松議員のタマにゃん教室につきましてのお尋ねだったかと思いますが、タマにゃん教室のよりよい環境を考えるべきではないかとの御質問ととらえてお答えしていきます。

昨年度平成30年度末、30日以上登校していない児童生徒数は、小学校が18名、中学校が32名、合計の50名です。そのうち不登校の児童生徒数は、小学校12名、中学校30名、合計42名になります。本年度に入りまして4月から10月まで30日以上登校していない児童生徒数は、小学校20名、中学校55名、合計75名で、欠席日数による内訳は、50日未満が30名、50日以上100日未満が31名、100日以上が14名でした。また、75名中タマにゃん教室に登録している児童生徒が3名、中学校の適応指導教室がかかわっている児童生徒が7名、民間のフリースクール等に通っている児童生徒が6名となっております。さらに義務教育終了後の生徒の進路状況ですが、昨年度の卒業生のうち不登校は5名でしたが、その全員が全日制、あるいは定時制高校へと進学しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 詳しくありがとうございました。

ちょっと済みません、50名と42名と75名の違いをもう一回お話しただけませんか。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） それでは先ほどの数値もう一度申し上げます。

今年度に入りまして4月から10月までの30日以上登校していない児童生徒数は、小学校で20名、中学校で55名、これが75名でございます。

それから欠席日数による内訳ですが、50日未満が30名、欠席日数が50日未満が

30名、50日以上100日未満が31名、100日以上が14名になります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） ありがとうございます。

私がお尋ねしたのは、小学校と中学校で50名と言われたのと、42名と言われたのと75名と言われたのとその違いというの。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 私のほうが議員のお尋ねを取り違えていたようですので、修正してお答えいたします。

昨年度の平成30年度末に30日以上登校していない児童生徒数は、小学校18名、中学校32名で、これが50名になります。それから不登校の児童生徒数は、小学校が12名で中学校30名になりますので、これが42名ということになります。

以上です。

○16番（近松恵美子さん） 75名は。

○教育長（池田誠一君） 75名ですか。

75名につきましては、今年度に入りまして。

○16番（近松恵美子さん） わかりました。

○教育長（池田誠一君） よろしいですか。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 75名は不定愁訴も含んで30日以上来てない子どもの数ということですね、で75名になっているということですね。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 75名、先ほど50日未満が30名、50日以上100日未満が31名、100日以上が14名とお話したあとに、その

○議長（中尾嘉男君） 4月から10月までだろうたい。

○教育長（池田誠一君） 今のは、4月。

○議長（中尾嘉男君） 4月から10月まででしょ、ことしの。

○教育長（池田誠一君） はい、そうです。

また、75名中、タマにゃん教室に登録している児童生徒数について先ほど申したんですが、児童生徒が3名、中学校の適用指導教室がかかわっている児童生徒が7名、民間のフリースクール等に通っている児童生徒が6名となっております。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） もう50日以上、4月から10月ですから、半分です

ね、約。約半分で既に50日以上休んでいる子どものほうが45名もいるということは、本当に大変なことだなと思います。

私、小学校のときになんかで1週間学校休んで出ていったら、算数がわからなかった覚えがあるので、中学校で1週間以上休んだら、もう科目によっては、英語とか数学とか、ついていけないんじゃないかなということを非常に心配しております。

私がこのことを取り上げるきっかけになったのは、タマにゃん教室は登録3名といわれてましたが、実際来ている方が2、3人と聞きました。和水のフリースクールがあるので、あそこに行ってみたんです。そうしたら月8,000円と言われていました。月8,000円で、大体定員6名なんですけど、玉名から4人来ていると言われたんですね、何で市がお金出して運営しているところには2人しか来なくて、無料なのに2人しか来なくて、この和水の遠い、もう三加和ですよ、遠い遠いところにはるばるここまで8,000円出して4人来るのかと、これっておかしいじゃないかと。やっぱり市の子どもだから市で来たくなるようなというか、とりあえず家から出てくれるようなところをやはりつくるべきじゃないかと、私は思うんですよ。

タマにゃん教室は週1回の開設で、2時間ですかね、和水のフリースクールは週2回開設で、10時から4時までということでした。定員6名ですけれども、私が冒頭申し上げたような野菜づくりとか米づくりなど、脳的活動と木登り、川遊びなどの自然体験、地域の縁側訪問、学習みたいな内容になってますね、とにかく遊ばせるんですよ、遊ばせるんですよ、感動させるんですよ、それで8,000円出しても、あんな遠いところまで行くんですよ、決して8,000円で6人見えてそれで運営できるようなところじゃないから、ボランティア的な気持ちで開設しているから週2回しかできないんだと言ってました。これは週5日はどこかで稼いでいて、そしてこれをしてるんだということですので、週2日しかできないということだったんですけども。ですから建物は、旧、あそこの三加和の分校を、廃校を譲り受けたみたいな形ですので、狭いところなんですけども、タマにゃん教室と教室の雰囲気は全く違います。タマにゃん教室は「はい、勉強です。」みたいな机が並んでるだけみたいなイメージするんですけど、やはり心を病んだ子どもたちがちょっと1人だけになったり、ちょっと身を隠したいところとかいろいろあるんですよ仕掛けが、ここだったらここだったらおれるなみたいな感じなんですよね、監視されてる雰囲気がなくて、ああ、やっぱりこれだけの子どもが、50日以上も、30日以上休む子どもが、中学校のあの大変な勉強を追いついていくのも大変なのに、毎日行っても追いついていくのが大変なのに、30日以上も休む子どもが、中学校において55名もいる状況の中で、その子たちが行きたいと思う場所をやはりつくっていかなくちゃいけないのじゃないかと、これ真剣に考えなくちゃ行けないんじゃないかと、私は思います。

もう一つ、熊本のフリースクールに行ってみました。もともとは不登校のための学校じゃなくて、新しい教育像を目指してつくられたところなんですけども、民間ですので、実際は不登校のお子さんが来られてて、7割が不登校の子どもが来られているというふうに言われてました。そこの出席率90%なんです。もうほとんどの子どもが来てるんですね、毎日。その子どもたちの遊びも半端じゃなかったです。民間ですから、ちょっと60坪ぐらいの家を借りて、1部屋は1年から3年まで、1、2年、3、4年、5、6年ですかね、中学生は別の建物ということでしたけども、まあ、本当に保育園みたいに遊びまくってました。建物狭いですけど、隣がすぐ児童公園ですし、そして川ですし、そしてまた行くと江津湖ですから、午前中はめいっぱい遊ばせるんだそうです。そうすると心と体がすっきりして、学習しようという意欲が出てきて、ずっと頭に入るんだというふうに言われておりました。授業に集中できるということです。

新幹線で通学している子もいるなかで、出席率90%というのはすごいことだなと思います。私はやはりみんな体の病気、けがとか病名がついた部分については皆さん同情するんですけども、心をちょっと病んでいたり元気がなくなったことについては、まあ、何というのか、弱いみたいな感じで、世間から冷たい傾向になると思うんですけども、やはり心が病んでいる子どもに対しても本当に同じように大切にしていかなくちやいけないんじゃないかなと思います。そして体の病気と違って、心が病んでいる子どもには、やっぱりおいしくて温かい食事と気持ちのいい空間、音楽、自然とのふれあいがまず大事で、そこから子どもは気力を立ち上げていくんじゃないかなと思います。

先ほど教育長のほうから、不登校で卒業した人も全員進学してますということでございましたけども、その先、本当に高校も卒業できてるのかどうか、その辺の把握ができていないんじゃないかなというふうに思います。今後市長にも教育長にもお願いしたいのは、どうにかしてその卒業した子どもたちが本当に二十歳まで、二十歳は無理でも18歳まで、ちゃんと社会に適応する子どもに育てているかどうかを見守っていくシステムをつくると、責任を持って社会で暮らしていける子どもに支援していくということを考えていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、やはり何回も言いますが、市がお金を出して予算を取ってつくっているところに、これだけの子どもが休んでいるのに3人しか登録しないで、2人ぐらいしか来てないというのは、やはり子どもにとって快適な空間じゃないんじゃないかなと思います。少なくともあの8,000円の和水のあそこに4名行ってる子どもたちが来なくなるような、そういうものをつくっていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思います。運営は民間に任せるにしても、この子どもたちをどうするかということは、ぜひ、考えていただきたいと思います。優秀な子どもたちは、経済的にゆとりがある子どもはほっといてもどんどん咲きますので、やはりつまずいた子どもに手をさ

しのべるのが行政の大事なことじゃないかなと思います。これはすぐに答えの出ることじゃないので、回答は求めませんが、どうか不登校のまま卒業した子のその後をフォローしていくということ、そして三加和まで通わなくていいように、この玉名市がその体制をとるということを今後協議していただきたいというふうに思います。

これをお願いしまして、このことについては終わります。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番(近松恵美子さん) では、最後は除草剤の使用状況についてお尋ねします。

このごろネットでは、アメリカで除草剤のラウンドアップを長期間利用していた人ががんになったと、モンサントを相手取って訴訟を起こして、主張が認められて賠償金が払われるようになったという情報が飛び交っています。そしてまた、世界各国でもラウンドアップを禁止したり、禁止する動きがあるのに、日本はそのラウンドアップの売り先がない、その行き場になっているんじゃないかと、日本はなぜラウンドアップを禁止しないのかと、そういうふうなことを心配したりする人々もたくさんいます。また、一方で、それは科学的根拠のないものだとして反論する人たちもいます。このような中で、私としては役所としては、疑わしきものは公の立場では使用しないほうがよいのではないかというふうに思っています。何年前か、このことについて質問し、公の施設では除草剤を使わないでいただき、どうしても使うときには、「何日前に除草剤を使いました。注意してください。」ということを引き紙を出していただきたいというふうに申し入れをいたしました。あれから何年もたちまして、担当者も変わりましたので、その後どうなっているかをお尋ねします。

○議長(中尾嘉男君) 市民生活部長 村崎信介君。

[市民生活部長 村崎信介君 登壇]

○市民生活部長(村崎信介君) 近松議員の公的施設における除草剤の使用状況についての御質問にお答えいたします。

小学校、中学校、保育所、道路、公園など、市内の公的施設での使用状況を調べましたところ、小学校で6校、中学校で3校、児童センターで1カ所、公民館で3カ所、都市公園で1カ所、鍋松原海岸で1カ所、旧干拓堤防で1カ所、合計16カ所で使用をしております。その他の施設につきましては、除草剤の使用はありません。また、除草剤を使用している施設につきましては、施設の所管課のほうで使用上の注意事項を十分に守り、周囲への配慮も心がけながら、なおかつできる限り環境に優しい除草剤の使用に心がけて、そして散布時や散布後の立て札や縄囲いなどを設置するなど、特に子どもたちが散布区域に立ち入らないようにするなどの対策をとりながら実施されており、今後関係各課に対しまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議長（中尾嘉男君） 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） では、改めて、またよろしくお願ひしたいというふうに  
思います。

そういうものは注意喚起とかありませんと、自分の屋敷は自分でわかって除草剤をま  
くからいいんですけども、公的なところはだれがこの葉っぱを食べて口に入れるかもし  
れませんが、ぜひ、徹底をお願ひしたいというふうに思います。

今は薬草が盛んですので、薬草を採ろうと思って、その辺の除草剤がかかったばかり  
の薬草を採って帰るということもあり得ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうは自然に関することでお尋ねしました。私たちが育つ環境と全く違うところで  
今の子どもたちが育って、今の多くの問題が起きてるんじゃないかというふうに思い  
ます。そして再度申し上げますけど、国の基準というのは、全くもう生活保護と同じよ  
うな、最低限の基準でございますので、この玉名として全国に先駆けて、どのような環  
境の中で子どもを育てているかということをお願ひして、皆さんの知恵を集めて、考  
えてよいものをつくりあげていただきたいということをお願ひしまして、私の質問を  
終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。10番、公明党の徳村登志郎でござい  
ます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について質問いたしま  
す。

近年大規模震災、大規模水害、また、大規模風害と想定を越える自然災害が頻発して  
います。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止める  
ためには、地域の建設土木事業者の協力が不可欠です。少子高齢化、人口減少社会  
において、地域の人材確保が年々難しくなっている中で、建設業界の活性化による担  
い手確保のためには、公共事業の平準化が必要であります。公共事業の平準化により、  
地元の労働者、技術者、技能者は年間を通して安定的に仕事ができ、計画的な休日取  
得などが可能になります。また、事業者の機材の稼働率向上により、重機等の保有も促進さ

れ、地域の建設事業者の災害への即応能力も向上します。さらに行政にとっても発注職員等の事務作業面においても、一時期に集中することを回避することができます。

そこで4点の質問をさせていただきます。1つ目の質問として、債務負担行為の積極的な活用について伺います。予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、大規模な公共工事など、単年度で終了せずに後の年度に渡り支出をしなければならない事業には、いわゆる債務負担行為が設定されています。ここで、道路の舗装工事や修繕工事など、短期で終わる事業においても平準化を踏まえ、年間をとおして必要に応じて事業を進められる体制を整えておくことは、地域住民の安全を守る上で大切なことであります。

そこで、幹線道路や橋梁などの長い工期を要する工事だけでなく、生活道路の舗装工事、修繕工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注できるようにすることも必要と考えますが、見解をお聞かせください。

2つ目の質問として、公共工事へのゼロ市債の活用について伺います。公共工事の平準化を図るために、ゼロ市債を活用する自治体がふえています。ゼロ市債とは、通常新年度に発注する工事を前年度中に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約締結することにより、年度内又は新年度早々の工事着手を可能とするものです。そこで、ゼロ市債の活用について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

3つ目の質問として、公共工事の柔軟な工期の設定について伺います。公共工事の工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることにより、工事の平準化を初め、公示的な施工が可能となります。具体的な事例として、工事着手時期、工事完成期限等が特定されない工事の発注に当たって、落札日の翌日から一定期間内に受注者が工事着手日を選択できる工事着手日程選択可能期間を定め、ゆとりある工事を促すフレックス工期契約制度があります。また、工事着手時期が特定される建設工事の発注に当たっては、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までの間を事前の準備期間として定めることにより、計画的な発注を行ない、円滑な施工を促す早期契約制度もあります。そこで、フレックス工期契約制度や早期契約制度などを活用しての公共工事の柔軟な工期の設定について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

4つ目の質問として、公共工事の速やかな繰り越し手続きについて伺います。年度末間際でおこる繰り越し手続きや年度内の工事完了に固執することなく、当該年度で完成しないことが明らかな工事については、適正な工期を確保し、安全に安心して工事を進めていただくために、速やかな繰り越し手続きが必要です。工事や業務を実施する中で、気象又は用地の関係、保障修理の困難、資材の入手難、その他やむを得ない事由により工事が予定どおりに進まない場合、受注者に無理をさせないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要であります。そこで、やむを得ない理由で工期が遅れそうな公共工事について、年度末にこだわることなく、早い段階から

必要日数を見込んで繰り越し手続きを積極的に進めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

[企画経営部長 水本明子さん 登壇]

○企画経営部長（水本明子さん） 徳村議員お尋ねの債務負担行為の積極的な活用。公共工事へのゼロ市債の活用についての御質問にお答えいたします。

公共工事は単年度会計の原則から、予算成立後に、また、補助事業につきましては、交付決定後に入札手続きを行ないますため、年度初めの工事量が少なくなる一方で、年度末に集中する傾向がございます。工事量の偏りが生じることで建設業者は長時間労働や休日の取得のしにくさ等につながるものが懸念されます。そこで公共工事の施工時期の平準化を図ることにより、年間の工事量が安定し、建設業に従事される方の処遇改善や人材の確保、育成に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものと考えております。

現在、本市では工期が年度をまたぐ大規模な工事や漁港のしゅんせつ工事など、施工時期が限定される工事において、債務負担行為等を活用し発注しているところでございます。今後は工期が1年に満たない小規模な工事につきましても、関係各課と協議検討を行ない、債務負担行為、ゼロ市債を活用した工期設定を行なう等を施工時期の平準化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共工事の柔軟な工期の設定についてお答えいたします。

工事の施工に当たりましては、準備段階から施工、工事の完成、検査まで、工程ごとに考慮されるべき事項がございます。根拠なく短い工期を設定いたしますと無理な工程管理や長時間労働を強いられることになり、工事に従事される方々の疲弊や手抜き工事の発生につながるものが懸念され、ひいては担い手の確保との影響する恐れがあります。そのため発注者は公共工事に従事するものの充実、工事の規模及び難易度、地域の実情等を考慮し、適正な工期を設定する必要があります。現在、本市におきましては、熊本県が作成している公共工事における標準工期の設定表を参考に、現場の状況等を考慮した工期を設定いたしております。契約後に天候、その他やむを得ない事由により、工期内の施工が困難な場合は、工期の変更契約、繰り越し手続き等を行ない適正な工期の確保に努めております。さらに国は、建設業の週休二日の確保、先ほど議員がおっしゃったフレックス工期の設定など、余裕期間制度の活用を含む適正な工期の設定を推進しており、今後本市におきましても、県や他市の状況等をみながら検討してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の速やかな繰り越し手続きについてお答えいたします。

工事の発注は、先ほども述べましたとおり、準備、施工、工事の完成、検査、施工規

模、地域の実情等を考慮し工期を設定いたします。天候や用地の関係、資材の入手困難、自然災害の発生など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要がある場合には、工期の見直しを行なうこととなります。この結果、年度内での適正な工期を確保できないと判断した時点で、速やかに議会に繰越明許費の議決をお諮りし、御承認いただいた後、改めて翌年度に渡る工期を設定し、契約変更を行なうことで、適正な工期の確保に努めているところでございます。

建設業は地域づくりの担い手であると同時に、経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全、安心を確保するなど、地域の守り手として重要な役割を担っております。一方で、長時間労働の常態化、建設従事者の急速な高齢化や若者離れが進んでいることから、建設業者が今後とも活躍し続けることができるような、事業環境等を確保するということは大変重要と考えております。

本市といたしましても、公共工事における施工時期の平準化について取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

本市が平準化に向けていろいろ公共事業にも取り組んでいただいている分をすごく明確に示していただきましたので、ありがとうございます。

とにかくこの平準化については、国交省や都道府県では中核市が中心ではありますが、平準化の事例集や取り組み状況について情報提供をされているみたいです。また、平準化推進に向けた取り組みを促す支援を継続されていると聞いております。ぜひとも本市においても、地域を守る建設土木工事の担い手を育てることになる公共事業の平準化をさらに推進していただくことを要望して、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 市民の福祉・健康を守るための施策について5点お尋ねします。

1点目ですが、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお伺いします。我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。幼児の小児がんの患者の家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えております。小児がんの発症数は、年間に2,000から2,500人と少ないのですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では、小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されております。国では、2017年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提

供と相談体制の充実を図っています。

そこで、小児がん早期発見のためにどのような取り組みを行なっているか、本市の現状をお聞きしたいと思いますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

後の質問は、質問席よりさせていただきます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

〔健康福祉部長 竹村昌記君 登壇〕

○健康福祉部長（竹村昌記君） 徳村議員の御質問の乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお答えいたします。

本市では、乳幼児の健康、発育状態を詳しく知り、心身共に健やかな成長を促すため、4カ月児健診、8カ月児健診、1歳8カ月児健診、3歳6カ月児健診の4つの健診を毎月2地区に分けて2回ずつ開催しております。医師や歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理士、養育相談員等の多職種で健診にかかわり、専門性を生かした指導、相談体制をとっているところでございます。

特に、4カ月児健診と8カ月児健診では、詳細な問診と小児科医師による診察で、病気の早期発見に努めております。また、診察や問診、身体計測などで再検査が必要な場合は、乳幼児精密健康診査受診票を発行し、専門医に受診を勧め、病気の早期発見や発育、発達の確認がとれるようにしております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

4回の乳幼児検診を通して、子どもたちの健康を確認されているということでございます。

1点、ちょっと再質問になりますけれども、実は、小児がんの中に網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は出生時の1万5,000人から6,000人に1人という少ないのですが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子どもの目の異常に気づき受診に至っているというのが現状のようです。素人でも病状に気づきやすい小児がんともいえますが、腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多いそうです。そのためには、早期発見が重要なことはいうまでもないことだと思います。網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状が現れるので、これを乳幼児検診でチェックできれば早期発見につなげることができるそうです。

そこで、本市の乳幼児検診の目の項目にこのようなチェックがあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 徳村議員の再質問の乳児の小児がんの一種でございます網膜芽細胞腫を早期発見するための取り組みについてお答えいたします。

小児がんの一種である網膜芽細胞腫は、1万5,000人に1人の割合で発症し、問診及び診察できる可能性のあるがんとして、保護者への啓発及び問診での確認を行っております。4カ月児健診では、白色瞳孔及び先天緑内障の症状である球がんの資料を配付して説明しております。8カ月児健診では、保護者への問診票に瞳が白く見えたり、黄緑種に光って見えたりすることがありますかという質問事項を取り入れており、「はい」と答えられた場合は小児科医の診察後、乳幼児精密健康診査受診票を発行して、受診勧奨を行っております。

そのほかにも、乳幼児健康診査会場に網膜芽細胞腫の家族会のポスターを掲示し、保護者からの質問があったときには御説明できるよう、説明資料を準備しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

この網膜芽細胞腫というのは、実際もう遅れて見つかったときには、子どもの眼球を摘出しなくちゃいけないという大変悲しいことになってしまいます。早めこういう健診のときに、こういう項目をきちっと玉名市が設けてあるということを確認できましたので、見落とすことなく、そういう子どもたちの早期がんの発見をお願いしたいと思います。

また、現在、建設中のくまもと県北病院ですけれども、こちらも24時間の救急小児医療体制を整えた施設になるというふうに伺っております。こちらの病院、玉名市民、また、広域の町民からも待望の施設であると思っております。今回質問した小児がんに関する情報も広く収集していただき、広く市民に提供していただければと要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、ロタウイルスワクチンの定期接種開始に向けた取り組みについてお尋ねします。

ロタウイルスワクチン接種に関しては、以前に2度一般質問で公費助成の要望をした経緯がございます。今回は、いよいよ国よりロタウイルスワクチンの定期接種が2020年、令和2年10月より開始されることが決まりました。予防接種には個人を守ると社会を守るの2つの役割があります。予防接種を受けるとその病気に対する免疫、抵抗力がつくられ、その人の感染症の発症、あるいは重症化を予防することができます。また、多くの人が予防接種を受けることで免疫を獲得していると、集団の中に感染患者が出ても流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮されます。さらに、ワクチンを

接種することができない人を守ることにもつながります。実際、来年10月からは定期接種が始まりますが、ちょうど年度の途中であり、対象となる幼児は8月生まれからとなります。同じ令和2年生まれの同学年である4月から7月生まれの乳幼児は対象にはなりません。先に述べましたように、予防接種の役割である社会を守る、また、集団免疫効果という観点からも、また、アレルギーなどによりワクチンが接種できない子どもたちをロタウイルス感染症から守るためにも、今回の定期対象者と同じ学年である令和2年の4月から7月生まれの乳幼児に対しても、玉名市として独自に助成を検討してはいかがでしょうか。定期接種開始までの取り組みとあわせて答弁をお願い申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） ロタウイルスワクチンの定期接種開始に向けた取り組みについてお答えいたします。

ロタウイルスワクチンの定期接種化に当たっては、厚生労働省の予防接種基本方針部会、副反応検討部会における審議を踏まえて、定期接種化の開始時期を令和2年10月1日開始時の対象者を令和2年8月生まれ以降の者を定期接種の対象とすると定められました。本市といたしましては、これまで同様、国の予防接種法に基づき対応してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

もちろん、国が決めた定期接種は8月からというふうになっておりますけれども、さっきの集団免疫効果という部分を見ると、同じ学年、ちょうど本当にちょっとの差で同じ学年になるのに4月から、4、5、6、7と、7月までの子どもたちはロタウイルスワクチンを有料でないと受けられないというような状況であります。やはりその部分だけでも、ぜひとも検討をちゃんとしていただきたいなと思います。

というのも、このロタウイルスワクチンは本当非常に感染力が高くて、ほぼすべての子どもが5歳までに感染するとしています。国内では入院を要した5歳未満の急性胃腸炎のうち4割から5割がロタウイルスワクチン由来とされています。特に、集団免疫効果という部分では、島であります石垣島なんですけれども、これは複数の保育施設においてロタウイルスの集団感染が起こるなど、個人だけではなく地域全体にも大きな影響が出ておりました。また、名古屋市では、2012年よりロタウイルスワクチンを市独自の公費助成を開始して、2015年には接種率が92%までなったそうです。接種率が上がった結果、ロタウイルス胃腸炎の患者の大幅な減少が見られたほか、ワクチン接種年齢以外の集団免疫効果も報告されております。一人でも多くの子どもたちがロタウイルスワクチンを接種することは、接種した子どもをロタウイルス感染症から守ること

に加えて、本市がロタウイルス集団免疫を得ることにもつながり、ロタウイルスワクチンを接種していない子どもも守ることにつながるのではないのでしょうか。ぜひ、この点を考慮していただき、定期接種への取り組みとしていただきたいと要望し、この質問を終わりたいと思います。

次に、3点目です、肺炎球菌ワクチン定期接種の年度末における再通知についてお尋ねいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種については、過去に3度一般質問をさせていただいております。当時は、個別通知の必要性を訴えて、その後すぐ対応していただいた経緯もございます。その結果、接種率も上がったとの報告もいただきました。国としましても平成26年10月から始まった高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設けて、対象者は65歳から100歳まで5歳刻みの各年齢になる方で、生涯1度だけの制度を活用した接種が可能な分でありました。この5年間毎年同じ年齢の方を対象に実施することで、65歳以上の全員の接種を目的としており、これまで65歳以上のすべての対象者に接種の機会が与えられております。しかし、接種率が伸び悩んだため、国は本年度から5年間、令和5年まで経過措置を延長することを決めました。問題なのは、接種率が伸び悩んでいることのようにです。最も高い年代でも40%台にとどまっており、このため厚生労働省の検討会では、制度が十分に知られていないのではないかとの指摘が出ております。

そこで本市におきましても、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の再通知を要望したいと思っております。年度初めに個別通知が届きますが、年度末1月ぐらいの未接種者に対し再通知を実施することは、再通知を実施している自治体の接種率が向上している実績により、その効果が明らかなものであります。例えば、本市であれば、65歳の人口は1,000人程度になると思いますが、仮に4割の400人が年度中の12月までに接種され、未接種者は600人程度、その全員に再通知を行なっても、多分費用はわずかなものだと思います。それに対する医療費削減効果は65歳1人当たり、医療費削減額は約30万円が推計されております。一人でも再通知により接種すれば、費用対効果はいうまでもありません。ぜひ、この点の見解をお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 肺炎球菌ワクチン接種の年度末における再通知についてお答えいたします。

今年度の肺炎球菌ワクチンの接種対象者は、昭和29年4月2日生まれから昭和30年4月1日生まれの65歳になられる方1,025人と救済措置として平成26年度の対象者で、未接種の方2,535人の計3,560人で、今年度の当初にあわせて個人通知を郵送し、接種勧奨をしております。未接種者に対しての接種勧奨は、ホームページ



で年間を通してお知らせしており、広報たまなの1月号で改めて未接種者への受診勧奨をすることとしております。

また、9月に開催しました予防接種を実施していただく医療機関に対する説明会におきましても医療機関から対象者に対しての接種勧奨をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

やっぱり先ほども申し上げていたとおり、再通知というのは個人に通知されるはがきみたいなものなんですけれども、当然、ホームページで呼びかけられたり広報紙にも載せていただいているということなんですけれども、個別に届くはがきというものはすごく効果があるものとして実績が出ております。はがき1枚送るだけで1の方がちゃんと予防接種ができれば、その削減効果の30万円はあるというふうに、推計があるということであって、これを再通知をやらない理由がないというふうに私は考えております。

とにかく接種者が伸びない原因の一つとしては、やっぱり接種期限が長くなったことでもう少し先でも接種できると考える人がふえ、結果的には接種を忘れてしまっている方が多いのではないかと考えられております。肺炎球菌ワクチンは毎年接種するものではなく、定期接種の機会は1度切りであること、経過措置の制度が複雑でわかりにくいこと、また、市民が知らなかった、1度切りの機会を逃したということがあってはならないと思います。ぜひ、再通知の必要性について、議論していただいて、実施の決定を要望いたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

4つ目の質問になります。胃がん発症予防につながるピロリ菌検査の導入についてお尋ねします。

ピロリ菌検査の導入についての一般質問、これで3度目になります。前回の質問時の答弁には、現時点では死亡率減少効果を示す検証が十分でないために、さらなる検証が必要との見解のため、現時点では助成制度の導入は考えていないとのことでした。

ピロリ菌と胃がんを含む多くの胃の病気との因果関係は、医療機関ではもう周知の事実であります。ピロリ菌がいることがわかった場合は、除菌治療を受けることが推奨され、保険適用にもなっております。検査自体も簡単で、血液検査のほか、呼気や便を使った検査でもピロリ菌の有無をチェックすることができます。もし健診などでこれらの検査により、ピロリ菌陽性とされた場合は、内視鏡検査を受けて、胃潰瘍や胃がんなど重大な病気が既にないか、確認した上で除菌治療を受けることができます。

前回の一般質問で、長洲町がピロリ菌検査の導入に助成を行なうことになった旨をお

伝えしましたが、さらに荒尾市でも平成30年度より実施されております。本市におけるその後の検証の結果と見解をぜひ、お聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 胃がん発症予防につながるピロリ菌検査の導入についてお答えいたします。

本市におきましては、国の指針に定められた科学的根拠に基づき健診を実施しており、ピロリ菌検査については、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、現時点での補助は考えておりません。今後も国や県の動向を見極めるとともに、玉名健診センター等とも協議を重ねながら、ピロリ菌検査の実施、補助実施については検討していきたいと考えております。また、本市のがん検診事業は40歳以上の市民の皆様は肺がん、大腸がん、胃がん、腹部超音波、前立腺がん、乳がん検診を、また、20歳以上の女性には子宮頸がん検診を実施しております。課題としては、受診率が全項目低く、昨年度の胃がん検診については6%でございました。現在40歳以上の全対象者に文書で通知し、胃がんを初めとした検診の受診勧奨を積極的に行なっており、これからはがん予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今、いただいた答弁も、結局、前回いただいた答弁とほとんど変わっていないということで、本当にピロリ菌が胃がん予防に十分にかかっているということもきちっと検証されているのかなというふうな、ちょっと今の答弁では疑問に思ってしまうわけなんですけれども、このピロリ菌の検査に関しては、過去に答弁、署名を集めた経緯もございまして、前市長の高寄市長のほうに提出したこともございます。ここなんですけど、再質問になりますけれども、この件に関してぜひ、藏原市長の考え、見解等をお聞かせいただけますでしょうか、お願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

部長答弁とも重複しますが、胃がん検診については、国、県の動向、また、医学的見解等を検証しながら、今後ピロリ菌検査の補助につきまして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ぜひとも市民の健康を守る意味で、実際ピロリ菌のこの除菌検査と除菌が進んでから、

胃がんの死亡率というのが国を挙げてずいぶん下がっています。胃がんは国民病とまでいわれたがんでしたけれども、それもその原因が明確になってきたということで進んでおりますので、ぜひとも、本市でも市民の健康を守る上で、ぜひとも前向きな検討を今後ともよろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。

5点目になります。補聴器の公的助成についてお尋ねいたします。総合支援法による障害者手帳の保持者に対する補聴器の助成制度は当然、行なわれていると思いますけど、さらに個々の自治体では独自に補聴器の購入に対する補助を行なっている場合もございます。例えば、高齢者を助成対象にしている自治体、子どもを対象にしている自治体、年齢を問わず助成をしている自治体、そういうさまざまがございます。また、助成の内容も自治体によって異なっています。最近では、また新たに助成制度を開設している自治体もふえてきているようですけれども、そこで本市の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 補聴器の公的助成についてお答えいたします。

現在本市では、聴覚障害の身体障害者手帳を所持されている方に対し、補聴器の購入や修理費を助成する身体障害者等補装部品支給事業がございます。平成30年度の補聴器購入助成は35件、修理28件で、利用者負担は世帯の所得に応じ1割負担か全額公費となっております。また、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の聴覚障害のある児童に対し、補聴器の購入費を助成する難聴児補聴器購入費助成事業がございます。平成30年度に1件、補聴器を購入する経費の3分の2を条件に助成しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

中軽度の児童に対する補助も行なっているということで確認できました。

それでは、補聴器に関して、再質問になります。

補聴器を利用されている方、特に人工内耳電子、また、補聴器の電池、こういう部分の電池使用に関しても助成をしている自治体もふえてきていると聞いております。この補聴器の経費負担の分、電池を補助するとか、そういう部分も必要だと思いますけれども、この分の玉名市としての見解をお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 議員再質問の頻繁に行なう電池交換等について、対象に加えて助成している市町村もあるので、玉名市でも助成対象にできないかという御質問にお答えいたします。

現段階では、障害者総合支援法に基づく制度であり、電池につきましては、消耗品という観点から、助成対象外でございます。しかしながら議員の御指摘の助成を検討していく中で、制度上の問題や公的補助として適切かどうか、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ぜひとも前向きに検討していただいて、多額な予算が必要だという事業ではないと思います。ただ、本当に日常で使っている自分の体の一部、そういうものにやっぱり電池が必ず、それも結構安価じゃないと、結構頻繁に変えなくちゃいけないというものでもあるというふうに伺っております。ぜひとも、助成の対象にしていただければと思っております。

今回、健康福祉に関する質問をさせていただきましたけれども、公明党としまして、これらの課題に真正面から立ち向かって、ネットワークの力を最大限に発揮することにより、地域の実情に沿った的確な施策を履行していきたいと考えております。

すべての人が健康を維持しながら、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし続けることのできる社会を構築していけるように働きかけてまいりたいと思っております。

私の一般質問は、以上で終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 皆さん、市民改革クラブの田畑でございます。12月9日、4番目の最後の質問者になりましたけれども、今しばらくお付き合いのほどをよろしく願いいたします。

きょうのどの質問の項目を見ましても、日ごろの日常の議員としての活動の中で確認していけば、十分その確認がとれる課題ですけども、やっぱり市民の皆さんからいろんな要望、陳情が来まして、そういった受けた事柄をやはり公の場においてきちっと記録を残しておくべき立場でもありますので、その辺御理解をいただきまして、執行部の方にも簡潔でわかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

まずは、玉名大俵まつり、いわゆる俵ころがしというふうに言っておりますけれども、事業の成果についてとしております。商工観光課ですね、所管は。行政執行部の皆さんの知恵と努力によりまして、この事業と申しますか、この催しは当初から考えてみますと、大変盛大になり、内容豊かな催しとなってきております。夏の玉名納涼花火大会、それから6月の高瀬裏川花しょうぶまつり、これと並ぶ3大事業の一角となりつつあり、玉名市の大きな財産と言ってもいいかと思っております。そのような位置づけをしてもと思う

ところでございますけども、この産業祭との組み合わせも催しの位置づけを格上げしているような感じもいたします。この催しは、玉名市内のどのような分野に、どれほどの経済効果を生み出すことができたのか。市民の皆さんは各方面からそれぞれの立場に立たれ事業をしておられる分野においても、分かれた意見が寄せられます。もちろんこの事業に限らず、夏の玉名納涼花火大会、高瀬裏川花しょうぶまつりの事業にしても、それぞれの意見が寄せられますけども、私もこの催し全体を否定してこの件に関して、今ここに立っているわけではございません。行政の皆さんの知恵と努力で、催しの内容も大変豊かになってきていることは、当然私も認識をしております。しかしながら、玉名市真の経済活性化に、まだ今ひとつ足りない部分があるんじゃないかと。私はそう思って、行政の方も何かそのようなことを感じておられないのか、きょうは行政の率直な考えを拝聴したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 松本忠光君。

〔産業経済部長 松本忠光君 登壇〕

○産業経済部長（松本忠光君） こんにちは。

田畑議員の玉名大俵まつり事業の経済的成果について、玉名市内のどのような分野にどんな経済効果があったのかについてお答えいたします。

まず、玉名大俵まつりは、ことしで23回を数える玉名市の秋を代表する一大イベントでございます。菊池川河口に位置する玉名市は、その恵まれた地の利を生かし、江戸時代から米の集積地として繁栄し、積み出された米は肥後米と呼ばれ大阪の米相場の基準となっておりました。その米俵の積み込み場として使われていた史跡俵ころがしにちなみ、玉名市の繁栄と五穀豊穰に感謝し、毎年11月23日に開催しております。また、まつり1週間前には、史跡俵ころがしにて米俵積み出しの式を開催しております。まつりについては、民間を主体とする玉名大俵まつり実行委員会が主催し、ふるさとセールズ課が事務局として、その運営に携わって開催しておりますが、開催会場はこれまで西部商店街、菊池川河川敷駐車場、高瀬商店街などに移り変わり、現在は玉名市役所周辺での開催となっております。また、昨年度からは農林水産政策課が事務局を努める玉名市産業祭との合同開催で開催したところですが、産業祭では専用ステージの設置を初め、トマト早食い競争の復活や新米のつかみ取りを新しく始めるなど、積極的に改善を加えたこと、さらには、農協、漁協、商工団体はもとより、地元高校からの出店や出演など、各方面からより多くの協力が得られたことにより、今まで以上に充実し、大変賑わった産業祭となりました。合同開催による集客や情報発信など、合同開催によるメリットを生かし、玉名の産物など、多くの来場者に知っていただく場ともなっており、今後も付加価値を高める取り組みを検討してまいりたいと考えております。

ことしは、新しい元号、令和初の開催ということで、ダイナミックをテーマに「米俵

積出王決定戦」や「ぼくらのコメを守れ!!小俵陣取り合戦」「九州グルメバトル～大俵の陣～」など、新しい企画を実施し大変好評をいただきました。ただ、議員御指摘のとおり玉名大俵まつりの参加者は、玉名市民の参加が多く、まつり参加者が玉名温泉への宿泊につながっていないという御指摘があることも承知いたしております。そこで、事務局であるふるさとセールス課といたしましても、市の観光振興を担う部署として、市外からのレース参加者やグルメイベントへの来場者数増加を目指し、実行委員会とともに積極的なメディアの出演や県外へ向けたさまざまなプロモーションや誘客活動を行なってまいりました。まつりのメインである俵ころがしレースには、ことしは約1,000人の参加があり、市内外からの内訳といたしましては、玉名市内からの参加者が47チーム、玉名市外からの参加者が22チーム、うち県外からの参加者が4チームでした。また、玉名グルメフェスティバル「九州グルメバトル～大俵の陣～」では、玉名市内からは43ブース、玉名市外から21ブースの全64ブースの出展があり、売上額は600万円を超え、昨年と比べ約108万円ほど増加いたしました。玉名グルメフェスティバルでは、有名ホテル出身シェフや全国居酒屋甲子園優勝店舗などを招待し、遠くは沖縄からも出店いただいたところがございます。招待店舗の皆様多くは、まつりの前日と当日に玉名温泉へ連泊していただいたと伺っております。玉名市産業祭出店ブースの売上げとしましても、先ほどのグルメ全体の売上げの内数となりますが、玉名大俵まつりとの合同開催を始めた平成30年度が約83万円、令和元年度が約100万円と17万円ほど増加しており、合同開催の効果が現れているものと考えられます。また、大俵まつりでの出店が定着した市内小学5、6年生による商売体験プログラム第11回ジュニアエコノミーカレッジからのブースも11店舗あり、会場を賑わせてくれました。

当日の来場者につきましても、実行委員会より正式発表はあっておりませんが、当日の会場の様子から昨年約1万3,000名を上回る来場があったものと実感しております。ほかにもまつりの参加者や来場者が玉名温泉への入浴や玉名市内での飲食、まつりの参加者の衣装代や美容代など、考慮しますと、まつり全体の経済波及効果としては、広範に及んでいると考えられます。今後もほかのイベントとの組み合わせ、本まつりの開催期間も含め、まつり参加者の満足度を高める取り組みを行ないながら、市外からの誘客にも積極的に取り組み玉名温泉への宿泊客や玉名市内での消費額が増加するような取り組みを大俵まつり実行委員会と連携しながら実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 丁寧な答弁、本当に評価いたします。

行政の政策に100%すべてが市民の皆さんが納得、評価されることはまずないかと思いますが、それぞれの立場の方々や事業別それぞれありますよね、現実、そういっ

た状況の中で、評価もそれぞれの価値観しか出てこないというのが現状じゃなかろうかと思うんですね、これからもこの催し、玉名納涼花火大会にしても、6月の高瀬裏川花しょうぶまつりにしても、大俵ころがしレースにしても、これからも継続して実行していかれるわけですね、答弁の中にも研究の余地はあるというふうなことで見受けました。それに私自身もまだまだこれは精査しながら研究していく余地があるかと思いますので、ぜひ、そのほうで努力してほしいと思います。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番(田畑久吉君) 2番目の生活道路(里道、公衆用道路等)の改良・改善についてと題しております。

市道は市道としての基準を満たした上で、道路を市道として認定しながら、市道取り扱いとなっていることは、私どもよく理解をしておりますけれども、市道であれば、その方式に従って工事発注もできるわけです。市民生活に1番身近な、最も密着している生活道路といえますか、多種多様な形態、場所なども存在していると考えますけれども、町の路地裏や村の中の脇道路、私たちは毎日日常的に通行しているところも多々あります。しかし、不便、不要な位置、障害となり事故のその発生しやすい状態にある場所など、慢性になりまして、気づいていない場所などもあるかと思います。要するにそのような通常生活道路となっている里道や公衆用道路などのすべてとはいいませんけれども、改良、改善の必要な要望が行政に寄せられたときに、速やかに解決の対策をお願いするのが、きょうの私の発言の趣旨でもあります。当然、上程してある科目予算の関係もありますが、年度予算が終了、完了したときに、さらにその補正予算を速やかに組み、十分な対策を実行できるように、執行部に強く、きょうは要望するものです。

大概、いってきますと、もうこの予算はないですもんねということで話が途切れることがあるんですね、そのことは聞きたくないですね、本来。そういうのが私のきょうの本当の心情ですけども、予算がなければどう対処していくのか、その判断を明確に説明できる体制を整えていただきたいというのが、私のきょうの考えです。どうか答弁よろしくお願ひしときます。

○議長(中尾嘉男君) 建設部長 前田慎一郎君。

[建設部長 前田慎一郎君 登壇]

○建設部長(前田慎一郎君) 田畑議員御質問の市民生活に一番密着した身近な生活道路の改良、積極的な対策をとってお尋ねについてお答えいたします。

本市が管理しております生活道路として、道路法に適用していない里道がございますけれども、現状としましては、延長として約1,700キロメートルございました。この里道は、地方分権に伴いまして、いわゆる国の財産だったところの里道を県が管理までやっておったわけですけども、平成17年のころから、権限移譲になりまして市の

ほうが管理するようになったわけでございます。こういう道路が1,700キロメートルございますけれども、片や道路法に基づく市道のほうが約850キロメートルあり、約2倍の延長となっております。この道路の多くは合併後地域からの要望を考慮し、市道に格上げをして整備を行なってきました。その結果、維持管理費で毎年多くの予算が必要となること、また、将来のメンテナンスを考え、今現在重要度の高い路線のみを格上げして整備を行なっているところでございます。しかしながら、田畑議員御指摘のとおり、里道の中でも生活道路として市民生活に欠かせない路線もまだまだ多く残っております。本年度生活道路整備に対する要綱のほうを一部見直して改善はしておりますけれども、これから先も積極的な対策ができるよう、財源、人材、そういうのを含めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 確かに今年度より要綱の見直しを、これも建設経済委員会で提案しまして、要綱の見直しをしていただきまして、非常に前向きな要綱になっております。所管の努力は敬意を表しておりますけれども、答弁いただきました中に、これから先も積極的な対策ができるよう、取り組んでまいりますとありますんで、本来ならこの積極的な対策というのはどういうものかということ再質問したいところですが、部長の前向きないろんな答弁で、再質問はいたしません。そういうことで、できるだけそういった、この部分の予算というのは非常に少ないと思うんですね、来年度は特に市長にもお願いして、少しでも上積み予算を組んでいただいて、そういった市民生活に密着した部分にもっと力を入れていただけたらいいかなという思いでおりますので、どうかさらなる努力を一つお願いして、この質問を終わります。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 次に、市道の管理体制、対策について。安心・安全な市道の管理対策は万全かという項目でございます。通常毎日車を運転しながら、私たちは市道を通行しない日はありませんけれども、その毎日の中で、非常に不思議に思うことばかりで、これもまた、慢性になっているような状態で、この状態が平常なのかと疑問符をつけるときがあります。何かといいますと、あるべき道路上にその標識、横断標識ですね、その予告表示、一旦停止のラインなど、外側線などもありますけれども、市道上には当然、明確に表示されていなければいけない交通標示が消滅に近い状態で放置してある市道が非常に多く見かけます。市道を管理している玉名市の管理管轄とその体制はどのような組織体になっているのか。所管はどこになっているのかわかりますけれども、なぜ、あのような状態で放置して、何も考えることはないのか。感じる要素はないのかですね、所管に格言してみる必要を強く感じて、きょうの確認事項としたわけですが



も、必要であるべき場所に必要な標識がないのは、大きな車両の事故の発生につながり、心配される方々の言葉をここに申し添えておきます。また、ある地域に行きますと、交差点を青色でカラー着色してある場所を確認できますけども、これまた不思議で、その方法、着色のカラー、着色すべき交差点、これらの事業は何の基準に従ってやっているのか、また、定められた条例等によって実行しているのか。その工事の定説などあるのか、非常に疑問がつく事柄ではないかと、私は、そう思って意見を申し上げております。

このような事柄には、一定の一つの基準をつくり、それに沿って要望に対するのがそれが質問しても、行政の立場として正確に答弁ができるかと思うところですけども、そのような対策を考えたことがありますかね、行政が物事を実行するときは、明確な基準をもって行動していただきたく、きょうの質問といたしました。

難しい質問ではありませんので、明確に簡素に答弁をお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

[建設部長 前田慎一郎君 登壇]

○建設部長（前田慎一郎君） 次の御質問の安心・安全な市道の管理対策は万全かについてお答えをいたします。

まず、一旦停止や横断歩道など、路面標示が消えかかっているところがあるかとの御質問ですけれども、本市が管理しております道路は主に路面の状況や危険な落下物、また、一旦停止や外側線などの設置状態を重点的に、パトロールを行なっており、簡易な修繕などにつきましては迅速に対応し、常に安全に通行ができるよう心がけております。また、一旦停止や横断歩道などの交通規制を有する路面標示は、警察の公安委員会に連絡を取り、規制が伴わない路面標示につきましては、舗装のやり替え工事や修繕等で新たに復旧を行なっているところがございます。しかしながら、すべて復旧するに至っておらず、議員御指摘のとおり消えかかっている箇所も認識はしております。一旦停止や外側線などは交通事故や交通の円滑化をするために重要であり、早急に復旧をしなければなりません。そのためにも県道は県の関係機関、国道は国のほうと連携強化し、速やかに復旧できるよう年次計画や予算面も含めまして検討してまいりたいと考えております。

次に、交差点の着色に基準はあるのかということでございますけれども、以前、ドライバーの方々に交差点の存在を知らせるために、スピードの出し過ぎや急な進路変更を抑制する目的で、カラーに着色した経緯がございます。そのときは警察と協議を行ない青色に着色しております。今のところ御質問のように着色につきまして明確な基準はございません。交差点のカラー着色も車両の通行速度が高い交差点には、危ないと判断しこれからも必要と考えており、着色基準や設置基準など、関係機関と協議をしながら安

全に通行ができるよう、努めてまいりたいと考えております。

田畑議員がおっしゃいましたように、玉名市において塗っているところと塗っていないところの差につきましては、やはり私ども先ほど申し上げましたように、予算がないからできないということは申し上げられない状態ではございますけれども、確かに、現場を確認をしに行くと、こういう言い方は失礼ですけれども、本当に危ない箇所から着色していつているような状況でございます。先ほども何回も申しましたように、今後は危ない箇所の基準、あるいは設置基準を警察及び同一色にするのか、やはり場合によっては朱色と、今玉名市には朱色と青色がございます。県が主に朱色で塗られております。玉名市が青色で囲んだり、青色で塗っておりますけれども、やはり交差点を取り巻く環境に同一色になっては、ドライバーの速度を落とすための認識にはなりませんので、ここは警察と協議しながら、順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 道路上の標識ですね、これはもちろん公安委員会との関係もありますので、積極的に市のほうがこれを取り上げて、公安委員会との折衝を図ってほしいですね、市道通りますとほとんどそういうところが多いので、私が一旦停止で1回引っかかったことがあるんです。そういうことがあって、それは自分のミスですからいいんですけど、ぜひ、公安委員会との折衝を重ねて、そういうことが、そういう場所がないように、一つ解決をお願いしたいと思います。

それから、交差点の着色につきましても、何か物事を市が、行政がする場合は、必ず何か基準を設けてしたほうがいいと思うんですね、というのは、何かしたときに市民の皆さんから何か説明を求められることが多いと思うんですね、そのときに正確な説明ができないと、なおさら行政に対しての不信が市民は募ります。そういう意味をもって、きょうはお願いしとるわけですから、何かそういうときには、必ず一つの基準を設けて実行していただくようお願いしておきます。

以上です。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 最後になりましたけれども、非正規職員の待遇改善、その方向性についてとしております。

今、私も振り返ってみますと、何年前か、10年ぐらい前だったか、正確には記憶しておりませんが、保育士さんの方々から待遇改善について、切なる思いといいますか、要望を受けまして、この席において行政当局にその要望内容を詳しく説明しまして、非正規職員、いわゆる臨時職員さんですかね、俗に言う臨時職員さんであっても責任は同じ、やはり仕事の内容も同等の職務を毎日遂行していることは、みんなが知っている

わけですね、それが事実だと思うんですよ、臨時職員だからいい加減でいいというのはだれもおられませんし、そういうことを考えて執行部に待遇改善を強くお願いしたことを思い出しております。

国会の先生にも玉名熊本2区の先生もおられますので、お会いする度にそういった話も、何回かしてきました。待機児童の解消の目的もあり、しかし、その解消を果たすには保育士の不足問題が解決できないとの事情を各方面から聞くことが多々あったかのように私も思っております。私毎朝6時に朝食をとりながら新聞を見るんですけども、うちは私が物心ついたころから、熊本日日新聞です。そういった新聞を読む習慣になっておりますので、玄関に新聞を取りに行き、12月2日でしたか、熊本日日新聞の朝刊を持って来て、さあ、食事しようとおぼと開けましたら、手にとってそれを見たたん、この朝、そのときほど私は最近にない喜びと感動をこの身体全体で感じる事ができました。もちろん議員の皆さんも同じ考えだと思いますけども、一面トップに、非正規公務員にボーナスと待遇改善を含む政府の働き方改革を背景に、熊本を含む47都道府県が来年度から非正規職員にボーナスに当たる期末手当を支給することが改正地方自治法などが来年に施行され、市区町村も含め期末手当が支給できるようになるとの記事がありました。当然現場では、支給を求める声がずいぶんと上がっております。各都道府県は改正法に沿う必要があると判断したと報道された記事が目につきました。40都道府県は、正規職員と同水準とする方針とあり、一方、県名は避けますけど、3県は段階的に引き上げとなっております。熊本を含む4府県は検討中の記事になっておりました。玉名市におかれましては、どのような方向性をもって検討されているのか、お伺いしたところであります。当然、来年の新年度予算編成には財源の問題等を含めた総合的な判断も必要だとは思いますが、どのような内容の改善をされたのか、答弁をお願いしたいと思うところであります。

非正規、これは新聞ですね、熊本日日新聞さんの新聞。

[田畑久吉君 熊本日日新聞紙面を示す]

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） 田畑議員御質問の非正規職員の待遇改善とその方向性についてお答えいたします。

地方自治法及び地方公務員法の改正に伴いまして、本市におきましては、平成29年度から本市の非正規職員とされる非常勤職員や臨時職員の勤務実態の回復に努め、平成30年度から制度の見直しや処遇改善の検討を行なってまいりました。また、本年度に入りましてから、関係法令の整備に取りかかり、先の9月議会で玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の議決をいただいたところでございます。

以上のような手続きを経まして、令和2年4月1日からすべての一般職非常勤職員と一部の特別職非常勤職員が会計年度任用職員に移行することとなったところでございます。

続きまして、会計年度任用職員制度が導入されることにより、処遇改善される具体的な内容について御説明いたしますと、期末手当の支給が可能となることや通勤費用が常勤職員と同じ基準で支給されることに加えまして、次年度に再度任用されることになった職員は、人事評価結果を受けて報酬が上がるなど、同一労働、同一賃金の原則を踏まえた制度設計となっております。また、今回の制度設計につきましては、先ほど田畑議員が申されたとおり、新聞報道等でもありましたが、自治体の裁量に委ねられていることも数多くございます。中には、人件費を抑えるため、期末手当の支給月数を段階的に引き上げる自治体や現行の月額水準を押さえる自治体があると伺っているところでもございますが、本市といたしましては、初年度から期末手当の支給月数は常勤職員と同じ月数とし、月額の報酬は現行水準から上回るよう設定いたしているところでございます。

今後につきましては、本制度の周知を徹底し、幅広く講習を行なった上で、会計年度任用職員の確保を及び適正な任用に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 総務部長の答弁を聞きまして、本当に明るくなりましたね。これから玉名市役所の中も非常に明るくなると思います。

先ほどの言葉の中にも入れましたけども、念を押して言いますと、本当に10年ぐらい前にその保育士さんの臨時職員保育士さんのことで一般質問したことがあるんですよ。それもずっと気にかかりながら、国会の先生に会う度にそういったお願いをしてきたわけですけども、臨時職員さんといっても何も軽々しく仕事しているわけではないですね、責任はみな同じような責任して同じような仕事を遂行しているわけですからですね、いろんな条件をこれからつけていかれると思うんですけども、熊本県下、他市に負けられないような、玉名市はこうだというように胸を張って言えるようなその待遇改善、臨時職員に対しての待遇改善をぜひ、強くお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時20分 散会

第 4 号

12月10日(火)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 4 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
  - 1 玉名市における未就学児の児童発達支援事業について
    - (1) 玉名市の現状について
    - (2) 今後の取り組みについて
  - 2 玉名市の野犬出没の対応について
    - (1) 玉名市の現状について
    - (2) 捕獲の方法と成果はどのようになっているか
    - (3) 今後の取り組みについて
  - 3 新玉名市民会館のこけら落としのゲストなどについて
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
  - 1 不登校児童への支援について
    - (1) 玉名市における不登校、不登校傾向にある児童の推移について
    - (2) 不登校児童・家庭に対する支援体制について
    - (3) 不登校児童の教育機会の確保について
  - 2 玉名圏域定住自立圏共生ビジョンについて
    - (1) 玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおける取り組みについて
    - (2) 共生ビジョンにおけるこれまでの評価について
    - (3) 中心市宣言を行なった玉名市の今後の役割について
    - (4) 玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおける圏域の将来像について
    - (5) 玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの見直しについて

- 3 新年度予算編成について
  - (1) 令和2年度予算編成方針について
  - (2) 市長が掲げる重点項目について
  - (3) 予算編成方針の公表について
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
  - 1 市政運営について
    - (1) 今議会に嘱託員設置条例の廃止が提案してあるが、次年度からの嘱託員のあり方について聞く
    - (2) 令和2年度予算の収支見通し及び予算編成方針について
- 4 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
  - 1 大規模災害時の対応について
    - (1) 災害時の避難等の市民への周知について
    - (2) 市役所機能（災害対策本部）の移転計画及び訓練について
    - (3) 災害ゴミについて
  - 2 貧困対策について
    - (1) 子どもの貧困対策について
      - ア 子ども食堂の現状について
      - イ 給食費の無償化について
    - (2) 自殺対策について
  - 3 玉名いだてんマラソンについて
    - (1) 大会の準備状況について
      - ア ボランティア、エイドステーション、トイレ、おもてなし、応援等について
      - イ コース周辺等への周知について
    - (2) 大会の予算（補助金）について
    - (3) 現状での市長の感想、開催に向けての決意を伺う
  - 4 将来的な公共施設のあり方について
    - (1) 小学校跡地施設の現状と今後の方針について
    - (2) 市有財産（公共施設、土地等）の今後の民営化及び売却、譲渡等について
    - (3) 岱明町公民館について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉田 真樹子 さん
3番	吉田 憲 司 君	4番	一瀬 重 隆 君
5番	赤松 英 康 君	6番	古奥 俊 男 君
7番	北本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松本 憲 二 君	10番	徳村 登志郎 君
12番	西川 裕 文 君	13番	嶋村 徹 君
14番	内田 靖 信 君	15番	江田 計 司 君
16番	近松 惠美子 さん	18番	前田 正 治 君
19番	作本 幸 男 君	20番	森川 和 博 君
21番	中尾 嘉 男 君	22番	田畑 久 吉 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	松本 留美子 さん	事務局 次長	荒木 勇 君
次長 補佐	松野 和 博 君	書 記	古閑 俊彦 君
書 記	入江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏原 隆 浩 君	副 市 長	村上 隆 之 君
総 務 部 長	西山 俊 信 君	企画経営部長	水本 明 子 さん
市民生活部長	村崎 信 介 君	健康福祉部長	竹村 昌 記 君
産業経済部長	松本 忠 光 君	建 設 部 長	前田 慎一郎 君
企 業 局 長	松本 優 一 君	教 育 長	池田 誠 一 君
教 育 部 長	西村 則 義 君	会 計 管 理 者	二階堂 正一郎 君



午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

1番 坂本公司君。

[1番 坂本公司君 登壇]

○1番（坂本公司君） 皆さんおはようございます。1番、新生クラブ坂本公司です。傍聴の皆さん、いつもありがとうございます。

まず、6月議会で発表しておりましたが、10月に保育士試験を受けてまいりました。そして、先日その結果が出ました。合格でした。9科目中5科目であったですけども、教科ごとにこれは発表になりますので、残りの4科目は4月に受けたいと思います。半年に1度試験があつております。意外とという語弊がありますが、そこまで難しくは、落ちといてなんなんですけど、あれだけの勉強量に対しては難しくなかったのかな、もうちょっと勉強しとけば一発だったのかなとも、たればの話をしておりますが、ぜひ、皆さんも勉強していただき、今の仕事が嫌になったら保育士として働いていただければ、保育士不足問題も解決するのではないかと考えておりますが、私最近この保育士不足問題という名称がいかげなものかなと思ひ始めてきております。私が思いますに、これは保育士就労継続困難問題なのではないのでしょうか。これについては、6月の議会でも話をさせていただきましたが、保育士として就職する人は多いのです。ただ、続ける人が少ない。この日本に潜在保育士が80万人、とにかくこの保育士就労継続困難問題は、これからの課題だと思っておりますが、本日は別の件をお話しさせていただきます。

まず、なぜこういったことを申し上げるかと言いますと、これまた前回お話ししたとおり、12月より玉名市六田のほうで放課後等デイサービスを開業することになっていたためです。発達障がいなど支援を必要とする児童の放課後等の保育施設です。先日12月2日より無事に開業することができました。昨年の10月に玉名にある事業所から、その事業を引き継いでいただけないかとお話をいただいて、承諾し丸々1年、かなり大変な作業でした。これに至ってはいろいろな方々の御協力のたまものであります。この場をお借りして申しわけございませんが、携わっていただいた方々、本当に感謝しております。ありがとうございました。

本日は、その放課後等デイサービスを開業に当たり、気づいたことを質問させていた

だきます。

開業してまだ1週間ですが、実はこの事業について勉強している中で、未就学児、いわゆる小学校に通う前のお子さんの発達支援がいかに大事かがわかってきました。放課後等デイサービスは、小学校1年生から高校3年生までの支援事業ですが、実は、3歳から8歳までが療育するのに最も重要な時間だと恥ずかしながら、それをここ最近知りました。これをプレ・ゴールデンエイジというそうです。もちろんそのあとも大事なのですが、療育は早いに越したことはありません。そこでこの先未就学児に発達障がい事業も始めようと思ったのですが、玉名市おける枠が既にないとのこと、本日はまず、この質問をさせていただきます。

1、玉名市における児童発達支援事業の現状をお聞かせください。お願いします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

〔健康福祉部長 竹村昌記君 登壇〕

○健康福祉部長（竹村昌記君） おはようございます。

坂本議員御質問の玉名市における未就学児の児童発達支援事業の現状についてお答えいたします。

現在、障害福祉サービス事業所を中心とした関係機関に加え、有明圏域2市4町の行政で構成しております有明圏域障害者と共に生きる支援協議会を平成18年に設置以降、地域における関係機関のネットワークを活用し、サービスを必要とされる方は事業所ごとの教育方針や障がい児の特性を考慮され、広域的に利用いただいております。そのような中、主に日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応性を高める目的である児童発達支援事業所は、圏域内に8事業所、うち本市では2つの事業所がございます。玉名市在住の利用児童数は44名であり、有明圏域内の各事業所を総合的に利用されております。また、障がい児福祉サービスの事業種類については、それぞれ第1期玉名市障がい児福祉計画の中で定数枠を定めており、新規開設における児童発達支援事業所の枠は今ございません。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

圏域内に8事業所、玉名市に2つの事業所ということでした。そこに44名の児童が通われているということで、私もどうにか力になればと思っておりますが、今のところ定数枠が残っていないということでした。

しかし、この支援は早急に広めていかなければなりません。そこで、今後の取り組みについて、答弁よろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

現在の児童発達支援については、保健予防課の乳幼児健診を初め、委託しております児童発達支援センターの療育相談員が幼稚園や保育所等を巡回し、早期に発見を努めるほか、保護者からの相談事項が早期発見につながり、最も大きなきっかけとなります。しかしながら、保護者側のそれぞれの諸事情により、障害児相談支援につながりにくい状況でございます。サービスを必要とする児童がスムーズに利用できる支援体制の構築や昨今の利用希望者が増加傾向にあることなどが課題となっており、有明圏域障害者と共に生きる支援協議会の子ども部会においても、その課題内容を精査し、解決に向けて検討を重ねております。また、令和2年度に第二期玉名市障がい児福祉計画を策定予定であり、現在の利用者数をもとに必要なサービス量を精査し、あわせて既存事業所等に新規の計画を把握する必要があることから、意識調査を実施し令和3年度からの3カ年計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

定数枠については、令和3年度に向けて検討されるということで了解しました。よろしく申し上げます。

発達障がい、自閉症スペクトラム、AD、HD、LD、そんな言葉を聞き始めたのはここ何年前からです。小学生、中学生になっても気づかれないことも多々あるみたいです。しかし、早期発見がかなり大事だということですが、まず、この問題で難しいところはというと、当たり前のことなのですが、3歳ほどのお子さんが、本人がほかの友だちと何か違うぞと気づくわけではありませんし、専門的な方々が見ないとわかりにくい症状ではありますので、たまに会う親戚などではあまりわかりません。ちょっと元気のいい子ども、子どもはわがままを言うもの、そんな感じとしか思われません。そして何より御家族です。認めたくはないのです。自分の子どもがほかの子どもと少し違うところがある。まだ大丈夫。2歳で歩けなくてももう半年すれば歩けるようになる。言葉も出てくるようになる。専門医に診断されても、あいつはやぶ医者だから信用しない。大丈夫と自分に言い聞かせた結果、養育の開始が遅れる。そういった方も中にはいらっしゃると思います。自分の身内、隣近所にそういったお子さんがおられると相談などもしやすくなりますが、周りにいないと理解できずにだれにも相談できない人もいます。しかし、もしそんな相談をされても、あなたのお子さんが発達が遅れているから今すぐ病院に行きなさいというのは、ただ単に御家族を傷つけるだけです。

きょう皆さんにお願いしたいのは、もし小さなお子さんをおもちの御家族が、「うちの子ちょっと言葉が出なくて。」などの相談があったら、「今度お子さんが風邪とか引い

たときにでも、病院に行ったついでに相談してみれば。」などと言ってあげてください。診断は病院の先生に委ねて、余計のことは言わず、そっとやさしく言葉をかけてあげてください。でないと御家族は、本当に少しのことでも傷ついてしまいます。我が子がもしかしたら一生歩けないのではないか。もしかしたら一生パパやママという言葉が聞けないのではないか。そう思ったら夜も眠れないでしょう。検査を受けて、それが本当に思い過ごしなのであれば、それはそれでいいと思います。もしそれで何かしらの診断が下っても、そのためにいろんな養育施設があります。

きのう近松議員がフリースクールについてお話しされていました。私は、半年ほど前から強度行動障害についての勉強会に通っておりました。本市の小学校の先生が文化センターで開催されているものです。そこにはお子さんのことで悩んでいる御家族の方や学校の施設の職員さんたちも来ておられます。フリートークの時間がありまして、大概はお母様たちなのですが、お子さんの悩みが現状を話し合います。私は、そこで発達障がいや自閉症の話だけをすると思っていましたら、子どもの不登校で困っているというお母様方が何名もおられました。中には早く療育をしていればと悔いてる方もおられました。療育がすべての子どもを改善させることは容易なことではありませんが、ただ、何よりも早めの療育は、子どもたちの未来を大きく左右します。そして、その御家族は、本当に苦しんでらっしゃいます。御相談に来られたときは、担当課の方々も対応には十分配慮していただきたいと思います。私もこれからもっと勉強をして、何かしらのお役に立てるように頑張りますので、よろしくをお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

[1番 坂本公司君 登壇]

○1番（坂本公司君） では、次の質問です。

野犬についてです。私は、岱明町の睦合に住んでおりますが、実は、数年前から野犬をちらほら見るようになりました。去年は睦合小学校の持久走大会のコースが野犬が出没するというので、変更にもなりました。先月は、昼間に私の近所の先輩から電話があり、野犬が6匹うちに吠えまくっているんだけど、どうにかしてくれということでした。さすがに6匹から一斉に吠えられるのは恐怖を感じずにはいられなかったでしょう。

そういった経緯もありまして、まず初めに野犬の玉名市の現状についてお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

[市民生活部長 村崎信介君 登壇]

○市民生活部長（村崎信介君） 皆さんおはようございます。

坂本議員御質問の玉名市の野犬出没の対応についての玉名市の現状についてお答えい

たします。

本市におきましては、ここ数年市民の方から野犬に関する目撃情報が多数寄せられており、その多くが岱明地区での情報となっております。目撃情報につきましては、睦合、高道地区を中心に寄せられておりますが、野犬は行動範囲が広く、滑石地区や本市と隣接している荒尾市に至るまで、約10頭が広範囲に行動していると思われま

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

特に私が見かけるのは、睦合の古閑地区の納骨堂あたりなのですが、昨年、おりの設置も行なっていたのですが、そこで2つ目の質問です。捕獲の方法と成果はどのようなになっているか、よろしくをお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 捕獲の方法と成果はどうなっているかについてのお答えをいたします。

まず、捕獲の方法ですけれども、市民からの目撃情報をもとに、有明保健所からの指導により、箱形捕獲器や大型おりタイプの捕獲器を設置し、捕獲を実施しております。これは捕獲器内とその周辺に餌をまき、捕獲器内に侵入した際の重みで扉が落ちる仕掛けで犬を捕獲するもので、初めて使用する場合は効果がありますけれども、2度目以降は野犬も警戒して捕獲が困難になる場合も多く、苦慮している状況であります。

次に、成果といたしましては、過去3年間の捕獲頭数は、平成29年度が37頭、平成30年度が51頭、本年度11月末までで30頭となっております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

正直、以外と捕獲できているんだなと思いました。

次に、再質問なのですが、捕獲された犬たちはどうなっているかお聞かせください。お願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 再質問にお答えいたします。

熊本県では、平成28年度より、犬、猫の殺処分ゼロを目指し、終生飼養の啓発強化、適正飼養の推進、保護動物の返還・譲渡の推進、動物管理センターの収容環境整備、動物愛護団体、ボランティアの皆様との連携強化、保護動物の積極的な情報公開の取り組みを推進し、捕獲した犬につきましては、保健所に収容して飼い主が見つかったときは買い主に返還をし、それ以外の犬につきましては、新たな飼い主が見つかるま

で、保健所や熊本県動物愛護センターにおいて収容している状況でございます。飼い主を募集する方法としましては、県ホームページで、年齢、性別や写真などを掲載して、迷い子や譲渡に関する情報提供を行ない、定期的に譲渡会を開催するなどの取り組みを行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

玉名では有明保健所に収監されるということですが、それでもう一つ質問なのですが、現在、今現在、有明保健所に何頭収容されているか、お願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 再質問にお答えいたします。

有明保健所に収容されている犬につきましては、昨日12月9日現在で19頭でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

19頭ということで、やはり捕獲されている野犬はかなり多いのだと思いました。

しかし、先ほどおりで捕まえようとするには限界があるというような答弁だったと思うのですが、ほかの捕獲方法はないのでしょうか。今後の取り組みについて、まとめて答弁をお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 坂本議員の御質問の今後の取り組みと捕獲器以外の捕獲の方法はないのかというお尋ねにお答えいたします。

まず、本市での捕獲方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、箱形の捕獲器で行なっております。この方法は、熊本県が取り組んでいる動物愛護の面と収容後に新しい飼い主を見つけて譲渡を行なうことから、極力危害を加えることなく捕獲するための最善の方法と考えており、現在のところ、この方法以外での捕獲方法はない状況でございます。

今後の取り組みにつきましても、これまでと同様に野犬の目撃情報があった場合、有明保健所の指導のもとで、箱形捕獲器や大型おりタイプの捕獲器を設置して、野犬の捕獲に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

動物愛護面ではかに方法がないということでしたが、確かにトラバサミのような装置は捕獲の確率は上がるでしょうが、動物も傷つけますし、何より人間にも被害が及ぶ可能性もあると思いますので、致し方ないと思います。

しかし、一つ気になるのは、その古閑地区になぜ野犬が集中しているかということです。そこには3反ほどのソーラーパネルが設置してありまして、そのソーラーパネルの下が、どうやら住みかになっているようです。総務課の方にお尋ねしたのですが、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにはこう示されています。「ソーラーの構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵などを設置すること。第三者が容易に取り除くことができないもの。」とされていますが、これは絶対条件ではないみたいで、なるべくこうしてくださいというぐらいだそうです。古閑のそれには全くフェンスなどがなされていません。これは野犬の住みかにはかなり適した場所といっても過言ではありません。もしかしたら、この場所にフェンスがしっかりしてあれば、野犬が住み着くことはなかったのかもしれないかもしれません。あんな立派で、雨風がしのげるソーラーパネルの下なら、野犬は快適に過ごせるはずです。野犬を捕獲したり、里親を探したりすることも大事なことはあるとは思いますが、野犬が住み着くような場所をつくらないということも肝心なのかもしれません。担当課の方々は、本当に毎日のように野犬対策に必死になられていると思いますが、これからも市民の安全のために、御尽力されるようお願いいたします。

次の質問に移ります。

[1番 坂本公司君 登壇]

○1番（坂本公司君） では、最後の質問に移らせていただきます。

最後は、新玉名市民会館のこけら落としのゲストなどについてです。

私が2年前に議員に当選させていただいた直後に、今建設中の新玉名市民会館の議論が交わされ、議会で可決され今に至っています。非常に感慨深くこの完成を今か、今かと待ちわびています。しかし、もう半年後の6月1日にはグランドオープンということですが、そこで気になるのが、オープニングイベントです。今月12月1日、熊本城ホールのこけら落としをされたのが、あの名曲クリスマスイブでおなじみの山下達郎さんでした。12月25日には、あの世界的アーティスト坂本龍一さんの講演が決まっております。この新玉名市民会館のオープニングイベントは、やはり今後何十年先まで残るこの建物の行く末を左右する大事なイベントだと思っております。

そこで、そういったお考えがあるのかどうか、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

[企画経営部長 水本明子さん 登壇]

○企画経営部長（水本明子さん） 皆様おはようございます。

坂本議員の新玉名市民会館のこけら落としのゲストなどについての御質問にお答えいたします。

昨年の7月から建設に着手いたしました新しい市民会館ホールは、令和2年3月末の完成に向け、工事も順調に進んでおり、予定どおり6月1日には一般への供用開始ができる状況になってきております。

議員御質問のこけら落としとは、一般的には、新たに建てられた劇場等で初めて行なわれる催しのことを申しますが、そういう意味では、5月末に開館のセレモニーを計画しているところでございます。このセレモニーでは、テープカットを初めとして、ホール内での式典を計画しており、新ホール内を初お披露目する機会となります。また、既に新聞報道等で御存じかと思いますが、新市民会館ホールは、市民の芸術文化活動の拠点を目指す観点から、式典の中では市民団体である玉名市民合唱団にも記念演奏として出演いただくことにいたしておりまして、現在練習に励まれているところでございます。

今回、市といたしましては、新ホールのこけら落としを初回の催しに限らず、1年を通しての記念行事として音楽だけにとどまらず、さまざまなジャンルでの企画を検討中でございます。主催につきましては、市、指定管理予定者、市民団体の各々で行なうか又は連携しての開催とするか、現在、企画調整を行なっているところでございます。

なお、プロのアーティストの出演についても、日程面などを現在調整中でありまして、現時点ではまだ発表できる段階にございませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

いろいろ考えてらっしゃるということで、安心しました。

きょうは、今からかなり話が脱線しますが、よかったら話しについてきてください。

ことしの5月より30年続いた平成という時代が終わり、令和という元号に変わりました。私は昭和51年生まれで、平成元年は小学6年生のときで、昭和天皇が崩御されたのが昭和64年1月7日です。私の記憶が正しければ、翌日が3学期の始業式でしたが、天皇崩御のために1月8日は休みとなり、冬休みが1日延び、不謹慎にも喜んだ思い出があります。30年余り続いた平成でしたが、本当に激動の時代であったと言っても過言ではないと思います。消費税が導入されたり、バブル期がありそれがはじけ、不況という言葉がメディアを侵略し続けました。携帯電話が普及して屋外での通話が可能になったなど思っていたら、今ではパソコン並みの機能のあるスマートフォンは、持っていない人のほうが珍しい時代になってきました。本当にすごい時代になってきたなど



思うところです。

ところで、平成の終わりにとあるテレビ番組で、ジャーナリストの池上彰氏がこうおっしゃってました。「平成を一言で言うならば、謝罪の時代だったと。」思い返してみれば、大手の会社の不手際で謝罪、芸能人や有名人がちょっと間違っただけをSNSにアップして謝罪、政治家が不謹慎な発言をして謝罪と、とにかく謝罪、謝罪の時代だったと言っても過言ではありません。私たちも公人として責任をもって発言をしていかなければと思っております。

ところで、ことしの玉名市といえば、少しついていかなかったなと思います。待ち望んでいた世界ハンドボール選手権のアンゴラ共和国の合宿は国の情勢のため中止となり、皆さん御存じNHK大河ドラマいだてんでは、史上最低の視聴率をたたき出し、その上電気グルーヴのピエール瀧さんは薬物で逮捕され、チュートリアルの徳井さんは税金の申告漏れで活動を自粛しています。いだてんではありませんが、ことしいちごマラソンに参加してくれたロンドンブーツ1号2号の田村亮さんは闇営業という、私たちにはよくわからない理由で活動を自粛されています。玉名にかかわった人たちが次々と災難に遭われています。誤解していただきたくないのは、私はこれをすべて玉名市のせいと言っているわけではありませんし、玉名市のせいとは一つも思っていないので勘違いされないようにお願いします。

ここで皆さん、セカンドチャンスという言葉をご存じでしょうか。大体のニュアンスはわかってもらえると思いますが、セカンドチャンスのもともとの意味は、キリスト教の一派で唱えられている宗教思想の一つで、キリストの福音、お言葉を聞くことなく死んだ人々も死後の世界で福音を聞き、回心の機会が与えられるとするもの。ファーストチャンスはこの地上における回心の機会。セカンドチャンスは死後における回心の機会だそうです。とはいっても現代ではちょっと違う意味合いで使われていると思います。それは一度失敗や挫折した人にもう一度チャンスを与えるような意味合いだと思います。このもともとの言葉をそのまま当てはめると、一度何かに失敗したり、つまづいたりしたら死ななければならないと、一度の失敗の代償があまりにも大きいのではないかと思います。しかし、昨今、テレビや雑誌などを見たらどうでしょうか。薬物や脱税で死刑を宣告するような報道やツイッターなどの書き込み、もちろんこれらの犯罪は許されることではありません。しかし、本当にそこまで糾弾されなければならないことなのでしょう。その人たちは一生表舞台に立てないのでしょうか。本当に謝罪会見のよしあしで復帰が遅れたりしなければならぬのでしょうかと、私は思います。

では、玉名市の話に戻ります。先ほども言いましたが、ことしの玉名市は少しついてませんでした。では、これで玉名市は終わりなのでしょう。来年には新しい市民会館もできる。第1回目の玉名いだてんマラソンも始まる。これは、玉名市にとってみれば

セカンドチャンスなのではないでしょうか。また、玉名市内外の方からこれまで以上に応援してもらわなければならないと思っています。なぜ、このセカンドチャンスにこだわって話をしているかという、私自身もそうだからです。もちろん犯罪歴や逮捕歴があるわけではございません。しかし、私はいろんな方々に何度も何度もチャンスをいただき、ここまでやってこれました。もちろん2年前の選挙のときには、1,000人以上の方からチャンスをいただき、このようなすばらしい景色を見させていただいております。本当に感謝しております。

先日、皆さんも御存じ、あの元プロ野球選手清原和博さんのニュースが飛び込んできました。彼は2016年に薬物所持で逮捕され、表舞台から遠ざかりました。それについては当然のことだと思います。逮捕されるようなことをしたわけですから。しかし、彼の功績はすばらしいものです。高校野球では、桑田真澄氏とKKコンビと称され、2度の全国優勝、プロでは通算525本のホームラン、この数字は日本プロ野球史上歴代5位の記録だそうです。その清原氏が先日、国内外のプロ・アマ野球選手向けのワールドトライアウト2019の監督に就任しました。事件の内容や影響から考えると、本当に奇跡的なことだと思います。しかし、まさにこういうことだと私は思います。逮捕後、判決後、彼は多分ですが、本当に反省をしたのだと思います。というよりは、そうだと願っています。その思いが球界に伝わった結果だと思います。まさに球界は彼に2度目のチャンスを与えたのです。覚醒剤など再犯率のかなり高いと聞いていますが、それに負けず今後の人生をまっとうに生きてほしいと思います。しかし、この玉名にも確実に2度目、3度目のチャンスをほしがっている人たちがたくさんいるはずです。もちろん犯罪を犯した人、そして努力不足はあったにしても経営不振で職をなくした人、ほかにもいろんな理由で人生に絶望している人がいるはずです。玉名市は県内でも自殺率が非常に高いと新聞に載っていました。これももしかしたら2度目、3度目のチャンスを与えられていれば防げたことなのかもしれません。

今回、私が言いたかったことは、市民会館のこけら落としやいだてんのマラソンのゲストラナーの話ではありません。もちろんピエール瀧さんの電気グローブがライブをしてくれたり、いだてんマラソンには田村亮さんが来て走ってくれるなら、これほどうれしいことはありません。しかし、玉名市は来年本当に再出発の年だと思います。再びチャンスをいただいて頑張っていかなければならないと思います。であるなら、このまちをセカンドチャンスのあるまち、再出発のまち、そのようなまちづくりも大事なのではないかと思います。

最後に市長の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の御質問にお答えします。

今回の大河ドラマいだてんのキャストの一部や、本市が取り組んできたイベントに参加されたゲスト自らが行なった不祥事によって、現在、芸能活動休止や自粛されておられる方がいらっしゃるのことは事実ではありますが、私は決して玉名市にとって非常についてなかったというようなことは全然思っているところではありません。私は横島いちごマラソンに走られたゲストに接することがありましたけれども、参加ランナーに優しい声をかけられていらっしゃいましたし、また、マラソンと一緒に走られた多くの方々からもゲストの方から「一緒に走りながら、励ましの言葉をかけてもらって、大変勇気づけられた。」「うれしかった。」といった声を聞いたところでもあります。しかしながら、特にテレビなどに出演される方々はどうしても社会的に影響を与えることが大きい立場にあるだけに、信用を回復するには、それ相当の期間を必要とするのも、これまた現実であります。私としては、あえて再出発の地、セカンドチャンスの地として、宣言するまでにはないというふうに思いますが、気持ちは坂本議員と同じで、できるだけ早い時期にもう一度玉名の地を走ってもらいたいと思いますし、きっと市民の皆さんも温かく迎え入れてくれると、私は信じています。このことが結果的に、議員がおっしゃられる再出発の地、セカンドチャンスの地の取り組みとして、つながっていくもの何ではないかなというふうに思うところであります

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

市長も同じ思いであるということに安心しました。本当に私のような者でも、何度も何度もチャンスをいただいたおかげでどうにか生きております。今回の施設に関しても携わった方には本当に感謝しております。

しかし、中には私のことを、私事なんですけども、「あいつは飲食店しかしたことないから。」とか「福祉の経験もないくせに。」とか、そういったことを言う人がいるそうです。私は慣れてますので、それぐらいじゃへこたれませんが、普通の方ならやはり嫌な気持ちになると思います。

では、仕事をするには、必ず高校や大学などで学んだことしか仕事にははいけないのでしょうか。人生の途中で方向を変えてはいけないのでしょうか。そういった誹謗中傷もセカンドチャンスを妨げる要因の一つなのかもしれません。私が言うのもおこがましいのですが、どうにか生きていれば、未来も変えられるし、過去も変えられると思っています。しかし、それはやはり周りの人たちの応援、支援が必要だと思います。最初にお話しした児童発達の件にしても、市民全体で支えることが肝心だと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

ということで、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。かなり話は脱線しま

したが、私の思いを述べさせていただきました。御静聴ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、坂本公司君の質問は終わりました。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

先週の報道で、出生数90万人割れ確実、少子化加速という記事が大きく掲載されていました。内容は2019年に生まれた赤ちゃんの数が、統計開始から初めて90万人割れし、過去最少になったとのこと。厚生労働省の研究機関は、これまで90万人割れを2021年と見込んでおり、推計より2年早いということで、想定を越えて少子化が進んでいることが明らかになりました。これは後の質問でもしますが、行政としては大変厳しい状況で、今後の行政運営において大きな影響が出てくることは必須ではないでしょうか。厚生労働省は今月下旬に、出生数や出生率をまとめた人口動態統計の年間推計を公表する予定とのことですが、関係者によるとことしの出生数が86万人程度にとどまる可能性が示唆されています。同統計によると昨年の出生数は91万8,400人だったので、約5万人以上減少することが予想されております。少子化の問題は、今後も大きな課題でありますし、私自身も現在3歳とゼロ歳の子どもを育てる子育て世代として、子育てしやすい玉名を目指して精いっぱい活動していきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、不登校児童への支援について質問いたします。文部科学省により平成30年度の児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果が10月17日に発表されました。それによると小中学校での不登校児童数は、全国で16万4,528人、前年が14万4,031人なので、2万人程度増加し、過去最高を更新しています。それに伴い、10月25日には文部科学省より不登校児童生徒への支援のあり方についての通知が出されています。この通知には、不登校児童に対する学校の対応であったり、教育委員会の対応であったり、さまざまな支援のあり方について記載しております。玉名市においても今一度現状をしっかりと把握し、十分な支援を行なっていくことが求められます。また、この不登校児の支援については、教育機会確保法が施行されてから、以前は学校に戻すということが基本となっていた考え方から、いかに多様な教育機会を確保していくかという考え方に変わっています。不登校児童がふえているのは、その教育機会の選択肢の少なさに原因があるともいわれています。全国ではフリースクールなどさまざまな教育の場がふえており、玉名市においても行政と民間が連携しながら、学びの機会をふやして不登校児に対する支援体制を強化していく必要があります。

そこで、玉名市における不登校児の現状支援に対して、3点質問いたします。1、玉

名市における不登校児、不登校傾向にある児童の推移について。2、不登校児童・家庭に対する支援体制について。3、不登校児童の教育機会の確保について。以上、3点質問いたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） おはようございます。

北本議員の玉名市における不登校、不登校傾向にある児童の推移についての御質問にお答えいたします。

まず、不登校傾向と不登校の定義について申し上げますと、不登校傾向とは1年間に10日以上、30日未満欠席をした児童生徒のことで、不登校とは病気や経済的な理由を除き30日以上欠席した児童生徒のことです。

本市における過去3年間の推移について、まず、不登校傾向の児童生徒の数は、平成28年度は小学校5名、中学校25名で計30名、平成29年度は小学校4名、中学校4名、計8名、平成30年度は小学校5名、中学校9名で計14名でした。

次に、不登校の児童生徒の数です。平成28年度は小学校7名、中学校32名で計39名、それから平成29年度は小学校6名、中学校20名、計26名、平成30年度は、先日、近松議員の御質問にお答えした内容と同じものになりますけれども、小学校12名、中学校30名、計の42名です。小学校では、増加傾向が見られるところでもあります。

○7番（北本将幸君） 2と3。

○教育部長（西村則義君） 済みません。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 失礼しました。

不登校児童・家庭に対する支援体制についてでございますかね。お答えいたします。

不登校、あるいは不登校傾向の兆候があった場合、各学校においては、管理職、養護教諭、生徒指導担当、担任などを中心に、不登校対策委員会が開かれ、当該児童生徒のみならず、保護者に対して、いつ、だれが、どのようにかかわっていくのか、話し合わせ、対応されております。また、市としましては、教育相談員を2名配置し、要請のあった学校へ出向き、不登校児童、生徒と直接話をしたり、保護者の心配事や悩みを聞き、子どもの接し方等を助言しております。その他定期的な活動として、毎月第3日曜日に玉名市文化センターにおいて、午前10時から正午まで、保護者に対して個別の教育相談を行っております。また、熊本県教育委員会から、不登校児童生徒の支援の一つとして、子どもの居場所づくりを進めていくように示されております。子どもの居場所の

一つにフリースクールがあり、玉名市や和水町、大牟田市などにあるフリースクールの紹介を行っております。対象児童生徒の居場所づくり、また、自立支援に向けて児童生徒及び保護者に対して、学校、教育委員会が連携し、支援を行っております。

○7番（北本将幸君） 3番目まで。

○教育部長（西村則義君） 失礼いたしました。

続きまして、不登校児童の教育機会の確保についての御質問にお答えいたします。

学校以外において不登校の児童生徒が安心して教育を受けることができるように、玉名市ではタマにゃん教室と適応指導教室を設置しております。タマにゃん教室は、玉名市立の小中学校に在籍する不登校の児童生徒が利用できるものです。毎週火曜日、午前9時30分から午後12時30分まで、文化センターで開設しており、2名の指導員で開業しております。また、適応指導教室は、玉名市内の全6中学校にあり、不登校又は不登校傾向の生徒が利用しております。月曜日から金曜日まで、毎日4時間、適用指導教室指導員が対応しております。教室においては、指導員が学習指導のみならず、教育相談や進路選択の相談を受けており、生徒をサポートしております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目の児童数の推移についてですけど、これきのうの近松議員の質問の答弁でもあったんですけど、推計として平成28年が39名、平成29年がちょっと減って26名で、平成30年が42名で、きのうの答弁だと今年度は75名ぐらいで、ふえていっているという傾向だと思いますけど、先ほど部長も言われたように、この不登校児、不登校傾向のカウントする仕方として、欠席の日数で10日以上とか30日以上休んでいる人たちがこの統計に上がってくるとは思いますけど、実は、このほかに表面化していないとか、統計に上がってこない子どもたちもいるんじゃないかなと思います。例えば、保健室登校していて1時間ぐらい学校に来ているけど、教室で授業は受けれていないというような生徒たちは、恐らくこの数には上がってこないと思うんですけど、そういった方たちの把握はできているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の再質問でございます不登校、不登校傾向の児童生徒以外で、登校しても教室には入れない児童生徒について、学校や教育委員会は把握しているのかにお答えいたします。

不登校、不登校傾向の児童生徒以外で、登校しても教室には入れない児童生徒について、学校が保健室や相談室、適用指導教室などで対応しており、そのような児童生徒についてはすべて把握しております。

教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、玉名市の教育相談員への相談申請などで情報を共有しており、それぞれ学校の状況については、いつでも把握できる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 状況を把握できているということで、やっぱり現在の教育機会確保法が施行されてから、目的として、学校に登校させるのが目的ではなくて、やっぱりいかに教育を子どもたちに受ける環境を整えていけるかというのが、教育委員会が今後取り組んでいかなければいけないと思いますけど、不登校児、不登校傾向も含めて、早期、早めに支援体制、サポートを行なっていく必要性もいわれています。そのためにも、しっかりこの現状を把握して、この統計に上がってこない、把握されているといわれたので、そういう子たちにも十分な支援ができる体制を今後も引き続きとってもらって、サポートしていただきたいと思います。

2点目の不登校児童や家庭に対する支援体制についてですけど、学校としては、管理委員会などつくられて、担任であったり、養護の先生であったり、学校でしっかり問題把握されて、教育委員会としても相談員などが出向いて行って、しっかり当事者、保護者の意見を聞きながら、サポート、支援体制を整えておられるとの答弁だったと思います。やはり、この支援については、しっかり当事者もそうですけど、保護者のニーズに沿ったものになるようにしていくことがやはり重要だと思います。不登校児の支援においては、家庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行なっていく必要があります。答弁でもいわれたんですけど、本人も含めて、家庭と学校、専門家などの関係機関としっかり十分に連携を図っていくことが不可欠だと思います。週1回でしたかね、個別の相談できるような機会を設けているということだったんですけど、もう1点質問したいんですけど、その市としては、月1回でしたかね、週1回でしたかね、設けているということだったんですけど、それ以外にも困っている保護者がいたときに、気軽に相談できるような体制をしっかり整えておくと同時に、しっかりどういうニーズが、支援が求められているかというのもやっぱり把握しておくことが大事だと思うんですけど、そういう保護者が気軽に相談できたり、しっかりニーズ、どういうニーズが求められているとか、ニーズ調査的な把握はできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の不登校児童生徒の保護者のニーズをどのように把握し、対応しているかについての御質問にお答えいたします。

保護者への窓口は養護教諭や学級担任が担っていることがほとんどでございます。不登校児童生徒の保護者としてのかかわり方や居場所づくり、学習の機会、進路など、さ

さまざまな願いや要望を聞き取っております。その上で、管理職が助言をしたり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関などへつないだりして支援をしております。子どもによって、また、家庭によって、課題やニーズもさまざまでございます。今後も学校、教育委員会、関係機関が連携して、不登校児童生徒をもつ保護者が悩みを抱え込まないようにサポートに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やはり今、答弁でもあったように、どういうニーズが求められているのか、支援が求められているのかと、しっかり聞いて現状把握して、それに対する対応を行なっていくことが重要だと思います。

学校、保護者及び教育委員会も含めて、情報をしっかり共有して、組織的、計画的な支援を行なっていただきたいなと思います。やっぱり1番は、子どもがどうしたいかを常に考えて、その保護者、家庭も含めた上で、しっかりと個別に、その子その子で全然違うと思いますので、個別にしっかり支援体制を構築していけるように、今後も取り組んでいただきたいと思ひますし、こういう相談ができますよというような情報もしっかり公開していきながら、対応をとっていただきたいなと思います。

3点目の不登校児童の教育機会の確保についてですけど、答弁でもあったように、タマにゃん教室が実施されてるということなんですけど、教育機会確保法、新しい法律ができて、いかに子どもたちに教育の場を確保していくかが現在必要とされているんですけども、今、玉名市でタマにゃん教室が火曜日、週1回、午前中だけ実施されて、利用されてる方もいますけど、現在、本年度の不登校の生徒が75名ぐらいいる中で、登録が3名ぐらいだったということだと思いますけど、なかなかまだ浸透していないのではないかと思います。教育委員会としては、現在のタマにゃん教室、週1回、午前中だけの開催で、子どもたちに対して多様な教育の機会が確保されていると認識されているのか、その見解をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員のタマにゃん教室は週1回であるが、教育を受ける機会が確保できているかの御質問にお答えいたします。

1週間に1回ということについては、児童生徒にとっての学ぶ機会としては十分ではないと考えております。タマにゃん教室が開設されるに至ったのは、不登校の児童生徒の学習の場にするにはもちろんでございますけれども、1番の目的としては、不登校の児童生徒を家から外に出すことである居場所とすることにあります。不登校になり、家にいる状態から、まず一步を踏み出し、再び学校へ足が向くためのステップとするための教室でもございます。今後も指導員と学校が連携を図りながら、児童生徒の状況に



合わせて、児童生徒の登校再開につなげていきたいと考えております。

それからもう一つございます。先ほど75名中、3名が不登校、タマにゃん教室に登録されていると議員おっしゃいましたけれども、昨日、近松議員のほうにお答えいたしましたのは、30日以上休んでいる子が75名、そのうちの3名がタマにゃん教室に登録されているということでございます。タマにゃん教室には、そのほかにも学校に通い始めた子も登録されておりますので、実際、登録されている子どもはもう少し多くなる。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 登録数については、その不登校じゃない人たちもいっていいので、登録者をもっと多いということですけど、市としては、教育の機会を確保するということでは十分でないという認識で、タマにゃん教室がスタートした1番の目的は、居場所づくりの一環としてスタートしたということなんで、それは本当にいいと思います。この不登校の中で、75名中3名しか登録してないという、今現状がでてるんで、やはりその居場所づくりでスタートしたとしても、なかなか居場所にまだなり得てないのは現状としてあるんじゃないかなと思います。やはりこのタマにゃん教室いいと思うんですけど、今後はやっぱり民間も含めた上で、玉名市全体を考えた上で、多様性をもちながらも拡充を図っていく必要があるんじゃないかなと思います。ただ、その教室開いて、学校の延長線上のように、ただ勉強をさせるというような感じではなくて、その教室に行きたくなるような取り組みも含めた上で、今後進めていく必要があるんじゃないかなと思います。

最後に1点だけ、ちょっと教育長に質問したいと思うんですけど、子どもたちに対していろんな教育の機会、多様性、拡充を図っていくことが求められていると思います。今後は、タマにゃん教室も含めて、玉名市にもそのほかにも新たな教育の場を確保していくとか、タマにゃん教室をもっと回数をふやしていくとか、新たな取り組みとしてこの75人、どんどん膨らんでいってる不登校の子どもたちに対する支援体制というのを玉名市全体でももっと十分に行なっていく必要があるんじゃないかなと思いますけど、その辺について教育の長として、どう考えられているのかお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの北本議員のお尋ねにお答えしていきたいと思えます。

北本議員のタマにゃん教室の回数をふやす、もしくは別の場所につくるなど必要はないのかという質問にお答えいたします。

タマにゃん教室は、現在、登録者が11名で利用している児童生徒は1回当たり、1ないし4名程度になっております。2名の教員免許状所有者がそれに対応しております。

週に1回という回数については、今後の検討課題でもあると考えております。場所を拡大することやほかの場所に移すことについては、対象者のニーズの把握や指導員の確保等、課題も大きく、現在のところ考えておりませんが、現在、タマにゃん教室を開いております文化センターでは、図書館を利用したり、調理や創作活動などの体験する場所もございますので、そういったことも可能であります。不登校児童生徒が利用しやすいように、タマにゃん教室の環境を整えることを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今の場所が悪いといっているんじゃないで、今のところでもやって、別にほかのところでも新たなフリースクールじゃないですけど、そういう教室を設けて、もしかしたら、タマにゃん教室行ってやっぱりあわないという子どもたちが出てくる可能性もあります。75名、結構多くなってきています。やはりそういう子どもたちがいろんな教育の場を選択できるような拡充も今後はやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

教育機会確保法が施行されてから、約2年が経過しようとしています。この法律ができて不登校支援というものが、学校復帰を大前提としていた従来の対策から転換し、新たな視点として多様で適切な学習機会の確保の重要性が言われています。冒頭に申したように、不登校児童数は過去最高を更新している状況であります。不登校児に対する支援体制は、新たな考えのもとに進めていき、やはり未来を担うすべての子どもたちに対して、どのようにして教育の機会を提供していくのか、今一度教育委員会としても教育機会確保法における取り組みの趣旨を考慮し、また、さらには10月に通知された不登校児童に対する支援のあり方の通知の趣旨もしっかりもう一回考慮されて、支援体制を構築していく必要があるんじゃないかなと思います。

現在、教育支援センターを中心とした体制整備をさらに強化して、不登校児童生徒に対する学習機会を確保し、その運営が子どもや保護者のニーズに沿ったものにしていただきたいと思います。不登校児の支援においては、やはり子どもの立場に立って、一番いいのは何かを考えて進めていかなければならないと思います。未来を担う子どもたちに対する教育というものは、本当に大切だと思いますので、今後も真剣に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 済みません。訂正をお願いいたします。

議員がおっしゃられておりました75名が不登校ということでおっしゃられておりましたけれども、30日以上休んでいる子どもが75名でございます。その中には病気で

休んでいる子もおりますので、75名全体が不登校ということではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 北本議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 次に、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンについて質問いたします。

玉名市においては、本市と玉東町、和水町及び南関町の1市3町で玉名圏域定住自立圏を形成しており、平成29年に玉名圏域定住自立圏共生ビジョンを策定しています。また、玉名市はその中で中心市となっており、中心市宣言も行なっています。

そもそもこの定住自立圏とは、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携協力することにより、地域住民の生活基盤を守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進していこうという政策です。玉名市と玉東町、和水町及び南関町は、従来から文化、教育、社会経済等のさまざまな面において、地域間に深いつながりを有しており、交通手段の発達で、住民の日常生活圏の広がりにより、その結びつきはますます強くなってきています。しかし、人口減少、高齢化の問題は圏域内にも押し寄せており、2015年の国勢調査によるこの圏域の人口は9万2,024人だったのが、国立社会保障人口問題研究所が発表した推計によると、2040年本件行きの推計人口は6万5,943人と推計されており、2015年と比較して2万6,081人減少となることが予想されています。

このように顕著に人口減少の進展が表れ、さらには、日本全体の人口が減少していくという過疎の時代に突入しており、特に地方圏の将来は極めて厳しい状況になることが予想されています。国が発表した2040年構想では、今後もほとんどの市町村で人口減少が見込まれ、市町村ごとで施策をしては、住民の暮らしが維持できなくなるとしており、複数の市町村で構成する圏域を法律で新たな行政主体に位置づけ、圏域単位での行政を標準にしなければならないとしています。恐らくこの圏域での考えは、地方団体から反発もありますが、加速せざる終えない状況に来ているように思います。

そこで玉名圏域定住自立圏共生ビジョンについて、5点質問いたします。1、玉名圏

域定住自立圏共生ビジョンにおける取り組みについて。2、共生ビジョンにおけるこれまでの評価について。3、中心市宣言を行なった玉名市の今後の役割について。4、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおける圏域の将来像について。5、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの見直しについて。以上、5点質問いたします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

〔企画経営部長 水本明子さん 登壇〕

○企画経営部長（水本明子さん） 北本議員のお尋ねの玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおける取り組みについてお答えいたします。

議員御承知のとおり、本共生ビジョンの期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、取り組み項目は、生活機能の強化にかかる政策分野、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野、圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野の3本の柱といわれております。各政策分野において、中心市である玉名市と玉東町、和水町、南関町の3町全体で行なう事業や玉名市と他の1町又は2町にて取り組む事業があり、全体で29の取り組み事業を行なっているところでございます。一部事例を申し上げますと、1市3町で取り組む玉名圏域図書館等総合利用事業、圏域地場企業への就労支援事業、玉東町と取り組む東部環境センターへの搬入道路の整備事業、和水町と取り組む物産館ネットワークの構築などがございます。

次に、共生ビジョンにおけるこれまでの評価についてのお尋ねでございますが、各事業それぞれに取り組み期間の最終年度となる、令和3年度に目標値を設定いたしておりますが、その目標値に対する進捗率や実施状況について評価を受けているところでございます。平成30年度における主な実績といたしましては、観光事業の一環としていただてんドラマ館を盛り込んだことや1市3町及び熊本県玉名地域振興局との共催で、高校生進路指導担当教員、保護者を対象とした地元企業を紹介するガイダンス等を実施し、特別交付税を上限額の7,430万円まで上乘せすることができました。

次に、中心市宣言を行なった玉名市の今後の役割についてでございますが、多くの地方自治体において少子高齢化が急速に進行していることに加え、圏域外への人口の流出に停滞、歯どめがかかりにくい企業において、中心市である玉名市の役割はますます重要となっております。また、3町からの連携事業の要望も多くの分野にわたり、かつ、高度化をいたしております。これから圏域内の人々が末永く、元気に安心して暮らすことができる地域であるために、本市の生活に必要な都市機能を維持していくことが大きな役割であると考えております。

次に、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンにおける圏域の将来像についてでございますが、現在共生ビジョンにも掲げておりますとおり、圏域内の豊かな自然環境である地域資源や九州新幹線、九州自動車道の高速度交通網の地の利を生かし、あわせてさまざまな

事業を圏域内で連携して取り組むことで、圏域外への人口流出の抑制と、圏域内外との人、物の交流の促進につながり、ひいてはみんなが住み続け、玉名圏域に愛着と誇りを持てるような地域の実現を目指してまいります。

最後に、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの見直しについてでございますが、先ほど述べましたように、いだてんドラマ館関連経費等を追加するなど、施策や状況の変化等に応じた見直しを適宜行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目の共生ビジョンにおける取り組みについてですが、図書館の総合利用や地場企業の就労支援や物産館ネットワーク、29事業さまざま取り組まれていると思いますが、答弁でもあったんですけど、主にこれ3点、生活機能の強化にかかる分野と結びつきやネットワークの強化にかかる分野、圏域マネジメントの能力の強化にかかる分野の主に3つの分野に分けて取り組まれていると思いますが、そこで、1点だけちょっと質問したいんですけど、3点目の圏域マネジメント能力の強化にかかる分野のところ、圏域内における人材育成、合同基礎研修、専門基礎研修等を行なうという項目が挙げられて、進められていると思いますが、この圏域マネジメント能力の強化推進をしていく上で、今現在、どのような研修が実施されているのか、また、今後実施していきたいと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在、自治体職員合同基礎研修事業という事業を行っております。この職員研修でございますが、1市3町の職員を対象に毎年開催しており、圏域住民の行政サービスの向上や圏域の発展を目指し、自治体職員の政策形成能力や組織運営能力の向上と職員間の融和と連携を図るために実施いたしております。

この実績を申し上げますと、平成29年度は、主任、主事級を対象に接遇研修を実施し、158名が参加いたしました。翌30年度は入庁15年目以降の主査、主任級を対象に、中堅職員研修を実施し、66名が参加いたしました。今年度につきましては、部長、課長を対象に管理職研修を開催し、62名が参加いたしております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 研修としては、合同基礎研修ということで、1市3町集まって、毎年研修を開催されてるということでしたけど、やはり圏域のマネジメント能力強化なので、その研修内容でもただ一緒に研修を受けるのじゃなくて、広域的な、圏域的

なマネジメントが強化できるような研修内容を行なっていただきたいなと思います。

ほかの共生ビジョンでは、圏域内の連携促進を図るために、人事交流を行なって、ほかの市町村と交流したりしているところもあります。やっぱりほかの地域の課題を知る上でも、その人事交流というのはかなりいいんじゃないかなと思いますので、そのただ、一緒に研修を受けるのじゃなくて、広域的にしっかり人材としてもマネジメント能力が強化していけるような研修に、今後取り組んでいっていただきたいなと思います。

2点目の共生ビジョンにおける評価ですけど、評価は毎年毎年されてると思いますけど、この共生ビジョンのほうにもPDC Aサイクルで評価していくというようなページがありますけど、その進捗状況であったり、評価であったり、終生であったりしていくと思うんですけど、その評価する体制、体制というのはどういう体制で評価して、その改善につなげられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 北本議員の再質問にお答えいたします。

共生ビジョンの評価を実施する体制はというお尋ねでございました。

現在、定住自立圏構想推進要綱に明記された定住自立圏共生ビジョンに基づく事業の円滑な推進を図ることを目的に、4市町の首長で構成された玉名圏域定住自立圏形成推進会議を設置いたしております。この会議を組織体制の最上位に位置づけ、各事業の評価をいただいております。この推進会議の下部組織といたしまして、4市町の担当部課長で構成する幹事会や4市町の担当課職員で構成し、保健医療、建設、観光、などの分野の連携について、具体的に事業化、実施を担う分科会がございます。また、専門的見地からの御意見を反映するため、さまざまな政策分野や学識経験のある方々を玉名市から9名、各町から3名ずつの計18名を御推薦いただき、共生ビジョンの策定及び変更に関することや共生ビジョンに関し、市長が必要と認める事項に関することを審議する玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置いたしております。この懇談会におきましても、事業の評価をお願いしているところでございます。なお、本懇談会委員の任期は2年といたしております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

やっぱりこの評価体制をしっかりしておくことが重要だと思いますし、4長がトップになって、下部組織があつて、懇談会があつて、しっかり一般の人も入れて評価されているということなんで、しっかり今後もこの評価体制を維持しながら、改善につなげていってもらえばいいかなと思います。

3点目の中心市宣言を行なった市の役割についてですけど、中心市は中心市と連携す

る近隣の市町村の意向に配慮しながら、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たしていく役割があると思います。玉名市がこのビジョンの中で、中心市となつて、このビジョンを策定されていると思いますけど、そこで1点。市長にお伺いしたいんですけど、中心市の市長として、このビジョンの実現であったり、今後どう取り組んでいきたいとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の御質問にお答えします。

私は中心市の市長として共生ビジョンに記載されております圏域の将来像のずっと住み続けたい地域、元気に安心して暮らすことができる地域、愛着と誇りを持てる自立した地域の創造に向け、玉名市民はもちろんのこと玉名圏域全体の子ども、子育て世代の若者、高齢者、障がい者、外国人と、あらゆる地域住民が安心して安全で笑顔と希望に満ちあふれた共生社会のため、中心市の責任と自覚を強く持って今後とも取り組むことが私の責務であるというふうに考えております。

将来の本圏域内の推計人口は、20年後の2040年には、約6万6,000人と見込まれています。平成27年実施の国政調査時の数値と比較しますと、25年間で約2万6,000人も人口が減少するとされておりまして、これは、現在の3町をあわせた人口と同程度の規模であるという厳しい推計であることを意識しなければならないというふうに思っております。中心市である玉名市は、生活に必要な都市機能、イメージ的に申しますと、くまもと県北病院の総合病院的な行政機能でありますとか、ゆめタウンのような小型ショッピングセンター的な民間機能がある程度集積されて、かつ、近隣3町の住民もその機能を享受できるような存在ではなれないというふうに思っております。昨日の質問、答弁と重複しますが、10年ビジョンの行政運営の進化という取り組みの中に、広域連携の強化を推進することを掲げております。私は、これからの玉名市及び近隣町との連携強化は必要不可欠な施策だというふうに認識をいたしております。関係町と協調し、歩調をそろえて政策連携を図り、一方では、中心市の首長としての意識をもって、各町長様方に協力や御理解をお願いすることもいとわない考えでございますし、昨日も申し上げたとおり、既にいろんなそういった話も、もう既にやっております。議員の皆様方にも地域を越えた、市民のための行政サービスの推進を図る際には、どうか御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 市長に答弁いただきました。

やっぱりこの共生ビジョンだけじゃないと思いますけど、やっぱりこの県北において一番大きい市なので、玉名市が中心となつて、この圏域においてもネットワーク強化し

て、今後取り組んでいく必要があると思いますので、市長にはさらなるリーダーシップとってもらって、玉名市だけじゃなくてほかの市町村ともしっかりと連携をとって、この共生ビジョン実現のために頑張っていたきたいなと思います。

4点目の圏域の将来像と5点目の共生ビジョンの見直しについてですけど、圏域の将来像としては、答弁いただいたように、圏域の住民が安心して暮らせるように、生活基盤を維持したり、定住人口ふやしていったりとするようなための政策を推進していくことが必要だと思いますけど、市長も今答弁で言われましたけど、私も冒頭で申したように、この圏域の人口は2015年9万2,000人越えていたのが2040年6万5,943人と推計されています。現在の玉名市の人口が6万6,000人ぐらいなので、今の玉名市の人口よりも少ない人口でこの1市3町の行政運営をやらなければならない時代が確実にやってくるということが今想定されていると思います。まずは、この人口減少に対する対策をとっていくことが一番大事だと思いますけど、なかなかこの人口減少歯止めがかかっていないのが現実だと思いますし、最初のあいさつでも言ったように、厚生労働省は想定していたよりも2年は早く90万人を割り込んで、恐らくこの想定している6万5,000人よりももっと少なくなる可能性があるんじゃないかなと思います。でもやっぱり行政としては、人口が少なくなりました。お金なくなりました。もう運営できませんというわけにはいかないと思います。よって、この圏域内においても将来に渡って住み続けられるために必要な都市機能や生活機能を確保していくためには、どうしていかなければならないのかというのをしっかり考えていかなければいけないと思います。今後の人口減少社会において、今まで各市町村が行なってきた公共サービス提供のために、施設等をすべて自らが整備し、保有していこうとする行政のフルセット主義はもう不可能になるんじゃないでしょうか。ということは、このフルセット主義から転換し、広域で連携していくというような新たな考えでまちづくりを進めていかなければなりません。人口減少が予想より進行する現状において、今までどおり公共施設や医療、福祉、公共交通等の都市機能を市単独で維持できるとは考えられません。公共施設についてもやはり連携していく必要があると思います。松本議員のほうも広域での公共施設の連携というのを初日に質問されましたけど、今後は圏域単位での行政をスタンダードにして、圏域内の都市機能を守っていく必要があると思います。

そこでもう1点再質問したいんですけど、現在の共生ビジョン29項目取り組まれているんですけど、その中で部長の答弁でもあったんですけど、図書館の相互利用、これ公共施設の相互利用だと思うんですけど、これ始められたとき広域での利用の登録者数は、平成28年ゼロ人だったのが、今現在で221人となって行って、貸し出し点数も1万点を超える貸し出し数が行なわれて、このように広域的に利用していくことは本当にいいことだと思いますし、今後さらに取り組んでいかなければならないと思います。



やっぱりもう一步踏み込んで考えていくと、今、図書館だけなんですけど、ほかの公共施設の相互利用も含めて、さらには公共施設のマネジメントの推進も含めて、この共生ビジョンの中で取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思いますけど、その辺については、どうお考えかお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 再質問にお答えいたします。

北本議員の公共施設のような長期マネジメントが必要なものは広域連携をしていく必要があるのではという御質問かと思えます。まず、公共施設の建設や改修というハード面の部分に関しましては、どの自治体においても公共施設の新規建設、建てかえ、大規模改修を行なう場合は、その時期の財政的負担はその部分に大きくウェイトを占められるため、緊縮財政を余儀なくされてまいります。議員の御意見の通り、公共施設は長期マネジメントが重要であり、本市におきましても公共施設個別施設計画、公共施設長期待備計画、公共施設適正配置計画を策定し、これらの計画に沿って事業に取り組んでいるところでございます。将来玉名市、玉東町、和水町、南関町の1市3町の枠組みの中で、公共施設の建設や改修の分野において政策連携の推進をしなければならない場合には、各政策分野の事業化実施を担当、受け持つ分科会において政策立案、研究を重ね、幹事会、そして首長で構成される推進会議と上位組織に順をふんで事業計画を提案できるよう体制の強化とし、市町間職員の緊密な連携をさらに中心市の役割として推進してまいります。

先ほどお尋ねの例えば、公共施設の建設を協同でというような一足飛びで話が間となるようなことは、現状では難しいかと思えますが、先ほど議員がおっしゃったように現在取り組んでいる玉名圏域図書館等総合利用事業のような共同で利用できるものから検討を始め、ほかに共同で行なうことが可能な事業の洗い出しをしっかりと行ない、政策連携を図ってまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

やっぱりすぐすぐにはできないと思いますけど、できるところからやっぱり取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

何回も繰り返しになるんですけど、人口減少が本当に想定より進んでいる現状において2040年、20年後、そう遠くはない未来に、今の玉名市の人口よりも少ない人口でこの1市3町をやっていかなければいけない時代がやってくるというのを常にやっぱり頭に入れながら、今後行政運営行なっていくことが必要んじゃないかなと思います。

この共生ビジョンにおいても、ものすごい数のやっぱり福祉施設であったり、スポー

ツ施設であったり、文化施設であったり施設があります。やっぱり維持しなくちゃいけないところは維持しないといけないと思いますけど、このまま全部をいこうと思ったら全部を維持できなくなる可能性があると思いますので、しっかり最低限の生活基盤が維持できるような行政運営をしっかりとっていただくためにも、共生ビジョンありますので、この中にも織り込んでいくことが必要なんじゃないかなと思います。

以前、夕張市の破綻で、自治体が破綻するというのが大きく報道されましたけど、そのときは市内小中学校複数あったものが、全部1校に統合されたり、図書館が一時的に廃止になったり、行政サービスを削減しないといけないような自体も報道されてました。2040年には恐らくこういうのに直面してくる自治体がふえてくる可能性があると思います。よって、そうならないためにはどうしていくか、何回も言っているんですが、そこを考えていかなければいけないと思います。

図書館総合利用、もともとゼロ人だったのが200人越えて、これ進めていると、もしかしたら将来20年後ぐらいに図書館、みんな古くなってきたときに、1個の市町村ではもう建てれないとなるかもしれない。じゃあ、共同で建てようとなったときに、総合利用進めていけばスムーズに建設もいくと思います。今すぐならないと思いますけど、しっかりそういう将来を見据えた上でも、この公共施設の総合利用、マネジメント含めた上で、大きな視点をもって、今後進めていただきたいなと思います。

ここで1点紹介したいんですけど、天理市を中心として、川西町や山添村などで、ここも大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンというのをつくられて、圏域的に取り組まれています。ここが共生ビジョンの改定、この前行なわれたんですけど、この前改定を行なわれたときに、公共施設マネジメントの推進という項目を追加されています。これは公共施設の総合利用促進も含めて、圏域における公共施設マネジメントを推進するため、県などと連携した圏域市町村による、これ仮称みたいなんですけど、公共施設広域連携協議会を開催し、公共施設に対する住民の利便性向上と老朽化問題などに適切に対応した公共施設のあり方を協議していくとされてます。

期待される効果としては、老朽化が進む圏域内の公共施設のあり方について、単独の市町村の範囲を超えた検討を行なうことができるとともに、圏域内の公共施設の相互利用を促進することで、公共施設に求められてきた機能を圏域全体でカバーすることが可能になり、施設の利用を通じて圏域住民間の相互交流が図られるともされております。ぜひとも、この玉名市においてもこの玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの中にも、この公共施設マネジメントという項目を見据えながらも追加して行って取り組んでいただきたいなと思います。

玉名市においても学校の統廃合による再編や支所機能の集約化、施設の民営化などに取り組み、経費を最小限に抑えながらも、最大限の行政サービスの維持に今も必死で取

り組まれていると思います。現在、病院が新しく建設されており、消防署も新しく建設されて、あそこには玉陵小学校新しく建設されて、大きな建設事業進められていますけど、これすべてやはり統合であったり、集約化の部分もあると思います。市長は10年ビジョンのまちづくりを進められていくと思いますけど、制度やソフト面は方向転換しようと思ったら、そのときに方向転換していくことはできますけど、やはり箱物建設だけは建てたら変えることはやっぱりできません。よって、今からも玉名第1保育園の建設であったり、文化センターの改修、岱明町公民館の建設、学校統廃合などのさまざまな箱物建設が玉名市においても検討されていくと思いますけど、ぜひとも10年といわず、20年後の2040年、さらにはその先も見据えてこの圏域内にも人口減少の波が押し寄せてくるというのを想定した上で、しっかり未来を見据えながら、今後進めていただきたいと強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（中尾嘉男君） 北本議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に、予算編成についてお伺いいたします。

本日、熊本日日新聞の一面で、20年度予算過去最大101兆円超えという記事が大きく掲載されておりました。保育の無償化や防衛費の増加、キャッシュレス化によるポイント還元などが要因としてあるようですが、人口減少社会に突入しても予算は拡大しています。一方で、玉名市にも目を向けてみると、今議会には、補正予算が計上され、今年度の一般会計の予算額は357億円を超えました。これも過去最高額に近いものになってきています。近年の一般会計予算は年々増加傾向にあります。ちなみに、今から10年前の平成21年の一般会計予算の歳出は291億円で、それから比較すると、この10年間で65億円以上も増加していることとなります。増加している要因としては、さまざまあると思いますが、老朽化した公共施設などの更新や社会保障費の増加などがあると思います。しかし、自治体においては、今後も少子高齢化が進み人口減少はますます進んでいくことが予想されます。それに伴い、市民税等の自主財源は減少し、地方財政はさらに厳しい状況におかれていることが予想されますが、その中でも行政サービスを行ない、市民サービスの向上につなげていかなければなりません。現在は、来年の予算編成まっただ中だと思いますが、その根源となるのが、予算編成方針だと思

ます。市長をトップとして来年1年間の予算をどのような方向性で形成していくのか指針となるものです。玉名市においても10月に出されて予算編成がされていると思いますが、そこで今回、新年度予算編成について3点質問いたします。1、令和2年度予算編成方針について。2、市長が掲げる重点項目について。3、予算編成方針の公表について。以上、3点質問いたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） 北本議員の新年度予算編成についてお答えをいたします。

1番目の令和2年度予算編成方針につきましては、まず、国の方針を御説明いたしますと、本格的な歳出改革の取り組み、施策の優先順位の洗い直し、無駄の徹底排除を行ないつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされているところでございます。また、消費税税率引き上げに伴う取り扱いについては、社会保障給付の重点化、制度運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成の過程で検討することとされているところでございます。なお、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、令和元年度地方財政計画の推進を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされているものの、地方財政運営に大きくかわかる制度の詳細は未定であるという状況でございます。

一方、本市は、これまで行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでございますが、今後少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大、合併特例債の償還による公債費の増加、会計年度任用職員制度の開始による人件費増に加え、新玉名駅周辺の整備、学校再編、老朽化した公共施設インフラなどの更新に多額の経費が必要となるものでございます。また、財源につきましては、普通交付税が平成28年度から合併算定外の縮減期間となっており、令和2年度で特例措置が終了するものでございます。さらに合併特例債発行可能額の上限が迫っており、今後は交付税措置のない地方債などの借り入れとなり、一般財源の必要額が増加し、大幅な財源不足が見込まれるところでございます。

このような状況を踏まえ、将来に渡って持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の徹底した見直し、国、県の動向に注視し、有効な補助金等の活用を行なうこととします。また、市総合計画、新市建設計画及び市長が掲げる「笑顔をつくる10年ビジョン」に基づき、優先的、重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、事務費及び投資的経費の大幅な削減を行なう必要があることとし、令和2年度予算編成方針を本年10月7日に職員へ通達しているところでございます。

次に、2番目の市長が掲げる重点項目についてお答えをいたします。現在、予算編成に向けたヒアリングなどを実施している段階であり、具体的な事業名などは申し上げる

ことはできませんが、市長が掲げる笑顔をつくる10年ビジョンの着実な推進のために、関連する事業につきましては、精査を行ない積極的に計上することといたしているところでございます。この10年ビジョンに掲げる事務事業につきましては、すべて力を入れて推進していきたいと考えているところでございますけれども、その中でも特に3原則の一つでございます市民生活の安定の分野において、例えば、待機児童解消に向けた取り組みなど、子育て支援策や高齢者の移動手段を確保する取り組みなどの高齢者支援策など、健康と福祉の充実に重点をおいて予算編成にあたってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の予算編成方針の公表についてでございますけれども、現在、市ホームページへ掲載し、公表を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1点目の令和2年度予算編成方針については、3点目の公表のところにもかかるんですけど、公表してもらって印刷してきたんですけど、ここで大まかな収支の見通しとして、令和2年度予算は、歳入予算が約299億円で、それに対して歳出が321億円が見込まれていて、この収支差額で約21億円の不足が生じると、この予算編成方針では立てられているんですけど、市長にちょっとお伺いしたいんですけど、見通しだからもって足りないかもしれないし、そういう可能性があると思うんですけど、現時点で21億円足りないという、この予算編成方針出されて、どう対応されていくのか、どう進めていくのか、見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

財源不足の要因につきましては、歳入におきましては普通交付税の減少、財政的に有利な合併特例債に変えて通常市債の借り入れがふえているところでございます。また、歳出におきましては、会計年度任用職員制度の創設、さらに老朽化した公共施設の更新にかかる経費の増などが主な要因であり、新年度のみならず、近年非常に厳しい財政運営を強いられている状況であります。このような中、事業の実施、特に普通建設事業につきましては、今年度の財政負担を考慮した計画的な事業展開を図ることが重要であるというふうに認識をいたしております。なお、令和2年度の予算編成につきましては、これから1月末にかけて予算査定の中で精査を行なってまいりますけれども、財源不足を補うために、財政調整基金等を活用しながら10年ビジョンの推進に向けた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱり20億円以上、もっと足りないかもしれないというので、やっぱり財政的に厳しいというので、市長答弁でも言われたんですけど、普通建設費を抑えていかなければならないような現状があって、部長の答弁でもあったんですけど、投資的経費をやっぱり抑えていかざるを得ない状況が出てくるということで、やっぱり財政厳しくなればなるほど、結局、投資的なものを押さえなくてはならない状況がやっぱりやってくると思うんですけど、ここの投資的経費のところにも押さえ、計画的に推進するけど、この単独事業については、やっぱり長寿命化・維持事業に重点的に予算配分し、全体事業費を抑制するとされていて、やっぱり単独で玉名市で進めていこうというのは、もうなかなか今後建設においても整備においても難しくなってくると思います。それでも進めていかなければならないとなると、やっぱり国のさまざまな補助事業を活用しながらカバーして行って、玉名市に必要なその建設、投資的な建設事業も進めていく必要があると思いますので、今後さっきの質問でもあったんですけど、いろんな建設事業を進めていかないといけないと思いますけど、そういうときは単独で、単独事業で行えないと思いますので、いろんな補助事業が活用できるように、そういうのを最大限に生かしていけるような予算編成をお願いしたいなと思います。

3点目の予算編成方針の公表についてですけど、12月にこの一般質問出して、2日にもう公表してもらって、今、ホームページに載ってるようになったんですけど、やっぱり今まで公表されてなくて、公表されたのは本当ありがたいことだなと思います。やっぱりこの予算編成方針、もう10月に出されると思いますけど、10月には来年度にこういう方向性で、市長をトップとして行政が予算編成をしていくという方向性を出されるわけなんで、しっかり市民の方にも公表して、今後もしっかりこういう思いをもって玉名市は予算編成していきますというような意思表示にもなると思うので、公表はぜひ、今後も続けていただきたいなと思います。

この予算編成方針の公表は多くの自治体でされていて、私もいろいろ見たんですけど、山口市のホームページで、山口市も公表されているんですけど、予算にスローガンのような名前をつけられています。平成31年度予算は「「つなぐ 未来創造」予算」と位置づけられて、未来へつながる投資を加速化するためのきょうまでのまちづくりと未来へのまちづくりをつなぐ積極的な基盤整備や事業展開を目指した予算編成をして、未来へつないでいきますとされており、今年度、令和2年度の予算は「「トライ 未来創造」予算」と位置づけられて、市の未来を創造するために投資を加速化するため、令和の時代における次世代のまちづくりにトライするため、積極的な事業展開を目指した予算編成を進めますと掲載されてるんですけど、やっぱりこのつなぐ未来創造予算とか、トライ未来創造予算とか、こういう名前までついていると、やっぱり市長が思いを

もってこの1年間予算方針、予算をつくって市をよくしていくんだということもやっぱり伝わってくるような気がするんで、市長にもぜひ、この山口市の未来創造予算ではないですけど、現在編制中の新年度予算についても、ぜひとも玉名のこれからも未来を創造していけるような予算編成をお願いしたいと思います。

最後になりますけど、今回は、不登校児童の支援体制、玉名圏域定住自立圏共生ビジョン、予算編成の3点について質問いたしました。

教育については、やはりすべての子どもたちが教育を受けることができるように教育機会の確保に努めていただきたいと思います。また、予算編成については、玉名市1年間の事業を計画するもので、それは次年度にもつながっていきます。その積み重ねで、将来の玉名市が形成されていきます。来年度予算は、2040年問題を迎えるまでのちょうど20年前の予算となります。20年後にピークを迎えるとされる人口減少、少子高齢化など、さまざまな2040年問題が追い打ちをかけてきます。厳しい状況は続くと思いますが、これからの1年、1年の積み重ねで、今後の玉名市の未来が大きく変わってきます。公共施設の維持管理、社会補償制度の維持、少子化対策、さまざまな課題があります。そのためにも市長には将来を見据えた行政運営を行なっていただきたいと思います。来年度予算においても20億円以上の財源不足が予想されています。その中でも、よりよい玉名市、行政サービスを行なっていかなければなりません。予算を最大限に生かして、玉名市の目指すべき将来像に向かって、しっかりソフト面、ハード面において整備を進めていくことが必要だと思います。財源が豊富であれば予算的負担はそこまで考えないでよりよい施設をつくったり、道路を整備したりできると思いますが、しかしながら現実的にはそうではありません。今後さまざまな事業を行なっていく上で、建設費はもちろんですけど、維持管理費にも莫大な費用が必要になることも考え、そこまで踏み込んだ上で、市民の方に対して説明し、判断していくことが重要になると思います。そして2点目の質問でもした圏域的な大きな視線も含めた上で、将来のまちづくりを考えることも必要になってきます。

繰り返しになりますけど、今後も玉名第1保育園の建設、文化センターの改修、岱明町公民館の建設、学校統廃合に伴う建設事業など、さまざまなハード面での事業があると思います。限られた予算で将来の生活基盤を維持していくためにも、玉名市のまちづくりとしての構想をしっかり持ちながら、持続可能な玉名の未来をつくっていけるような行政運営と予算編成を行なっていただきたいと思います。要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に添って一般質問を行ないます。

市政運営についてであります。現在、玉名市はそれぞれの行政区に1人の嘱託員がおります。嘱託員は市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る目的があり、特別職の非常勤職員という位置づけであります。各行政区の区長に市長が委嘱することになっております。嘱託員の取扱事務は、1、広報その他印刷物の配布、掲示及び各種伝達事項の周知に関する事。2、行政区内居住者の掌握及び転出、転入等の補助に関する事。3、選挙事務の補助に関する事。4、風水害その他、災害情報の提供及び応急対策に関する事。5、居住証明等の資料提供に関する事。6、市の所掌にかかる各種募金及び寄附金に関する事。7、その他市長において必要と認める事項の処理に関する事。以上の7項目であります。この12月議会には、嘱託員設置条例の廃止が提案してあります。そしてまた、玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、嘱託員の項目は削除となっております。現在、区長さん方には、それぞれ説明会が行なわれているようではありますが、嘱託員制度が今後どうなっていくのか、次年度からの嘱託員のあり方について質問いたします。

まず、なぜ、嘱託員設置条例を廃止するのか。その理由をお聞きします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の嘱託員設置条例を廃止する理由は何かについてお答えいたします。

新聞などでも報道されておりますとおり、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、令和2年度から特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されます。この厳格化によりまして、嘱託員業務を行なうものが地方公務員法に定めます特別職非常勤職員に該当しなくなりますことから、嘱託員を設置できなくなるということをございまして、その設置につきましては定めております嘱託員設置条例を廃止するというところで取り扱ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 改正された地方公務員法及び地方自治法では、おっしゃったように特別職ということについては、専門的な知識経験などに基づき、助言、調査、診断等を行なうものとして厳格化してあります。

玉名市特別職の職員で非常勤のものは、142の職種があります。その中で、改正された法律のもと、特別職非常勤職員として任用することが困難なものは、嘱託員の職種だけなのか、あるいはそれ以外は問題ないのかどうか、お聞きをいたします。



○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度から特別職非常勤職員として任用できなくなりますのは、嘱託員以外に地域おこし協力隊、外国語指導員、いわゆるALTでございます。それから家庭相談員、婦人相談員などがございますが、これらの職員は令和2年度以降、おおむね会計年度任用職員として任用することで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ああ、そうですか。

実は、嘱託員設置廃止条例のほかにも、今度の議会に出ております玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、この議案を見ますと、おっしゃった職種以外にも、それは抜粋で言われたかと思いますが、例えば、隣保館長、隣保館指導員、隣保館運営審議会委員など、嘱託員以外に23職種がその表から削られているわけです。この23種が嘱託員も含めて23なんですけど、それでは、これが全部会計年度任用職員に移行するというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問でございますけれども、現在、特別職の非常勤の職員の中で、申されたとおり会計年度任用職員に任用される方々につきましては、現在のところ先ほど申しましたほかにも申されたとおり、隣保館長とか、あるいは児童センター長とか、今現在で17ですかね、先ほど20何人かとおっしゃったんですけど、私の手元では17職種でございます。その方々につきましては、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員制度に移行するということになるわけでございますけれども、先ほど申しました例えば、嘱託員を含めて、その地域おこし協力隊とかにつきましては、任用職員制度に移行しますけれども、嘱託員につきましては任用職員制度の職員としては移行できないという判断をいたしておりますので、その方々については業務委託の方向性で今後業務についてお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上でございますけれども。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私が先ほど23種と言ったのは、この条例の提案の参考資料ですね、これに新旧の対照表が出るとですけど、新しい職種の中には入っとらん職種が23あって、その中の一つが嘱託員でありまして、しかし、部長は今、17職種が会計年度任用職員に移行すると。実際は23あるけんですね、嘱託員は別ですよ、ですから22なんですけど、22の職種は会計年度任用職員に移行せんならやはりその嘱託員

と同様の業務委託というか、委託契約というか、そういった形になるのかなと、そこをちょっと確認したいんですね。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 今の御質問でございますけれども、嘱託員のほかに、例えば、交通指導員、各校区の支館長、公民館の支館長が会計年度任用職員の中には制度的には移行ができないという判断をもっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。

今度議案として提案されている玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の議案の中で、新旧対照表の中で新しい表に出てこない職種は、会計年度任用職員に移行するか、その特別職として残れんやつですよ、特別職非常勤臨時職員として、会計年度任用職員に移行するか、あるいはその嘱託員と同じように委託契約をする。そういった都合3種類になるということですよ、わかりました。

それで現在、区長さん方には、その説明会が行なわれております。4月1日から新しい制度がスタートしますが、4月までは時間も迫っているんじゃないかなという気がしますが、区長さん以外で、該当する職種が幾つぐらい、計算上5つぐらい、5つか6つ位あるわけ何ですけど、その職種の皆さんへの周知は3月末までにこれは理解を得ることができるとかなという気がしますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの御質問でございますけれども、確かにもう4月から会計年度任用職員制度がスタートするわけでございますので、残す期間というのは短く、ございませんので、そのスタートの前までは今の委員になられている方々、あるいはその関係する方々につきましては、担当部署のほうからきちんと説明を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、どうも取り組みが遅いんじゃないかなと、そういう気がするわけです。なぜかといいますと、9月議会で会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定が行なわれました。その時点で、嘱託員、あるいはその嘱託員以外の今まで特別職非常勤職員として採用していたものが、改正した地方公務員法で定める特別職非常勤職員として今までのように任用することが困難であるというのがもう恐らく9月時点では、あるいはことしの4月時点ではわかっていたんじゃないかなという

思いがします。なぜ、9月議会ではこの提案がなかったのかなど、ちょっとやっぱり遅かとかじゃなかつかなという気がしてなりません、その辺どうでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度に係る地方公務員法の改正が行なわれましたのが、平成29年の6月でございますが、嘱託員が特別職の非常勤職員に該当しないと総務省から明確に示されましたのが、昨年末平成30年10月ということでございます。内容的に嘱託員制度の重要性や制度変更が与える影響が極めて大きいということございまして、代替え制度の検討にかなりの時間を要したということが現実でございまして、先月の、先ほど前田議員も言われたとおり、4月から玉名市区長会協議会でまず御説明を申し上げまして、ようやく区長様との委託契約という結論に至ったところでございまして、このようなことを踏まえまして、令和2年度からの制度変更につきまして、区長様方へ周知を行なうために、先月末から各小学校区ごとに担当職員がお伺いしまして、説明を申し上げているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 嘱託員の役割、これは市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る目的があります。先ほど言いましたように、7項目の仕事があり、行政と地域住民のパイプ役として市政の業務が円滑に遂行するための位置づけであります。市政運営上は、今後も必要な制度だと私も思います。12月議会で嘱託員設置条例を廃止した場合今後はどうするのか、これに変わる新たな条例を設置するのかどうか。嘱託員制度の必要性も含めて条例廃止後、どう展開していくのかお尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

嘱託員の皆様には、これまで市行政と地域住民の橋渡しの役割を担っていただいておりますことから、本市の円滑な行政運営を進めていく上では、これまでの嘱託員としての業務、役割は極めて重要で必要不可欠なものであるというふうに認識をいたしているところでございます。従いまして、令和2年度以降は区長様方と業務委託契約を締結をし、業務内容につきましてはこれまでと同様でございますので、引き続き業務をお願いする予定でございます。このため嘱託員設置条例に変わる新たな条例につきましては、その必要性はございませんので設置する予定もございません。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 業務内容は新しい制度になっても同じということでありまし

た。

嘱託員の制度の実施に当たっては、これは年間約8,000万円の経費がかかっています。その多くが嘱託員の報酬でありまして、一般財源で賄ってあります。単費ではありませんが、地方交付税の財政措置、地方交付税への算入はあっているかと思えます。改正された地方公務員法及び地方自治法のもとでは、嘱託員を1人の私人、いわゆる私人としておっしゃったような業務委託契約を行なうと。玉名市と委託契約するということになりますと、新しいこの嘱託員、業務も同じ、その場合国からの財政措置、これはどうなりますか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

国からの財政措置ということをございましての内容ですが、普通交付税の中での取り扱いということになるかと思えます。その中で確認をいたしましたところ、確かにその算定項目の中に積算の中で、特別職の非常勤職員というふうな項目はございますけれども、その具体的な中身の嘱託員ということが、そういったものは今現在確認をいたしましたけれども、明確にそういった項目はないということで、現在把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、令和2年度から区長協議会、区長会研修などへの補助金、これは従来どおり予算化をされますか。どうですか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの質問にお答えいたします。

行政区支援につきましては、地方公務員法の改正の影響を受けるものではございませんので、区長会協議会の運営や区長会の研修に対しましては、これまでどおり引き続き補助金の交付を行なっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、新しくこの制度のもとで玉名市と委託契約をした行政協力員、区長さんですね、嘱託員ですね、活動中における災害、あるいは事故にあった場合、その補償はどうなるのでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員のただいまの御質問にお答えいたします。

嘱託員業務を行なっていただく区長様方が、令和2年度から特別職非常勤職員という身分がなくなりますことから、公務災害の適用もなくなるということになります。その

ため区長様方が、令和2年度以降も安心して業務に当たっていただけるよう、玉名市としては業務委託契約を締結しました全区長を対象としまして、保険に加入することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 民間の保険に加入するということだろうかと思いますが、その場合は、委託契約の中に保険の加入費も含まれてるのか、それともまとめて玉名市のほうが団体保険みたいなつに加入するとかどうか、その辺どうなんですか。委託した嘱託員さんに保険に加入したりとかその費用負担なんかもお願いするのじゃなくて、玉名市が全部面倒見るという理解でよかとですか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員のただいまの御質問にお答えいたします。

費用負担につきましては、市のほうで対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 新しい行政協力員となったものが、市から委託された業務をずっと遂行する上で、委託契約ですので、契約上の義務というのが発生するのかどうか、よくわかりませんが、実際にどうでしょうか。契約に当たっての嘱託員さんの義務というのは何かあるんでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

委託契約締結後も区長様方には、引き続きこれまでと同じ同様の、例えば、広報紙の配付を初めとしまして、行政区内居住者の移動、それから選挙事務の補助、災害情報の提供、各種募金活動などに関し、業務委託をお願いすることになるということになりますけれども、行政区住民の個人情報を取り扱われることとなりますことから、適切な個人情報の守秘義務の取り扱いにつきましても業務委託契約の中でお願いするというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 守秘義務ということですね、それは今までの区長さんの中には、あるようでないようなぼやっとしとったということだと思んですけど、今度契約上の中で、そこら辺はきちっと打ち出す、契約をするということですね、守秘義務を課するということになりますね。はい、わかりました。

契約とは、一定の法律的效果を発生させる目的で、相対する当事者の合意によって成

立する法的行為であると辞書に書いてあるわけですよ。委託契約を交わして遂行する契約上の義務がおっしゃったような義務が発生してくるわけなんですけど、場合によっては、契約に応じないというような区長さんがおられるんじゃないかなというふうに思います。区長との契約ができないときの対応策、これは何か考えてありますか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

業務を担っていただく方といたしましては、先ほども申しましたとおり、行政区の代表者でございまして、また、行政区に精通をされております区長様方が適任だというふうに考えておりますので、委託契約に応じていただけない区長様に対しましては、納得していただけるまで、制度の趣旨を丁寧に御説明して、納得していただけるようにしっかりと締結してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 嘱託員制度は行政運営を補完する必要不可欠な制度として、今までは各行政区に区長イコール嘱託員として同一の人物が配置をしてありました。人口の減少化に伴い、今日では区長のなり手不足も少なくありません。執行部もそういったことを認識されていると思います。今度の法律改正を受けまして、今までの体制を見直す時期にあるのではないかと、私は思います。近隣の荒尾市では、以前から区長と行政協力員は同一人物ではないということでありまして、行政区の区長は従来どおりそれぞれ行政区が選任するとしましても、市役所の業務を担う行政協力員、嘱託員ですね、は、例えば、例えばですよ。私の地元梅林では、下、安楽寺、津留と大きく別れますが、そこに3人程度の体制を検討するとか、行政協力員の業務内容の検討とか、また、区長と行政協力員がイコールでない体制をとった場合、区長に求められる役割と、それに対する市からの補助金の有無などについての検討であります。執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、嘱託員の方になっていただいております業務につきましては、令和2年度から行政区の代表者でございまして区長様に業務委託として契約をお願いしたいということでございまして、そのほうが一番最善になるというふうに考えておりますけれども、先ほど前田議員申されたとおり、例えば、複数区の嘱託員のこれまでの業務について集約をして担っていただける方がいらっしゃれば、そういうことも可能ではないかというふうなことであったということでありまして、地元としてそういった方向性というものがきちんと示されたということであれば、私た

ち行政としましては、その方向性を検討させて、また、いただきたいというふうにも思っています。

それから、特にその原因となるのが、最近、近年の人口減少などによりまして、区の役員さん、特に区長さんの担い手不足というのは非常にこれは問題が、それぞれの行政区で抱えていらっしゃるのではないかとこのようにも判断できるところでございます。今後、業務委託契約のあり方については、将来を見据えた上で、必要な場合は区長協議会等にお諮りをして、今後の検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ちょっとくどくなりますけど、新しい制度のもとでは、嘱託員の報酬が委託費ということになります。そうしますと、委託費には消費税がつくことになりますから、従来ベースで計算しますと、区長にかかる人件費の予算が今までより多くなる。そして、国の交付税措置も、私はなくなるんじゃないかなと思っておりますので、入りは削減して出が多くなると、結果的にですね。ですから、行政協力員の役割と業務内容や区長としての役割など、従来から行なってきた区長イコール嘱託員という体制を人口減少、人材不足を迎える中で、これからもそのまま継続するのかという課題がここに提起されたんじゃないかなというふうに私はとらえるわけでありまして。地域のつながり、地域コミュニティの重要性は特に今後も重視しなくてはなりません。安易に行政区を統合して、区長の人数を減少するのではなく、法律の改正を行なわれる中、見直すべき課題はないのか、将来を見据えた踏み込んだ方針を今まさに設計する、そういう段階ではないかと思っております。

いろいろ述べましたので、ちょっと市長にどぎゃん思っとなはるか、そこら辺お聞きいたします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

今ほど議員のほうも申されたとおり、これは部長が答弁をした方向性で今進んでおるところではありますけれども、行政区の再編ということも簡単にいくものではなく、その行政区を統合して2つの地区を1人の区長さんに担っていただくというようなことも当然、今後検討していく必要があると思っておりますし、これは議員もおっしゃられたとおり、行政のほうでここは一つにまとめてやってください。というような無理なことができるような現場のことを考えればなおさらということもありますので、今回のことを受けて、動きが遅いというふうにおっしゃられる部分は重々反省しなければなりませんけれども、今回の質問を受けてからもやはり区長協議会のほうに、会長さんを通し

て、今抱えている問題の部分を提起させていただいて、区長会協議会のほうでもしっかりと協議をして頂くということをお願いしなければならないというふうに思っております。

まさにその各区が世帯数も人口もそれぞれが一律同じようになだらかにあるわけではなく、場所によっては700世帯、800世帯を1つの区長さんで担っていらっしゃる場所もあります。10以下の世帯を1つの区長さんが担っていらっしゃる場所も形はさまざまであります。ですからそれをすべて均等にできる、簡単にできるものではありませんけれども、そういった方向性を示して、ある程度集約をしていく、数をまとめていくというような作業ができるのか、できないのか。できれば先ほどから申し上げているとおり、ただ安易に数を削減するというのではなく、より効率的にその業務を担っていただけるような形で、数がまとめることができないかということで、また、御提案をさせていただきたいというふうに思います。

御提案ありがとうございました。以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ポイントは行政サービスの向上という点にあると思いますので、その辺十分考慮して進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、令和2年度予算の収支見通し及び予算編成方針についてであります。

玉名市財務規則では、市長は毎年度の予算編成方針を作成して各課長に指示するようになっております。それを受けて各課は、次年度の予算編成に入ります。1市3町の合併によりまして財政基盤が強化されて余裕のある財政運営ができると、多くの市民が思っていました。しかし、市役所から発信されるのは、年間予算が増加する一方で、財政が厳しい、厳しい、この一点張りであります。合併効果はどうなったのかと問う市民は多くはありませんが、合併の効果を疑問視する市民は少なくありません。私は、市民の福祉や暮らしの向上を最重点にした市政を貫くことで、合併効果が感じられる玉名市になるものと思います。来年度は普通交付税の合併算定外の特例が終了する年度であります。現時点での令和2年度予算の収支の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の令和2年度予算の収支見通しについてお答えいたします。

現在、令和2年度当初予算につきましては、各部署からの要求を締め切り、ヒアリングを行なっている状況でございますので、要求ベースにて御説明を申し上げます。歳入要求総額で約300億円、歳出要求総額で約332億円、歳入歳出差し引き約32億円の財源不足となっているところでございます。今後、予算編成に当たり厳しい財政の現



状を十分認識し、将来に渡り持続可能な財政基盤の確立を目指し、予算編成を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 約32億円の今のところは財源不足という問題ですので、大変ゆゆしき問題だなというふうに思っております。

そういう中で、歳入増に向けての取り組みは一体どういうのがあるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

交付税における合併算定外の特例措置の終了や合併特例債発行可能額の上限の到来などにより、さらに厳しくなる財政運営を乗り切るためには、より一層の自主財源の確保と充実を図ることが必要でございます。市税の収入率の向上を図り、安定的な税収確保はもちろんでございますけれども、使用料及び手数料の適正化、市有財産の売却、ふるさと寄附金の増などについて、積極的に推進に努めてまいりたいと思っております。また、定住や移住促進、積極的な企業誘致による雇用創出を行ない、人口減少に歯どめをかけることで歳入の確保につながっていくものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 歳出増の見通しと歳入増の見通しを考えた場合は、どうしても歳出増のほうが膨れあがって、やっぱり財源不足がずっとついてくるんじゃないかなと、そういう気がしてなりません。

市税の確実な徴収、これは言うまでもありません。この間、私が相談を受けたのは、給料が振り込まれたらすぐに差し押さえられた。電気代、水道代など、引き落としができない。生活ができない。年金が振り込まれおろしに行ったら、押さえられた。夫の入院代が払えない。などであります。御承知のように、給料は一定の金額の差し押さえが禁止されております。ところが、差押禁止の給料でも銀行口座に入れば預金となる。こういったことで、差し押さえを実行するわけであります。先だって、税金滞納を理由に預金口座に振り込まれた給与を税務署が差し押さえしたのを違法という判決が大阪高裁で確定をしました。預金の差し押さえであっても、実質的に給与の差し押さえと同視できる場合は違法という判決であります。似たような問題で、過去には振り込まれた児童手当の差し押さえは違法という判決も鳥取のほうであっております。滞納に至るには、それぞれ事情があります。滞納税の徴収に当たっては、この実情に即して、法令に基づき適切に対応することが市民の納税意識を高めて、ひいては徴収率向上につながって

くるかと思えます。

職員を管理する立場の総務部長にちょっとお尋ねします。ちょっと税金のことだけん市民部長かなと思ったんですけども、総務部長にお尋ねします。

税収増のために職員が無理をしているということはありませんか。法令遵守が徹底しているでありませんでしょうか、認識をお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの前田議員の御質問でございますけれども、職員が無理をしていると、それは税務課の職員に対してということではよろしいでしょうか。

○18番（前田正治君） そうです。

○総務部長（西山俊信君） 税務課の職員、特に納税関係の職員に対しましては、法令遵守ということが基本でございますので、税法、国税徴収法に基づいた形で徴収を行っているということでございまして、やはり滞納者の方々についてはそれぞれの事情というものがあるかと思えますけれども、そういったものをきちんと把握し、そしてまた、調査し、その中で税法、国税徴収法に基づいた滞納処分というのを執行しているということでございますので、私としてはそういった執行管理というのはきちんとなされていると、組織的になされているというふうに、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、わかりました。

それでは次に進みまして、今度は歳出のほうなんですけど、歳出の削減に向けての取り組み、これはどのようなことをなされておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

歳出削減に向けての取り組みということでございますが、歳出の削減の中では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の削減は、これは非常に困難であるという状況にあります。投資的経費につきましては、投資効果、緊急性を十分に検証し、計画的に実施することが重要でございまして、特に道路や橋梁メンテナンスサイクルの推進により、維持管理費の削減に努めているところでございます。また、指定管理者制度の移行や公共施設管理運営の民営化などのアウトソーシングの推進、各種協議会などへの負担金、補助金の精査を行なうなど、歳出額を抑制しているところでもございますが、老朽化した公共施設及びインフラの更新費用の増大により、思うような削減が進んでいないというのが現状でございます。

今後の財政運営といたしましては、行政改革大綱や公共施設適正配置計画などの具体

的な行動計画に基づき、公共施設の保有量の最適化を図り、あわせて市財政全体の規模の縮小を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 歳出削減という意味からは、事業評価という、行政評価といえますか、事業評価といえますか、そういったことが今、なされております。

平成29年度事業の評価の公表を見てみますと、299事業に対して、休止、廃止が12事業、縮小して継続が13事業となっています。事業評価の効果は、予算編成においてこれはどのように生かされているか。過去5年間ぐらいにおける予算削減効果をちょっと示してほしいなというふうに思います。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 前田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、行政評価の効果でございますけれども、予算編成においてどのように生かされているのか。また、過去5年間の予算削減効果の額についてお答え申し上げます。

行政評価事業につきましては、前年度に実施した継続事業について成果や目的の達成度、有効性等を評価する事務振り返りと翌年度以降に実施しようとする事業について目的の妥当性や事業の必要性等を評価する新規事業提案がございます。事務振り返りにつきましては、前年度の事業の進捗や成果を振り返ることで、新たな気づきを得て、次に向けての検討を行なうことができ、事業の拡充や縮小、見直し、改善、廃止につなげていくツールとして活用していくことを目的といたしております。それと同時に、成果を拡充したい事業や効果が見えない事業などについて、予算の増額、減額、廃止などに反映させていくということを進めております。担当職員が事務振り返りを実施して、創意工夫による事務改善、見直しから発生した経費削減や事務の効率化等を促進させていますが、事務振り返りで見ると廃止、休止、終了等に伴って予算の反映を求める評価であった事業では、過去5カ年で19億円程度、おおよそ年間平均で3億9,000万円程度となっております。ただし、それ以上に新たに行なわなければならない事業や拡充している事業もございます。今後も厳しい財政状況、業務の煩雑さ、職員の減少などを考えますと、より一層事務事業の見直し、改善を推進していかなければならないと考えております。そのために事務事業の成果を含めた点検作業である事務振り返りと、それを生かした日々の改善は必要であり、恒常的に行っていくような仕組みの構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 事業評価で年単位で3億円ぐらいの削減効果が出ているとい

うことで、私も「ああ、そうかな。」と改めて認識をいたしました。

行政評価は自分たちが行なった事業を自分たちで評価する。これはやっぱりなかなか簡単でないと思います。先ほど言いました休止、廃止の12事業のほとんどが事業の終了であります。事業が終了するから次年度はその予算が消滅するということでもあります。

私は行政評価に大きな事務量を費やす、その経費も年間約1,500万円、その効果はまだあってもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。歳出削減に向けた職員の意識、これは同じ方向に向いているのでありましょうか。そこら辺、部長の見解をお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 前田議員の再質問にお答えいたします。

事業評価についての職員の意識というところでのお尋ねかと思えますけれども、まず、現在、市役所の中では、御承知のとおり非常に業務が多様化、複雑化しているという背景、それから職員が慢性的に不足しているという状況がございます。そういった中で、自分たちの事業についてどのように行なっていくのが最も効率的かということを考えることが必要ということは、職員は全体として意識をしているというふうに、私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 財源不足、財源不足、厳しい、厳しいと言われる中でありますので、そういった方向に職員が一丸となって向いていくというのが今やっぱり求められているんじゃないかなというふうに思うわけです。

次に、随意契約についてであります。平成30年度決算の資料を見ますと、工事における随意契約、これは上下水道も含んでおりましたけど、工事における随意契約が47.5%、委託における随意契約は36%であります。また、金額で言いますと、1件当たり130万円を超えるものもあります。安易な随意契約が多いのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の随意契約につきまして答弁をいたします。

随意契約につきましては、地方自治法施行令、市の財務規則及び平成23年に作成いたしました玉名市随意契約ガイドラインに基づきまして、適正に事務を行なっているところでございます。

一般的に随意契約の限度額を超える場合は競争入札を行なうものでございます。しかしながら、突発的に発生する台風や大雨などの災害時につきましては、復旧作業に緊急を要する場合には、随意契約によって早急に対応を行なっておりますので、年度によっ

ては件数にばらつきがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 玉名市財務規則で定めた随意契約の限度額、これは、これらの金額までは随意契約をなささいということではないというふうに、私は思うわけです。おっしゃったような一定の条件をクリアして、随意契約ができる場合はこの金額を超えてはなりませんよと、そういう規定だと思います。ですから、金額以下でも競争入札が可能ならば競争入札を行なったほうが、経費削減の効果が大きいかなと思うわけです。

以前、議会で随意契約が問題になった際に、随意契約における施行伺い書の整備ということが議論になりました。今日随意契約の妥当性を担保する書類については、どのような事務がなされているのか。安易な随意契約を許さない適切な事務的手順が厳守されているかどうか、執行部の答弁をお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の随意契約の件で答弁をさせていただきますけれども、先ほども申しましたとおり、現在、財務規則そしてまた、玉名市が策定いたしました随意契約ガイドラインがございますけれども、それに則った内容で進めているというのが現状でございます。

あと具体的にその中身の業務の進め方については、ちょっと今、私の手元にこのような中身というのはちょっとございませんけれども、このガイドラインに従った内容できちんと業務的には進められているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 建設部の例で申し上げますと、先ほど総務部長が申し上げましたように、災害時において緊急性のあるもの、前田議員おっしゃるように入札行為等による行為もありますけれども、入札にかけるとまがないというような状況において随意契約を執行している状況です。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私が先ほど言いました施行伺い書なる書面があるのかどうか、ちょっと私把握しておりませんが、当時そういったことが議会で議論になったわけです。決算特別委員会です。これはやっぱり随意契約をするに当たっておっしゃったようなさまざまな状況で随意契約が妥当だと、随意契約を行ないたいという申し立てというか、随意契約をする理由をはっきり示して、きちんとその随意契約の妥当性を担保す

るという上で、そういった書類があったのではないかなど、今もあるかどうか知りませんが、というふうに思うわけです。随意契約は各担当課から、契約検査課はそういった契約におけるいわゆる事務をこなされるばかりで、この事業が随意契約で本当によかつかなど、そこまで踏み込んだ審査というか、それはあってないと思うとですよ、ですから、随意契約でいきますという、どこから見てもこれは随意契約しかないというよなやっぱり何と言うか、理由づけというか、その辺もきちっと押さえとかんと、やっぱり安易な随意契約につながるんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、言いましたような書類があるかどうかわかりませんが、その辺しっかり押さえてくださいということです。

何かありましたら、ちょっと建設部長でも、総務部長でも。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま申された施行伺いにつきましては、書類上伺いをとっているという状況になります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、わかりました。

地方交付税の合併算定替えの特例が終了時期を迎える今日、その劇的な算入増は見当たりませんから、差し当たり歳出の抑制が勝利の課題になるんじゃないかなというふうに思います。

議会も執行部もさらなる経験と努力をするということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

---

午後 2時30分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 皆さんこんにちは。

午前中の坂本議員のことばを借りるならば、人生の途中で方向変換をしました3番、創政未来の吉田憲司です。よろしくお願ひします。

傍聴席の皆様、インターネットひまわりてれびを御覧の皆様いつもありがとうございます

ます。

この前まで「暑か。」と言っていたような気がします。もう師走になりました。先日、創政未来の4人でしゃべっていました。多田隈副議長が「1年間、ぞうさなかですね。」と言われたので、私は「ほんなこつですね。」と答えました。すると、北本議員と真樹子議員がどこの言葉ですかみたいな空気が流れまして、多田隈副議長と吉田真樹子議員の間が一つのボーダラインなんだなと思いました。

ちなみに、「ぞうさなか」というのを漢字で書きますと、こういうふうになります。

[吉田憲司君 漢字を示す]

○3番(吉田憲司君) これが「ぞうさなか」ですね。これ肥後弁辞典に載っております。こがん漢字を書きます。

〔「覚えんちゃよかこつ」と呼ぶ者あり〕

○3番(吉田憲司君) そして振り返ってみますと、初めての選挙から早まる2年が経過し、後半戦が始まりました。議長選挙、副議長選挙、そして各常任委員会、特別委員会の改選が行なわれ、また新たな気持ちで残りの2年間を頑張っていきたいと思えます。

さて、先日、テレビのコメンテーターとしても大活躍されている元三重県知事の北川正恭先生のお話を玉名市議会全員でお聞きをする機会を得ました。その中で最も印象に残った言葉は「バックキャスティング」という言葉です。これは未来の姿を想像し、そこから逆算をしてそのためには何を今すべきかを考え、実行していかなければならないということです。午前中の市長、それから北本議員のお話の中で、20年後は玉名圏域の玉東町、和水町、南関町の人口分がごっそりなくなるというお話がありました。また、北川先生は「これまで未来にだれも責任をとってこなかった。」とも言われました。

そこで突然ですが、皆さんに質問です。午前中の坂本議員もちょっと触れられましたが、ことし10月に10%にアップした消費税。消費税はいつから始まったか覚えておられますでしょうか。

〔「平成元年」と呼ぶ者あり〕

○3番(吉田憲司君) はい。平成元年に消費税が3%で始まりました。そしてことし令和元年に10%になりました。ただ、今後も超少子高齢化を背景に、まだまだ伸びる可能性があります。そして政府は2年後75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を1割負担から2割負担に引き上げを検討しています。ことし令和になったばかりですが、北川先生が言われたとおり、私たちはもう一つ先の時代を見据えながら、今、やらなければならないことを実行していく責任が、私たちにはあると思います。

ちなみに、皆様御存じだとは思いますが、藏原市長の座右の銘は「未来への責任を引き受けよう」です。私も未来をしっかりと見つめて、行動をしていきたいと思えます。

それでは最初の質問です。まず最初の質問は、大規模災害時の対応についてであります。ことしも昨年の西日本豪雨を越えるような災害が発生をしてしまいました。8月には佐賀県を中心とした豪雨と油流出、また、東日本では台風15号、19号が立て続けに襲い、1都13県に大きな被害をもたらしました。いずれも1時間雨量が100ミリ前後、最大瞬間風速は40メートルを超えました。河川の決壊は52の河川に上り、川の水があふれる越水は200の河川に及びました。また、死者は100名を超え、1カ月以上断水や停電が続きました。国は災害救助法を1都13県に適用し、これは東日本大震災を越えて過去最大となりました。このような災害が毎年のように常態化しています。このことは明日は我が身と受けとめ、いろいろな意味での備えが急務だと思います。

そこでまず、災害時の避難等の市民への周知についてお伺いをします。

先日、高瀬地区にお住まいの方からこんな話をいただきました。「高瀬はね、菊池川と繁根木川に挟まれて、一番危なかつばってん、防災無線のなかつたい。マルエイのところと繁根木川の向こうの文化センターにはあるばってん、この辺な家のひつついとるけん何て言いよるかいつちよんわからん。」と言われました。やはり災害時の周知方法として、一番に思い浮かぶのは防災無線だと思います。しかし、地形や気象状況等によりなかなか伝えきれていないのも事実です。

そこで、文字でお知らせをする玉名市の安心メールの重要性を再認識する必要があると思います。この安心メールの周知及び登録の推進に全町体制で臨む必要があると思います。スマホやガラケー、今やほとんどの方が持っておられると思います。メールは文字で送られてくるため、送信時刻、送信内容を何回も繰り返し確認することができます。玉名市安心メールの登録の推進を拡大するためには、市と関連のある各組織、団体と、例えば、老人会やPTA等のさまざまな会議や会合のときには、できる限り登録・設定を行なうような時間を設けることによって、一人でも多くの市民に命にかかわる大切な情報が確実に届くようにしなければならないと思います。そこでまず、安心メールの登録者数と今私がお話ししましたことについての御見解をお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

〔総務部長 西山俊信君 登壇〕

○総務部長（西山俊信君） 吉田議員の災害時の避難などの市民への周知に関する御質問にお答えいたします。

災害時に避難が必要となった場合における市民への周知につきましては、本年度デジタル化工事が完了する予定の玉名市防災行政無線による放送を行ない、これに並行しまして放送したものと同様の内容を文字情報として玉名市安心メールにより配信をいたしているところでございます。今後配信をいたします。この二つの方法に加え、市ホーム



ページへの掲載、それからひまわりてれびへの文字スーパー配信など、多角的な方法で情報を発信する予定でございます。さらに、放送を聞き逃した場合であっても、その内容を確認できる電話応答サービスも運用を開始しますので、これまでよりも多くの方法により情報を入手することができるよう整備を進めているところでございます。

特に、玉名市安心メールにつきましては、メール機能がついている携帯電話などが必要ではありますが、聞き逃す可能性がある音声情報と違いまして、目で確認できる文字情報を先ほど吉田議員も申されたとおり、いつでもどこでも確認できるというメリットがございますので、より多くの方々に活用していただきたいというふうに考えております。

しかしながらこの登録者数は、今月3日時点で、6,023名にとどまっており、年々ふえてはいるもののまだ十分とは言える状況ではございませんので、さらなる登録推進が必要と認識をいたしているところでございます。これまでもさまざまな機会に登録の勧誘を行なっておりますが、議員御指摘の各種団体の会議、会合等における全庁的な登録推進につきましても、その方法などを含め、関係各課との協議、そして検討を前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

6,000名ということでした。ただ、部長からの前向きな答弁がありましたので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

この12月議会で新たに9本の防災無線、2,800万円の補正予算が上程されていきます。もちろんこのことも大切ですが、やっぱり確実に文字が届くこのツールを最大限に利用して、市民の命を守っていかねばならないと思ひます。防災無線、メール、テレビのニュース速報、いろいろな形で情報はもたらされます。しかし、最後に判断し行動するのは自分自身です。自分の命は自分で守るといふことも御理解いただきたいと思ひます。

では、次の質問に入ります。次は、市役所機能（災害対策本部）の移転計画についてお伺ひします。玉名市防災計画の中には、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行なうため、BCP、業務継続計画を定めるよう規定されています。その中においても、本庁舎が使用できなくなった場合、また、使用できなくなる可能性のある場合、代替庁舎を特定しておくことが盛り込まれています。本庁舎は菊池川と繁根木川に挟まれています。今回のような豪雨となれば、庁舎が浸水し、業務の継続が不可能になる恐れは十分考えられます。このようなことから、玉名警察署は九州看護福祉大学と臨時機能移転に関する協定を締結しており、昨年の12月に大規模災害により、玉名警察

署が使用できなくなったという想定で無線機等の資機材を大学に搬入し、災害対策本部の機能移転訓練が行なわれました。

今お話ししましたこれらのことを念頭に、玉名市役所としての計画や備えの現状、また、今後のプラン等があればお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの吉田議員の市役所機能災害対策本部の移転計画及び訓練に関する御質問にお答えをいたします。

大規模災害時において市役所本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できないような状況になった場合は、代替庁舎としまして、岱明支所に災害対策本部を設置するよう、昨年度末に策定をいたしました玉名市業務継続計画、いわゆるBCP計画に規定をいたしているところでございます。

具体的には、大雨による増水で菊池川の堤防が決壊し、玉名平野への浸水が発生した場合、これは国土交通省九州地方整備局の菊池川河川事務所が平成29年に更新されました想定最大規模の菊池川浸水想定によりますと、本庁舎周辺は最大で3メートル未満の浸水が予想されているため、本庁舎が島状に孤立してしまうこと、また、その程度によっては1階の床上まで浸水することも想定されております。従いまして、そのような状態になれば、先ほど申しました業務継続計画に沿って、岱明支所に災害対策本部の機能を移転するようになりますが、災害の程度、そしてまた状況によっては、本庁舎で災害対策本部を継続することも選択肢の一つと考えているところでございます。

そこで議員御指摘の有明消防本部を代替庁舎として指定する件でございますけれども、消防本部は荒尾玉名地域2市4町によります有明広域行政事務組合の施設でありますし、大規模災害時にはほかの構成市町の庁舎が被災している可能性もありますので、本市のみが本庁舎が被災したからといって代替庁舎として計画することは適切ではないというふうに考えております。

なお、岱明支所における災害対策本部の移転訓練につきましては、有事の際に戸惑うことがないように、課題等を洗い出し、早い時期に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

本庁舎はマックス3メートルの浸水が想定されていると。それから岱明庁舎を代替庁舎にという話がありました。今度、消防の新庁舎が建ちますので、そういう提案をさせていただいたんですけども、まあまあ今、言われたような理由でということがありましたが、岱明支所の手前にありますので、情報の共有、そういうことを考えると、そうい

うのも考えていいのではないかなというふうに思ってお伝えをしたところです。

たしか、熊本市役所も地震を想定した訓練で、災害対策本部を市民会館に移転させる訓練を実施されました。やっぱり日ごろからどのタイミングで移転を決断するのか、あるいは浸水してもそのままとどまり、上の階で業務を遂行するのか、そういうことも想定しておく必要があると思います。

それでは、3つ目の質問です。次は、災害ゴミについてであります。昨年、西日本豪雨、今回の1都13県にも及んだ台風による大規模災害では、大量の災害ごみが出ました。被災地では、未だに公園や空き地等に山積みになっているところもあるようです。昨年の西日本豪雨の災害ごみですらまだ完全に処理できていないそうです。今回はそれを上回り、処理には3年から4年かかるのではとも言われています。

そこでお聞きをします。玉名市として大規模災害時の災害ごみの仮置き場の指定はどうなっているのか、お伺いをします。また、玉名市は岱明地区のみ長洲町のクリーンパークファイブ、その他の地区は玉東町の東部環境センターで処理を行っていますが、この2つを業務運営している有明広域行政事務組合との連携や協定等があれば教えてくださいたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 吉田議員の災害ごみについての御質問にお答えをいたします。

先ほど議員が申されましたとおり、昨年の西日本豪雨による洪水、土砂災害や本年の台風15号での倒木などによる大規模停電、台風19号による記録的大雨による河川の氾濫、家屋の浸水など、自然災害による多くの人命が失われた大規模な災害が日本各地で発生しております。それに伴い、家庭ごみや木くず、がれき類などの災害ごみが大量に発生している状況となっております。災害ごみの処理につきましては、災害の規模にもよりますが、仮に、大規模な災害発生時には、災害ごみの仮置き場を設置した場合には、災害ごみの分別など、指導管理する専門員の不足や運搬にかかる車両の不足などの問題も発生し、また、災害ごみの処分先の受け入れの状況によりましては、当然長期化することも予想されます。本市におきましては、平成28年熊本地震の発生後に松木にあります浄化センター敷地内に仮置き場を設置し、その後、家屋等の公費解体分のがれき等につきましては、水の守し尿処理横の公園内に仮置き場を設置し受け入れを行ないました。

前後しますけれども、平成24年度に策定しました災害廃棄物処理基本計画には、災害発生時の仮置き場候補地として、公園や学校内の運動場など、市内に22カ所を選定しております。しかしながら、災害の規模次第では、仮置き場の候補地が避難所や仮設住宅の建設地となる場合も予想され、仮置き場として使用できないことも十分考えられ

ますことから、先ほど申し上げました2カ所に限らず、災害規模の状況に応じた仮置き場の選定を行わなければならないと考えております。また、現在、災害廃棄物基本計画の改定作業を進めている中で、災害が甚大で広範囲に発生した場合には、近隣市町や有明広域行政事務組合と連携をして行なうことも検討し、災害ごみの広域処理の対応にもしっかりと今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

熊本地震のときに浄化センターのところが仮置き場になったと。それからそれをまた玉東町の東部環境センターで処理をしたという実績があると思います。このように大規模災害時には想定をはるかに越える可能性があり、市の指定した場所のみでは対応しきれないことも想定しておかなければなりません。

そこで長洲のクリーンパークファイブの横には、同じく有明広域が持っているサッカー場がそうですね、3面ぐらい入る広いグラウンドがあります。また、東部環境センターの隣には、代替え地の空き地があります。さらに近くには玉東町営グラウンドがあります。非常時にはそういったところとも仮置き場をお願いする協定等を締結するとか、そんなことも必要になってくるのではないかと思います。そういったところも今後の課題として、しかし、早急に検討をしていただきたいをお願いをしまして、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次は、貧困対策についてであります。

先日の11月29日、政府は子どもの貧困対策大綱を閣議決定しました。貧困の実態を詳細に把握するため、改善の指標として、生活保護世帯の大学進学率、ひとり親の正規雇用の割合、公共料金の滞納経験の有無などがあり、困窮している家庭を早期に発見し、貧困対策は未来を担う子どもたちへの投資であると位置づけ、対策を推進していく方針だそうです。その中でも成長期である子どもの食育、食べる格差の問題が深刻になっています。平均的な所得水準の半分以下の、いわゆる貧困世帯の子どもは約7人に1人と推計されています。人生の中で、一番食欲旺盛な時期に食べられないということは、健康面でも精神的にも厳しいと思います。全国各地では、地域のボランティアやNPOが放課後や休日に子ども食堂を開設し、無料又は低料金で提供をされています。最近朝食も提供されているところもあるようです。また、自治体が補助をしているところも出てきています。先日、熊本学園大学の学生さんたちが、学内で子ども食堂を始めたとという報道もありました。全国では、2,200カ所とも言われる子ども食堂の現状について、玉名市内に何カ所ぐらいあるのか、何人ぐらいが利用しているのか、また、

あわせて市からの補助等はあるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

〔健康福祉部長 竹村昌記君 登壇〕

○健康福祉部長（竹村昌記君） 吉田議員御質問の子ども食堂の現状についてお答えいたします。

子ども食堂とは、地域のボランティアの方々子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みのことです。子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されており、令和元年5月末現在で、熊本県内では55カ所が開設されており、玉名市内においては2カ所が開設され、1回当たり約20名の利用者がございます。そのような中、本市におきましては子ども食堂に対する助成等を行っておりませんが、子どもの貧困対策として平成27年度より生活困窮者自立支援事業の一環として、子どもの学習支援事業を実施しているところでございます。その内容といたしましては、貧困の連鎖を防止することを目的に、生活困窮世帯の小中学生、高校生を対象に、学習面での支援、基本的な生活習慣の習得支援、学校、家庭以外の居場所づくりの支援を行なっているところでございます。

今後市といたしましても、将来を担う子どもたちには、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち、前向きに挑戦していける社会が必要だと考えておりますので、子どもの貧困対策について、一層の充実した対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

熊本県では55カ所、それから玉名市で2カ所、合計で20名の方が利用しているというお話でした。助成はしてないんだけど、玉名市は学習支援をしています。力を入れていますということでした。今後もよろしくお願いをしたいと思います。

次は、学校給食の無償化についてお伺いをします。文部科学省の調査によりますと、これは平成29年のデータではありますが、全国で見ても30%の自治体が義務教育の給食の無償化、あるいは一部無償化や補助を行っており、年々増加をしています。

熊本県内では、山江村と水上村が全小学校、全中学校を無償化しています。また、お隣の荒尾市は2年前から小学校のみを無償化しています。この施策は食育の推進、そして家庭の経済的格差に伴う食の格差を縮小して、子どもの健康や成長を支えること、また、違った視点で見ると、若年層やファミリー層をターゲットにした移住、定住の促進の面もあるといわれています。

国は、この10月に幼児教育と保育の無償化をスタートしました。私は何でもかんでも無償化するということには、もう少し慎重な議論があってもいいかなと、私的には思っています。しかし、子どもの食の格差の是正、しかもこれが若年層の移住、定住の呼び水になれば、今後優先的に検討すべき課題だと思いますが、この件につきまして、大変恐縮ですが、教育長と市長のお二人に御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 吉田議員の子どもの貧困対策の給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、貧困対策として給食を無償で提供している対象者は生活保護制度により、生活保護費を受給している要保護者とそれから就学援助費制度により市教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた準要保護者となっております。本市の準要保護者の支給対象は、市民税非課税世帯の方、児童扶養手当を受けている方、収入額が需要額の1.3倍以下である世帯など、規定する7項目のいずれかに該当する場合に準要保護者として認定しております。

本市の小中学校の給食費は、学校給食法により保護者に負担いただいておりますが、年間約2億7,000万円かかっております。教育委員会としましては、準要保護者の基準を超える収入のある世帯に対しての給食費の無償化は、現在のところ考えておりません。今年度の準要保護認定者は、小学校、中学校あわせて、約750人が支給対象となっております。給食費を含め、就学に必要な援助を実施し、子どもの貧困対策に取り組んでおります。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 引き続き、私のほうから、吉田議員の子どもの貧困対策にかかる給食費の無償化について、私のほうから見解を述べさせていただきます。

教育長の答弁にもありましたけれども、本市における子どもの貧困対策として、本年度小、中学校あわせて約750人の児童、生徒に対して給食費を含めた就学に必要な援助を実施し、子どもの貧困対策に取り組んでいるところでございます。給食費の無償化につきましては、昨年度の第2回定例会においても一度お答えをいたしておりますけれども、年間約2億7,000万円の原材料費、いわゆる給食費を一般財源に確保するのは非常に厳しいと考えております。学校給食法第11条第1項に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものについて学校設置者が負担する。その政令で定めるもの、その経費は学校給食に従事する職員の人件費を含む、学校給食実施に必要な施設や設備の修繕費ということでありまして、そのように規定されております。また、それら以外の学校給食にかか

る経費、これが原材料費、そして光熱費になりますが、それについては、学校給食法第11条第2項で学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担するというふうに規定されております。しかしながら、保護者負担の軽減に配慮し、給食費として原材料のみを保護者負担として、光熱費については学校設置者負担としているところで、現在ございます。

議員がおっしゃられるように、貧困対策だけの問題ではなく、定住、移住の促進に向けて確かに検討したほうがいいと思っているところには間違いはありませんけれども、現在、本市におきましては、これら受益者負担の原則があること。そしてまた、子どもの貧困対策には既に取り組んでいることから、現時点で給食費を無償化する考えはございません。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） お二人に答弁をいただきました。

現在では非常に厳しいと、受益者負担の原則があるということです。

私は、小学校、中学校でもPTA会長をさせていただきました。在任中、残念ながら給食費を払っていただけない御家庭もありました。また、給食費をどうやって集めるかでPTA総会が紛糾したことも経験しました。荒尾市は小学校のみではありますが、年間約1億2,000万円の予算が必要だそうです。玉名は厳しいということなのですが、荒尾市はそれだけの予算を投じても無償化に踏み切られた背景をいろいろな角度から検証して、玉名市としても今後どうするのか。いろいろなレベルで議論をしていく必要はあるのかなというふうに思います。

では、次の質問です。次は、自殺対策についてであります。これは9月議会の総務委員会でもお話をしたところですが、もう8年ぐらい前のことですが、私が救急隊として1カ月の間に自殺の現場に5回出場したことがありました。そのころは火災現場や交通事故現場もそうですが、命の現場に駆けつけることが仕事でしたので、あまり深刻に受けとめてはいませんでした。そうしないと目を覆いたくなるような死の現場で日々かかわっている消防職員自体がPTSDとか精神的にダメージを受けてしまう恐れがあるからです。厚生労働省の統計によると、玉名市の自殺死亡率が県の平均よりも大幅に高いというデータを知り、当時の仕事に対して納得というか、理解できたような気がします。

そこでこの件に対する研修、体制づくり、政策等を市全体で考えていかななくてはならないと感じました。玉名市も9月10日の世界自殺予防デーにあわせて、自殺対策の職員研修会を開催されました。また、11月20日には区長さんや民生委員さん、そして職員も一緒になって自殺防止の研修会を開催されました。これは大変有意義で大切なこ

とだと思えます。また、新聞報道によると、玉名市の生活困窮者の相談窓口で、借金や家庭の問題で死にたいとの訴えが相次いでいるとの記事を読んで、玉名市の現状の裏付けだと感じました。市では税金や保険料の滞納、一人親家庭、老老介護、不登校、住宅問題、フードバンク等々、市としてこれらの対応の中で、自殺の兆候をほんの少しでも感じたならば、関係各課が協力し、いわゆるワンチームで、しかもスピーディに対応しなければならぬと思えます。市の安心ネットワーク委員会という関係各課が参加するシステムはありますが、もっと早いリアクションで自殺願望者には対応しなければならぬと思えます。

公共施設も複合化を目指さなければなりません、市の各課も事案によって、いろいろな課が複合化し、それがワンチームとなって対応し、さらには関係機関、例えば、医療機関、消防、警察、学校等との連絡を密にしていく必要があると思えます。そしてこの自殺死亡率を少しでも改善できるように、どこの課の仕事ではなく、全庁体制で共通認識をもって取り組むことが重要だと思えますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 自殺対策についてお答えいたします。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られております。それらの要因が複雑に絡み合い、深刻化することで自殺のリスクが高まると考えられております。本市におきましては、生活困窮を初め、さまざまな悩み事を抱えている人に対して、関係課が連携し、生活再建に向けて適切な支援を行なうため玉名市生活安心ネットワーク委員会を平成25年度より設置しており、庁内での横断的な支援体制の整備を図っております。また、緊急性を伴うケースに対しましても警察保健所などの行政機関に速やかに連絡し、訪問するなどの対応を行なっております。そのほか、広報たまなやホームページにおいて定期的に周知し、臨床心理士による年16回の無料相談を開催するなど、さまざまな心の悩みをお持ちの人に対し、直接に向かい合い、面談による丁寧な対応を行なっております。

今年度におきましては、9月に職員を対象とした自殺予防に関する研修や、また、11月には市民やその他関係機関を対象とした自殺対策研修会を開催し、啓発活動にも取り組んでいるところでございます。さらに今年度末には、玉名市自殺対策計画を策定予定であり、だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、庁内はもとより、関係機関と情報の共有など、自殺防止に向けだれもがSOSを発信しやすい地域づくりに努めてまいります。

以上でございます。



○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

計画の策定の予定があるということでした。

それぞれの課を地道にとっても頑張って業務をされていると思います。しかし、一つの課では立ちゆかなることも多々あると思います。だから課題ごとにどこかがイニシアチブをとり、いろいろな知恵を出しあい、きめ細やかな対応をしなければならないと思います。そうしないと命は救えないと思います。

ラグビーの日本代表は、出身国も違えば、言葉や文化も違う中、お互いをリスペクトし、相手を受け入れ、一つにまとまり、一丸となって掲げた目標にたどり着きました。これからの時代はいろんな垣根を壊していかなければならないし、また、そうしないと未来はないと思います。玉名市役所もぜひ、ワンチームになって自殺死亡率の改善に努めていただきたいと思います。そのことをお願いして、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次は、玉名いだてんマラソンについてであります。

やっぱりスポーツっていいと思います。ことしくまもとではラグビー、ハンドボール、今も開催されておりますけども、お正月は箱根駅伝、今回、金栗先生の母校、筑波大学が26年ぶりに予選を突破し箱根に帰ってきます。もちろん来年は、オリンピック・パラリンピックイヤーとなります。今朝の熊本日日新聞には、箱根駅伝、玉名いだてんマラソン、そしてオリンピック・パラリンピックが続き、金栗イヤーと書かれました。スポーツは筋書きのないドラマ、汗と涙、そして感動と勇気を与えてくれると思います。そしてさあ、いよいよ玉名いだてんマラソンまであと2カ月あまりとなりました。私事で大変恐縮ですが、今回も熊本城マラソン当選しました。しかし、悩みに悩んで、そちらを棄権して地元の県北初のフルマラソン、いだてんマラソンにエントリーをしました。まだ十分な練習もできておりませんが、玉名の故郷愛を感じながら、何とか4時間台で返ってきたいと思っております。

では、一つ目の質問です。2カ月あまりに迫った大会の準備状況についてお伺いをします。フルマラソンであるいだてんマラソンのエントリー数は当初の目標の2,000人に達してよかったんですけども、既存のいちごマラソンが1,000人も減少してしまいました。いちごマラソンとの相乗効果は少しマイナスに働いてしまった勘があります。これは今後検証する必要があるのではないのでしょうか。そして、大会の準備で一番悩ましいのがトイレといわれています。設置するスペース、数、男女の比率、ランナーも応援やおもてなしの方々も快適なトイレ環境になるように、不備があるようであればさらなる精査をお願いします。また、先日、金栗四三地域創造戦略特別委員会で山口県長門市に視察に伺いました。長門市の人口は3万3,000人、エントリー数1,500

人のJAL向津具ダブルマラソンを開催されています。この大会では、エイドステーションの運営と応援を学校や事業所をお願いをして、ある学校では児童、保護者、教職員が一緒になって学校の公式行事として大会に参加し、翌日は学校がお休みになるということです。このいだてんマラソンも応援やおもてなしで第1回大会を盛り上げ、市民の一体感を醸し出すためには、そういったコース付近の学校や職場等をお願いしてもいいのかなと思います。コース付近には横島小学校、大浜小学校、豊水小学校、有明中学校、滑石小学校、専大玉名高等学校、金栗さんの母校玉名高等学校などがあります。玉名女子高等学校は、金栗先生がリタイヤされた26キロメートル地点でおもてなしをされると聞いていますので、今、述べました学校についてもお願いされてもいいかなと思います。

以上、スタート、ゴール地点のトイレの状況、コース上のトイレ予定の状況、また、ボランティアの状況、応援やおもてなしの準備状況等をまとめてお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

〔教育部長 西村則義君 登壇〕

○教育部長（西村則義君） 吉田議員御質問の大会の準備状況についてのボランティア、エイドステーション、トイレ、おもてなし、応援等についてお答えいたします。

今大会は、多くのスタッフを必要とすることから、広報たまな等において大会を一緒に盛り上げていただけるボランティアスタッフの募集を行ない、10名程度でございましたけれども御応募いただきました。並行して本大会実行委員会の中で御来場される方々に対するおもてなしにかかわる団体を募り、おもてなし部会を立ち上げ、おもてなしの部分においては市として民間の団体等が統括する体制づくりを整え、おもてなしの内容について協議を行なっております。特にエイドステーションやランナーの応援につきましても、今まで御協力いただいた団体を初め、新たに学校関係者が団体等にお声がけをし、スタッフの増員確保に取り組んでいるところでございます。各コースともエイドステーションは設けておりますが、フルマラソンのコース上で、特に広い敷地部分を使用できる4カ所のエイドステーションについては、救護所及び関門を併設する計画でございます。ランナー及びスタッフが使用できる仮設トイレにつきましても、スタッフや応援者が多くランナーが一息つく場所であるエイドステーションやコース上、参加者増による大会会場への増設も考えなければならぬため、昨年度の50基から100基程度までふやすことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

トイレは倍増という、今、御答弁でした。ただ、ボランティアの数が10名程度と、

もうちょっとボランティアしていただきたかったなという思いがありますけれど、おもてなし部会という議論する場もあるそうですので、もうちょっと活発に議論をしていただきたいというふうに思います。

ランナーにとって沿道の応援は当然、力にもなりますし、それが大会の思い出としてずっと残ります。応援やおもてなしの体制づくりもあまり時間はありませんが、市長肝いりの大会ですので、市長を先頭に実行委員会、それに職員の皆様、大変だとは思いますが、さらに努力をしていただきたいというふうに思います。

次は、コース周辺住民等への周知についてであります。大会当日の時期は、ノリやイチゴなどの漁業、農業の皆さんにも影響が及ぶと考えられます。もちろんコース周辺住民の一般の市民の皆様にも御協力をいただかなければなりません。そういった地元の市民の皆様への周知、お願いはどうされているのか、お伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） コース周辺等への周知についてお答えいたします。

大会の開催が使用するコースなどを広報たまなやホームページなどで周知を図っているところがございますけれども、広報たまな12月号に新大浜橋から小島橋までの交通規制区間や時間等を掲載し、重ねて玉名市内の全区長様方へチラシを配付し、コース上の通過予想時間を住民の皆様にも周知するお願いをしているところがございます。また、1月号にスタート地点である横島支所から新大浜橋付近の掲載、2月号に折り込みチラシに大会情報も含めた、より詳細な内容を周知する計画で進めております。農業、漁業関係者の出荷や作業等への対応につきましても、関係団体からの発信、広報たまなや折り込みチラシの配布、必要に応じ直接出向くなどして周知徹底を図り、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

今、直接出向くという話がありましたけれども、やっぱりそういったところが大事なのかなというふうに思います。広報等の一方通行の周知とかではなくて、そういうところが協力していただける大事なところになるのかなというふうに思います。

農業や漁業の皆様には時期的なものがあり、曜日は関係ありません。もちろん沿道の応援もお願いしたいと思いますが、お仕事優先だと思いますので、その点よろしく願いいたします。

次は、大会の予算についてであります。この大会に対する補助金は、今年度当初予算で約2,300万円、前回の9月議会で170万円、そして今回さらに700万円が追加補正されています。合計すると3,200万円が市からの補助金となります。各地ど

の大会も、マラソン大会の予算は、ランナーのエントリー代と自治体からの補助金が主なものになりますが、それにしても大きすぎるような気がします。昨年度までのいちごマラソンへの補助金は6,000人で300万円でした。今回は、先ほど申しましたとおり、合計で7,000人です。フルマラソンが加わったことは確かですが、簡単にいうとトータル1,000人しかふえていないのに、予算は300万円から3,200万円と10倍を超える金額となりました。引き算すると2,000人のいだてんマラソン大会の補助金が2,900万円という計算になります。

それで各大会の市町村が支出する補助金をちょっと調べてみました。私たちの会派創政未来で行きました出水ツルマラソン大会は2,000人で600万円。金栗四三地域創造戦略特別委員会で伺いました津山加茂郷フルマラソンは2,000人弱で500万円、ひとよし温泉春風マラソンは5,400人で430万円、いぶすき菜の花マラソンは1万3,000人で700万円、そしてつい先日行なわれましたこちらのみなみあそ復興マラソンは1,400人で650万円だそうです。参加人数やエントリー料にばらつきはありますが、大体400万円から700万円というところだと思います。しかし、私たち議会も3月議会で当初予算の2,300万円を承認しているので、あまり大きな声では言えませんが、この前年度予算の10倍、最終的に3,200万円となった根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 大会の予算の補助金についてお答えいたします。

今年度の大会運営補助金といたしましては、2,282万4,000円となっており、昨年度補助額と比較し、約1,900万円の増となっております。増額となった主な理由につきましては、玉名いだてんマラソンを同時開催することに伴うフルマラソンコースの距離の計測業務委託や大会看板等の作成にかかる初期投資費用と記録計測業務委託やエイドステーションの食糧費の増額に加え、フルマラソンの参加料を他の大会に比べ安価に設定していることが要因となっております。また、今回の12月の補正予算においては、駐車場と会場の間、会場間を運航するシャトルバスの経費として、701万5,000円の追加を要求させていただいた経緯につきましては、年度当初に前回大会まで利用していた駐車場と新しく玉名市役所駐車場、玉名市総合体育館等を利用する計画を立てておりましたが、前回大会まで利用していた駐車場は約30カ所の駐車場が徒歩圏の会場周辺に密集していたため、国道501号線で渋滞が発生し、交通事故の危険性や迷い車が発生し、参加者がスタートに間に合わない状況がございました。この状況を踏まえ、玉名警察署を初め、関係団体との協議を重ね、駐車場を遠隔地に設けるとし、駐車場と会場間で参加者を送迎する手段としてシャトルバスの増台が必要となっております。また、このほかにもエイドステーション等の会場から離れた場所に配置

するボランティアスタッフの送迎や関門の收容車として利用するなど、シャトルバス以外にも活用する計画を立てている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

マラソンの距離測定とかですね、それからタイム測定、そういったもろもろが初期投資としてあるということだったんですけども、理由の中にエントリー料を安くしました。よその大会よりもということだったんですけど、でもやっぱりなかなか参加人数が伸びなかったというのがあります。それから3月議会のときにも文教厚生委員会で当初予算で2,300万円が計上されることについての議論があったと思います。そして9月、12月の補正追加となりました。これもともとやっぱり積算根拠が少し甘かったのではないかというふうに思います。当初からスタートゴールを横島でとなった時点で、キャパ的にそうなることはわかっていた、予測できたはずですが。この費用については、大会が終わってから費用対効果、そしてランナーの評価、それにボランティアや大会にかかわっていただいた方々の評価をきちっと検証する必要があると思います。私もランナーの1人として評価できればと考えております。議会の最終日にはランナーの方々にアンケートをとって見たらどうですかという内容を含む提言書を議長の方から市長へ提出させていただく予定ですので、あとで検証する材料として検討してみてください。

では、最後の質問になります。現状での市長の感想、それから開催に向けての市長の決意を伺いたいというふう思います。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 議員におかれまして、フルマラソン大会進捗までいつも御心配いただいてといたしますか、御配慮いただいて、本当に感謝を申し上げます。

くまもと県北初となるフルマラソン大会「玉名いだてんマラソン2020」それから第43回横島いちごマラソン大会のエントリーを10月1日から11月15日まで募集をいたしました。その結果、先ほど御紹介もありましたが、7,088名トータルでのエントリーをいただき、いだてんマラソンにつきましては、フルマラソンのほうは定員を超える2,029名のエントリーがあったということでございます。熊本城マラソンとの兼ね合いも心配しておりましたけれども、まずはフルマラソンの定員を満たすことができ、一つは安心しているところでございます。今回は2つの大会を同時開催するというだけでもございます。これまでの横島いちごマラソン大会のおもてなしを継続し、さらに玉名いだてんマラソンのおもてなしを上乗せすることで、第1回目となりますこの大会を玉名市の魅力を最大限に発信できるホスピタリティー豊かな大会となるようにしっかりと努めてまいりたいと思っております。

短期間での大会準備で、担当職員もかなり苦勞した面もございます。内容に不足するところもあるかもしれませんが、私も、そして担当部署、担当職員も次につながる大会となるように、これまでの経験と既存の大会のノウハウと思いつく限りのアイデアでもって、まずは「第1回目の大会を成功させたい」という思いで、現在も準備に奔走しておりますので、これまで同様議員各位におかれましても、今後とも御協力を何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁ありがとうございます。

私もきょう、いろいろ言いました。すべて納得しているわけではありませんが、カウントダウンが始まっています。いろいろな立場の方々のいろいろな知恵を出しあい、一丸となってワンチームで成功させましょう。議会もですね、私はフルマラソン、江田議員は10キロメートル走られます。

○15番（江田計司君） 5キロ、5キロ。

○3番（吉田憲司君） 江田議員は5キロメートルだそうでしたね、済みません。ほかの議員の方々もこのジャンパーを着て、応援やおもてなしをする予定です。そのことをお伝えして次の質問に移ります。

済みませんでした。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 最後の質問は、将来的な公共施設のあり方についてです。

まず、午前中の北本議員とがつつりかぶりますが、ことしの赤ちゃんの出生数が年間90万人を割ることが確実となりました。このことで国が推計している人口減少のスピードが想定よりも2年早く進行しているそうです。このように超少子高齢会のスピードがどんどん増す中、都道府県市町村は観光施設、教育施設、スポーツ施設等々、いわゆる箱物といわれる施設を集約化、複合化させることによって売却、譲渡を進めています。なぜならば、そうしないとその箱物が財政を圧迫し、ほかの行政サービスが機能不全になってしまう恐れがあるからです。そのことは玉名市の公共施設等総合管理計画にも記載をされています。それに則った形で複合施設であります天水市民センターの新設、玉陵校区、天水校区の学校の再編、また、伊倉隣保館と児童センターの集約などが進められています。そして先月には、大衆浴場「玉の湯」、ふるさとセンターY・BOX、草枕温泉てんすい等の観光施設の民営化の説明会が開催をされ、学校施設に続き、観光施設も将来を見据え売却、譲渡の対象となってきました。

そこで最初の質問です。まず、小学校跡地施設の売却、譲渡の現状と今後の方針についてお伺いをします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 小学校跡地施設の現状と今後の方針についてお答えいたします。

平成30年3月に閉校した旧梅林小学校、旧月瀬小学校、旧玉名小学校、旧石貫小学校、旧三ツ川小学校、旧小田小学校の現在の状況としましては、旧玉名小学校においては、校舎等を解体後新設されるくまもと県北病院として建設工事が行なわれております。また、旧石貫小学校においては、主に発掘調査により出土した埋蔵文化財の管理、活用を図るための施設として校舎等の改修計画を本年度中に策定し、関係機関と協議の上、令和3年度からの施設改修を考えております。残りの4つの小学校においては、地域と協議の上、地域の活性化、地域雇用の創出、地域貢献を目的とした民間活用を図るものとし、昨年度から土地建物の有償譲渡とする公募型プロポーザルを実施しております。1回目のプロポーザルは昨年11月に募集を開始し、今年1月選定委員会を開催しました。4つの小学校すべてに応募がありましたが、3つの小学校で不採択という結果となりました。旧小田小学校については、契約候補者が決まりましたけれども、今年8月辞退届が提出されたところでございます。不採択となった3つの小学校、旧梅林小学校、旧月瀬小学校、旧三ツ川小学校については、不採択が決まったあとも旧小学校の活用を希望する他の事業所等から問い合わせがあり、1回目と同じ条件でことし6月から2回目のプロポーザルを実施しました。その結果、旧三ツ川小学校に応募があり、ことし9月選定委員会を開催し、契約候補者が決まりました。三ツ川校区は、11月13日、三ツ川支館運営会議がありましたので、そのときに契約候補者と関係各課で伺い、契約候補者による旧小学校の跡地活用の概要説明と、意見交換を行ないました。これからも三ツ川校区契約候補者、行政との話し合いを行なっていきたいと考えております。まだ決まっていない旧小田小学校は10月から2回目のプロポーザルを、旧梅林小学校、旧月瀬小学校は11月から3回目のプロポーザルを実施しております。その結果次第ではありますけれども、もし今年度中に跡地活用の方法が決まらない学校があれば、プロポーザル実施要領の内容の見直しとともに、市有財産の有効活用及び市の財政負担等を考慮した上で、全体的な見直しを関係各課で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

旧三ツ川小学校は9月に契約候補者が決定をしたと、それから旧石貫小学校は文化財の施設になる予定だというお話でした。ほかのところはまだ決まっていないということで、実施要綱の見直しを検討されているということでした。

では次は、市有財産、公共施設とか土地等があると思いますけども、市有財産の今後の民営化及び売却、譲渡についてお伺いをします。

昨年6月議会で古奥議員が、市が所有している土地のことを一般質問されました。旧庁舎跡地や旧マルシヨク跡地のことなどのお話があったと思います。市有地を売ったり貸したりして収入を得ることも検討してはという内容のお話もあったと思います。また、市長も岱明ふれあい健康センターを将来的には売却譲渡の方針を示されています。この売却や譲渡のことについて、一つの提案があります。先月、沖縄の象徴である首里城が焼失してしまいました。そのため、地元の那覇市はふるさと納税を使って、首里城再建のための寄附金をお願いされています。目標金額は1億円だったそうですが、現在、それを大きく上回る7億円近いお金が集まっています。また、全国には行政とNPO法人が協力をし、この制度を活用してNPO法人が主体となり、公共施設を建設している事例もあります。これらの仕組みをガバメントクラウドファンディングといいます。自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的に限定し、その計画に賛同した方から寄附金を募る仕組みです。なので、行政の仕組みとNPOなどが自治体の活動に対する方針、プロジェクトを明確化することで、行政に代わって地域貢献につながる仕組みを実行することが可能になります。

簡単に言うと、ふるさと納税もこれまでの返礼品のように、物ではなく、事、いわゆるプロジェクトへの共感を納税の動機づけにしています。この前の日曜日に九州看護福祉大学で開催された玉名地域づくりシンポジウムでも、物から事へというキーワードが出てきました。今後は学校も観光施設もただ単に売却であるとか、譲渡であるとか、相手がいれば問題はありますが、そうでない場合、厳しい場合はこのような仕組みも行政として検討していく価値はあると思います。

ちょっと話がそれたかもしれませんが、先日の説明会で、大衆浴場「玉の湯」、ふるさとセンターY・BOX、草枕温泉てんすい等のほかに、今後売却、譲渡を検討している施設や土地があれば、お伺いしたいと思います。あわせて先ほど述べたガバメントクラウドファンディングの玉名市としての可能性又は御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 吉田議員御質問の市有財産（公共施設、土地など）の今後の民営化及び売却、譲渡等についてお答えをいたします。

初めに観光施設の民営化にかかわる説明会が開催されたが、ほかに民営化する施設はあるのかとのお尋ねでございますけれども、公共施設のマネジメントの一つである長期整備計画におきまして、民営化については観光施設及び子育て施設を位置づけております。また、売却におきましては、産業系施設を位置づけております。観光施設のほかに民営化を予定している施設としては、伊倉保育所と高道保育所がございます。事業の推



進に当たりましては、これまでと同様に利用者や市民の皆様に対し、丁寧に御説明を行ない、御理解をいただけるよう努めてまいります。

次の御質問の公共施設マネジメントの観点から、施設の売却や譲渡以外に何か方策はあるのかについてでございますけれども、本市では、質と量の最適化を目指す公共施設マネジメントを推進するため、具体的に適正化する施設、長寿命化する施設など、個別施設の対策内容や今後の方向を示す公共施設個別施設計画を平成30年6月に策定しております。計画におきましては、財源には触れてはおりませんが、今後計画に基づき、公共施設のマネジメントを進める上で、民間活用による更新や維持管理について、先ほど吉田議員御提案のとおり、ガバメントクラウドファンディングなどの手法を含め、さらに検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

どこの自治体も全国的にやっぱり財政が厳しいという中で、このガバメントクラウドファンディング、私は非常に今回首里城のこの焼失で、脚光を浴びてるんですけども、非常にいい方策かなというふうに思いますので、御検討のほど、よろしく願いいたします。

では、本日最後の質問をしたいと思います。最後は、これまで議会が2度否決してきました岱明町公民館についてであります。まず、先ほども述べましたとおり、市が持っている観光施設を民営化するという説明会が市内4地区で開催されました。これはいわゆる売却、譲渡、運営主体の転換、転換というのは、市の手から離れるというような説明があったと思います。この方向性の根拠となるものが、玉名市公共施設マネジメント白書、玉名市公共施設適正配置計画、玉名市公共施設長期保全プログラム、玉名市公共施設等総合管理計画、玉名市公共施設個別施設計画が説明資料の中に記載をされておりました。冒頭でも述べましたとおり、繰り返すにはなりますが、このままでは超少子高齢化により、将来的に市の財政が厳しくなるので、施設の統廃合、運営形態の見直し、いわゆる譲渡や売却をしたいと思いますと、市民に向けて説明があったと思います。当然、岱明地区でも11月8日午後7時から、岱明町公民館で開催をされました。そしてその後、午後8時から、岱明町公民館の経過報告会が開催をされました。私も含め、これまで反対してきた議員も数名出席されておりましたが、これまで議論検討した3つの案が示され、執行部としては、これまでと同様に否決されてきた現地に単独での建てかえの案を今後も推進していくとの説明がありました。

そこで質問です。岱明町公民館にあっては、同じように市議会で2度否決されていても、三度単独での現地建てかえの案を当初予算、いわゆる3月議会に提出をされる方針

なのか、お伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の岱明町公民館についてお答えします。

平成31年3月以降、岱明町公民館建設事業については、一度原点に戻って検討を始め、岱明町公民館建設と岱明ふれあい健康センター利活用や運営を含んだ議論を交わし、A、現地建てかえ案。B、ふれあい健康センター隣接案。C、ふれあい健康センター併設案。この3案を軸にコミュニティ推進課、企画経営課、保健予防課を初め、関係各課で協議を行ない、3案の事業概要と規模、概算事業費、概算運営コストを算出し、比較項目として財政面、公共施設適正配置計画や個別計画などとの整合性、公民館等利用者の利便性、市民の意見反映、早期の事業化、法規制の観点から、各案を比較検討し、精査したところでございます。また、同時に市民の方々には、イベントや会合の場で、岱明町公民館建設についての経過報告、2月臨時議会の提案の内容や計画概要、今後の方向性について説明を都度都度行なってきたところでございます。市民、利用者の方々から御意見を伺う中で、多くの方から早期に現地建てかえを望む声が出されておりました。

A、現地建てかえ案は、利用者の要望や市民の意見を反映しており、建設後の公民館運営において、主体性のある活動が期待されること。本体建設工事や駐車場整備において、用地取得造成工事が不必要で早期事業化が可能であることから、市としては、総合的に考え、優先度が一番高いもの、A、現地建てかえ案が良案と判断し、8月30日に開催された有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会で、現在までの進捗状況を報告し、同特別委員会では、3案を参考資料として受けとめていただきました。

それを踏まえて、11月8日に岱明町公民館において、岱明町公民館建設事業及び岱明ふれあい健康センター運営に関する検討経過説明会として意見交換会を開催したところであります。

具体的には、本年度関係各課で協議した内容と結果、岱明町公民館及び岱明ふれあい健康センターの利用状況について報告したあとに、参加者との意見交換を行ないました。また、この意見交換会は、市民の皆様の意見や率直な思いも確認しながら、本事業計画に反映し、よりよき案にしていきたいとの思いも伝え、多くの意見をいただいたところでございます。当日は吉田憲司議員にも御多忙の中に御参加をいただいております。

市民の皆様からは、A、現地建てかえ案で早急な建設に着手してもらいたい。昨今の台風や豪雨等の異常気象に備えた、災害避難所機能も含めた公民館の整備、そして、早期着手を強く望む声が多くございました。今後の岱明町公民館建設事業の方向性になりますが、A、現地建てかえ案を基本案として、公民館と社会福祉協議会の複合機能施設案を軸として、再度、必要な機能や規模の調整を進めてまいりたいと思っております。また、岱明ふれあい健康センターの運営についても、今後市民に丁寧な説明を行ないなが

ら進めてまいりたいというふうにも考えております。

現在の岱明町公民館建物の老朽化も著しく、耐震性も不足しており、一刻も早く建てかえることは重要な課題であり、これ以上建設を先送りしないように、令和2年度の当初予算に岱明町公民館建設事業の設計業務関連予算を再度御提案したいと考えて、準備をただいま進めているところでございます。

どうか、議員各位におかれましても、これまで議会でさまざまな御意見や討議、審議を重ねていただき、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも御助言、御審議を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 市長に答弁をいただきました。

11月8日、私は不思議な感じがしました。午後7時からの説明会は、将来的に市の財政が厳しくなるので、観光施設を民営化、いわゆる売却しますという説明がありました。しかし、午後8時からの説明会では、2度否決された岱明町公民館を現地に単独で建設する案がベストという説明があったんですが、行政が同じ日の同じ時間帯に一方は統廃合、集約化、民営化、売却する説明会、一方は現地に単独で、これまでより大きな施設をとという説明会、私は不思議な感じがします。そして、説明会の後半には、行政と市民との質疑応答ではなく、反対した議員を糾弾するような趣旨の違った雰囲気の説明会になったような気がしました。私たち議員は、一人一人が悩み、考え、賛成か反対の意思表示をしなければなりません。そのトータルが可決か否決になります。それでも同じような議案が出てくるのであれば、私たち議員は何のためにいるのでしょうか。議会は何のためにあるのでしょうか。教えていただきたいと思います。それで三度、3回も同じ構図でガチンコになるものいかなものかなと危惧をしているところです。

そこで岱明地区の市民の皆様のこと、玉名市の将来の財政のこと、未来の玉名市を担う子どもたちのこと、いろんな事をトータルで考え、新たな私の案を初めてですが、お示しをしたいと思います。

私は今の岱明支所、以前の岱明町役場の同じ敷地内に建設する案を提案したいと思います。現在の岱明町公民館から岱明支所までは直線距離で約680メートル。1階が支所、2階が図書館、3階は有明広域の事務局が入っています。ここの敷地面積は1万712平方メートルあります。現在の支所の建築面積は1,345平方メートルです。計画の公民館は大丈夫だと思います。また、市道からは2メートルほど高い敷地となっております。それから、北側の出入り口を付け替える、もしくはふさげば、もっと広く敷地の有効利用ができます。また、公用車の車庫は2カ所ありますが、数台のみですかすかの状態です。これも統廃合というか、一つに集約できます。また、現在、駐車スペー

スが175台分あります。支所の職員は15名、図書館が2名、有明広域が29名、職員の駐車場はマックスでも46台分あればオクケーです。仮に公民館を建設するに当たって、もっと駐車スペースの確保が必要ということであれば、隣接地には畑も多く、購入ではなく、現在の公民館敷地との交換という選択肢もあるのではないのでしょうか。そして、現在の公民館のある敷地は玉東町のように、一つのニュータウンを目指し、小学校も中学校も近いことから、若年層、ファミリー層をターゲットに宅地整備をし、売り出せばどうでしょう。今の公民館の敷地は約1万平方メートル、約3,000坪です。100坪の宅地が30戸できます。そうすれば当然まず、売買収入が市に入ります。さらには固定資産税が半永久的に市の財源となります。子どもの声が響き渡り、にぎやかな笑顔あふれるニュータウンができると思います。当然、施策的には市外からの移住者には住民税の減免や先ほどあったように、給食費を無償化するなどのバックアップをすれば、定住、移住の効果もあると思います。そして、市長が目指されているふれあい健康センターの民営化も将来的にはいつでもできます。これで支所、図書館、公民館が集約され、天水地区と横島地区と同じ形態になれば、例えば、支所に手続きで来られた方が、公民館でのサークル活動や催し物をのぞいてみて、興味を示されたり、逆に公民館に来られた方が図書館に立ち寄られ、読書をしたり、本を借りたりすることも、すべてがワンストップでできます。すべてがウィンウィン、すなわち「三方よし」になるのではないのでしょうか。

私は、現地建てかえよりも岱明地区の皆様、いや、玉名市全体の市民の皆様にとって夢のある案だと自負をしています。市長答弁はいりませんが、この件、門前払いをせざるにぜひ、検討を強くお願いしたいと思います。

これで一般質問は終わりますが、最後に市職員の皆様にお礼とお願いをさせていただきます。

今、毎月最後の金曜日にノーマイカーデーが実施をされています。回を追うごとに駐車場の車の数が減っているような気がします。ありがとうございます。私の今年の一般質問で、買い物難民、病院難民といわれる方々の公共交通の施策を考え、検討するときに現役世代の職員自身が免許返納や車が運転できないということはどういうことを身をもって体感することが重要だとお伝えをしました。ちなみに、きょう私は自転車で来ました。また、前回の市議会だよりで行なった市民の皆様に対するアンケートでも、免許返納後の公共交通の充実に対する御意見がすごく多かったように思います。高齢化のスピードがどんどん増す中で、喫緊の重要課題だと思いますが、これまたワンチームで全庁的に、私たちも含めて、みんなで知恵を出しあい、高齢になっても市長が目指される笑顔あふれる玉名市になれるよう頑張っていきましょう。

最後にもう一度言います。藏原市長の座右の銘は、未来への責任を引き受けようです。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時57分 散会

第 5 号

1 2 月 1 1 日 (水)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 3 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
- 4 15番 江田 計司 議員（無会派）

#### 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
  - 1 死亡届の手続きについて
    - (1) 現在の状況について
    - (2) 改善点、改善予定について
  - 2 健康への自己管理について
    - (1) 歩数計の活用方法について
    - (2) 効果について
    - (3) 現在の歩数計を使った取り組み状況は
    - (4) 今後の課題について
- 2 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
  - 1 今後の市政運営について
    - (1) 合併特例債の内訳について
    - (2) 合併算定替終了による市財政への影響について
    - (3) 今後の財政運営について
  - 2 市総合防災訓練について
    - (1) 今年度実施した訓練の具体的内容について
  - 3 公立保育所の充実について
    - (1) 10月からの幼児教育・保育の無償化により待機児童数の増加はあるのか

(2) 民間保育所に頼るだけでない公立保育所の充実について

3 6番 古奥 俊男 議員 (新生クラブ)

- 1 新玉名駅周辺整備について
  - (1) 国土交通省からの職員の出向は
  - (2) アンケート調査後の進出企業に対する対策は
  - (3) 商業ゾーン、観光ゾーン、住宅ゾーン対策は
- 2 学校教育について
  - (1) 小中学校の特色ある学校づくり事業について
  - (2) 学校の防犯について
  - (3) 学校環境について
- 3 公共工事について
  - (1) 上下水道工事の発注について
  - (2) 道路工事における他工事との施工時期の重複について

4 15番 江田 計司 議員 (無党派)

- 1 有明海再生の取り組みについて
- 2 玉名第1保育所の建設と旧庁舎跡地について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員 (20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

\*\*\*\*\*

欠席議員 (なし)

\*\*\*\*\*

欠 員 (2名)



+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	西山俊信君	企画経営部長	水本明子さん
市民生活部長	村崎信介君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	松本忠光君	建設部長	前田慎一郎君
企業局長	松本優一君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。2番、創政未来、吉田真樹子です。きょうはたくさんの方々に傍聴にお越しいただきまして、皆さん、ありがとうございます。

きょうはたまたまではありますが、私の息子が通っております伊倉小学校、週末に持久走大会ということで、本日振替休日でお休みになりました。仕事をしている母親としては、「えっ」という感じだったんですけど、ちょうどこの日に私も一般質問の出番ということで、傍聴にきょうは来させました。小学校3年生の子どもがこういう場を経験できるというのも、本人は、全く興味はないと思いますが、とてもいい機会だったと思います。そして私はたびたび一般質問の出番のときには、ぜひ、傍聴に来てくださいと連絡をします。いろんな市役所を、議会の傍聴に行かせてもらう機会があるんですけど、よそには悪いんですけど、圧迫感があってとても狭い感じのところなんです。玉名市はこんな窓があって、新幹線も見えて、こんな開放的なところはないので、ぜひ、一度見に来ていただきたいと思ってお声かけをしております。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、死亡届の手続きについて。大切な家族を亡くしたばかりの遺族にとって、死亡届の行政手続きは煩わしいものではないでしょうか。そういう経験をするのはあまりないので戸惑った方もいらしたはず。今回は、市民から死亡届に関する手続きが面倒だという声を数件聞きましたので、質問をさせていただきます。

知人がテレビであっていたと言われ、宮崎県都城市のお悔やみ窓口の開設の話聞かせてくれましたので、調べてみました。家族の死亡の際には、遺族はさまざまな手続きが必要となるそうです。手続きが多い方になると、数十もの申請書が必要な方もいらっしゃるそうです。この窓口では、各種申請書などの作成の手助けをして、提出窓口の案内情報をワンストップで提供し、遺族に寄り添ったサポートをされるそうです。玉名市の高齢化率の推移を2020年で見ると、全国平均の28.9%を上回る34.8%と出ておりました。25年後には、玉名市の高齢化率は40.5%と予想をされて

おります。高齢化社会なので当たり前のことではありますが、死亡届の手続きをされる方が、今後確実にふえていきます。

ここでお尋ねいたします。(1)現在の状況について。手続きがわかりづらい、面倒だなどの声は市民課まで届いていますか。現在の手続きの手順と状況をお聞かせください。

○議長(中尾嘉男君) 市民生活部長 村崎信介君。

[市民生活部長 村崎信介君 登壇]

○市民生活部長(村崎信介君) 皆さま、おはようございます。

吉田議員御質問の死亡届の手続きについての現在の状況についてお答えをいたします。

まず、死亡届後の手続きが面倒だと感じられている理由は、手続きが複数の課にわたり、個人によっては手続きの内容が異なってくるため、どこで何をすればいいのかわかりにくいことが原因として考えられます。死亡届後の手続きが面倒であるとの声は、一昨年まではございました。これを受けまして、昨年度、平成30年度に市民課のほうで死亡届を提出された方への御案内のチラシ、A4サイズの1枚に両面印刷をしておりますチラシを作成いたしました。この御案内のチラシは、届け出にかかる注意点や手続き先などがわかりやすく一覧形式にまとめたものでございます。

現在、死亡届や火葬の手続きそのものは、御遺族ではなく、葬祭業者の方が代行されるケースがほとんどですので、葬祭業者の方が手続きに来庁された際に、御案内のチラシを御遺族の方へお渡しいただく書類と一緒に配付をしているところでございます。そのほかは、市民課の証明書発行の窓口付近にも備え付けて周知を図っているところでございます。また、御遺族の方が死亡届後の手続きのために来庁されたときに、窓口などでほかに何をしたらいいかわからないなどの相談をされることもあります。そのようなときは、この御案内のチラシを活用することで、手続きの疑問や不安の解消に役立っているところです。それにより、御案内のチラシの作成後は、死亡届後の手続きが面倒とか、わかりづらいなどの声は聞かれなくなっております。

以上でございます。

○議長(中尾嘉男君) 吉田真樹子さん。

○2番(吉田真樹子さん) ありがとうございました。

わかりづらいという声があったので、わかりやすく一覧形式にまとめた御案内のチラシを作成してからは、市民の困った声は聞こえなくなったとの答弁でした。

個人差はあると思いますが、日々行政仕事をされている職員の方が言われるこの御案内のチラシを活用することが疑問や不安の解消に役立っているかは、実際お尋ねしてみないとわからないと思います。私は、説明書を見たりするのが苦手なので、この一覧を見せていただいたときには、まず老眼で見えないし、老眼鏡をかけてみてもわかりやす

いとは感じませんでした。検証するためにも最後の手続きのときに「わかりやすかった。」「わかりにくかった。」だけでも調査されてみることを御提案いたします。

私は1年ほど前から、熊本女性議員の会よりお声かけをいただきまして、3カ月に1度のペースで開催されております研修会で勉強させていただいております。その会には、県議会議員、市議会議員、町議会議員と熊本県内の女性議員さんが20名ほど参加をされております。その会での代表をされております合志市の議員さんが、9月議会で質問をしたとつくられておりました後援会だよりをくださいました。そこで知りましたのが、菊池市のおみやみネットでした。タイミングよく情報を知ることができましたので、先週菊池市役所へ行ってまいりました。市民課へ行きましたら、個室へ案内していただき、担当の方が細かく説明をしてくださいました。今年、6月から運用開始となった「おくやみねっと菊池」は、6月6日の西日本新聞で、見出しに「各課の垣根を越え仕組みづくり」と掲載をされておりました。市民課は遺族の負担を軽減し、確実に各課につないでいきたいと載っておりました。各課を集めて昨年12月より作業部会に問題提起、市長から指示があった大分県別府市を参考にして進めていかれたそうです。そして書類一括作成をして、たらい回しをゼロにされたそうです。この別府市での一元化の取り組みは、4年前に発足した若手職員11人による住民サービスの向上のためのプロジェクトチームで、新しい視点で政策提言してもらった市長の肝いりプロジェクトだったそうです。肝いりプロジェクトの結果、市民からは負担が減ったと好評。その後はほかの業務への適用も検討しているそうです。

では、おくやみねっと菊池の流れを簡単に説明をさせていただきます。まず、市民課が死亡届を受理しましたら、職員が死亡者の情報を入力し、パソコン内の各課共有フォルダに保存、各課は共有フォルダを確認し、手続きの有無を入力する。遺族が最初に手続きをされた課がファーストコンタクト課となり、手続き者の氏名などを入力すると申請書が一括で印刷されるそうです。手続き完了のチェックをすれば次の課を案内。次の課には連絡が行き、申請書に必要事項が記入され、先回りして準備ができているそうです。わかりましたでしょうか。行く先、行く先で申請書への記入をしなくていいのです。市民課の職員さんは、「「待たせない」「一度に終わらせる」「申請漏れをなくす」を心がけています。」と話をされました。

では、ここでお尋ねいたします。(2)改善点、改善予定について。菊池市で始まったおくやみねっと同様のシステムを導入できないでしょうか。また、他市の取り組みを踏まえ、玉名市の現状で改善点はないでしょうか。重ねて改善予定があればお聞かせください。

○議長（中尾嘉男君） 市民生活部長 村崎信介君。

○市民生活部長（村崎信介君） 吉田議員御質問の改善点、改善予定についてお答えを

いたします。

県内では、市民の負担軽減などを目的とした窓口のワンストップサービスを導入している市があることは把握をしておりますが、死亡届の手続きに関係する課のすべての業務に精通する職員を窓口配置することは現実的に難しく、関係課の担当職員が同じ窓口で交代しながら対応されているようでございます。本市におきましては、旧庁舎時代には、関係課のレイアウト的な問題もあったため、現在、新庁舎になり、関係各課が横並びとなっているため、死亡届後の手続きはスムーズにできるようになっております。死亡届後に発生する手続きは、具体的に申し上げますと、保険年金課での葬祭費の支給、未支給年金の請求などの手続きとそれに関連しまして、市民課での戸籍謄本及び住民票の取得になります。本市の保険年金課と市民課の証明書発行窓口は隣に隣接した配置となっているため、ワンストップ窓口とほぼ同等の条件を満たしていると思います。さらに、死亡者が要介護認定を受けた方であれば、高齢介護課での手続きとなり、障害者手帳をお持ちの方であれば、総合福祉課での手続きなどが必要となります。これもほぼ同じ窓口の列の延長線上で、同じフロアに配置されていることでわかりやすく、また、市民の方の移動の負担につきましてもワンストップ窓口を実施している市町村に対しまして、大きく劣るような環境ではないと思われまます。また、本市は1階に総合案内窓口を設けており、さらに市民課の証明書発行窓口付近には、フロアマネージャーを配置しておりますので、手続きなどで困惑されているようなお客様にはお声かけをしたりして、目的の担当課への誘導なども行なっておりますので、これらの条件を考えれば、死亡届後の手続きはワンストップサービスを実施している他市と比較しても十分な市民サービスの提供を実現させているものと思われまます。

そのような中、今回、議員が御紹介されました菊池市のおくやみねっとのサービスにつきましましては、現在、本市におきましては、類似するようなサービスの計画などはございませんけれども、今後、他市の状況を注視しながら、当然、個人情報のセキュリティー対策も含めたところでの窓口サービスの充実に向けた検討材料として参考にさせていただきたいと思われまます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

新庁舎になり、関係課が横並びとなっているので、手続きはスムーズにできワンストップ窓口とほぼ同様の状態となっている。加えてフロアマネージャーを設置しているので、十分な市民サービスの提供を実現されているとの答弁でした。

別府市の話に戻りますが、担当する職員は「この度は御愁傷様です。」と声をかけるところから始めるそうですが、本市は言われていますでしょうか。以前の熊本日新聞

の投稿で、「出生届の提出のために何カ所かの窓口を回ったが、どの課からも「おめでとうございます。」の一言が聞けなかった。日々何人も対応されているうちの1人かもしませんが、娘にとっては初めてのこと。「おめでとうございます。」の一言がほしかった。」と玉名市の主婦からの投稿でした。このケースと同じように遺族が窓口に来られた際に、最高の窓口サービスを心がけていただきたいです。おくやみねっと菊池の取り組みを合志市役所の市民生活課市民生活部長は答弁で、先進地の情報収集と研究を重ね、来年度中にはさらに進んだ利便性のあるやり方の方針を決定していきたいと言われております。合志市の担当者は自宅にいながらさまざまな手続きができるようなサービスも研究したいと、将来の構想を話されたそうです。菊池市は運用開始から、5カ月が過ぎておりますので、メリットとデメリットもお尋ねをしてみました。「メリットは手続きの時間短縮と事務手続きの簡素化、手続きをされる市民の立場に立って考えています。」とお答えいただきました。「デメリットにつきましては、常に課題を解決しながらやっているが、強いて言えば手づくりでつくったので、お金をかけたシステムと違って、多少は劣っていると思います。」と、そして続けて、「メリット、デメリットを考える前に、市民にとってわかりやすく、市民に寄り添う窓口はどういうものかを考えることが大切だと思います。」と菊池の職員さんの声でした。他市の状況の傾向や今後の成り行きをみることも必要ではありますが、玉名市独自のアイデアを出しあい、検討をし、研究をしてやってみることも働く中に持っていてほしいと、私は思います。

本市庁舎内では、問題視されていないようですが、直近3年の死亡届出数は、平成28年度から807人、29年度が922人、30年度が905人と、近年で100人ほどの届出数はふえております。今後は団塊の世代の届け出がふえる時期にも突入をしてまいります。高齢者は先の話ではなく、今できる改善を求められております。市民に寄り添う気持ちをもって、常に市民の立場となって考えていただきたいと切に願います。

では、次の質問に移らせていただきます。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 2、健康への自己管理について。今朝の熊本日日新聞には、歩数アプリで健康後押しと記事が載っておりました。県内企業などと健康長寿の延伸を目指す、県の熊本スマートライフプロジェクトの一環だそうです。県の健康づくり推進課は、アプリ登録者をふやして県民に運動を呼びかけたいと掲載をされておりました。

では、本市の健康への自己管理の取り組みについてお尋ねをいたします。近年は健康ブームで、ランニング、ジョギング、ウォーキング、健康体操、トランポリン、ヨガなど、積極的に取り組まれる方々が多くなりました。先日、テレビでは横浜市の歩数計での取り組みが注目されておりました。高齢化が進み、健康を保つための取り組みの一つに歩数計を活用されていた時期が玉名市にもあったと聞きました。どのような取り組み

だったのか、わかる範囲でいいのでお聞かせください。また、歩数計事業に取り組んでどのような効果があったのか。これまで数年が過ぎ、現在はどのような状況にあるのかをお聞かせください。

(1) 歩数計の活用方法について。(2) 効果について。(3) 現在の歩数計を使った取り組み状況は。3つまとめてお聞かせください。

○議長(中尾嘉男君) 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長(竹村昌記君) 皆さん、おはようございます。

吉田議員の御質問の健康への自己管理についての歩数計の活用方法、効果、現在の歩数計を使った取り組み状況についてお答えいたします。

この事業は、平成13年度に旧玉名市におきまして玉名市名誉市民である金栗四三氏の日本スポーツ界の発展に生涯を捧げられた意思を受け継ぎ、100名以上の方が参加するいきいきウォーカーズクラブとして始まりました。対象は玉名市民で、当時の環境保健課、社会体育課、社会教育課の3課連携のもと、ウォーキング手帳と歩数計をセットにして配付し、ウォーキングを通じて健康の増進や病気の予防、また、ストレス解消につなげようとして開始されたものでございます。このウォーキング手帳に日々歩いた歩数を記録していただき、本人の歩幅の長さで実際に歩いた距離を算出し、日本一周、東南アジア横断、ヨーロッパ横断、アフリカ大陸縦断など、世界の各地を制覇した人に対して表彰を行っていたところでございます。実際に世界一周を達成された方も2名おられると聞いております。

市町合併後、事業継続はしてはおりませんが、自主的に行なっている方が2名おられたと聞いております。3年に1度くらいのペースで、節目の距離に到達した証しとして、スポーツ振興課に確認印をもらいに来庁されているところでございます。

以上でございます。

○議長(中尾嘉男君) 吉田真樹子さん。

○2番(吉田真樹子さん) ありがとうございます。

8日の日曜日、月に1度の肥後伊倉駅の美化作業に行っていました。作業終了後はお茶をしながら連絡と報告の時間となります。私は、今回の一般質問の3日間の登壇順番と私の出番の日時、質問内容を作業に来られている参加の皆さんにお配りをいたしました。すると顔なじみのOさんが歩数計のことについて話し始められました。よくよく聞きますと、先ほど答弁にもありましたいきいきウォーカーズクラブを積極的に取り組まれていた2名のうちのお一人でした。平成13年から今現在も毎日歩数計でチェックをして、2009年12月1日、ちょうど今から10年前に世界一週分を歩かれたとして、立派な記念の玉名市名誉ウォーカー賞を前市長より受賞をされておりました。そ

れがこちらになります。

[吉田真樹子さん 玉名市名誉ウォーカー賞を示す]

○2番(吉田真樹子さん) 重さ2.5キログラムもあり、Oさんのお宅の座敷の床の間に華々しく飾られていたものをあえてお借りしてまいりました。

[「後ろ、後ろ」と呼ぶ者あり]

○2番(吉田真樹子さん) そしてこちらがいきいきウォーカーズクラブのウォーキング手帳です。

[吉田真樹子さん ウォーキング手帳を示す]

○2番(吉田真樹子さん) しっかりとしたビニールカバーつきの立派な手帳です。

何よりもこの中が、見えますか、いだてんびいきの私にとっては魅力でしかありません。お決まりの体力・気力・努力の文字が載っていきまして、ウォーカーズクラブの会員証があり、健康セルフチェック、偉大なランナーの足跡金栗四三、ウォーキングクラブのルール、ウォーキングにはこんな効果が等々、いろいろな事が載っている立派な手帳になっております。

なぜ、Oさんにお借りしてまで見せたかったその理由は、この事業を職員が知らなすぎたので、きょうを機にみなで共通認識していただけたらと思い、議長に許可をもらいまして持ち込ませていただきました。Oさんは今月の2日に3冊目のウォーキング手帳をもらいにスポーツ振興課に行ったが、この取り組みを知っている職員がいないのか、課長からの確認印と手帳を受け取るまでに時間がかかったと話をされました。スポーツ振興課で確認をしたら、この取り組みを知っている職員が1人はおられましたが、ちなみに、このウォーキング手帳の在庫はどのくらいありますかと聞きましたら2,000冊あると言われました。1冊300円で今は販売している。当時は歩数計と一緒に1,000円で販売していると言われましたが、今はこの手帳だけ300円で販売はできると言われました。だから60万円分の在庫が残っている状態です。この事業を本気で取り組んでいたのであれば、今あるこの2,000冊の手帳は、いだてん大河ドラマ館の売店でもおいていたら売れたのではないのでしょうか。60万円くらいの小さな額の話と思われる方もいるかもしれませんが、市民にとっては無駄なく税金は使ってほしいと思われるはずで。市役所内の人事は、念入りにして引き継ぎを十分にする時間も必要だと考えます。

ちょっと話ははずれますが、玉名第1保育所の建てかえについても、熊本地震前後の職員がすべて移動していない状況にあるのはなぜでしょうか。保護者との話にこれまでの経緯をよくわかっている職員を置いておくべきだったと、今回の件も含めて改めて思いました。行政が予算を使って始めた事業の引き継ぎが、なぜきちんとできていないのか。そして、今後、どうしたら楽しんで続けていけるかなど、振り返り検証することはな



かったのかと、やりっ放しの雑さを感じました。

ちなみに、この玉名市ウォーカー賞には、そこに書いてあるんですけど、「これからも元気に楽しくウォーキングを続けて、人や自然にふれあい、健康な体、豊かな人生を歩み続けてください。」と書いてあります。Oさんは、2回目の世界一周を達成されて、2つ目のこの名誉ウォーカー賞をもらおうと課を訪れたら、もうお渡しは少し前に打ち切りになったと言われたそうです。少し前に達成されたこのOさんは第2号で受け取られているんですけど、第1号を受け取られているTさんが2つ目のウォーカー賞を、Tさんはウォーカー賞を2つ目をもらわれているんです。そして少し遅れてOさんのときには既に打ち切りとなっていたそうです。Oさんは少しがっかりしたそうですが、「私はこれがほしくてやっているのではないからいい。」と言われておりました。しかし、今、86歳の第1号で手にされたTさんのほうは、「88の米寿には3つ目のウォーカー賞をもらうことを目標にされて歩かれていたので、打ち切りになったと知って目標を失われたようで、最近桃田運動公園に来らっさん。」と、Oさんは心配げに言われておりました。私はTさんに本音を尋ねにきのう会いに行つてまいりました。会いに来た事情を話すと、頑張つて歩いていたときの話を笑顔で聞かせていただきました。やはりOさんが言われていたように、やる気が失せたので、もう歩数計さえ持っていないとTさんは言われました。行政の事業にしっかり取り組まれている市民がいるのに、市民への寄り添いを感じられない出来事を今回は知つてしまいました。

少し責めたようで申しわけないですが、執行部はどのように感じられたでしょうか。

現在は、スマホ、 아이폰が多機能型になり、アプリを利用して健康増進に役立っている方も多いと思います。横浜市では、歩数計の歩数に対して、ポイントがたまり、3カ月ごとに抽選で3,000円の商品券が当たると言われておりました。自分は健康をもらっているので、地域の小学校にウォーキングでためたポイントを寄附するという選択ができる自治体もあるそうです。熊本市は、現在健康アプリの作成中だと聞いております。

では、現在、玉名市でされております独自の健康への自己管理事業についてと(4)今後の課題についてお聞かせください。

○議長(中尾嘉男君) 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長(竹村昌記君) 今後の課題についてお答えいたします。

現在、当市におきましても高齢化が加速し、社会補償制度維持が懸念されているところでございます。それにより特定健診、特定保健指導などの新たな制度が創設され、虚血性心疾患、脳血管疾患、腎不全などの健康障害を予防し、保険料を抑えるため、糖尿病などの重症化予防の保健指導を実施しているところでございます。高齢者対策につきましても、認知症予防事業や地域の公民館で行なう介護予防活動の中で、口腔、栄養、

薬の管理等に関する講話を取り入れ、健康づくり、介護予防において自己管理ができるよう高齢者に対し指導及び支援を行なっているところでございます。

現代社会におきましては、議員の御指摘のスマホはなくてはならない存在になっており、さまざまなアプリも開発されておりますので、今後ほかの自治体が行なっている事業を注視しながら、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

保健指導や公民館での介護予防活動でもいきいきウォーカーズクラブのことを重ねてお伝えいただけたらと思います。

やる方はやるし、やらない方はやらない。でも、職員さんはやってみましょうと導いてあげてください。「行政が歩くことを進めて、歩き過ぎられて足を痛められては、それもまたよくないのですよ。」と、言われる職員さんもいらっしゃいました。こんなことを言われては、前向きな話はできません。合併前の旧玉名市時代に始まったこの歩数計を活用したいいきいきウォーカーズクラブのことを御存じでない、天水、横島、岱明の市民の方々に広報たまなで周知して、いだてんブームの今、既に手帳の在庫も2,000冊もありますし、再度健康増進、病気予防、ストレス解消を再事業としてやってはみませんか。まさに市長が力を入れられております健康と福祉のまちづくりに取り組む事業としてはもってこいではないでしょうか。

重ねて、現在も実施中のハローポイントとのコラボ事業として、名誉ウォーカー賞にかかっていた予算はハローポイントで還元する。そして節目の距離に達したときのサインと確認印は、課長、部長には悪いですが、市長の印が貴重でいいと思います。

ついでに、菊池市での歩数計活用をお伺いしてまいりました。菊池市では、歩数計を使って、自身の健康管理と商店の活性化を図る事業でした。この事業の加盟店で、優待サービスを受けることができるそうです。玉名市でも節目の距離に達成したときに、市長印と行政ポイントが頂けるハローポイントがたまれば商店会も潤うし、健康にもなるし、地域応援券はPTAの活動資金や学校施設関係に使えるということなんで、三方よしとなります。今回の質問をすると決めたときには、玉名市オリジナルの健康アプリがあれば、面白がって市民が健康増進に取り組んでもらえて、保険料を抑えることにつながればいいと考えておりました。しかし、18年前につくられた、それも大河ドラマ、フルマラソンの盛り上がりを予想できない時代の宝の手帳を見つけました。貴重な限定2,000冊の手帳が今からどのように市民の手に行くか、私は楽しみで仕方がありません。2日前に手帳の中身を確認してみました。しかし、まだ前市長の名前でした。まず、市長の名前を蔵原市長の名前を貼ることから初めて、わくわくで玉名市独自の事業として

始めてみませんか。真剣に健康増進事業に取り組まれたOさんとTさんの現在は、とてもお元気で笑顔がすてきな86歳、このお二人がいきいきウォーカーズクラブの成果ではないでしょうか。担当課には、名誉ウォーカーのお二人に続く市民の育成に力を入れていただきたいと思います。そして、2,000冊の完売を目標にして頑張ってください。2階のスポーツ振興課に行ってみてください。300円で販売されておりますので、買ってください。

玉名市民が健康づくりにますます取り組まれることに期待をいたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終了いたしました。

12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） ありがとうございます。本日、一般質問最終日、2番目になります12番、新生クラブ、西川裕文です。

区長様方を含め、傍聴席の皆さま、本当にありがとうございます。また、ネット配信で御覧の皆さんもありがとうございます。

本年もあと残すところ20日あまりとなりました。本年は特に皆さん御存じのとおり、玉名市にとってありがたいことの連続でありました。特にNHK大河ドラマ「いだてん～東京オリンピック囁～」でありますけれど、おかげさまで昨日大河ドラマ館入館者の方の数が10万人を超えたというふうなところで伺いました。中村勘九郎さんを初め、多くの役者の方々も玉名に来ていただきまして、今後もこのつながりを大切に続けていきたいというふうなところでの勘九郎さんの言葉等々もありまして、ありがたい言葉をちょうだいいたしております。玉名市民の皆さんも本当に喜んでいただいておりますし、全国に玉名市を紹介することができたと思います。また、今、女子のハンドボール世界選手権大会が熊本市で行なわれておりますけれど、地元小田出身で私と同期でもあります澤田アンゴラ大使との関係もありまして、女子ハンドボール世界選手権大会が熊本県で開催され、当初は事前合宿検討されておりましたけど、いろいろ問題、諸事情でできませんでしたが、アンゴラチームは24カ国中15位の成績でございました。ちなみに2年前ドイツ大会に出られておりますけれども、ドイツ大会では19位であったということで、先ほど申しましたように諸事情で事前合宿できずに、来日の翌日から試合ということで、アンゴラチームの選手方は大変であったようでした。また、玉名市からも多くの方々に応援をしていただき、特に玉名中学校の生徒さん方の応援はすばらしかったですね。アンゴラチームの選手の方々も大変喜ばれていたようです。来年はまたオリンピックにも出場されますし、事前合宿も計画をされております。来年また、改めて頑張ってくださいというふうに思います。

いだてんの中でありましたように、金栗四三、私の先輩でもございますけども、先輩が嘉納治五郎先生から言われた「黎明の鐘となれ」という言葉、これが金栗先輩が93まで生活された同じ小田出身の澤田大使に受け継がれているような感じがいたしております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ないます。

まず、1番目に、今後の市政運営について伺います。昨日、北本議員並びに前田議員さんの質問と重なるところがありますけども伺います。

まず、1番目に合併特例債の内訳について伺います。平成17年10月の合併以来、約14年になりますけれども、その中で、その間に東日本大震災や熊本地震等が発生しまして、当初10年の期限でしたけれども、延長となり、あと1年で終了する合併特例債約267億円の内訳について伺います。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） おはようございます。

西川議員の今後の市政運営についての合併特例債の内訳についてお答えいたします。

本市の合併特例債の発行可能額は、先ほど西川議員が申されたとおり、267億3,480万円に対し、平成17年度から令和元年度末までの発行見込額は264億930万円で、発行率は98.8%でございます。

主な事業といたしましては、道路整備事業76億8,880万円、新庁舎建設事業に27億1,120万円、市民会館建設事業に24億3,070万円、玉陵中学校区の学校規模適正化事業としまして24億2,760万円、土地改良事業施設の整備事業13億3,250万円などとなっております。

なお、発行可能残高は3億円程度と見積もっておりまして、令和2年度にすべて借入れることといたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

部長のほうから答弁いただきましたように、今現在でもう98.8%で267億円の中で、264億930万円が道路整備や学校並びに市民会館等々に使われておるところで、特に今まではこういう合併特例債等々もありまして恵まれとったなど、今後いろいろ検討する余地があるというふうに思います。

それでは続きまして、2番目に合併算定替終了による市財政への影響について伺います。合併して10年間は額の差はありますけども、約20億円の合併算定替による交付税があったと思います。その後5年間につきましては、減額をされながら令和3年には

合併算定替が終了するように聞いております。この合併算定替終了による市財政への影響についてどのように考えられておるか伺います。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの西川議員の合併算定替終了に伴います市財政への影響についてでございますけれども、普通交付税の算定方法には合併算定替とそれから一本算定の二通りがございます。

合併算定替と申しますのは、合併関係市町村が引き続き存在するものとみなしまして、計算した交付税の合計でございます。一本算定は新団体で計算した交付税額のことを申します。

合併算定替が一本算定を下回ることがないように配慮されておまして、合併に伴い激変する交付税額を緩和することを目的とした制度となっております。合併後10年間は継続されまして、その後5年間で段階的に減額されて、一本算定に移行するというところでございまして、先ほど西川議員が申されたとおりでございます。

本市におきましては、平成28年度から減縮期間に入っておりまして、令和3年度には一本算定での交付となり、減縮期間前の平成28年度の交付額と比較しますと14億円程度の減額となるところでございます。このようなことから一般財源ベースで財政規模を縮小しなければ、基金の取り崩しやあるいはまた、地方債に頼る財政運営の継続的に強いられるということになるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） ありがとうございます。

ただいまありましたように、最初の合併特例債と別個に算定替でありましたけれども、14億円の減額というふうなところで、一般会計等々にやっぱり響いてくるというふうなことも言われたとおりであると思います。

続きまして、今後の財政運営ということになりますけれども、この中で、先ほどありましたように、合併して約14年、特例債もなくなる、また、算定替等々の額のほうも減ってきているという中で、ここ数年の市債の残高、また、基金残高の状況推移と言いますか、も含めまして、今後の財政運営については、どのように考えておるか伺います。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

○総務部長（西山俊信君） ただいまの西川議員の今後の財政運営について御説明をさせていただきます。

先にお答えしましたとおり、令和2年度をもって合併特例債の発行、それから普通交付税の合併算定替といった合併団体の財政制度上の優遇措置が終了いたします。また、令和元年度末の普通会計における地方債残高の見込みにつきましては、約360億円、

前年度に比べまして約14億円の増でございます。また、財政調整基金の見込みは約42億円、前年度に比べまして15億円の減額ということになっております。

地方債残高が増大している内容につきましては、理由としましては、地方債の返済以上に借入れを行なっていることを意味しております。また、将来的に公債費としての市の財政を圧迫する要因にもなっているということになります。一方で、財政調整基金の残高の減少につきましては、歳出における一般財源が不足していることを意味しており、このようなことからこれまでのような財政運営の継続は非常に厳しい状況になるというふうに考えているところでございます。

多様化する市民の皆様のニーズに応えつつ、安定した行政サービスを提供していくことが行政の役割でございます。しかしながら、少子高齢化の進展により、扶助費は増加する傾向にありますし、また、令和2年度からは会計年度任用職員制度の開始により、人件費の上昇が見込まれるところでございます。さらにまた、本市が優先的に取り組む必要がある新玉名駅周辺の整備、それから岱明公民館の建設、あるいはまた、玉名第1保育所の建てかえなども控えているところでございます。将来に渡りまして、安定した財政運営を維持するためには、限られた財源という制約がある中で、真に必要な事業の選択を行ないながら、財政を捻出して本市独自の施策を展開することが非常に重要になってまいるという状況にあります。

今後の財政運営の方針といたしましては、例えば、年間の地方債発行額にあらかじめ上限を設けて、その範囲内の普通建設事業の実施、あるいはまた効果の限定的な単独事業の廃止、縮小などにより一般財源を確保するなど、これまでと違う予算編成方針の検討を含めた、大規模な財政改革を行なう必要もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま答弁にありましたように、本当に限られ、今までとは違った財源の中での行政運営になると思います。特に今申された少子高齢化の影響によって、国保や介護保険等々は逆に増加してくる可能性がありますし、合併特例債がなくなり、算定替の終了等々によって、大変なことが考えられますけども、今後ますます今まで行なわれたように企業誘致並びに移住、定住の増加、そして現在の地場産業のまずは振興というところも、地場産業の振興発展によって、なるべく自主財源がまた確保できるように、検討し、頑張っていっていただきたいというふうに思います。また、昨日もありましたけども、公共施設長期整備計画等々に基づく、整備等々も早めにするべきところは早めにしていくようなところも、検討をお願いしたいと思います。

これは先週土曜日、九州看護福祉大学のほうで第2回の玉名地域づくりシンポジウム

が行なわれまして、そのときに箱根町の観光協会から佐藤さんという方がお見えでありました。その佐藤さんのお話の中で、箱根町は、人口は約1万1,000人ぐらいというふうなところで、これに対して毎年約2,100万人の観光客が来られると、内宿泊者は450万人と、日帰り客は1,670万人ということでありました。旅行者の方々の消費額は840億円と、町全体の年間の消費額は確か30億円とか言われておりましたけども、このような町であっても箱根町、今、市長のほうも行かれて、いだてんも通じたところで交流をもっておられますけども、町の財政運営は簡単ではないというふうな話を伺いました。助成金、助成額、助成交付金が少なく、これだけ内部消費があったとしても厳しいというところがあって、単純にお客さんが入ったとしても簡単に行政運営はできないんだなというのが初めてわかりました。今後、今ありましたように、財政運営がより厳しくなる中で、特に今現在、市長のほうは交流も強く行なわれておりますし、職員の皆さんも知恵を出しあいながら、今、部長もおっしゃっていただいたように、知恵を出しあって、検討していただいております。今後、私たち議会も勉強しあって、より提案をしながら、玉名市民の方々がより充実するような市政運営をしていっていただきたいと思っておりますので、お互いに頑張っていこうではありませんか。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、2番目の質問に入ります。

市総合防災訓練について伺います。今年は天水グラウンドで実施されました。天水地区の多くの方々の参加がありましたし、また、今年は小さい子どもさんたちも多数見学に来られておりました。私たち議会も議会基本条例に基づきまして、災害時対策会議を開き、市の災害対策本部における災害情報の把握並びに議員の情報など、災害対応基本計画に基づいて対応をいたしました。今回は、防災ヘリによる救出、救助訓練も行ないましたけども、昨年は玉名女子高等学校で行なわれておりましたが、グラウンドにおける、玉名女子高等学校のグラウンドにおける訓練とは異なりまして、砂ぼこりが本当にひどく、思いもよらない状況でありました。事故もなく、当初2度の飛行を計画されておりましたけども、臨機応変に1度にした対応をされて、いろんな経験がありますけど、逆にこのような経験ができて、今後の訓練の参考になったのではないかなと、逆に思いました。

それでは、今年度実施された訓練の具体的内容について御質問をいたします。

○議長(中尾嘉男君) 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長(西山俊信君) 西川議員の市総合防災訓練に関します御質問についてお答えいたします。

西川議員申されるとおり、去る11月17日に、日曜日に天水グラウンドにおきまし

て、令和元年度の第9回玉名市総合防災訓練を開催いたしましたところでございます。

参加者の数につきましては、市議会議員の皆さまを初め、地域住民や関係機関の皆さまを含めた約400名と多くの方々に御参加をいただき、また、協力をいただいたところでございます。

今回の総合防災訓練は、想定災害を大雨による洪水及び土砂災害とし、実際に災害が発生したとの想定で、災害対策本部の設置訓練、それから土砂災害からの救出救助訓練、洪水による孤立家屋からの救出救助訓練などの訓練を玉名消防署及び玉名警察署、玉名市消防団などの関係機関により行なったところでございます。また、あわせまして、自宅から避難所までの経路確認を行なっていただく住民避難訓練と住民参加型訓練といたしまして、バケツリレーによる消火訓練、そして物干し竿とモップを利用した簡易担架によります搬送訓練を行なうことによりまして、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、参加者自身が体験することで、地域防災力の向上につなげることを目的として訓練を行なっていただきました。

近年は、自らの行動で助かる自助、近隣住民などで助け合う共助の防災意識の向上が喫緊の課題として叫ばれております。市といたしましては、自主防災組織が主催する地区での会合に市職員が赴きまして、防災講話や防災関連情報の啓発活動を行なうなど、自主防災組織の活動率向上に努めておりますが、行政区単位であることなどで限定された地域にとどまっております。このため今後は、現在作成中でございます防災ハザードマップの完成にあわせまして、例えば、一次避難所の区域単位で説明会を行なうなど、広い地域を対象とした普及啓発も必要であるというふうに考えております。また、次回で10回目の開催を迎えます総合防災訓練の来年度以降の見通しにつきましては、特に自助、それから共助に主眼をおいた防災訓練を行なうこととしまして、参加していただいた市民の皆さまが実際に体験できるものを積極的に取り入れ、自主防災組織の活性化と防災意識の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁ありましたように、400名の参加ということで、本当にいろいろ体験をしていただいたと思います。自主防災組織の結成率もかなり良くなってきているとは思いますが、どうしても総合防災訓練は、年に1カ所ということで、なかなか市民の皆さま方全体にはどうしてもやっぱりできないというところもあって、今、答弁にもありましたように、自主防災組織ごとに自主防災等々の事業を直接やっぱり行なっていて、いろんな対応をしていただいて、自助、共助の必要性並びにハザードマップ、各地区、地区のハザードマップをつくっていただいております。それに合わせた対応も大



きい防災訓練等々はできないと思いますけれども、少しずつでも地域の方々参加をしていただいて、意識をもってもらうように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

各自主防災組織ごとに、普及啓発活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、一つありますけれども、今回ちょっと伺ひまして、事前に自衛隊の参加の呼びかけはしていただいたと伺ひました。毎年防災会議のほうには、自衛隊出席していただいておりますけれども、今回、書面での依頼ではなかったというふうなところで、ちょっと自衛隊のほうからも伺ひました。お隣に地域事務所もございますし、今後ぜひ、防災会議だけでなく、総合防災訓練のほうにも自衛隊の方にも参加をしていただいて、交流を、日ごろから交流をもつていただいて、もし何かあったときに自衛隊の場合は、警察とか消防署とは違って、何か結果的にいろんな問題が起こったときに自衛隊出ていただくようになりますけれども、日ごろからの付き合いをぜひとつていただきたいと、本当にとり同士でもありますので、今後と伺ひますか、書面を用いてぜひ、呼びかけをしていただきたいと、希望ですけれどもよろしくお願ひします。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、最後3番目の質問をいたします。

公立保育所の充実について伺ひます。まず、10月からの幼児教育・保育の無償化によって待機児童数の増加はあるのか。続きまして、民間保育所に頼るだけでなく、今、第1保育所等々の建設問題も出ておりますけれども、公立保育所の充実について伺ひます。どのようにお考えか伺ひます。

○議長(中尾嘉男君) 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長(竹村昌記君) 西川議員の10月からの幼児教育・保育の無償化により待機児童数の増加はあるのかについてお答えいたします。

今年10月から始まった幼児教育・保育の無償化には幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育、企業主導型保育所に入所している3歳から5歳までのすべての子どもが対象となり、0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子どもを対象に保育料が無償化されました。また、子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園では、月額2万5,700円までの保育料が無償化されております。無償化が始まった10月1日時点での本市の待機児童数は33人であり、昨年10月の待機児童数42人と比べますと9人少なくなっております。また、今年4月1日時点の25人と比較すると、8人増加しておりますが、例年年度途中における入所申し込みが相当数ございます。このようなことから、待機児童に関して、無償化の影響は少ないと考えております。

次に、民間保育所に頼るだけでなく公立保育所の充実についてお答えいたします。本市では、これまで待機児童の解消を図るために、私立保育園に対する施設整備費の補助

などを利用し、利用定員の増加を進めております。しかしながら、共働き家庭の増加や家庭環境の多様化などにより、ふえ続ける入所申し込みに対し、利用定員の増加が追いつかない状況が続いております。引き続き私立保育園の定員増をお願いするとともに、私立保育園、幼稚園、認定こども園の各協会との連携を深めながら、唯一公立保育所として残す方針の玉名第1保育所においては、利用定員を増やし、一時保育、休日保育、障がい児保育などの特別保育の充実を図るなど、子育て支援のニーズを把握いたしまして、子育て環境の整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

先日、子ども・子育て会議を傍聴させていただきました。その中で、小規模保育事業の認可に関する項目がありまして、公募審査の結果の説明がありました。2事業者が決定したとのことでしたが、会議終了後、市内の私立保育所との話し合いの中で、私立保育所から定員増のお話があって、結果的に2事業所から1事業者になったというふうなところを伺いました。現在も玉名第1保育所の建設について検討中ではありますが、玉名第1保育所だけは今後公立保育所として残ります。先ほど答弁の中にありましたように、一時保育、休日保育、障がい児保育など、特別保育、これはなかなか私立保育所等々では、簡単にできないと思いますし、特別保育の充実もあります。また、保育士確保も含めまして、公立保育所の充実を希望します。また、答弁の中にもありますが、私立保育所の方々との交流を今以上にまた、日ごろから交流を持っていただいて、諸々の対応を即対応できるようなことで、交流を持っていただきたいというふうなことを切に希望いたします。

玉名第1保育所等々については、定員の増加、豊水小を増やすというところもありますし、そういうことでますます子どもたち無償化によって、今はあまり影響はないといわれておりますけれども、今後来年度になってくるとそれぞれ保護者も考えてくるというふうに思いますので、私立保育所との交流並びに玉名第1保育所の充実というところをお願いしたいと思います。

一応、一般質問のほうは終わりますけれども、先ほども防災訓練の質問の中で、自衛隊への呼びかけのお願いをいたしましたけれども、今年、大俵まつりと同時に行なわれました産業祭におきまして自衛隊への呼びかけをしていただいております。それによって大俵まつりへの参加、プラス産業祭、装甲車の展示、自衛隊紹介ブースの設置もできるようにしていただきました。本当にありがとうございます。防衛議員連盟としましても、執行部の方々にありがたく思いますし、これからも自衛隊、あつてはいけませんけれども、何かあるときには、やっぱり対応していただくようなことになりますので、日ごろから

の自衛隊との交流をもつていただきたいと思います。また、産業祭におきましては、今まで市内の高校からも参加をしていただいております。今年も、昨年参加をみなかった玉名工業高校の生徒さん方も、確か、機械科の方々がメインだったと思いますけども、ロボット数台出されまして、多くの市民の方々にもかなり興味を、興味深く集まっておられました。今後、できれば誘致企業、なかなか簡単にはできないと思いますけども、誘致企業の方々にも呼びかけをしていただいて、企業紹介ということで、物品販売だけでなく、企業の紹介を市民の方々にもしていただければということも希望をいたします。

最後になりますけども、今年先ほどいいました大河ドラマ等々、アンゴラとの交流もありましたけども、そのほかにも玉名市民として大変うれしかったことがあります。一つは、これは蔵原市長が現在会長をされておりますけども、税を考える週間実行委員会というのがあります。中学生の税の作文コンクールというのがあります。今年、全国で53回目となります。荒玉の実行委員会は、ちなみに27回目になりますけども、今年全国から57万8,000点の応募がありまして、その中で1点だけ最高賞の内閣総理大臣賞というのがあります。これに今まで熊本県としても初めてだったんですけど、玉名中学校の生徒さん、2年生の生徒さんが受賞されました。本当にこのことをこういう機会、今までなかったということで、ちなみに庁内の税務課の方々には毎年、税の作文の審査を、一次審査をしていただいております。集まってきた中学校からの作文を読んでいただいて、その中から2割程度まで選択をしていただいております。また、作文以外でも、市内の小中学校のほうでは、租税教室が開設されておまして、今現在、逆に小学校、中学校の生徒のほうで、税は何に使われておるかというのが、逆によく大人以上に知っております。消費税につきましても10%になりましたけども、ヨーロッパでは25%というところもかなりあります。世界では台湾は5%、ちなみに韓国10%ですけども、そういうところでも逆に子どもたちのほうが税の大切さ、税が何に使われているかということを知っているというところもあります。

それともう一つ、今月1日に行なわれました福岡国際マラソンがありまして、これには玉名町小学校並びに玉名中学校出身の福田穰さんが3位に入賞されたと、オリンピックには届きませんでしたけども、現在、スポーツ振興課に伺いましたところ、来年2月の玉名いだけんマラソンにできれば参加をしていただくようにというところでの要請をしていただいております。本当にまたうれしく思いました。また、市長のほうからも最初にありましたけども、9月初め玉名市で合宿をしていただいた筑波大学の陸上競技部も26年ぶりに正月の箱根駅伝への出場が決まっております。また、これは最後になりますけども、今週月曜日に行なわれました日本テレビの女芸人No.1決定戦というのがあります。これに優勝した3時のヒロインという、三人の女性の方がいらっ

しゃいますけども、その中の1人が出身は菊池出身ですけども、地元の玉名女子高校の卒業生でありました。そういうことで、いろんな玉名にゆかりのある多くの人たちが、金栗四三先輩の黎明の鐘に、それぞれなっておられると思います。

大河ドラマもあと1回ということでありまして、ドラマ館もあとひと月あります。これから玉名市民の皆さんがそれぞれの立場で、黎明の鐘となるように、体力・気力・努力を続けていきたいと、我々議会も思っております。そういうことで、この大河ドラマ一過性に終わることなく、これをまずは市民の皆様方が金栗先輩を見習って、自分たちがそれぞれの立場で、黎明の鐘になるぞと、そういう雰囲気を作り続けていこうではありませんか。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

---

午前11時31分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） おはようございます。6番、新生クラブ、古奥俊男です。

きのう、未来を考えるとという言葉がありましたが、未来を語れる人はいいいんですが、あとがない私にとっては、そんな悠長なことは言っておられません。そこで今回も駅前開発を質問させていただきます。

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

新玉名駅周辺整備についてであります。これは国策事業として始まった新幹線。当初は、玉名駅の計画はなく、通過するだけの新幹線でありました。先輩が努力してつくってくれた新幹線新玉名駅、玉名のよき財産であります。開発は全市民で考える問題でもあります。開業後9年が経ちますが、生かすべきいろいろと対策がなされましたが、なかなか進まない開発状況であります。人材派遣問題では、国土交通省より進めるための出向依頼ではなかったのか、また、なぜできなかったのか。一生懸命働きかけがあったのか、見えないように感じます。国会議員さんをお願いはしたのかなどお伺いしたいと思って、そこで3つの質問をいたします。1、国土交通省からの職員の出向は。2、アンケート調査後の進出企業に対しての対策は。3、商業ゾーン、観光ゾーン、住宅ゾーン対策は。

まず、1番目の国土交通省からの出向はありますが、国の人事異動は、一般職は7

月、管理職が10月と聞いております。進展がなかったように思います。結果をお願いしたいと思います。

それと、これはまた、一般席から質問させていただきます。なぜできなかったのかをお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） 古奥議員御質問の新玉名駅周辺整備での国土交通省からの職員の出向についてお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、新玉名駅周辺整備を着実に推進するためには、都市計画に対しての高度な知識と経験を有した人材が不可欠であると考え、昨年11月に専門的な立場から、指導、助言ができる国からの職員派遣を内閣府の地方創生人材支援制度を活用しまして、国土交通省にお願いいたしたところでございます。しかしながら、国土交通省からの職員派遣につきましては、震災復興やあるいはまた、台風、豪雨災害などの大規模災害が全国的に毎年のように発生いたしまして、国土交通省内における技術系職員の派遣が調整が非常に難しくなっているということでございましたので、再度、直接国土交通省へ要請活動を行なったところでございます。その結果、国からは都市再生機構、いわゆるURでございますけれども、そちらのOB職員ならという話がございましたが、本市といたしましては、現役の都市計画事業に精通した職員を希望しておりましたので、派遣の実現までには至らなかったというのが現状でございます。

今後の対策、対応といたしましては、来年度以降、具体的な政府の事業の進化を進めるためにも県との連携は不可欠なところがございますので、都市計画に精通した県職員を派遣していただくよう、県への要望を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

進めていたとはいえ、できなかったということでもあります。そこでちょっと副市長にお聞きをしたいと思います。

国会議員もお願いなさったと思うんですが、助言といいますか、手助けはあったのか。国の規制緩和もされている中で、県市協定も生きておると思います。今後どういうふうな方向で進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 総務部長から先ほど御説明がありましたように、昨年からのほうに要請を行なっておりましたが、いろんなつてを使いまして、国土交通省のほう

にもお願いをしながらやりましたけれども、やはり理由といたしまして、全国的に災害が非常に多発しておるといふことで、専門職員がどうしても不足している状況であるといふふうなことで、なんとか国のほうも一生懸命努力をしていただきました。その結果として、先ほど説明がありましたURのほうから退職されて3年が経過した職員の方の御紹介がありました。そこでその後も何とか努力をしていただきましたけれども、なかなか返答がなかったといふふうなことで、今後につきましては、やはり市長の1丁目1番地の駅前開発といふふうなことで強力に進めていく上でも、ぜひ、そういう精通した職員が必要といふふう感じておりますので、今後は国からのやはり支援ということも仰ぎながら、県とのつながりをしっかりもっていきたいといふことで、県からの職員の派遣、ぜひ、お願いしたいといふふうなことで、今は県のほうにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） ありがとうございます。

進めるためですので、精いっぱい努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番、アンケート調査後の進出企業に対しての対策であります。8月末のアンケート調査の結果を受け、検討されたと思いますが、私は市が造成まで整備をし、企業誘致を行わなければ、企業立地は難しいのではないのでしょうかと考えております。今までできなかった企業誘致です。思い切って政策で県に働きかけなければ、動かないように感じます。考えを伺いたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 自席より答弁させていただきます。

次の御質問のアンケート調査後の進出企業に対しての対策についてお答えいたします。

先の6月に行ないました事業者意向調査にて、用地取得につきましては、興味を示していただいている企業が複数あることは9月議会にてお話をしましたとおりでございます。現在、整備区域に関する整備方針や、スケジュールを関係機関と協議を行ないながら策定中であるため、まだ進出可能な時期を企業に示すことが難しく、積極的な誘導がまだ行なえない状況でございます。今年度中に具体的な整備手法を決定し、事業化に向けたスケジュールが明確になった時点で、興味を示している企業を中心に誘導活動を行なっていきたいと考えております。

しかし、早急に対応すべき案件の相談があった場合につきましては、今後、進めていく整備計画に支障がない限り、柔軟に対応していきたいと考えております。

先日、商工政策課とともに、進出に前向きな企業の本社に訪問をしております。企業誘致に関する説明と、進出のお願いを行なっております。現段階も協議中であるため、

まだ、進出していただけるかどうかの返答はもらっておりませんが、今後も誠意を持って対応していきたいと考えております。

また、企業訪問以外の対策といたしましては、企業が進出する上で、課題となる文化財の予備調査を継続して進めております。今回新たに地権者の同意を得られた県道玉名立花線沿いの駅北の約1ヘクタールと、駅の南側約2ヘクタールの土地について、引き続き稲刈り後に調査に入り、今も予備調査を行なっております。調査を実施することで、対象の土地に埋蔵文化財が所在するかどうか。また、所在した場合どれくらいの本調査費用や期間がかかるかといった企業進出時に必要な情報を提供できます。今後早急に進出を希望する企業に対しましても、早期着工可能な土地を紹介するといったことが可能となるため、スピード感をもった事業化につなげることを期待しております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 回答いただきました。ありがとうございます。

確かに、おっしゃるとおりなかなか進まない状況ではありますけれども、今、文化財調査といいますか、試掘なさっておりますので、事前に進めるところは進めていらっしゃるかなと感じております。なお一層の努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、3番目に移らせていただきます。商業ゾーン、観光ゾーン、住宅ゾーン対策は、ゾーンを決めてあるんですけども、何らかの対策を考えなければならないと思います。道路、排水路など、先に整備することにより一つの対策になろうかと感じます。その一つとして、通勤圏確保の住宅ゾーンであります。何らかのアクションを起こしていただきたいと思っております。何をやるにも予算が必要であります。今後どのように進めていくのか。また、対策はあるのかお伺いたします。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 次の御質問の商業ゾーン、観光ゾーン、住宅ゾーン対策についてお答えをいたします。

昨年の6月に作成しました新玉名駅周辺等整備基本計画の整備区域におけるゾーニング計画におきまして、商業住居ゾーン、また、商業観光ゾーン、地域交流ゾーンと3つのゾーンを設定し、まちづくりを進めていくこととしております。今後どのような施設を誘導していくか、ゾーンごとに対策を検討していく必要があることは十分認識はしておりますが、まずは新駅周辺全体の整備手法を定めることが先決と考えております。個別のゾーン対策につきましては、財政面も考慮した上で、整備手法決定後に早急に検討していく予定としておりますので、議員の御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 回答いただきました。

いろいろこの問題はあるようにお伺いしますが、なお一層の努力をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 2番の学校教育についてであります。今まで何度か教育に関して質問をいたしました。答弁どおりにできているかと申しますと、必ずしもそうではないように思います。そこで、今回も3つの質問をいたします。1、小中学校の特色ある学校づくり事業。2、学校の防犯について。3、学校環境についての3つであります。

まず、1の小中学校の特色ある学校づくり事業ですが、決算の中で小学校費として6,253万2,000円、中学校費として約2,000万円計上してありました。その研究指定校として、玉名町小学校、伊倉小学校、玉陵小学校、中学校として有明中学校となっていました。自分なりに結構使っているなと思っておりましたが、それが学力向上につながっているかと思えますと、必ずしもそうではないように思います。全国学力テストでは、そうではありませんでした。予算の中身は特別支援教育、特別支援看護、複式学級支援などとほとんどが報酬でありました。学校支援は、1校当たり30万円以内と定めてありました。なぜ、30万円以内なのか。30万円で学力向上につながるかお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 古奥議員の小中学校の特色ある学校づくり事業についての御質問にお答えいたします。

特色ある学校づくり事業には、特別支援教育支援員や看護支援員、複式学級教育支援員の報酬、共済費、社会体育移行支援コーディネーターの報酬、水俣に学ぶ肥後っ子教室、小学校16校分の補助金になりますけれども、などが含まれており、総額8,283万7,530円の内、学力充実や健全な心身の育成のための研究を補助するための事業費としては、120万円であります。この事業費は、玉名市内の児童生徒の学力向上及び健全な心身の育成を図るため、学校及び地域の実態に即して、実践的に研究を推進し、その成果を発表することなどにより、市内の教育振興に資するため補助金を交付するものでございます。そのうち、平成30年度は研究指定校としては4校でございますけれども、学力充実に関する指定校としては3校でございます。小中学校の3校を指定しております。

学力テストの結果が県の平均以下である。なぜ学力が上がらないのかという御質問でございますけれども、新聞で報道された結果は、玉名荒尾2市4町の玉名管内の結果で



ございまして、玉名市のみの結果ではございません。玉名市においては、全国学力学習状況調査において、小学校は国語、算数とも県平均を上回りました。中学校はすべての教科で県平均を上回ることができませんでしたが、昨年度、県学力調査においては、5教科中3教科は県平均を上回ることができております。小学校は、県学力調査においても、すべての教科で県平均を上回っております。研究指定校についてみると、研究指定前と比べて、学力向上が図られている学校が多く、研究指定により、全職員の共通実践が図られたことが成果につながっているととらえております。

本市においても、すべての学校で学力向上プランを作成し、学力充実に向けての取り組みを進めているところでございます。今年度の学力調査の結果を見ると、小学校で成果が見えてきておりますので、その成果を中学校に引き継ぐためにも、毎年開催しております小中一貫教育コーディネーター会議、研修等の充実を図り、研究指定校の研究成果を全校に広げるとともに、小中一貫教育のさらなる推進を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

私は、なぜ、30万円以内なのか。30万円で学力向上につながるのかということにしたんですが、その答弁はなかったように感じております。確かに、一生懸命やっつけらっしゃることはわかるんですけども、特色ある学校づくりとは何か。玉名市の教育目標を目指すものとは何か。もう少し真剣に考えていただきたいなど、私は思っております。

ここで再質問をさせていただきます。来年度からスタートする新学習指導要領が始まりますが、小学校において、外国語が強化され、また、プログラミングなど、グループ活動と思いますが、来年度の新学習指導要領をちょっと詳しく説明をしていただきたいと思っております。

○議長（中尾嘉男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 古奥議員の新学習指導要領ですけど、新学習指導要領がどのように変わるのか、あるいはそれに対する市の対応はという再質問にお答えいたします。

小学校では、令和2年度から実際には取り組んでおるところですが、中学校では令和2年度から取り組み、令和3年度からすべての教科等で新学習指導要領による教育が実施されます。これまでの教育を考えてみますと、何を学ぶかという点に主眼が置かれてきておりましたが、それに加えて、新学習指導要領では、何ができるようになるか、あるいはどのように学ぶかという点を重視しています。社会がこの先どのように変わっていくかを予想することがますます困難になっていくと思われる中で、一人一人の子ど

もが自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開く持続可能な社会の作り手となるような環境をつくっていかねばなりません。このために次の3つの資質、能力を育むことが必要とされております。

1つ目は、知識技能です。2つ目の柱は、知識や技能を日々の生活や他の教科の学習などとも関連づけて深く理解するための思考力、判断力とそれを伝えていくための表現力。3つ目の柱は、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性などの関与です。これらの資質能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を一層高める授業改善の取り組みを活性化していくことが必要です。

そこで主体的、対話的で深い学びという授業改善の視点が示されております。本市の対応としましては、主体的、対話的で、深い学びの表現に向けた授業改善について、中学校区ごとに話し合いを行ない、目指す児童生徒像を設定するとともに、共通の授業スタイルで学習を進めるなど、小中連携した取り組みを推進しております。

教育内容についての具体的な変化は、外国語の教科化とプログラミング教育の導入です。これまで小学校で行われてきた外国語活動は、英語に慣れ親しむため、歌やゲーム、絵本の読み聞かせなどを通じた、聞く、話すのコミュニケーションを中心とした活動です。これまでは、5、6年生を対象にして行なわれてきましたが、来春からは3、4年生が対象となります。5、6年生に対しては、教科として読む、書くという内容も加わり、中学校以降の学習につながるよう、慣れ親しむだけでなく、学習内容の定着も目指したものになります。

ただし、小学校段階では、文法を指導したりするのではなく、簡単な表現を使って、英語で自分の気持ちを伝え、気持ちを考え伝えあう経験を通して、今までの活動のように楽しみながら習得することを目指していきます。本市におきましては、これまで実施してまいりましたエンジョイ・イングリッシュを継続し、新学習指導要領との関連を示しながら、ALTの効果的な活用とあわせて、英語教育のさらなる充実を目指します。

次に、プログラミング教育の導入についてであります。プログラミングといった教科が新設されるわけではなく、既存の教科等の中で実施することになります。例えば、5年生の算数で、正多角形をコンピュータを使って描いたり、6年生の理科で、センサーを用いて、電気の動きを自動的に制御させ、プログラミングが身の回りのものといかに密接につながっているかを学んだりする事例があります。小学校低学年においては、コンピュータを用いずに、プログラミング教育を実施することも考えられますが、コンピュータを活用して、試行錯誤を繰り返す体験が必要であるため、ICT環境整備が今後必要であると考えております。本市におきましては、今後ICT機器の導入を進める

と同時に、玉名市教育センターに情報教育部会を立ち上げ、プログラミング教育や授業にタブレット等のICT機器の効果的な活用方法についての研究を進めてまいる予定でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 答弁をいただきました。

ちょっと長くて判断をしにくかったんですが、とにかく子どもたちが楽しむ学校をつくっていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

学校の防犯についてであります。各学校の防犯について、今回は防犯カメラについて質問をいたします。1校当たりどれくらいついているのか。1校に約4個ぐらい、全体で88個ということですが、割り当てではないと思うんですが、正門や校舎内とか、どこに設置してあるのか。また、玉陵小学校のフェンスの高さが1メートルについて、なぜ1メートルなのか。1メートルですと防犯になっていないと思います。防犯のためならやっぱり2メートル以上ないと侵入が防げないんじゃないかと思います。

そこで、なぜ、1メートルなのかお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 学校の防犯についての御質問にお答えいたします。

近年、犯罪に対して防犯カメラが効果的であり、学校においても防犯カメラを設置しております。設置状況としましては、小中学校全体の22校で、88台設置しており、1校当たり平均4台となっております。設置基準はございませんけれども、文部科学省の指針によりますと、建物等の配置上やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入等の対応をとることが重要であるとされております。学校と協議して必要に応じて設置している状況でございます。また、玉陵小学校、中学校のフェンスの高さの設置根拠についてでございますけれども、設置基準はありませんけれども、文部科学省の指針によりますと、地域の状況に応じ、防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましいとなっております。というこ

とで、1メートルとしております。部分的にはフェンス下の擁壁部分の高さが50センチメートル程度あるため、擁壁とあわせると約1.5メートルの高さとなり、防犯上の観点からは一定の効果があると考えておりますけれども、十分とは言い難い部分もあるため、今後の学校建設におきましては、地域の状況に応じ、防犯にも考慮したフェンスの高さを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

ちょっと違うところがあるんですけど、1メートルでしたら、仮になくても一緒じゃないかと思います。ここに当初の玉陵小学校のイメージ図というのがありますが、これは森教育長さんが日本一の学校をつくりますということから始まって、池田教育長になって、教育部長さんはもう3名ぐらい変わっていらっしゃいます。ということは、当初これをつくられたときには、皆さんはこの中に、学校づくり委員会の中にはいらっしゃらなかった。知らないとか、聞いておりませんかという話になろうかと思いますが、当初は、このイメージ図にはフェンスはないんです。だから考え方によっては、防災に関してはあまり関心がなかったのかなと思っております。一番いいのはなくて、犯罪がないのがいいんですけども、1メートルぐらいだったら、私もなかったほうがいいんじゃないかなと思います。

それはさておき、例えば、犯罪を防止するのも行政の役目だと思っております。囲うことも防犯の一つの対策ではないでしょうか。皆さんもよく御存じだと思うんですが、大阪の池田小学校で事件がありました。そのあとあそこは、ぴしっと囲いになっております。そのあと犯罪は起こっておりません。ということは囲うのは、犯罪を防止する一つの策でもあるかなと思う。一番いいのは何もない、これが一番いいことかと思っております。そういう世の中になっていただきたいなと思っております。

そういうことも考えながら、今から学校づくり、合併とか、どんどん進めていかれると思うんですが、検討をしていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

続いて、3番に移らせていただきます。学校環境についてであります。今回は樹木について質問をさせていただきます。

さっきも言いましたように、当初は森教育長の日本一の学校づくりから始まったわけですが、そのあと池田教育長になり、3名の部長を経て、今は4代目だと思うんですが、当初の人は、もう一人もおられません。きょう、傍聴に来ていただいております坂本委員長、中尾さんが跡地部会の会長さんでありましたけど、私もその当時から一員として加わっております。だから当初からのやつは知ってるつもりでおります。その中で6校が統合し、小中一貫建設に当たり、全体、校舎内のイメージを作成して説明が

ありました。その中で、樹木に関しても説明があり、協議の上、植栽しますということだったと思っております。しかしながら、現在、樹木としては記念木として、6校が合併しました関係上6本の直径6センチぐらいのやつを、高さ1.5メートルぐらいの6本だけ植わしてあります。残りは玉陵中学校に記念樹としてあったものが3本、植わしてあります。植える余地は十分ありますが、先生方が樹木の管理はできないということで、樹木ではなく、今、芝生を植わしてあります。前回にも質問しておりますが、真剣に検討したことはあるのかお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 学校環境についての御質問にお答えいたします。

学校の樹木については、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望のもと、校舎内や敷地周辺等からの見通しを妨げず、周辺地域等の支障を及ぼすことがないよう配慮しながら計画することが望ましいと考えております。日常の維持管理、清掃とか快適な選定につきましては、学校やPTA、学校運営協議会などと連携して行なっており、学校や地域の意見も踏まえながら、緑化計画を進めている状況でございます。

近年は児童数減少により、PTA活動の日常管理も苦慮している状況であり、教育総務課での対応も予算、人員面からも限られているため、必要最低限の緑化計画を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

それも考えの一つかなという感じはしますけども、緑の環境を育てなくて、心の情操教育が育っていくのでしょうか。学校は、つくればいいというものではなく、防犯とか環境、全体的に考える問題だと感じております。真剣に考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 最後の質問に移る前に、ちょっと窓の向こう側をみていただきたいと思うんですが、今、新幹線の向こうにタワークレーンが2台で、病院建設であります。今、鉄骨の組み立てが始まっております。来年の12月ですので、来年の10月に完成をいたします。翌年3月には開院をいたします。4カ月の準備期間を経てではあります。今、そのような予定となっております。その中で、玉名校区においては、大体全世帯が、上下水道が通っております。ありがたいことでもあります。ただ、大坊区だけが、約半分が下水道の整備が未整備であります。今回、未整備部分の箇所が整備が始まっております。

そこで、公共建設についてという質問であります、上下水道の発注について。これは大坊区におけると限定して質問をさせていただきます。約半分の下水道整備に関しましては、もう20年度に完成をしております。現在行なわれている大坊地区においてお聞きをいたします。駅前開発の一環とっておりましたが、そうではなく、平成28年度に変更認可区域申請がなされ、認可をされました。

平成29年と平成30年で計画をなされ、平成31年度、現在工事が発注され、施工をやっているところであります。来年度栗崎団地までもっていく計画になっております。また、完了する予定となっております。本当にありがとうございます。予算の関係上、農繁期後の発注となり、他の工事と重なったり、交通止めのため道路通行が道路利用者や住民宅に迷惑がかからないように配慮はしてありますが、住民各位に啓蒙はしてあるのかをお伺いをいたします。

○議長（中尾嘉男君） 企業局長 松本優一君。

[企業局長 松本優一君 登壇]

○企業局長（松本優一君） 議員御質問の大坊地区における上下水道工事発注についてお答えいたします。

初めに、玉名市公共下水道事業は、中心市街地の整備に始まり、その後事業の進捗に伴い、随時事業計画区域の拡大を図っているところであります。今年度工事を実施しております大坊地区の下水道工事については、平成28年度の事業認可の区域変更により、新たに見直しがなされた箇所であります。現在は、国道208号の側道に上水道及び下水道の配管工事を行なっておりますが、下水道事業につきましては、来年度までにかけて栗崎団地周辺までの配管工事を予定しております。また、県道玉名立花線の工事状況に応じて、今後は一部未整備であります県道への下水道工事を行なう予定であります。

今回の工事箇所については、農地と接しておりますので、耕作者に配慮した形で、農繁期の時期を外しての発注となりました。また、工事を実施するに当たりましては、関係する区長へ連絡を行ない、地域住民の皆様への周知を図った次第でございます。地域住民の方には、大変御迷惑をおかけしますが、上水道、下水道工事を併用して実施することが事業費の削減にもつながりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

ありがたいことでもあります。ただ、来年度、栗崎団地まで接続完了したあとでも、本線の玉名立花線、これ一部つながっておりません。今後立花線の道路改良に伴っての布設かという答弁だったと思いますが、国道もいかなでしようし、玉名平野の水道もございいます。よくよく協議の上に施工をしていただきたいなと思っております。よろしくお

願いをいたします。

では、続きまして2番に移らせていただきます。道路工事における他工事との併合について、これは玉名市に限ったことで質問をさせていただきます。

道路管理者である土木課維持管理に関する質問をさせていただきます。玉名地区におきましては、新病院建設が始まり、周辺整備として道路改良、ほか一部改良などが行なわれています。地区住民には十分説明をし行なわれますが、あちらこちらで行なわれずと交通に支障を来します。現在、行なわれている上下水道工事、道路改良などが重なり、通れる道路が限定され住民に支障が出ております。そこで、上下水道工事との打ち合わせはしてあるのかをお伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 建設部長 前田慎一郎君。

○建設部長（前田慎一郎君） 議員御質問の道路工事における他の工事との施工時期の重複についてお答えをいたします。

道路での工事は、各方面でいろいろな工事を行なっておりますが、そのほとんどが通行規制を行なわなければ工事ができず、道路利用者や地域住民の方々に大変御迷惑をおかけしている状況であります。

本市の現状といたしましては、建設部において基幹道路である都市計画道路の建設や市道の拡幅工事と維持、修繕工事を行なっており、企業局におきましては、上下水道の新設工事や更新工事など、所管課ごと工事計画を設定し実施しているところでございます。議員御質問の他の工事との施工時期の重複についてでございますけれども、毎年工事を発注する前の年度当初に建設部はもとより、関係部局と入念な協議を行ない、施工箇所や発注時期など、重複していないか確認をして工事発注を行なっておりますが、工事現場におきましては、気象の条件や現場の各状況により、工事内容の変更等で工期の期間が延長を生じることもあります。また、稲刈り後でないといと工事をできない路線もあります。今後といたしましては、工事が重複して道路利用者の方々に御迷惑をおかけしないよう、常に年度当初だけではなく、情報を共有し、各部局と情報を確認しあうなど、徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

今後、国道とか県道とか、国、県の幹線道路は交通止めがしにくいために迂回路を設けて工事をなさっているかと思えます。市道は幅員が狭いため、そうはいかないと思えます。今後、国、県関連事業が出てくるかと思えます。事前に協議をよくなされて、スムーズにことが進むように十分に配慮をし、なお一層の努力を要望いたして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。15番、無会派の江田でございます。最終日の最後でございます。そして、ことしの一般質問は最後となります。いつもながら、最後まで傍聴していただきましてありがとうございます。私たちも傍聴していただきますからこそ、頑張りがいがあると思います。来年もなお一層頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

有明海再生の取り組みについてお伺いをいたします。有明海は、豊穰の海と呼ばれております。私はこの豊穰のほうは宝のほうじゃないかと思っております。しかし、今は、非穰の海になりつつあるのではないのでしょうか。この非穰は非常事態の「非」又は悲しい非でもあるんじゃないかと思っております。本市の基幹産業である水産業も漁業就労者の高齢化や後継者不足、さらには、漁場環境の悪化などにより、ここ数年のノリやアサリ貝などの主要水産物の生産及び生産額が大きく落ち込んで、非常に厳しい経営状態が続いております。農業に次ぐ重要な一次産業である水産業の振興を図るため、行政はこの現状をより正確に把握し、他の自治体の生産量及び生産額が大きく落ち込み、非常に厳しい経営が続いていることに対して、大変残念に思っております。農業に次ぐ重要な一次産業であるために水産業の振興を図るため、行政はこの現状をより正確に把握し、他の自治体の先進的な取り組み、その可能性を求め、積極的に改善策を講じることが重要と思います。

このような中、行政は本市の水産業が再び活性化され、市内業者の所得が上がるよう先進的な取り組みのその可能性を求め、積極的に改善策を講じることが重要と思います。

このような中、行政は本市の水産業が再び活性化され、市内業者の所得向上につなげていくためにも何かしら具体的な対応や検討は行なわれているのか、また、それを通じて今後の水産業振興にどのような支援が必要かと考えられるか、次の5点について現時点での行政の考えをお伺いします。

1点目、本市のアサリの再生策及び海苔養殖の生産量と生産額の状況とそれぞれの経営状態。2、本市におけるアサリ貝の育成や漁場再生に向けた取り組み状況。3、他自治体や民間企業等の行なう水産振興の先進的な取り組み。4、車エビの放流実績。5、今後の本市水産業にとって必要な支援策は。

以上、5点をお伺いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 産業経済部長 松本忠光君。



[産業経済部長 松本忠光君 登壇]

○産業経済部長（松本忠光君） 皆さん、こんにちは。

江田議員御質問の有明海再生の取り組みについてにお答えいたします。

まず、本市のアサリとノリの生産状況につきましては、最初にアサリから申し上げます。6年前の平成25年度と平成30年度について水揚げ、生産額、経営体数のすべてにおいてゼロであります。この間に、ごく少量ではありますが、70トンほど水揚げされた年があるものの、非常に厳しい状況となっております。一方、ノリの生産につきましては、平成25年度は生産量1億1,751万枚、生産額約10億円、経営体数65戸で、平成30年度は生産量1億2,782万4,000枚、生産額約16億円、経営体数49戸であり、経営体数は減少したものの生産量、生産額ともに増加に転じたところでもあります。

次に、本市におけるアサリ貝の育成や漁場再生に向けた取り組み状況につきましては、市単独事業の水産振興事業補助金や県営による覆砂事業のほか、水産業の先進的な取り組みを行なう他自治体への市水産連絡会議による視察研修など、各漁協、県、市議会とともに、本市水産業の振興に向けた問題解決に当たっております。

次に、他自治体や民間企業などが行なう水産振興のための先進的な取り組みにつきましては、近隣では、長洲町が地元漁協や福岡大学との産官学連携により、アサリ漁場の再生と資源回復に向け、漁場での実証実験に取り組み、一定の成果が得られているところでもあります。また、対岸の長崎県島原市でも市と地元漁協が連携し、以前から行なわれているわかめ養殖で出荷できないような部分を餌に利用したアワビの試験養殖に取り組みされており、新たな生産分野への転換に着手されております。このほかにも、福岡県福津市では、九州大学によるクローバーを餌に利用した陸上でのウニの養殖や福岡市漁協では、民間コンサルと連携したアサリの海中養殖による砂ゼロアサリの生産、さらには広島県や福岡県の各漁協では民間企業が開発した鶏糞を原材料にした二枚貝等の栄養肥料の施肥や底質改善に取り組みされているところでもあります。

次に、車エビの放流実績につきましては、稚エビの畜養コストの関係から、平均体長が40ミリの稚エビを毎年5月下旬から7月上旬にかけ、熊本県の車エビ部会による放流事業が県下全域で行なわれているところでもあります。稚エビの放流量ではありますが、車エビ部会全体では、平成28年度が420万1,000匹、平成29年度が392万8,000匹、平成30年度が398万3,000匹の実績となっております。なお、玉名市においては、平成28年度から平成30年度までに滑石沖に14万2,000匹、横島沖に14万2,000匹、岱明沖に7万1,000匹、大浜沖に7万1,000匹の合計42万6,000匹の放流実績となっております。

最後に、今後の本市水産業にとって、必要な支援策につきましては、本年の海苔養殖

について、当初は海水温の上昇や海中の植物プランクトンの多さなどから、生育が悪かったものの、11月の海水温低下により漁場環境が改善され、現在は回復の傾向にあると報告を受けております。一方、アサリ貝につきましては、冒頭申し上げましたように、ここ数年は漁協からの出荷は全くない年やわずかながらの漁獲がある年が続くなど、非常に厳しい局面を迎えているといえます。気象条件など、自然に大きく左右される水産業は、漁業就業者の減少等が相まり、主要産業として生き残るには、当事者だけの課題克服には限界があります。先に申し上げたような行政と漁協に専門的な知識や経験を有する大学や企業等が加わり、それぞれのノウハウが生かされた産官学連携により、実効性の高い取り組みについて、その可能性を信じ、一つ一つ実践していくことが今は必要だと考えております。

今後につきましては、民間開発の各種資材を用いた底質改善や稚貝育成の実証実験、漁業収入の安定確保のための大学との連携による新たな水産分野への転換、さらには現在の漁業組織の最適化などについて、漁業と共通認識のもと議論を深めていくことで、必要な支援策を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 丁寧な答弁をいただきました。

アサリに関しては、実は調べましたところピーク時には4漁協において、平成15年にはなぜか2,600トン、平成18年には560トン、平成21年からは急激に減ってきてるわけですね、なぜなのか。確かに部長から答弁あったように、平成27年度にはゼロということです。このことに関しては、いろいろ研究調査されております。大変県においても、この市においても、漁協においても大変な努力はされておるんですね、しかし、なぜか原因がわからんのですね。ちょうど私が議員なったころですかね、今の崇城大学、熊本工業大学の先生とチームでいろいろお話がありました。この有明海に対して調査もありました。そのころはちょうど高道沖で、何かアサリにちょっとジャリッと音がするわけですね、これが何なのか、砂じゃなかつたですよ。しかしよく調査をすると、これはどうもアサリ貝の中に核みたいなのがあるわけです。だから恐らくそのころはアサリを食べずに汁だけをとということもありました。中には「これが天然物の印すばい。」という言い方をされましたけども、実際的に何が原因かわからんで、とうとうそのままになりました。結果的に、その当時の話では、アサリは緑川で生まれるらしいですね、緑川で生まれたのがずっと泳いできて、大浜に来たり、横島に来たり、高道に来たりするそうなんです、ところがこの要するにここ数年がアサリが全く取れないような状態ですね、一部では稚貝は育つんですよ。ところがその実際その大きくなるときに大雨で、要するに川の水が流れて、海の水が薄くなってなくなったりとか、それとか、

そのそういうアドみたいなので窒息したりとかいろいろあって、いろいろ研究されておりますけども、何が原因なのかかわからんです。この前漁業組合に行っているいろいろ話を聞きました。例の覆砂事業ですけど、この覆砂事業でももちろん国、県、市、負担があるんですけど、その組合が5%の負担になるとですね、市長。そうすると覆砂事業が確か5,000万円ぐらいかかるんですけど、そうすると250万円が漁業組合が負担するわけです。その250万円がなかなかそう今の先ほど言いましたように、厳しい状況の中で捻出するのが大変厳しいという話がありました。だから、そういう状況の中でありませう。

ノリの話がありましたけども、確かにここ5、6年ぐらいで報告ではあまり生産量も金額も変わらんというような状況なんですけども、私もちょっといろいろ調べてみました。平成17年には、生産者、この平成17年のころから見ると今恐らく生産者が49戸とか何とか、49戸だったですかね、しかし平成17年度は生産者100戸あったんです。そうするとそのころ生産量は、やっぱり今の倍あったんです、2億5,000万枚ぐらいですかね、それくらいあったんです。しかし、要するにこの10何年の間に結局生産者が半分になったですね、その半分になった一つの理由はやっぱり高齢化、それと跡継ぎがないんですね、確かに、今生産されている方は、かなり大がかりなんですね、ですから生産量は先ほど部長がおっしゃったように、ここ何年かはあまり変わらないですね、しかしこれは要するに自然が相手だから、ことしは最初水産連絡協議会に行ったときは、全く有明海はだめと、ことしはだめじゃなかろうかという、恐らく荒尾から玉名、ただ佐賀だけはちょっと良かったらしいですね、ただ、佐賀は何でいいか、相当佐賀自身が御苦労されているんじゃないかと思うんですね、だから一部では、ノリに使ういろんなあれが原因なのかとか。だから佐賀は話を聞いたら、その処理が一番最初だけらしいですね、あとはしないらしいです。だからいろんな形で最終的ないろんな原因があって、アサリも捕れなくなったんじゃないかということらしいんですね、先ほど長洲町の話が出ましたけども、長洲町は大変積極的なんです。だから恐らくこのノリに対してもARCだったですかね、会社がノリの、要するに生産者がとってきたやつを加工してするんですね、ですから恐らく将来はそのノリの生産する人と、加工する人が別々になるんじゃないかと。だからその会社は今度ことし100枚ぐらいは漁場をはる、ノリをはるそうですね、ですから市長もとにかく海水産物のほうにも力を入れていただきたいと思います。

だから玉名市も基幹産業ですから、どうかよそに負けないように頑張ってくださいと思います。

先ほど長崎県の島原のアワビの件がありました。ここの担当課長さんから話を聞いて、私も実際島原まで行きました。アボを取っていただいて。大変お忙しい中に快く引き受

けていただきました。結局、本市からのここの水産課の人たちとか、岱明漁協の人も行っておられるらしいですね、その担当者の係長さんですけど、大変熱心に教えていただいて、実際的にその現場、養殖場も見せていただきました。そこの養殖場の場長さんというのは大変熱心な方で、相当いろいろ研究されておるんですね、いろんな形でよそにも行ったりして、話に聞いたら「岱明の漁協の参事さんが私を拉致していきたい。」とそういう話までされました。それだけやっぱ必死なんですね、漁業の人たちは。この市役所の農林水産課の係長さんですけども、この方は長崎の水産大学を出て、そして市役所に勤めて25年努めているそうです。ですから、これ一本なんですね、ですから答弁であったように、わかめを捨てよとば何とかならないとかと。これを要するにアワビの餌にして、そしてそれが成功したらしいんですね、だからそういうこともこの係長さんとか場長さん、また、漁業組合の人たちといろいろ一緒になって、これこそきのうから言われておりますワンチームだと思うんですね。だから先ほど言ったように、この係長さんはこの道一本で25年ですよ。だから恐らくそれだけ頑張られた結果がやっとな今出てきてるんじゃないかと思います。

それと、先ほど車エビの稚魚の問題がありました。確かに私たちもこの水産連絡協議会に入って会議があります。報告はあっております。ですから先ほどお話しがあったように、毎年400万匹ぐらい放流されておるんですね、しかし、放流されてるけども、その成果が果たしてどれくらい出よるとかと思います。漁協の人もこの放流には恐らく市役所のいろいろと手伝いされているんですね、だから笑い話で言われましたけども、先ほど言われたように、40ミリですかね、稚エビの大きさは40ミリだったですかね。

○産業経済部長（松本忠光君） はい、40ミリです。

○15番（江田計司君） だから40ミリでしょ。だから放流をこうしよんなはると放流したあとに魚ががちゃがちゃと寄ってくるらしいですね、だから相当はこのそっちのほうでやっぱ成長せんで食べられてしまうのがある程度多いんじゃないかと思うんです。だから言いました。その40ミリを倍ぐらいの、だから極端に言うと、エビを放流するでしょ、親エビのあとに潜らんとだめなんですね、潜れば食べられんですけど。だからその潜るためにはもうちょっと大きくしたらいいんじゃないかなという話しましたが、それを大きくしたらやっぱ費用がかなりかかるそうです。だからそのどっちがいいかですね、実際的に県あたりも努力は、いろいろ研究しよんなはるとです。だから放流するときにはただ放流するのではなくて、パイプを使って下に、そういう結果を努力をされております。

ただ、いろいろ話を聞いて、毎年400万匹放流して、果たしてこれが生魚になってどれくらいこれが結果が出とるかですね、そこまでの追跡調査は何かあってないような気がするんですね、ですから、県あたりも実際漁場まで行って調査されてるかどうか、

何か話を聞くと放流をするときに、その稚エビの尻尾をちょっと切るらしいですね、そしてそれを結局、取れたときにどれくらい放流結果が出るかどうかというのをされているらしいけど、なかなか結果が出ないのが現状らしいですね、ですからそれを倍ぐらいにすると経費がどれくらいかかる。しかし、それが生魚になって費用対効果がどうあるか、その辺もちょっと考えていただいたらどうだろうかと思うんですね、以前は、私たちの小さいころは、とにかく車エビはものすごくおったんです。そして河内の漁協もちゃんと天然エビの集荷場もありました。荒尾もありました。私もたまに市場に行きますけども、なかなか天然のエビというのはあんまり出とらんですね。というのは、やっぱり養殖エビに押されてしまってるんですね、そういう状況で大変だろうと思いますけど、せっかく400万匹放流しなはっどですけん、もうちょっとどがんかして考えていただいたらどうだろうかと思います。

努力はされておりますけども、なお一層の努力をされるようお願いしたいと思います。

先ほどアワビの話がありました。結構アワビはやっぱり金額的に高いもんですから、どこでもアワビの養殖には取り組んでおられます。いろいろ話を聞くと、もちろん先ほどありました。それとか奥尻だったですかね、あの辺あたりも相当されている。しかし、やっぱり今、少ないから高いんです。どこでもここでもアワビばかりしたら安くなって果たして採算が取れるかどうかの問題なんですね。だからこのいろいろ水産連絡協議会でアワビにしろ、いろんなどころに行きました。しかし、よそんとばまねしよったっちゃんなんらんとですよ。やっぱりできれば、玉名は玉名独自ですね、冗談で私も言うたんですよ。トマトあたりが芽をかぎなはるですね、あがんとばなんか餌にでけんですかと言うたけども、あれも処分するもんだけんですね、残留でどうのこうのなるんじゃないかと。先ほど部長がおっしゃった例のクローバーですか、クローバーの餌もありますけども、よそはよそ。しかし玉名はやっぱり玉名独自のやつをいろいろ研究していかんといかんじゃなかろうかと思います。そのためには、やっぱり市長、専門の人がおらんといかんとですよ。やっぱり水産連絡協議会で一回冗談半分で漁協の人が言いなはったです。「ようよ、今まで教えてやっと思ったのに、変わったらまた一番最初から教えな。」と。逆なんですね、本当はやっぱり行政がある程度指導していかんいかんですよ。その指導していくためには、やっぱりそれだけの経験と知識がなかといかんとですよ。だからそういう面では、職員さんが、市長はどう考えとんなはるとですかね。市長の10年ビジョンのあれを見ますけども、強い農水産業確立となっておるんですけども、農業面は一生懸命になっておられるけども、なんか水産面にちょっと力がないような気がしますけども、この市長の思いをお願いしまして、お伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の要するに水産関係の専門的な知識等を有する市職員の採用についてお答えします。

専門職の採用につきましては、まずは熊本県及び近隣市町で大学の水産科目を専攻した職員の採用実績があります。また、他県ではありますが、先ほども御紹介がありましたとおり、島原市では市に採用された水産技師が漁協と連携をして、アワビ陸上養殖に取り組みに一定の成果を上げているところでもあります。本市としまして、専門職の計画的な採用については、第三次玉名市行政改革大綱でも掲げておりますので、漁協のほうの御意見や要望などをしっかりと把握をしながら、市の施策として取り組む中において、必要であれば検討してまいりたいというふうに考えておりますし、諸々お話がありましたとおり、今、現在漁場の再生、例えば、覆砂であったり浄化であったり、そういった部分もそうですし、特に、今、漁協さんが本当に頭を痛めている部分が、漁港における本当に喫緊の課題としての堆積土の問題もあります。そういったところも含めあわせながら取り組みを行なっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、このほど10兆円の国からの補正も出ておりますので、そちらのほうにも漁場、漁港の再生というような意味合いの中での水産業に対しての取り組みの強化、拡大というものを要望として上げさせていただいているところでもあります。おっしゃられるとおり、決して農業だけ私は一生懸命頑張っているわけではなく、水産業のほうもしっかりとコミットして取り組ませていただいておりますので、どうか今後とも御指導、御協力をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 大変力強いお言葉をいただきました。

実は、今度の臨時国会で水産庁より提出されたんですね、御存じだと思いますけど、この漁業法の大改正なんです。その中で、70年ぶりなんですけども、この改正された主なやつ、これが12月14日で交付されて2年以内で執行というんですか、施行してくれということなんです。その中で一番主なやつは、企業が漁業権に算入できるということらしいです。いろいろありますずっとですね。だから、本格的に企業が乗り込んでいくわけですよ。どういうことになるかという、結局、個人の漁業権もった人が、もう押されてしまって、中にはやめんといかんようになる。強いては漁業組合も厳しくなるんです。恐らくその話をされておりましたけども、最終的に今、玉名市で4漁業組合あるとですが、これを一つにまとめるとか。いろいろその話はあるんですよ。しかし、そうなってきたときにやっぱりサービス面、本当に漁民の人たちのためになるかというのが大変だろうと思います。だから、そういうことがこれからもないように、どうか市長もなお一層の水産業に力を入れていただきたいことをお願いいたしまして、次の質問

に入りたいと思います。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 2番目の玉名第1保育所の建設、それと旧庁舎跡地についてお伺いをいたしたいと思います。

先月の19日、全員協議会においてこのドラマ館の再利用の件がありました。そのときに、この玉名第1保育所をこのドラマ館のあと仮園舎として活用する説明がありました。そのときの説明の中で、玉名第1保育所建設は現地に建てかえありという話がありました。その内容について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 江田議員御質問の玉名第1保育所の建設についてお答えいたします。

昭和47年建築の玉名第1保育所は、旧耐震基準の建物で、老朽化が著しく、耐震安全性が確保されていないため、早急な建てかえが必要なことから、市が保有する土地、民間が有する土地、そして不動産事業者への紹介などで検討を重ねてまいりましたが、候補地の選定には至らなかった状況でございます。今議会で提案しております仮園舎予算は、早急に子どもたちの安全性を確保し、安心して保育を提供する観点から、仮園舎として大河ドラマ館を改修し、活用する計画でございます。本園舎の場所につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、ほかに適当な用地の確保が困難な状況であることや保護者の御意見や利便性、保育環境などを考慮し、旧庁舎周辺の活用方策との整合性を図りながら、現在地での建てかえで検討を進めているところでございます。

また、保育所の敷地面積としては、現在同程度の3,000平方メートルは確保したいと考えておりますが、がけ地解消に向けた擁壁等の工法の検討については、今後専門部署と検討して行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 確かに、大変ですね。今の園舎は本当厳しいです。これは恐らくこの前の大地震のときも相当やっぱり危険な状態になったんじゃないかと思えます。これは恐らく私も建築に携わった以上、やっぱり一刻も早くこれは仮園舎をつくって、そちらのほうに移っていかんと、恐らく保護者にしてもこの勤めている人、毎日がびくびくされておるんじゃないかと思うんですね。だから、とにかく一刻も早く、何とかしなければならぬと思います。ですから私は、今回のドラマ館の跡地に仮園舎を一刻も早くつくることは大賛成ですね。

ところでこの玉名第1保育所、3,000平方メートルとかどうのこうの言われた

ばってん、そがんなかごたる気のするばってん。実際的に今のその玉名第1保育所はどれくらいの広さがあるとですか、お伺いします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 玉名第1保育所の面積についてお答えいたします。

現在の敷地面積につきましては、公簿帳の面積は3,160平方メートルでございます。そのうち園舎が659.4平方メートル、園庭が500平方メートルほどでございます。ほとんどがのり面の面積と思われまます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 恐らく実際のその、仮にあそこに園舎を建てたとして、1,300平方メートルぐらいしか有効面積はなかとですよ。それからなんか話を聞くと、豊水保育園ですか、こことあわせると120名ぐらいになるとですよ、今現時点が70名でしょ、あそこから来る。なら果たしてあそこに建てかえて、今でも送迎のときはものすごく大渋滞です。恐らくそのどういうことで計画されているかわからんけども、旧庁舎の跡地ですか、あの辺まで駐車場使いなはるとかもしれんです。しかし、これはあとでも言いますが、一番今問題になつるとは、この崖ですよ。のり面ですよ。最初聞いたときは3,000平方メートルあるて言いよんなはったばってん、実際使われるとは半分しかなかとですよ。ですから前のときもこの玉名第1保育所の問題ばいろいろ言いました。結局、前のときは金のかからんごと、かからんごとということだったけんですね、こののり面ばなんか60度かなんかこうするわけですね。しかし、そがんしよったっちゃ、これまたあとで言いますが、一等地が台無しです。いろいろ前からこの玉名第1保育所に関しては、いろいろ話がありよります。恐らく選挙があつたあとぐらいだったですかね、ありよるときだったですかね、あそこの紅葉館のあとですか、あそこにもう建てる計画でいろいろ設計あたりにされとったですね、ところがあれもがけ地の問題とかいろいろある。あのときはもうあそこに決定してあつたんですよ、場所。だから先ほど言われたように、何カ所かずと市の土地を調査されて、されたけども最終的にはない。しかし、私はこの玉名第1保育所は今は通勤で便利だからここにされるけども、どがんでしょうかね、そのせつかく豊水と一緒にするならば、小島橋を渡って、あの辺に土地がいっぱいある件ですよ、あの辺に計画は全然考えられんですか。お尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 江田議員再質問の保育所の立地についての質問にお答えいたします。

保育所の立地に関しましては、保護者の日常生活から、例えば、通勤に利用する幹線



道路や住まい、職場など生活圏の近くで利便性の高い場所が望ましいと考えております。その結果といたしまして、本市において住宅や商業が集中している地域に複数の保育所が立地し、地域の定住化につながるものと理解しております。市の中心部に立地する玉名第1保育所は入所児童の大半が玉名町小学校、築山小学校区に住んでいるお子さんでありまして、その建てかえ場所については市の中心部であるべきと考えております。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 結局、その今話を聞けば、もうあそこの場所しかない。

ここに通われているのは、恐らく築山小学校、玉名町小学校ですから、その方のみからしてあそこしかない。だから以前もこの玉名第1保育所の件に関しては質問したんですよ。この線路の北のほうですか、ここには4カ所しかなくてですね、ところが線路の南側、ここには恐らく遠かところは伊倉、豊水、滑石しかなかとですね、だから一番今、利用されるとの一番多かつがやっぱり松木、六田の人たちが一番多かとじゃなかですか、この人たちがですね。わざわざ商店街からも反対のあったですね。一番よそに玉名の一等地に保育所であるですか。という、商店街の活性化のためにもできたらよそに移してほしいと。

話は別ですけど、南関の外れにこどもの丘という保育園のあるとですよ。ここはものすごく評判のよかったですね。わざわざ定住までして来なはるらしいですよ。ですから先ほど言いました豊水あたり、こっちの方に考えていただくと、これは私の1人で話とってください。やっぱりあの辺の豊水小学校の児童がふえる可能性がある。それと、いつも田畑議員が言われた菊池川のあっちのほうが全然置き去りにされてると。だからあの辺に一つの幼稚園を軸としたそういうことも考えていただけたらいかがでしょうか。

やっぱり今の市役所の跡地ですけど、この跡地の問題に関して質問をしたいと思えますけども、この市役所の跡地ですね、玉名の場合が「玉名の核はどこですか。」とよく聞かれるとですね。以前はやっぱり玉名市役所があって、そしてあの辺は賑わったとですね、あの辺が一番核だったんです。ところが市役所がここに来た。そうしたら跡が、あの市役所跡地、跡地なんですよ問題は。その辺がどういう具合に考えておられるのか。その部分をよろしくお願いします。

○議長（中尾嘉男君） 企画経営部長 水本明子さん。

○企画経営部長（水本明子さん） 江田議員の旧庁舎跡地についての御質問にお答え申し上げます。

御承知のとおり旧庁舎跡地につきましては、NHK大河ドラマいだてんのドラマ館を設置し活用してまいりました。今後は、先ほど健康福祉部長の答弁にもありましたように、そのドラマ館あとを玉名第1保育所の仮園舎として活用することを考えているとこ

ろでございます。

これまで旧庁舎跡地につきましては、中心市街地に位置し、玉名第1保育所や築39年の文化センターに隣接をしていることから、一体的な展望を描きながら検討する必要があると考えてまいりました。また、その玉名第1保育所の建てかえ、文化センター改修の時期が重なり、建てかえ更新にあわせて、市民サービスのさらなる向上を考えた機能の見直し、そして施設エリアの連携等も含め検討を進めているところでございます。

具体的には、現行の文化センターを子育て支援施設として改修し、子どもやその保護者同士の交流、子育ての相談、情報提供などを行なう子育て支援機能や市民ニーズが高い休日や雨の日でも子どもが楽しめるスペースを設置し、新設保育所や既存の市民図書館との連携を図ってまいりたいと考えております。子育て支援ゾーンとして有効的に活用することで、相乗効果を持たせることもでき、乳幼児から児童までの保育、子育て、次世代育成の拠点として効果的、効率的な事業を実施したいと考えております。

以前、構想においても子育て支援施設の整備を計画しておりましたが、現在のニーズや意見等も踏まえ、既存施設の活用での対応ということで検討いたしております。また、旧庁舎跡地につきましては、旧庁舎解体後の駐車場利用のニーズも踏まえ、施設の利用者のみならず、本市への来訪者や周辺商店街、飲食店等の駐車場としての活用を検討いたしております。それに加え、子どもの遊びや市民の憩い、イベント等の広場の整備など、人の集う賑わいを創出する施設整備を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

結局、これは私が1人で考えてるんですけども、要するに文化センターがもう築40年になるとですか。そうすると大規模改修をせんといかんとですね、それと、今の文化センターからすると使い勝手がかなり悪かけです。そうすると大規模改修にかかる費用が相当なもんですよ。そのためにはそれなりのやっぱり利用状況、いろいろせんと、恐らく財政面でも納得できんのじゃなかろうかと思っております。この旧庁舎跡地に関しては、以前何回も何回も質問いたしました。それは一番跡地のネックになってるのは、この崖なんですよ。8メートル以上の。この崖にかなりの費用がかかる。だから以前はこの崖に金をかからんようにどうするか。どがんするかというと、上を削って下に植えて、そして60度か何かすると確かに金はかからんわけです。ところがその玉名の一等地、これが面積の狭くなるとですね。先ほど玉名第1保育所に言われたように、実際は登記簿上は3,100平方メートルあるとです。ところが実質的に使われるとは1,000何百平方メートルしかなかでしょ。だからこれをどがんするか。崖地ばですね、そら前のときも言いました。崖地の横に建物ば建てるとある程度よかつですよ。だからこの

ためには、やっぱり前田部長と相談をよくして、どがんすつとよかったろうか。今一番あそこでネックになってるのは、やっぱり前の10何件ですか、川沿いの。これが一番ネックです。だから以前にも言いました。前、あそこにおんなはった人に話聞いたら、「今なら話のつくばん。」て。そうするとあその場合は、確か、土地は自分のものじゃなくて、何か3社ぐらいあるとですよ。だから立ち退きに関してはかなり厳しかったです。しかしその人たちを横に建物を建てて、それに住ませる。いろんなことを考えていくとよかったです。私は、皆さん御存じのように、サクラマチというのがこの前オープンしたですね、ここに実際行ってきました。このとき熊本市都市建設局の整備景観課の主査さんですね、その方とか課長さん、それと九州産交ホールディングス再開発プロジェクトの次長さん、いろいろお話聞きました。ここは要するに広さはあの敷地、3万2,608平方メートルあるんです。この建物の建ってるのが実際言うと16万平方メートルぐらいあるんです。総工費はやっぱり700億円ぐらいかかっているですね、しかし、全部が全部自己負担じゃないですね、いろいろあって、いろいろ返ってくるのをあわせると、恐らくひょっとすると半分ぐらいはそういう補助事業みたいなのででくつとじゃなからうかなという、詳しいことは言いなはらんだったんですけど、結局、その9月14日にオープンしたんですかね、当初、10日間で25万人ばかり来るとよかろうと思とんなはったところが、やっぱり10日間で100万人来とらすとです。私はたまたま14日の日に別の会議があったもんだから行きました。市電に乗ったらただですよ市電が、その日は。上熊本駅で満員です。ずっとあとは通過するからですね。その日は市電、市バス、なんか産交も全部ただだったらしかですね、話を聞くと天草からもただだったそうです。だからそれからまた10日間ぐらいしてからなんか200万人を突破したごたる言い方をしなはったですね。一番心配されたのは、サクラマチができたことによって他の商店街が逆に厳しくなるとじゃなからうかなという話だったけど、逆に相乗効果で良くなったらしいですね。それこそやっぱり他の商店街も競争で一生懸命努力しなはったんですね。今では結果的にいい形になってるみたいです。

だから、私が何を言いたいかというのは、要するにその市役所跡地ですよ、やっぱり玉名の一等地ですから、やっぱりそれなりの利用価値ですか、今その部長の話聞けば、何かその学童の支援になんかそういう、前もあつたんですね、吉田真樹子議員がなんか1,000万円もかけてどうのこうのともったいないて言いよったでしょうが、あの1,000万円は設計じゃなかつです。これに1,000万円にかけらしたとです。だからこれもなんか全部で協力してつくったことじゃなか。だから、なんかそのその辺がもう一つ、吉田憲司議員が言いよったワンチーム。だからなんかその辺が市長、ワンチームになつたらんごたる気のするとですね。ですからここ何日間の一般質問を聞くと、なんせ財政の厳しか、厳しかと。そら部長おっしゃるように、総務部長は大変厳しいと、も

う人口は減って、銭の入ってこん、どうのこうの。しかし、閉口にばかり考えよったっちゃいかんとですよ。やっぱり生み出すこつも考えんといかんと。

ちょっと言いますけど、PFIという言葉があるんです。これは結局、知恵は要するに行政、金は民間からです。ですから市長、やっぱり知恵は行政で出して、できれば玉名が魅力のあるならば、よそからでも企業でも来なはると思うとです。古奥議員から新幹線の駅前ありました。新幹線の駅前はまだビジネスホテルいっちょできんとです。確かに、恐らく日本で初めてでしょ。ホームが無人化になったつはですね、話によればひよっとすると駅も無人になつとじゃなからうかと。やっぱりそれだけ玉名には市長、魅力のなかとですよ今のところ。その魅力ば取り戻すのは市長の腕前じゃなからうかと思うです。市長も10年ビジョンで言いよんなはるばってん、そら市長、5期どま市長ばするために、それくらい頑張っていたいで、やっぱり玉名が魅力ある玉名になるためには、やっぱり吉田議員の話じゃないけどもワンチーム。この職員さんが全部一つのチームになって、今のところなんか部長の、企画部長の話聞いてみると、何か一つの子育て支援のほうは一つになって、さあ、果たしてそれが建設部あたりのチーム一つになるのかどうかです。だから今まで全部話を聞くと、何か縦割りばかりで横のつながりがなからうかと思ひます。市長もやっぱり10年じゃなくて、やっぱり50年ビジョンぐらい考えて、そのためにはやっぱりよかなら、4期、5期ででくつとですけん、悪かなら1期でしまいになるばってんですね。だからそういう面では、特に夢のある玉名を目指して、頑張って、ワンチームで頑張っていたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「議案及び陳情の委員会付託」を行ないます。

議第80号専決処分事項の承認について、専決第4号、令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第118号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案39件、陳第1号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情から陳第6号三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティセンター施設の整備に関する陳情までの陳情6件、以上の事件を一括議題といたします。

まず、先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第115号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第118号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件4件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第115号から議第118号までの人事案件4件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第115号から議第118号までの人事案件4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第115号から議第118号までの人事案件4件については、23日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案及び陳情付託表

##### 総務委員会

- |       |  |       |
|-------|--|-------|
| 議第80号 | 専決処分事項の承認について  | 専決第4号 |
|       | 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）  |       |
| 議第81号 | 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）  |       |
|       | （総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費を除く〕、⑤消防費・第3表債務負担行為補正 追加（1）（2）（3）（4）（5）・第4表地方債補正） |       |
| 議第90号 | 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について   |       |
| 議第91号 | 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  |       |
| 議第92号 | 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |       |
| 議第93号 | 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |       |
| 議第94号 | 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |       |
| 議第95号 | 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |       |
| 議第96号 | 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部  |       |

- を改正する条例の制定について
- 議第 97 号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 101 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 106 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 107 号 指定管理者の指定について
- 陳第 5 号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

#### 建設経済委員会

- 議第 81 号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1 項商工費中 5 目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費・第 2 表繰越明許費 ⑥農林水産業費、⑧土木費・第 3 表債務負担行為補正 追加（10）（11）（12）
- 議第 85 号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 86 号 令和元年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 87 号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 88 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 89 号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 100 号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 105 号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 111 号 指定管理者の指定について
- 議第 112 号 指定管理者の指定について
- 議第 113 号 指定管理者の指定について
- 議第 114 号 市道路線の認定について

#### 文教厚生委員会

- 議第 81 号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生

- 費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費、⑦商工費 1 項商工費中 5 目消費者行政推進費、⑩教育費・第 2 表繰越明許費 ③民生費・第 3 表債務負担行為補正 追加 (6) (7) (8) (9) (13) (14))
- 議第 8 2 号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 8 3 号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 8 4 号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 9 8 号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 9 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 4 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 0 号 指定管理者の指定について
- 陳第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 2 号 梅林地区における公民館新設に関する陳情
- 陳第 3 号 小田地区における地域コミュニティの施設及び場所の確保に関する陳情
- 陳第 4 号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティ集会場及び広場建設に関する陳情
- 陳第 6 号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティセンター施設の整備に関する陳情

---

○議長 (中尾嘉男君) 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明 1 2 日から 2 2 日までの 1 1 日間休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (中尾嘉男君) 御異議なしと認めます。

よって、明 1 2 日から 2 2 日までの 1 1 日間休会することに決定いたしました。

23日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。  
本日は、これにて散会いたします。

午後 2時24分 散会



第 6 号

1 2 月 2 3 日 (月)

## 令和元年第3回玉名市議会定例会会議録（第6号）

### 議事日程（第6号）

令和元年12月23日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第80号から議第114号まで、陳第1号）

- 議第80号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第89号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第90号 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について
- 議第91号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第92号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第95号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第96号 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第97号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 9 8 号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 9 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 0 号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 1 号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 4 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 5 号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 6 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 1 0 7 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 0 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 4 号 市道路線の認定について
- 陳第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情

日程第 3 閉会中の継続審査の件

日程第 4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第 1 1 5 号から議第 1 1 8 号まで）

- 議第 1 1 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 1 1 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 議員派遣の件

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

本日の会議に付した事件

## 開 議 宣 告

### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

### 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第80号から議第114号まで、陳第1号)

- 議第80号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
令和元年度玉名市一般会計補正予算(第4号)
- 議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
- 議第82号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第83号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第84号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第85号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第86号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第89号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 議第90号 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について
- 議第91号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議第92号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第95号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第96号 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第97号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第98号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第99号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第100号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第103号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第107号 指定管理者の指定について
- 議第108号 指定管理者の指定について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 指定管理者の指定について
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 議第112号 指定管理者の指定について
- 議第113号 指定管理者の指定について
- 議第114号 市道路線の認定について
- 陳第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）  
（議第115号から議第118号まで）
- 議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第118号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 意見書案上程  
（意見書案第2号）
- 意見書案第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について
- 日程第7 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）  
（意見書案第2号）

意見書案第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

日程第8 決議案上程

(決議案第1号)

決議案第1号 地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 決議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(決議案第1号)

決議案第1号 地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について

日程第11 地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

閉会宣告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員(19名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
18番	前 田 正 治 君	19番	作 本 幸 男 君
20番	森 川 和 博 君	21番	中 尾 嘉 男 君
22番	田 畑 久 吉 君		

\*\*\*\*\*

#### 欠席議員(1名)

16番 近 松 恵美子 さん

\*\*\*\*\*

#### 欠 員(2名)

\*\*\*\*\*

#### 事務局職員出席者

事務局 長	松 本 留美子 さん	事務局 次長	荒 木 勇 君
次長 補 佐	松 野 和 博 君	書 記	古 閑 俊 彦 君

書 記 入 江 光 明 君

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	西 山 俊 信 君	企画経営部長	水 本 明 子 さん
市民生活部長	村 崎 信 介 君	健康福祉部長	竹 村 昌 記 君
産業経済部長	松 本 忠 光 君	建 設 部 長	前 田 慎 一 郎 君
企 業 局 長	松 本 優 一 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	西 村 則 義 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（中尾嘉男君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第80号専決処分事項の承認について、専決第4号、令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第114号市道路線の認定についてまでの市長提出議案35件、陳第1号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務副委員長 松本憲二君。

[総務副委員長 松本憲二君 登壇]

○総務副委員長（松本憲二君） 皆さん、おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案13件、陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第80号専決処分事項の承認について、専決第4号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ1億4,906万円を追加し、総額を353億2,817万9,000円とするもので、ふるさと納税推進事業の新たなポータルサイトや新規の返礼品を追加したことにより、大幅に寄附金額が伸び、返戻品代などに係る経費が不足するため補正するものであります。

まず、委員から、「寄附金は税収とはならないのか」との質疑があり、執行部から、「ふるさと寄附金での歳入はあくまでも寄附金項目で受け入れるので税収とはならない」との答弁でした。このほか、玉名市民が他市へ寄附金をした場合の交付税への影響についても質疑がありました。

次に、委員から、「歳出で品物代、諸経費などの内訳はどうなっているのか、また、返礼品での金栗足袋の人気はどうか」との質疑があり、執行部から、「予算の内訳は、返戻品代が3割、その他で2割、全体の5割程度である。金栗足袋については在庫もあ



り、非常に厳しい状況である。今後は色足袋として高瀬しぼりとのコラボを考案している」との答弁でした。さらに委員から「ふるさと納税での返礼品で人気商品は」との質疑があり、執行部から、「かんきつ類は、温州みかん、しらぬい、デコポン等で7,000万円弱、次は肉類で、赤牛、馬刺し等で4,300万円強でている」との答弁でした。このほか、返礼品でのJAとのコラボマッチングの状況等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第80号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第81号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,626万1,000円を追加し、総額を357億444万円とするものであります。

債務負担行為補正は、議会だより印刷業務ほか4件について、期間及び限度額を設定するのであります。

地方債補正は、防災無線等整備事業及び臨時財政対策につきましても、事業費の追加及び決定に伴い限度額を変更するものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金は1億4,232万6,000円の追加で、市民会館建設事業に係る社会資本整備総合交付金の追加内示及び過年度分の清算交付による補正であります。16款県支出金は、1,532万7,000円の追加、18款寄附金は、2億3,750万円の追加で、市内企業からの寄附及びふるさと寄附金の決算見込みによるものであります。19款繰入金は、1億203万2,000円の減額は、今回の補正の財源調整であります。21款諸収入は、4,810万4,000円の追加、22款市債は3,503万6,000円の追加であります。以上、執行部より説明がありました。

まず、委員から、「玉名市民が他市へふるさと納税の見込みは」との質疑があり、執行部から、「31年度の市民税に係る寄附金控除額は2,500万円弱で、今年度の寄附金については令和2年度の課税分となり、市民税の控除額が確定する」との答弁でした。

さらに、委員から、「くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金の農事組合の組合員の件数と内容について」との質疑があり、執行部から、「農事組合法人伊倉の組合員が84件で、補助内容は、広域営農システムの構築に必要なトラクターやロータリーなどの共同利用機械の整備費で上限が1,000万円で2分の1の補助となっている」との答弁でした。

次に、委員から、「12月補正時点の財政調整積立金の残額は。また、本市においての財政調整基金の保有額の基準はどの程度か」との質疑があり、執行部から、「現在の

残高は43億円。ピーク時の平成27年度は65億円であった。財政調整基金の保有基準額については、法的な基準はないが、一般的に標準財政規模の20%が適切であると言われており、本市においては36億円程度である」との答弁でした。

次に、委員から、「当初予算において基金を取り崩し、ぎりぎりの中でどのように予算編成していくのか」との質疑があり、執行部から、「最終的には3月補正で財政調整基金は、50億円の保有残高になると予測している。当初予算において、基金を取り崩すだけの予算編成になると財政運営が行き詰まることになるため、事業を推進するためには、新規事業をビルドアップするだけでなく、事業の廃止も視野に入れて財政運営を行なう」との答弁でした。

歳入については、このほか児童扶養手当補助金等についても質疑がありました。

次に、歳出は各款について人事院勧告に基づく職員給与等の改定により人件費の追加。1款議会費は、59万7,000円の追加、2款総務費は1億7,858万1,000円の追加で、キラリかがやけ玉名応援寄附金推進事業でふるさと寄附金に係る返礼品代などの経費に係る委託料の追加、9款消防費は2,804万9,000円の追加で防災行政無線デジタル化工事の内容変更で、地元の要望により子局9カ所の増設等を行なうものとの説明がありました。

まず、委員から、「本市の職員の給与改定はどこから勧告があるのか」との質疑があり、執行部から、「人事委員会を置かない本市のような地方自治体は、給与決定の三大原則に従い、人事院の給与勧告を準用している」との答弁でした。さらに、委員から「予算編成が厳しい中、人事院勧告があつてすぐ給料アップがあつていいのか、また、特別職の給料改定は行なわなくてよいと思うが、そのような議論はなかったのか」との質疑があり、執行部から、「今回の特別職の給与引き上げについては国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行なっており、そのような議論はしてない」

次に、委員から、「防災行政無線デジタル化工事で子局9カ所増設の予定だが、これで完了なのか。また、市民からデジタル化になり以前より聞き取りにくいと何うが」との質疑があり、執行部から、「今回の増設で完了となる。デジタル化といえども、スピーカーからの音声といった意味では変わりなく、本格稼働までに調整を続けていく。また、防災無線だけに頼らず安心メールなど、多角的な方策で情報発信し、受け取っていただけるよう啓発も行なっていく」との答弁でした。

次に、委員から、「再任用職員の待遇と今後はどうなっているのか。経験豊富な再任用職員ではあるが、組織の一員として役割をきっちり担っていただくため、再教育はどうなっているのか」との質疑があり、執行部から、「再任用職員の処遇はこれまでと同様である。再任用職員を対象に意識改革を図るため、来年1月下旬に外部講師を招き、研修会を開く予定である」との答弁でした。

歳出については、このほか、防災において市民の情報キャッチシステムの構築及び導入等の要望がありました。また、会計年度任用職員の給与、ボーナス等、職員の通勤手当、職員駐車場の有料化等についても質疑がありました。

次に、委員から、「市議会議員の報酬及び市長、教育長などの特別職の給与を人事院勧告に従って、この時期に引き上げる改定を行なうべきではない」旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第81号中付託分については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第90号玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定についてであります。

これは、玉名市伊倉隣保館を大規模改修し、隣保館機能と玉名市伊倉児童センターの機能とを集約した玉名市伊倉ふれあいセンターを新たに設置するため、事業、開館時間、使用料、その他必要な事項を定めるものであります。

まず、委員から、「以前より日曜日は家庭で過ごすスタンスでしたが、伊倉ふれあいセンターも日曜日は開館しないのか」との質疑があり、執行部から、「日曜日は休館としている。実態をよく把握した上で、利用者のニーズに沿って検討をしていく。」との答弁でした。

さらに、委員から、「時間帯によって使用料の差があるのはなぜか」との質疑があり、執行部から、「部屋の広さや午前、午後の時間数により料金の差を設けている。また、夜間については職員不在のため、地元の方に開閉を依頼し費用が発生しているため料金に差を設けている」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第90号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第91号玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設及び職員の欠格条項の適正化に伴い12本の条例につき、その適用を受ける職員の範囲等に変更が生じるため所要の改正を行なうものであります。

まず、委員から、「本市において会計年度任用職員はパートタイムのみの任用となるが、人事評価の公表はあるのか」との質疑があり、執行部から、「パートタイム会計年度任用職員の人事評価は行なうが、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例による公表の対象ではない」との答弁でした。

次に、委員から、「臨時的任用職員は職員定数条例の対象となるが、定数と実数との差はどの程度か」との質疑があり、執行部から、「市長事務部局で10名、教育委員会事務部局で5名の余裕がある」との答弁でした。

さらに、委員から、「臨時的任用職員はどのような状況のとき採用するのか。また、採用に当たっての透明性は」との質疑があり、執行部から、「臨時的任用職員は、災害復旧等で緊急に人手が必要となった場合に任用することから、必要な人材を非公募で採用する可能性がある」との答弁でした。

また、委員から、「現在のパートタイム会計年度任用職員の人数は」との質疑があり、執行部から、「1年間の継続雇用で300名程度、1、2カ月の短期雇用も含めると350名程度である」との答弁でした。このほか、病気等で長期休暇取得中の職員についてや会計年度任用職員へ移行する特別職非常勤についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、議第91号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第92号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改正するため、条例整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の172.5に0.05月分引き上げるものであります。

本件に関しては、特に質疑はなかったが、委員から「今の財政状況や国の赤字国債の発行、また、消費税相当分の引き上げ等の問題の中で、給与引き上げは不当である」旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第92号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第93号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の172.5に0.05月分引き上げるものであります。

本件に関しては、特に質疑はなかったが、委員から「議第92号と同様の理由による」旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第93号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第94号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の172.5に0.05月分引き上げるものであります。

本件に関しては、特に質疑はなかったが、委員から「議第92号、議第93号と同様の理由による」旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第94号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第95号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の一部改正及び、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容としては、12月に支給します職員の勤勉手当の支給月数を0.975に0.05月分引き上げるとともに、若年層の給料月額を平均で0.1%引き上げる改定を併せて行なうものであります。

まず、委員から、「会計年度任用職員の給与は、一般職員の給与に準ずるとなっているが、今回の給与引き上げは、来年の会計年度任用職員の給与にも反映するのか」との質疑があり、執行部から、「会計年度任用職員の給与に関しては、一般職員の給与改定があれば、準じて引き上げられる」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第96号玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市天水石けん加工施設及び行政財産の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関して、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第96号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第97号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、住民基本台帳の閲覧等に係る手数料の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。内容としては、住民基本台帳の閲覧、住民票の謄抄本、税の証明などの手数料を現行の200円から300円に改めるものであります。

まず、委員から、「住民基本台帳の閲覧に関する手数料の見直しについて、関係する国の法律はあるのか。また、今回の値上げについては、他市の状況との兼ね合いか」との質疑があり、執行部から、「戸籍については、国の基準に従った料金の徴収を行なっているが、住民票については、特に基準はない。合併後14年が経過しているため、本来であればもっと早い時期に料金の見直しが必要であった」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第97号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市消防団員の欠格事項の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、成年被後見人又は被保佐人は消防団員になることができない、とする規定の削除を行なうものであります。

まず、委員から、「現在の消防団員定数と出動定数は。また、支援団員はふえているのか」との質疑があり、執行部から、「消防団員の条例定数は1,694名で実数は1,507名で88.96%の構成率、支援団員が66名となっている」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第101号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第106号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

これは、熊本県後期高齢者医療広域連合が、熊本県市町村総合事務組合に規定する職員の退職手当に関する事務を共同処理させるため、熊本県市町村総合事務組合に加盟することから、規約の一部を変更するものであります。

本件に関して、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号指定管理者の指定についてであります。

これは、各施設の指定管理者の指定をするときは、議会の議決を求めるもので、玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターを令和2年4月1日から令和5年3月31日までを指定の期間とし、一般財団法人玉名市自治振興公社を指定管理者として指定するものであります。

まず、委員から、「新市民会館でのイベント開催日には、駐車場不足のため、市役所駐車場なども利用になると思うが、道路横断の誘導等も指定管理者へ指示しているのか。利用者の安全確保は市が行なうべきと思われるが」との質疑があり、執行部から、「横断歩道については新規設置の要望はあるが、新規での設置は難しいため、既存のものを利用していただく」との答弁でした。また、委員から「指定管理者の代表理事は市長のままでもいいのか」との質疑があり、執行部から、「役員、理事については、改選に向けて見直しを考えている。令和2年5月に改選予定である。内部の透明性と上司とのかかわりを明確にするため民間を入れて協議する」との答弁でした。さらに、委員から、「今回非公募で選定されているが、次回は民間の幅広い方面からの公募で行なうべきだが」との質疑があり、執行部から、「次回の選定では、今後3年間の状況を見た上で、公募か非公募について、方針を定めたいと思う」との答弁でした。

このほか、自治振興公社の苦情解決方法についての質疑や新市民会館の稼働率をアップさせる施策導入などの要望があった。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳情の審査について、陳第5号石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情についてであります。

これは、石貫地区において、旧石貫小学校が玉陵小学校に統合され、これまで地区のコミュニティー活動の中心になっていた小学校を失ったため、石貫支館の地域の拠点としての避難所・集会所及び用具保管施設の確保、また、老朽化した消防格納庫の移転・改築、さらには、末永い運動場使用等を求める陳情であります。

まず、委員から、「旧石貫小学校の運動場使用についてどうなっているのか」との質疑があり、執行部から、「市有財産の普通財産は管財課管理、行政財産の管理はそれぞれの担当課に割り振られている。使用法の均衡性を図るため、一つの課のみが特別な対応はできない。よって、ほかの施設の利用状況等を加味し、今後、関係者の方々と検討しながら、使用法を決定していく」との答弁でした。また、委員から、「投票所はどうなるのか」との質疑があり、執行部から、「文化課案の段階ではあるが、旧石貫小学校は策定中の文化財保護活用拠点施設整備基本計画に基づき改修を行ない、遺物の保管場所等として利用していく予定である。遺物の展示室を一時的に投票所としても活用できるよう図りたいと考えている」との答弁でした。さらに、委員から、「避難指示が出た場合の避難所はどうなるのか。消防格納庫については」との質疑があり、執行部から、「市有施設で使用可能状態であれば、あくまでも2次以降の避難所として使用する。消防格納庫については、市有地又は地元の所有地への建設を条件として、上限400万円の補助があるので検討していただきたい」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第5号については、喫緊の課題でもあり、前向きに捉えるべきであるが、関係各課の調整等も必要であることから、継続審査を求める意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で継続審査とすることに決しました。

次に、その他で、今回提出された各地区からの陳情については、関係各課で集まり協議を始めている。また、年明けには、地元の区長様方と市長を交えての懇談会も開催する予定であり、日程調整中であるとの報告がありました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 今期、建設経済委員会に付託されました、議案12件について、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議第81号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳出の部で、主な内容は、6款農林水産業費のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金、各款の人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

また、岱明玉名線道路新設改良事業ほか1件の繰越明許費、大正開漁港しゅんせつ工事ほか2件の債務負担行為補正についても、執行部から説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第81号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第85号令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2万1,000円の増額で、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第85号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第86号令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ7万1,000円の増額で、内容は、基金繰越金等の調整、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第86号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第87号令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の補正で、25万2,000円の増額で、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第87号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第88号令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出の補正は、29万8,000円の増額で、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

資本的収入の補正は、3,539万3,000円の増額、資本的支出の補正は、3,638万6,000円の増額で、内容は、国庫補助金の追加内示により、一部前倒しで行なう、立願寺ポンプ場建設事業であります。また、そのほかに、企業債の補正であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第88号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。



次に、議第89号令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、9万円の増額で、内容は、人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。

資本的収入の補正は、375万円の増額、資本的支出の補正は、390万円の増額で、内容は、横島町地区機能強化マンホールポンプ改修工事であります。また、そのほかに、企業債の補正であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第89号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第100号玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市大衆浴場等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、玉名市大衆浴場、玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘等、10施設の使用料を改定するものであります。

委員から、「草枕温泉てんすいの入湯料について、障がい者手帳等所持者の料金設定の考え方は。」との質疑あり、執行部から、「現行では、市外大人の障がい者手帳等所持者に割引規定はないが、利用者の意見等も踏まえ、今回の条例改正で、市内外の区別なく割引規定を設けた。」との答弁でした。委員から、「玉名市大衆浴場と草枕温泉てんすいのフリーパス券の料金が大きく違うが、料金設定の根拠は。」との質疑あり、執行部から、「市町合併前のそれぞれの料金が基本になっている。」との答弁でありました。さらに、委員から、「市町合併からは年数が経過しているので、フリーパス券の料金を見直しを今後の課題としてほしい」との意見があり、執行部から、「料金差が大きいことから、指定管理者の運営収支や利用者の負担増を勘案すると、料金の統一はむずかしい。」との答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第100号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、地方公務員法の改正による、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員として任用する上下水道事業職員の給与に関し必要な事項を定めるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間、玉名市大衆浴場の指定管理者に、株式会社やましょう不動産を指定するものであります。

委員から、「指定管理者からの納付金が減額になる要因は。」との質疑あり、執行部から、「利用者が減少しており、指定管理者の運営収支を考慮し減額することとした。来年度以降に、大規模な修繕が見込まれないことや指定管理者応募の誘因になることも考慮した。」との答弁でありました。

さらに委員から、「大人の入浴料は220円の予定だが、収入が減少しているのであれば、条例で定める250円でよいのではないか。」との質疑あり、執行部から「利用者の過度の負担とならないよう、協議の結果220円とした。」との答弁でありました。

また、委員から、「納付金が減額となるが、計画的に施設の維持管理、修繕を行なえるのか。」との質疑があり、執行部から「将来的な民営化を検討している中で、どこまで市で修繕を行なうかは、今後検討が必要だが、大規模な修繕については、基本的に市で行ないたいと考えている。」との答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間、玉名市草枕温泉てんすい、ほか5施設の指定管理者に、株式会社池田建設を指定するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間、玉名市農産物直売所郷〇市の指定管理者に、天水町農産物直売所協議会「てんすい郷〇市」を指定するものであります。

委員から、「大衆浴場や草枕温泉てんすいと比較すると、納付金や修繕のリスク分担の面で、指定管理の条件が違うのでは。」との質疑あり、執行部から「郷〇市は、農家等の所得向上や地域の活性化を目的に設置されており、他の施設とは性質が異なるため条件も異なっている。今後については、今回初めて指定管理者制度を導入することから、今後の状況を注視し、将来的に民営化への移行も含め、検討していきたい。」との答弁でした。委員から、「指定管理者制度導入に当たり、過去の決算状況は確認したのか。」との質疑があり、執行部から、「過去5カ年の決算状況を確認しており、収支は若干の黒字である。」との答弁でした。委員から、「所得向上につながっているのか。」との質疑があり、執行部から、「昨年の7月から、販売手数料を2ポイント下げ、16%としたことで、農家への還元を高めており、所得向上につながっている。」

との答弁でありました。委員から、「直売所の稼働状況は。」との質疑があり、執行部から、「休日は年始の4日間のみで、1日平均117人が利用している。珍しいミカンや加工品のニーズが高い。」との答弁でした。委員から、「附属の加工所である「みかんの花」はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から、「直売所の附属施設であり、弁当や食事を提供されている。今後については、これから検討がなされる予定である。」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号市道路線の認定についてであります。

これは、下河原南大門線で、延長80メートル、幅員3メートルの里道であります。境川左岸の市道が集中豪雨等により冠水し、通行不能となった場合の重要な代替路となるため、市道に認定するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第114号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、その他として、温泉街の雰囲気を醸し出す取り組み、玉名温泉の名称、市道路線の認定に伴う維持管理費、用水路の危険箇所対策などについて質疑や意見がありましたので、あわせて御報告いたします。

以上で、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時01分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生委員長 内田靖信君。

〔文教厚生委員長 内田靖信君 登壇〕

○文教厚生委員長（内田靖信君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案12件、陳情5件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第81号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分でございます。

民生費の追加補正額は1億1,958万4,000円で、主な内容は、3款民生費で児童扶養手当の支払回数の変更に伴う追加。ことし10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う、認定こども園給付費負担金の追加などです。10款教育費で2,522万3,000円の追加。主な内容は、スポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴う金栗杯玉名ハーフマラソン大会補助金、東京オリンピック聖火リレー事業負担金、玉名

いだてんマラソン2020、次に、第43回いちごマラソン大会でのシャトルバス運行費の追加などであります。

まず、3款の質疑についてであります。委員から、「障害福祉費の扶助費について、事業の周知はどのようにしているのか、免許取得費、改造費はどれくらいかかるのか」との質疑があり、執行部から、「改造費については、1件あたり20万円程度。周知は、ホームページでも行なっているが、主にディーラーからの照会により行なっている。」との答弁でした。

次に、委員から、「老人福祉費に関連して、100名との座談会、健康教室を開催とのことであるが、これらの事業は、国の交付金事業の対象となるのか」との質疑に、執行部から、「座談会等については、高齢者の現状を理解して協働で進めるということで、交付金の対象であると思われる。」との答弁でした。

次に、委員から、「児童福祉総務費について、償還金が増加した要因は」との質疑があり、執行部から、「子ども・子育て支援交付金については、市が策定した子ども・子育て支援計画に基づいて行なわれる事業についての、国からの交付金であるが、事業によって利用がふえたものと減ったものがあり、トータルでこのような返還が生じている。」との答弁でした。

次に、委員から、「ひとり親福祉費について、ひとり親家庭の実態は」との質疑があり、執行部から、「児童扶養手当の支給対象者は、約660人。実際支給しているのが590人ほどで、残りの70名は支給の要件に合致していないため、支給していない。生活保護を受けている母子世帯が、9世帯。未婚のひとり親の数は、63人である。」との答弁でした。

次に、委員から、「保育所費について、事務負担がふえた要因はどのようなものか」との質疑があり、執行部から、「副食費の徴収が考えられる。」との答弁でした。

次に、委員から、「生活保護扶助費について、償還金が増加した要因は」との質疑があり、執行部から、「生活保護世帯は、近年、微増であり、6割が高齢者世帯である。返還の要因は、30年度に死亡者が22名あったほか、就労支援も行なっていることから、その成果が出たものと思われる。」との答弁でした。

次に4款の質疑についてであります。

委員から、「保健衛生総務費の委託料についての詳細は。また、国の補助はあるのか」との質疑があり、執行部から、「健康管理システムの中身を変更するものであるが、乳幼児の情報を、マイナンバーを活用して共有するためのシステム改修である。国の補助は3分の2である。」との答弁でした。

次に、10款についての質疑であります。委員から、「事務局費の備品購入費について、増加した3クラスはどこの学校か、また今後の児童の推移は」との質疑があり、執

行部から、「伊倉小学校1クラスと、大野小学校が2クラスである。今後の児童の推移を年度ごとに把握していないが、今年度は560人の児童が入学、令和6年度が477名の児童が入学予定であり、1学年で100名弱が少なくなる予定である。」との答弁でした。続けて委員から、「パソコンの配備状況は」との質疑があり、執行部から、「熊本県では5.2人に1台であるが、玉名市では7.2人に1台である。国も力を入れている事業であるため、玉名市でもその方針に乗り遅れないように計画を行なっている。できるだけ早く条件を整えたい。」との答弁でした。

次に委員から、「事務局費の積立金の用途と給付を受けるための条件は」との質疑があり、執行部から、「教育振興特別基金に積み立て、学資金の給付を毎年数名に行なっている。給付の条件は、玉名市には奨学金事業、育英奨学金事業の2本があるが、このうち育英奨学金が給付型であり、学校から推薦される成績優秀者で、かつ、学費に困窮していることなどを条件に学生に募集をかけ、選定委員会で選定している。」との答弁でした。

次に委員から、「学校建設費の補償費について、家屋の補償とのことだが、件数と補償の内容は」との質疑があり、執行部から、「3件で、玉名町小学校解体の際に、ダンプの運搬による振動で、フローリングの傾き、シーリングのはがれ、扉の不良あたりがある。」との答弁でした。これに関連して委員から、「被害が想定される場合に、事前に写真をとるような行為がなされ、被害発生後、確認の写真をとるような対応がなされているのか」との質疑があり、執行部から、「被害が想定される範囲50メートルについては、家屋の事前調査を行なっている。今回は50メートル範囲外の場所が一部あり、施工業者の見積りで対応している。」との答弁でございました。

次に委員から、「保健体育総務費のいちごマラソン大会補助金について、総事業費はどうなっているか」との質疑があり、執行部から、「2,983万9,000円の補助金と、選手からいただく参加費で運営していく。」との答弁でした。続けて委員から、「事業の中で何に費用がかかるのか」との質疑があり、執行部から、「一番大きなところは委託料である。テントやステージ、音響等の会場の設営費、仮設トイレの設置費である。」との答弁でした。次に委員から、「シャトルバスで遠くから送迎を行なうとのことだが、近隣の渋滞は解消できるか」との質疑があり、執行部から、「初めての試みであるため、緩和できるとは断言できないが、昨年までに比べれば緩和できるものと考えている。」との答弁でした。さらに委員から、「交通ボランティアについてはどう考えているのか」との質疑があり、執行部から、「交通ボランティアについては、事故等も考慮して職員と交通指導隊で考えている。」との答弁でした。

次に、債務負担行為補正の質疑についてであります。

委員から、「小天小学校スクールバス運行業務に関連して、大浜小学校のスクールバ

スの対象人数と事業費は」との質疑があり、執行部から、「18名で1ルート。単年度で576万9,000円ほどである。」との答弁でした。

次に委員から、「図書館窓口業務について、見積り中の管理費に本の購入費も含まれるのか」との質疑があり、執行部から、「含まれていない。市の予算で別に購入している。」との答弁でした。

その他、旧庁舎跡地とその周辺道路、今後の保育所の民営化、公共施設建設にあたっての問題点、私立認可保育所・企業主導型保育所、キャリアパスポートの活用方法、マラソンの招待選手、小学校の部活がなくなったことに対するPTAからの意見について質疑がなされました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第81号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第82号令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ757万7,000円を追加。主な内容は、1款総務費で国保オンライン資格確認等対応に伴うシステム改修委託料、これに対する歳入として、国民健康保険制度関係業務事業費補助金の追加等であります。

まず、委員から、「マイナンバーカードの取得率は、どのようになっているか」との質疑があり、執行部から、「申請された方が7,338人、申請率が11%。交付が5,722人で、交付率が8.6%である。職員の取得率は、申請中、取得済みあわせて65%である。」との答弁でした。続けて委員から、「取得率が低いようなので、積極的な周知を行なってほしい」との要望がありました。さらに委員から、「マイナンバーカードの活用の時期は」との質疑があり、執行部から、「国民健康保険においては、令和3年の3月からの本格運用で準備されている。」との答弁でした。

次に委員から、「保険者努力支援制度について、特定健診の受診率、ジェネリック医薬品の使用率は」との質疑があり、執行部から、「特定健診の受診率は40.6%、ジェネリック医薬品の使用率は75.44%である。」との答弁でした。続けて委員から、「この保険者努力支援制度は、交付金で自治体に競争させるというねらいがあるようで、1人当たりの交付金が全国平均3,470円ということであるが、玉名市の1人当たりの交付金額は」との質疑があり、執行部から、「県分を除いた市町村分については、1人当たり1,950円である。」との答弁でした。さらに委員から、「保険者努力支援制度に対する、市の取り組みについての考えは」との質疑があり、執行部から、「特定健診の受診率向上は、重点科目として進めている。」との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第82号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第83号令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ37万6,000円の追加。主な内容は、歳入として、熊本県後期高齢者医療連合会からの過年度分保険料還付金の追加、歳出として同額の保険料還付金の追加であります。

委員から、「後期高齢者医療制度対象者の過去5年の推移は」との質疑があり、執行部から、「平成26年度1万1,582名、平成27年度1万1,777名、平成28年度1万1,938名、平成29年度1万1,986名、平成30年度1万2,007名、令和元年10月末現在で1万2,054名である。平均寿命が延びている中で、健康寿命が延びていないことが課題である。」との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第83号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第84号令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,781万6,000円の追加。主な内容は、保険者機能強化推進交付金の交付決定に伴う介護給付費等準備基金への積立てと、短期集中型通所サービス事業業務ほか1件の期間及び限度額を設定する債務負担行為であります。

まず、委員から、「2018年度の保険者機能強化推進交付金の額は。また、この制度を利用した介護予防事業はどのような事業があるのか」との質疑があり、執行部から、「交付金額は、1,245万円ほどである。事業としては、地域包括ケアシステムのための構築の取り組み、重症化予防、自立支援・介護予防の取り組み、包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護の連携システムの取り組みなどさまざまな内容が組み込まれたものになっている。」との答弁でした。

次に委員から、「介護認定員の募集に対して、集まらない要因は」との質疑があり、執行部から、「介護職、看護職はどこも不足している。介護認定調査員も有資格者を募集するため、その点で集まりづらいところはある。」との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第84号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第98号玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市福祉センター等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容は、玉名市福祉センター、玉名市岱明コミュニティセンター、玉名市岱明ふれあい健康センターなど、9つの公の施設について、その使用料を改定するものであります。

委員から、「消費税は10月から2%アップとなったが、この条例で平均何パーセン

トの上昇となったのか」との質疑があり、執行部から、「基本的に100分の5で割って、100分の10をかけた一律の計算となっており、5%である」との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第98号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第99号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長するとともに、卒園後の受皿として企業主導型保育事業所及び認可外保育施設を連携施設として位置付けるなど、所要の整備を行なうものであります。

委員から、「市内に自園調理を行なっている保育所は、何カ所あるのか」との質疑があり、執行部から、「小規模保育所が1カ所、小規模型事業所内保育所が1カ所の、計2カ所である。」との答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第99号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第102号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立小天東小学校の閉校に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、小学校の学校再編により玉名市立小天東小学校が玉名市立小天小学校に統合され、閉校することから、条例別表中の小天東小学校の規定を削除するものであります。

まず、委員から、「来年2月に閉校式が予定されていると思うが、閉校式はどのような形でなされるのか、また、予算措置はされているのか。」との質疑があり、執行部から、「令和2年2月22日に小天東小学校の閉校式を予定している。2部構成で1部を市の主催で式典を行ない、2部を地域主催での式典を考えている。予算措置も行なっている。」との答弁でした。

次に委員から、「今後の学校再編の計画は」との質疑があり、執行部から、「第1回目の計画については、令和3年度までである。令和4年度から見直しをすることとしているが、現状かなり遅れが生じているため、前倒しをして令和2年度から見直し作業を進めていきたいと考えている。」との答弁でした。さらに委員から、「再編を検討するにあたり、校区の枠組みを変える予定はあるのか」との質疑があり、執行部から、「校区の枠組みを変えることも含めて検討する必要があると考えるが、地域性もまた重要であると認識しているため、全体的に総合的に考え、見直しをしていきたい。」との答弁でした。



以上、審査を終了し、採決の結果、議第102号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市教育センターの組織を変更するため、条例の整備を図るもので、内容は、本市の実態に応じた研究をするため、研究部の整備を行なうとともに、職務が終了した運営委員長、運営副委員長及び専任研究員の職を廃止し、新たに相談活動を行なう教育相談員の職を設置するため、所要の改正を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の一部改正及び玉名市公民館の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容は、玉名市中央公民館、岱明町公民館、横島町公民館、天水町公民館の使用料を改定するものであります。

また、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、現在非常勤の特別職として規定している公民館長が会計年度任用職員となることから、所要の改正を行なうものであります。

委員から、「陶芸用の窯の使用実績は」との質疑があり、執行部から、「陶芸窯の使用は、公民館の主催で陶芸講座を開催しており、年1回の使用になっている。市の主催講座であるため、生徒による使用料の支払いはなく、材料費のみの支払いをお願いしている。使用料を払って陶芸窯を使用している実績は、ない状況である。」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間、玉名市福祉センターの指定管理者に社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間、玉名市岱明ふれあい健康センターの指定管理者に、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。

委員から、「指定管理の期間が3年の経緯は」との質疑があり、執行部から、「以前は5年間であったが、3年間とした理由は、岱明町公民館の建設と密接に関わっており、岱明町公民館建設の予算を来年度計上する可能性も排除できないことから、建設までの期間を考慮して、指定管理の期間も3年間としている。」との答弁でした。続けて委員から、「3年後に社会福祉協議会が岱明町公民館に移った場合、ふれあい健康センターは民間が指定管理に入る可能性があるのか」との質疑があり、執行部から、「執行部の考え方としては、民間に指定管理をお願いしたいと考えている。3年後に民間に指定管理をお願いするのであれば、この3年間の間に計画を練っていく必要がある。」との答弁でした。次に委員から、「指定管理の管理料について、赤字が出た場合の対応は」との質疑があり、執行部から、「基本的には市の方で補てんすることはない。単年度赤字であっても、3年で調整を行なっていただく。赤字が出たとしても、管理料以上に支出することは好ましくないと考えている。」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号指定管理者の指定についてであります。内容は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間、玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」の指定管理者に、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。

委員から、「5年間すべて赤字になった場合の対応は」との質疑があり、執行部から、「赤字が出た場合は、自助努力で赤字にならないようにする必要があると考えている。最悪の場合は、協定の中で双方協議の上決定するという条文があるので、そこで対応することになると考えている」との答弁でした。続けて委員から、「過去に指定管理において、赤字経営の実績があったことはあるのか」との質疑があり、執行部から、「岱明ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」に関しては、そのような実績はない。」との答弁でした。

次に委員から、「温泉施設のレジオネラ菌について、管理協定等はあるのか」との質疑があり、執行部から、「社会福祉協議会からの計画書に衛生管理マニュアルがあり、そこに明記されている。」との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳情の審査について、陳第1号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、2018年度から国民健康保険の運営が都道府県に移行され、多くの自治体で国民健康保険料が引き上げられる中、だれもが払える国民健康保険料、いつでもどこでも必要な医療が受けられるようにする必要があることから、国民健康保険財政全体へ

の国庫負担割合をふやすことについて意見書の提出を求める陳情であります。

委員から、「一旦議会として意見書を出しており、再度出す必要はないのではないか。」との意見、また、「再度提出されたのは、改善ができてないので後押ししてほしいということで再度お願いされたのではないか。」との意見がありました。

以上審査を終了し、挙手による採決の結果、陳第1号については、願意妥当と認め、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、陳第2号梅林地区における公民館新設に関する陳情についてであります。

これは、数年前まで、多人数の集会場所として借用していた旧JA梅林支所が、老朽化、衛生状態の悪化で現在は閉鎖状態、また、旧梅林小学校校舎内にある梅林公民館も狭く、空調設備もない状態でコミュニティー活動の場所に不便が生じていることから、梅林地区に各種団体及び地区住民が総会等を開催でき、また、災害時に避難ができる公民館の新設を求める陳情であります。

まず、委員から、「学校づくり委員会で跡地活用は話し合いがなされていたと思うが、結論は出たのか」との質疑があり、執行部から、「結論については把握していない。」との答弁でした。

次に委員から「自治公民館のレベルではない。場所のほか、いろんなことを決めないといけないので、もう少し時間をかけて執行部と話をしながら、また、議会も考えながら進めていく必要がある。」との意見がありました。さらに、委員から「執行部と地区の代表者と説明会を開く必要がある。それを受けて議会としても態度を決定する必要がある。執行部も地域の願意と受けとめて、具体的な話し合いを持っていただきたい。」との意見がありました。

最後に、委員から、「情報が不足している。これから行なわれる話し合いなど、情報を収集して判断していきたいので、この件については、継続審査でお願いしたい」と継続審査を求める動議が出され、採決の結果、陳第2号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳第3号小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情についてであります。

これは、小田地区に地縁団体等が利用できるコミュニティー施設、小田地区所有の備品保管場所及び緊急時の避難場所の確保が必要であることから、旧小田小学校跡地の一部、体育館とその前の広場を小田地区の地域コミュニティーの場として残すことを求める陳情であります。

まず、委員から、「この陳情に関して、執行部で何かの情報を伺っているか」との質疑があり、執行部から、「プロポーザルの実施にあたっては、地域に相談しながら時期や内容を検討したうえで、公募を実施している。12月20日を締切としているので、

その結果を見ながら、小田地区の方と打合せをしていきたいと考えている。」との答弁でした。

次に委員から、「内容は、梅林地区と同様である。この件についても継続審査でお願いしたい」と継続審査を求める動議が出され、採決の結果、陳第3号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳第4号小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情についてであります。

これは、玉陵校区6小学校の閉校により、旧校区に拠点となる集会場がなくなりコミュニティーの連携が取りにくい状況にある中、高齢者が集い、地域の活性化を図ることが重要であることから月瀬校区に旧小学校代替のコミュニティー集会場及び広場の建設を求める陳情であります。

まず、委員から、「玉陵小学校を一緒に使ってはどうかという計画があると思うが、今も計画は生きているのか」との質疑があり、執行部から、「基本的にはその方向である。旧月瀬小学校は、11月から3回目のプロポーザルを実施しているが、跡地活用の方法が決まらなければ、プロポーザルの実施内容の見直しと市有財産の有効活用、財政負担を考慮したうえで、全体的な見直しを関係各課で検討していきたい。」との答弁でした。

次に委員から、「執行部が小学校の跡地を企業等に利用していただきたいと考える一方で、地元の方々は、コミュニティーの場所をつくってほしいとの陳情である。地元の意見も聞きながらとは言っても、ある程度は、執行部ではっきりさせないと先に進めないと考える。執行部としても返事が難しいと考えるため、この件についても継続審査をお願いしたい」と継続審査を求める動議が出され、採決の結果、陳第4号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳第6号三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情についてであります。

これは、三ツ川小学校が閉校し地区の核となる活動拠点を失い、人口の減少とともに地域の衰退が現実味を帯びてきている中、地域の連帯と活力を維持するため、三ツ川地区内に避難所の機能を備えた地域活動の拠点となる多目的広場及びコミュニティーセンターの整備を求める陳情であります。

まず、委員から、「三ツ川小学校跡地は候補者が決定したと思うが、契約後、学校は利用できないのか」との質疑があり、執行部から、「契約候補者は決定している、契約候補者、地域、市と3者で事業内容の説明、意見交換を行なっている。契約候補者の提案として、極力地元に対して柔軟に対応していくとのことであるが、具体的な内容については、今後詰めていく必要がある。」との答弁でした。

次に、委員から、「地域の伝統文化は、もちろん、それぞれの地域で引き継いでいく必要がある。そのことを踏まえて、議会もしっかり検討していく必要があることから、継続審査をお願いしたい」と継続審査を求める動議が提出され、採決の結果、陳第6号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、提案してあります議案の中で、議第81号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）。議第92号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議第93号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議第94号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議第98号玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について。議第99号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議第100号玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について。議第104号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。以上の議案については、反対をいたします。

議第92号、議第93号、議第94号は、議員、市長、副市長、教育長の12月支給分期末手当を人事院勧告どおりに0.05カ月分引き上げるための条例改正であります。10月1日消費税が10%に増税をされました。その後の10月経済指標では、総務省

の家計調査で、消費支出が前年同月に比べて5.1%も減少、下げ幅は消費税が8%に増税になったとき以上であります。内閣府の景気動向指数も前月より5.6ポイント低下をしました。これは東日本大震災やリーマンショックに次ぐ下げ幅であります。そして、日銀単価の大幅な落ち込みなど、まさに日本経済が急速に悪化して、新たな消費不況に突入したのは明らかであります。

こういう中で、政府は今年度補正予算に税収不足を補うために2.2兆円の赤字国債を発行しました。国民に返済の負担は回ってきます。一方で、玉名市の財政見通しは、地方交付税の減少、合併特例債の償還、財政調整基金の取り崩しなどなど、厳しさを余儀なくされる状況であります。

使用料などについて、これまでは消費税8%増税は見送っていたものがありましたが、今議会で10%増税が添加され、市民の負担は増加をいたします。消費税増税に伴う、議第98号、議第100号、議第104号に従って反対をします。

異常のような状況を考えますと、私は、議員や市長、教育長などの期末手当を引き上げる情勢ではない。むしろ見送るべきだと判断をいたします。関係する議第81号、議第92号、議第93号、議第94号に反対をいたします。

次に、議第99号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、児童福祉法の一部改正に伴う条例の改正であります。玉名市家庭的保育事業等では、その対象は0歳から2歳までであります。ですから、家庭的保育事業等の認可を受ける際には、保育の質を確保する上で、卒園後の受け皿になる連携施設を設けることが決められております。ただし、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行なうことができると市町村が認めるときには、平成27年4月1日から5年は、連携施設を確保しないことができる経過措置が定めてあります。ところが、今度の一部改正で5年を10年に延長しました。これは連携施設を確保するという原則をさらに緩和した保育の質の後退につながる改正であることは明らかであります。到底容認することはできません。従って、反対をいたします。

次に、陳第1号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情につきまして、委員長の報告は採択でありました。

国民保険会計の運営は、全国どこでも厳しい運営をせざるを得ない、そういう中で、全国市長会など、地方6団体からも国に対して1兆円の財政負担を要望した経緯があります。国の負担割合がふえれば、玉名市の国保会計への運営は間違いなくよくなり、国保加入者の国保税の負担も軽減につながるものであります。従って、この陳第1号につきまして、私は賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第80号 専決処分事項の承認について 専決第4号

令和元年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、専決処分予算議案1件について採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第80号に対する委員長の報告は、承認であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第80号については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、予算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第82号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第83号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第84号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第85号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）

議第87号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第88号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議第89号 令和元年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

以上、予算議案8件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第82号から議第89号までの予算議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第82号から議第89号までの予算議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第81号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について、採決いたしま

す。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第81号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。異議がありません。

各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第81号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第92号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第93号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第94号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第98号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議第99号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第100号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について

議第104号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案7件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第90号 玉名市伊倉ふれあいセンター条例の制定について

議第91号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議第95号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第96号 玉名市天水石けん加工施設条例及び玉名市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議第97号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第101号 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第102号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第103号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第105号 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について



以上、条例議案9件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第90号から議第91号まで、議第95号から議第97号まで、議第101号から議第103号まで、議第105号の条例議案9件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第90号から議第91号まで、議第95号から議第97号まで、議第101号から議第103号まで、議第105号の条例議案9件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第92号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第92号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第92号については、原案のとおり決定いたしました。

議第93号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第93号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第93号については、原案のとおり決定いたしました。

議第94号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第94号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第94号については、原案のとおり決定いたしました。

議第98号 玉名市福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第98号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第98号については、原案のとおり決定いたしました。

議第99号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第99号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第99号については、原案のとおり決定いたしました。

議第100号 玉名市大衆浴場条例等の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第100号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第100号については、原案のとおり決定いたしました。

議第104号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第104号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第104号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第106号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部  
変更について

議第107号 指定管理者の指定について

議第108号 指定管理者の指定について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 指定管理者の指定について

議第111号 指定管理者の指定について

議第112号 指定管理者の指定について

議第113号 指定管理者の指定について

議第114号 市道路線の認定について

以上、議案9件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第106号から議第114号までの議案9件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第106号から議第114号までの議案9件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に  
関する陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております陳第1号に対する委員長の報告は、採択であります  
が、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、陳第1号については、採択する  
ことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

まず、総務委員長より目下、総務委員会において審査中の陳第5号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

以上、陳情1件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありますが異議があります。

本案は、起立表決により採決いたします。

陳第5号については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、文教厚生委員長より目下、文教厚生委員会において審査中の

陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情

陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情

陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情

陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情

以上、陳情4件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第115号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第118号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案4件を一括議題といたします。

これより委員会付託を省略しておりました議第115号から議第118号までの人事案件4件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第115号から議第118号までの人事案件4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより議員間討議に入ります。

議第115号から議第118号までの人事案件4件について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより討論に入ります。

議第115号から議第118号までの人事案件4件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。採決は1件ずつ行ないます。

議第115号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第115号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第115号については、原案のとおり、推薦に同意をすることに決定いたしました。

議第116号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第116号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第116号については、原案のとおり、推薦に同意をすることに決定いたしました。

議第117号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第117号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第117号については、原

案のとおり、推薦に同意をすることに決定いたしました。

議第118号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第118号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第118号については、原案のとおり、推薦に同意をすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 議員派遣の件

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

〔議会事務局次長 荒木 勇君 登壇〕

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的、第27回熊本県市議会議員研修会への出席のため

派遣場所、熊本県熊本市

派遣期間、令和2年1月20日の1日間

派遣議員、全議員

これは、地方自治の確立と都市の交流発展を目的に、熊本県市議会議長会主催によります議員研修会に、県下14市の議員が出席されることとなっております。

よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般

の事情による変更の場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時06分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第6 意見書案上程

意見書案第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

日程第7 意見書案審議

日程第8 決議案上程

決議案第1号 地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 決議案審議

日程第11 地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

以上、日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第6 意見書案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第2号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を一括議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第2号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書1件の審議に入ります。審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。意見書案第2号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより議員間討議に入ります。意見書案第2号について、議員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより討論に入ります。意見書案第2号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。これより採決に入ります。

意見書案第2号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 決議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第8、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第1号 地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、



これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第9 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第9、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

北本将幸君。

[北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 提案理由を申し上げます。

決議案第1号 地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について。

これは、現在の玉名・荒尾地域の小児医療体制は、小児科医師の不足により夜間の医療の提供を行なっておらず、熊本市に頼らざるを得ない状況であり、地域の子育て家庭にとって不安要素となっていることから、地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求め、決議として議会の意思を表明するものであります。

それでは、決議文を読み上げます。

現在、玉名・荒尾地域を含む有明地域保健医療圏では、小児科医師の不足により、午後10時から翌朝8時30分まで小児医療の対応ができておらず、熊本市に頼らざるを得ない状況である。

令和3年に開院する「くまもと県北病院」においては、充実した医療環境が整えられ、安心した生活環境の一端を担っていただけると期待しているが、地域の子育て家庭にとって、夜中に子どもを診察してもらえる病院が近くにないという状態は以前から続いており、すぐにでも解消すべき不安要素であり、急務であるととらえている。

自治体としても、医療面において安心して子育てのできる環境が整うことは、子育て家庭の定住化も促され、将来的な人口減少の抑止にもつながっていくと確信する。

よって、地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、新病院の開院を待たずとも、早急に下記の事項について推し進め、一日でも早く24時間の小児医療体制の構築を実現していただくべく特段の配慮を求め、玉名市議会の総意として要望する。

1、経験豊かな医師、看護師を充足させ、病院に勤務する全職員が協力し合い、玉名郡市医師会と連携を密にした24時間の小児医療体制の構築を進めること。

2、関係機関と協力し、県北地域の24時間の小児医療病院としての構築を進めること。

以上、決議する。

以上でございます。これで提案理由の説明を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

決議案第1号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 決議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（中尾嘉男君） 日程第10、「決議案審議」を行ないます。

改めて、決議案第1号地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております決議案第1号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、議員間討議・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより議員間討議に入ります。決議案第1号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより討論に入ります。決議案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。これより採決に入ります。

決議案第1号地方独立行政法人くまもと県北病院機構に対し、24時間の小児医療体制の構築を求める決議について、採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員補欠選挙

○議長（中尾嘉男君） 日程第11、「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組

合議会議員補欠選挙」を行ないます。

玉名市及び玉東町をもって組織する地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合の議会の議員については、同組合規約第5条第2項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから、当該組合市町の議会において選挙することになっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数6名に対し、玉名市選挙区における選出の議員数は5名と定めてあります。

現在、玉名市選挙区の議員1名が欠員となっておりますので、同規約第7条の規定により、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員に、前田正治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました前田正治議員を地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました前田正治議員が地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員に当選されました。

ただいま地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合議会議員に当選されました前田正治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 令和元年第3回の定例会の閉会にあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

今議会、提案をさせていただきました令和元年度補正予算、条例関係、人事案件など、39件の議案に対しまして、慎重に御審議いただき、議決、承認をいただきましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。また、5件の陳情について、継続審議となりましたが、今後は、各校区の区長様等との御意見もお聞きをし、学校統合までの話し合いの経緯なども踏まえて、御理解をいただきながら方向性を見いだしたいと思います。

ことしも残すところ8日となりました。政府におきましては、来年度の予算案が閣議決定され、一般会計の総額が102兆6,580万円となるとのことであります。過去最高の予算案となるわけではありますが、医療介護費用の増加や高等教育の負担軽減、幼児教育・保育の無償化など、社会保障関係費が大きく膨らむこととなり、消費税増税に伴う景気の下支えに対しても増額の要因があるとされております。また、今年度の国関係の補正予算においても、災害からの復旧、復興と安心・安全の確保、また、経済の下ぶれリスクを乗り越えようとするものへの重点支援など、経済対策についての追加予算が上げられております。具体的な内容はまだわかりませんが、地方交付税の確保を初めとして、子ども・子育て支援臨時交付金の増加額など、地方への配慮が行き届いた政治の流れになっていくことを願うものでございます。

市議会におかれましては、この2年間中尾議長、近松副議長を中心に、各常任委員長様、あるいは特別委員長様、皆様方とともに、それぞれに議論を尽くし2年間の議会運営をつかさどっていただきましたことを、執行部といたしましても、改めて感謝を申し上げます。

また、これから先の2年間、新たな体制となりますが、笑顔あふれる玉名市、市民の笑顔が人を呼び込むまち、この実現に向けて御指導、御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

昨年大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」の放送をきっかけに全国で玉名市のPRに取り組んでまいりました。放送は先週の15日で最終回を迎えたわけですが、個人的にも最終回は特に感動的であり、ドラマの視聴率については、ネガティブな声も聞かれておりましたが、いずれにしても金栗先生がストックホルムオリンピックを54年8月6日、5時間32分20秒3という歴史に残る大記録でゴールされたように、歴史に名を刻み人々の心に残るものであったと思うところであります。放送は終わりましたが、来月の13日まで大河ドラマ館は開館しております。1月11日から13日まで、閉館イベントも予定しておりますので、皆様方には、今一度ドラマ

館に足をお運びいただき、金栗四三の歴史とドラマを胸にまた、刻んでいただければというふうに思います。

これまで、全国各地で金栗先生、そして玉名市のPR活動を実施してまいりましたが、PR活動はこれで終わりではなく、これからがまた新たなPRのスタートであると考え、今後も玉名市の情報を発信し続けてまいりたいというふうに考えております。また、年が明けますと開会のあいさつでも申し上げましたとおり、本市が協定を締結しております筑波大学がいよいよ26年ぶりに箱根駅伝の本戦を走ります。先日激励に伺った際、弘山監督との話の中では、本戦は当然ながら予選どころのレベルではなく、非常に厳しい戦いとなるということでありましたけれども、筑波大学におかれましては、ぜひともタスキをつないでいただいて、シード権獲得を目標に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

今回も芦ノ湖のゴール地点で、玉名市と和水町のPRブースを出させていただきますし、どうか皆様方からの応援のほうもよろしく願いいたします。

インフルエンザが流行する季節となりました。この年末、それぞれに御自愛いただきまして、すばらしい新年をお迎えいただき、さらなる飛躍の年となりますことを心からお祈りを申し上げます。あわせて、休会中におきましても、御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第3回定例会の閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

この1年間、本当にお世話になりました。大変ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） これにて本会議を閉じ、令和元年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            中 尾 嘉 男

玉名市議会前副議長      近 松 恵美子

玉名市議会議員           一 瀬 重 隆

玉名市議会議員           赤 松 英 康

玉名市議会会議録  
令和元年第3回定例会

発行人 玉名市議会議長 中尾嘉男  
編集人 玉名市議会事務局長 松本留美子  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地  
電話(0968)75-1155